



2011年度 知識財産活動実態調査

The Survey on Intellectual Property-Related Activities in Korea 2011

利用者のために

1. この報告書は韓国企業、大学・公共研究機関の知識財産活動の現状を把握するため、基準年度において産業財産権の出願及び登録実績のある企業及び大学・公共研究機関を対象に、2011年に実施した知的財産活動調査の結果を収録した。

2. この報告書に収録された統計数値は標本調査の結果を元に母数推定 (parameter estimates) したものである。

3. 統計表の全ての統計数値は四捨五入の差により、各項目の合計と総計が一致しない可能性があり、複数回答項目は構成割合の合計が100を超過する。

4. 産業分類については、2007年12月28日に改正告示された第9次標準産業分類を適用した。そのため、2007年度知識財産活動の調査結果と比較するときには業種分類の差を踏まえた上で使用しなければならない。また「印刷及び紙製品の製造業」（標準産業分類C17、C18）の場合、母集団及び回答企業数が少ないため、「その他製造業」に含めて結果を集計した。

5. この報告書で使用された全ての図と表の年度は、別途の表示がない限り、2011年度調査結果を意味する。

6. この報告書の内容に関する問合せは韓国知識財産研究院IP動向分析チーム (02-2189-2650)が担当しており、報告書の内容は特許庁ホームページ (<http://www.kipo.go.kr/>) から確認することができる。

Contents

目次

要約	11
----	----

第1章 | 調査の概要

第1節 調査の目的及び沿革	26
1. 調査の目的	26
2. 調査の沿革	27
第2節 調査項目及び標本設計	28
1. 調査項目の設計	28
2. 標本設計	31
第3節 調査方法及び結果	37
1. 調査方法	37
2. 調査結果	39

第2章 | 企業の知識財産活動

第1節 知識財産活動インフラ	44
1. 知識財産担当組織及び人材	44
2. 知識財産担当人材に対する職務教育及び人件費/教育費	49
3. 知識財産サービスの活用現状	52

第2節 知識財産の創出	54
1. 研究開発過程における特許情報の活用	54
2. 外部からの知識財産導入実績及び今後の計画	57
3. 職務発明補償	61
4. 効果的な知識財産創出のために必要な政策支援	64

第3節 知識財産の保護	65
1. 予備評価遂行の現状及び方法	65
2. 研究開発成果物の保護戦略	68
3. 産業財産権の海外出願/登録及び国内出願計画	71
4. 産業財産権の出願/審査/維持費用及び関連規定の現状	74
5. 効果的な知識財産保護のために必要な政策支援	75

第4節 知識財産の活用	76
1. 知識財産の実査	76
2. 知識財産の活用戦略	78
3. 知識財産権の売却/移転及び活用の現状	82
4. 効果的な知識財産活用のために必要な政策支援	85

第5節 知識財産の侵害及び紛争	86
1. 知識財産権の侵害及び被害規模	86
2. 知識財産権侵害に対する事後対応	96
3. 知識財産権紛争関連問題及び必要な政策支援	101

2011年度 知識財産活動実態調査

The Survey on Intellectual Property-
Related Activities in Korea 2011

第3章 | 大学及び公共研究機関の知識財産活動

第1節 知識財産活動インフラ	106
1. 知識財産担当組織及び人材	106
2. 知識財産担当人材に対する職務教育及び人件費/教育費	109
3. 知識財産サービスの活用及び総合的管理システムの構築現状	112
第2節 知識財産の創出	115
1. 研究開発過程における特許情報の活用	115
2. 知識財産創出のための活動戦略	119
3. 職務発明補償	120
4. 効果的な知識財産創出のために必要な政策支援	122
第3節 知識財産の保護	123
1. 予備評価の遂行現状及び方法	123
2. 研究開発成果物の保護戦略	126
3. 産業財産権の海外出願/登録及び国内出願計画	128
4. 産業財産権の出願/審査/維持費用及び関連規定の現状	130
5. 効果的な知識財産保護のために必要な政策支援	131
第4節 知識財産の活用	132
1. 知識財産の実査	132
2. 知識財産の活用戦略	134
3. 知識財産権の売却/移転及び活用現状	137
4. 効果的な知識財産活用のために必要な政策支援	139

第5節 知識財産の侵害及び紛争	140
1. 知識財産権の侵害及び事後対応	140
2. 知識財産権紛争関連問題及び必要な政策支援	141

第4章 | 2011年韓国知識財産活動の診断

1. 知識財産先行活動の変化	144
2. 外部からの知識財産導入の減少	147
3. 知識財産保護戦略としての出願割合の増加	149
4. 知識財産移転のための努力及び成果の減少	151
5. 知識財産の活用及び事業化割合の増加	154
6. 知識財産担当組織保有率の改善	156
7. 知識財産権侵害類型の特徴	159

用語整理	160
------	-----

付録

付録1. 韓国標準産業分類表 (KSIC) との対応表	164
付録2. 調査票 (企業)	165
付録3. 調査票 (大学・公共研究機関)	182

Contents 表目次

[表1. 1] 知識財産活動の分類	29
[表1. 2] 知識財産活動実態調査の主要調査項目	29
[表1. 3] 既存知識財産権侵害実態調査との母集団比較	31
[表1. 4] 2012年調査の母集団	32
[表1. 5] 年度別母集団の大きさ	32
[表1. 6] 企業母集団の分布	33
[表1. 7] 大学・公共研究機関の母集団の分布	34
[表1. 8] 企業登録件数別全数調査対象の割合	34
[表1. 9] 企業の標本分布	35
[表1. 10] 大学・公共研究機関の標本分布	35
[表1. 11] 2段階アンケート調査の方法及び方法	37
[表1. 12] 調査拒否及び不誠実な回答への対処方案	38
[表1. 13] 無回答時の対処方案及び欠測値の補正方案	39
[表1. 14] 有効標本の規模及び回答率	39
[表1. 15] 業種別有効標本の規模及び回答率	40
[表1. 16] 業種別、企業類型別回答企業の分布	40
[表1. 17] 大学・公共（研）類型別回答機関の分布	41
[表2. 1] 職務教育実施を望む場合に取り扱うべき内容	50
[表2. 2] 知識財産担当者の人件費及び教育費の現状	51
[表2. 3] 知識財産サービスの利用現状	52
[表2. 4] 最近3年間における外部からの知識財産導入企業の割合	59
[表2. 5] 職務発明補償の類型別の実施割合	63
[表2. 6] 効果的な知識財産創出のための政策支援の必要性	65
[表2. 7] 研究開発成果物保護戦略における活用度	69
[表2. 8] 2011年と2012年比による知識財産権出願計画	72

[表2. 9] 産業財産権が国内出願増減に与える要因	73
[表2. 10] 知識財産の出願・審査・維持費用	74
[表2. 11] 効果的な知識財産保護のための政策支援の必要性	75
[表2. 12] 韓国国内技術取引システムの活用度	80
[表2. 13] 回答企業が保有している特許の活用率及び事業化率	84
[表2. 14] 効果的な知識財産活用のための政策支援の必要性	85
[表2. 15] 全体侵害被害規模の推定	96
[表2. 16] 知識財産権侵害対応のために必要な政府政策	102
[表3. 1] 職務教育実施を望む場合に取り扱うべき内容	110
[表3. 2] 知識財産担当者の人件費及び教育費の現状	111
[表3. 3] 知識財産サービスの利用現状	112
[表3. 4] 職務発明補償における類型別の実施割合	122
[表3. 5] 効果的な知識財産創出のための政策支援の必要性	123
[表3. 6] 2011年と2012年比における知識財産権出願計画	129
[表3. 7] 産業財産権国内出願の増減に影響を与える要因	130
[表3. 8] 知識財産の出願・審査・維持費用	131
[表3. 9] 効果的な知識財産保護のための政策支援の必要性	131
[表3. 10] 韓国国内における技術取引システムの活用度	137
[表3. 11] 効果的な知識財産活用のための政策支援の必要性	140
[表3. 12] 知識財産権侵害対応の問題点	142
[表3. 13] 知識財産権侵害対応のために必要な政府政策	142

Contents 目次

2011年度 知識財産活動実態調査

The Survey on Intellectual Property-
Related Activities in Korea 2011

[図2.1] 知識財産担当組織の保有現状	45
[図2.2] 知識財産担当組織総括者の地位	45
[図2.3] 知識財産担当人材の保有現状	46
[図2.4] 知識財産関連業務遂行中の企業の割合	47
[図2.5] 知識財産専任人材採用予定の割合	48
[図2.6] 知識財産権担当人材に対する職務教育の現状及び必要性	49
[図2.7] 知識財産人材の力量強化のために必要な政府政策	51
[図2.8] 知識財産サービス関連における今後の拡大予定分野	53
[図2.9] 知識財産サービス提供機関別の利用割合	54
[図2.10] 先行特許情報調査の遂行現状	55
[図2.11] 先行特許調査の必要性	55
[図2.12] 出願件数別先行特許調査の必要性	56
[図2.13] 先行特許調査を行う場合の遂行人材	57
[図2.14] 知識財産導入拡大予定企業の割合	58
[図2.15] 知識財産導入のための投資拡大方向	58
[図2.16] 国内知識財産導入企業の割合及び平均導入件数	60
[図2.17] 知識財産を導入した企業の類型別導入件数	61
[図2.18] 職務発明補償規定の保有及び活用現状	62
[図2.19] 職務発明補償規定を保有しない主な理由	63
[図2.20] 産業財産権出願などに先立つ社内予備評価の遂行現状	66
[図2.21] 予備評価遂行の必要性	67
[図2.22] 予備評価を遂行している場合の遂行人材	67
[図2.23] 研究開発成果物保護戦略の活用割合及び活用度	69

[図2.24] 発明件数比における出願割合及び非公式な権利保護割合	70
[図2.25] 韓国国内知識財産保護水準に対する意見	71
[図2.26] 産業財産権の海外出願/登録企業の割合	72
[図2.27] 営業秘密の管理及び技術流出防止指針の保有及び遵守現状	75
[図2.28] 知識財産実査の遂行現状	76
[図2.29] 知識財産実査の必要性	77
[図2.30] 知識財産実査を遂行している場合の遂行人材	78
[図2.31] 最近3年間における技術取引機関への業務依頼及び締結現状	79
[図2.32] 技術取引機関などに業務を依頼する場合の費用支払方法	80
[図2.33] 特許技術の事業化時の最大の問題点	81
[図2.34] 知識財産の売却・移転の現状	82
[図2.35] 特許権の活用率及び事業化率	83
[図2.36] その他の産業財産権の事業化率	84
[図2.37] 産業財産権類型別侵害被害件数	86
[図2.38] 企業の類型別産業財産権侵害被害の割合	87
[図2.39] 権利類型別被害現状	88
[図2.40] 侵害製品製造者別被害現状	89
[図2.41] 侵害製品製造地域別被害現状	89
[図2.42] 侵害製品流通地域別被害現状	90
[図2.43] 侵害製品流通類型別被害現状	91
[図2.44] 侵害製品発見経路別被害現状	92
[図2.45] 知識財産権侵害被害が発生した主な原因	93

[図2.46] 損害賠償額又は和解金の規模	93
[図2.47] 実際に発生した被害金額の規模	94
[図2.48] 損失が予想される被害金額の規模	95
[図2.49] 知識財産権侵害に対する対応	97
[図2.50] 侵害製品流通類型別の対応現状	98
[図2.51] 侵害製品流通類型別の対応種類	98
[図2.52] 対応活動を行わなかった場合の理由	99
[図2.53] 知識財産権侵害対応費用	100
[図2.54] 知識財産権侵害対応の問題点	101
[図2.55] 他社知財権紛争時対応の問題点	102
[図3.1] 知識財産担当組織の現状	107
[図3.2] 知識財産専任人材の保有現状	107
[図3.3] 知識財産担当者の主要業務	108
[図3.4] 知識財産担当人材の採用計画	109
[図3.5] 知識財産権担当人材に対する職務教育の現状及び必要性	110
[図3.6] 知識財産人材強化のために必要な政府政策	113
[図3.7] 知識財産サービス関連の今後の拡大予定分野	113
[図3.8] 知識財産サービス提供機関別の利用割合	113
[図3.9] 知識財産管理システムの構築及び活用の有無	114
[図3.10] 知識財産管理システムの構築費用	115
[図3.11] 先行特許情報調査の現状	116
[図3.12] 先行特許情報調査の必要性	117
[図3.13] 先行特許調査を行う場合の遂行人材	117
[図3.14] 先行特許調査に対する機関の支援	118
[図3.15] 優秀な知識財産創出のための活動及び戦略	119

[図3.16] 職務発明補償規定の保有及び活用現状	120
[図3.17] 職務発明補償規定を保有していない場合の主な理由	121
[図3.18] 産業財産権出願などに先立つ予備評価の遂行現状	124
[図3.19] 予備評価の遂行必要性	124
[図3.20] 予備評価を遂行している場合の遂行人材	125
[図3.21] 研究開発成果物保護戦略の活用割合及び活用度	126
[図3.22] 発明件数比における出願割合及び非公式な権利保護の割合	127
[図3.23] 現在の韓国国内知識財産保護水準に対する認識	128
[図3.24] 特許権海外出願企業の割合	129
[図3.25] 知識財産実査の遂行現状	132
[図3.26] 知識財産実査の必要性	133
[図3.27] 知識財産実査を遂行している場合の遂行人材	134
[図3.28] 最近3年間における技術取引機関への業務依頼及び締結現状	135
[図3.29] 技術取引機関などに業務を依頼した場合の主な費用支払方法	136
[図3.30] 知識財産を売却/移転した機関の割合及び件数	138
[図3.31] 特許権の活用率	139
[図4.1] 企業の先行活動遂行割合の推移	145
[図4.2] 大学及び公共(研)の先行活動遂行率の推移	145
[図4.3] 全体研究開発課題、発明、保有知識財産における遂行割合の変化	146
[図4.4] 先行活動の必要性に対する認識変化	147

2011年度 知識財産活動実態調査

The Survey on Intellectual Property-
Related Activities in Korea 2011

[図4.5] 知識財産導入の推移	148
[図4.6] 知識財産導入における拡大方向の変化	149
[図4.7] 発明件数比における出願率の推移	150
[図4.8] 韓国国内における知識財産保護水準強化の必要性	150
[図4.9] 海外出願及び登録の推移	151
[図4.10] 最近3年間に於ける技術取引、技術マーケティングのための業務依頼の推移	152
[図4.11] 韓国国内における技術取引システム活用割合の推移	153
[図4.12] 韓国国内における技術取引システム活用度の推移	153
[図4.13] 知識財産の売却/移転の推移	154
[図4.14] 特許活用率及び事業化率の平均	155
[図4.15] 全体特許活用率及び事業化率	156
[図4.16] 知識財産担当組織保有割合の推移	157
[図4.17] 専任人材保有割合及び専任人材数の推移	157
[図4.18] 知識財産担当人材の職務教育遂行現状	158

The Survey on
Intellectual Property-Related
Activities in Korea 2011

要約文

要約文

I. 調査の目的及び沿革

1. 必要性及び目的

- ▶知識財産政策を効果的に樹立・推進するため、各企業、大学・公共研究機関の活動現状を総合的に把握及び分析することができる統計資料が必要
- ▶知識財産基本法第31条に基づき、知識財産の創出・保護・活用と侵害などの現状について「知識財産活動実態調査」を実施

2. 統計作成の沿革

- ▶2006年：企業を対象に知識財産活動調査を実施
 - ・法的根拠：統計法による政府承認統計（第13802号、「知識財産活動調査」）
- ▶2007年：調査対象を大学・公共（研）に拡大
 - ・名称変更：知識財産活動実態調査（The Survey of Intellectual Property-Related Activities）
 - ・知識財産活動における段階別の先行活動に対する項目などを細分化
- ▶～2010年：需要により調査項目を修正するなどの改善活動を展開
- ▶2011年：調査領域の拡大及び法的根拠の整備
 - ・知識財産基本法による法的根拠の確保
 - ・被害・侵害の現状に対する調査領域の拡大
 - ・貿易委員会の「知識財産権侵害実態調査」と統合

3. 調査の概要

▶調査期間：2011. 8. 8. ～2011. 10. 14.（約2カ月）

▶ 調査標本の設計

・ 2011年を基準とし、基準年度（出願2008年と2009年、登録2006～2010年）に産業財産権を2件以上出願し、1件以上登録した国内の17,440企業及び大学・公共研究機関
（単位：件）

	母集団の大きさ	企業	大学及び公共（研）
2007年	10,202	10,050	152
2008年	11,470	11,292	178
2009年	11,987	11,792	195
2010年	13,392	13,165	227
2011年	17,440	17,220	220

・ 産業財産権の出願規模（共通）と業種（企業）、機関の類型（大学・公共（研））を基準に34集団に層別し、無作為に抽出

－基準年度に出願20件以上又は登録100件以上を行った企業及び大学・公共（研）は全数調査

－基準年度に出願が20件未満、かつ登録が100件未満であった企業に対しては割当抽出（quota sampling）

※標本の割当率は企業の場合は平均12%、大学・公共（研）の場合は58%を適用

－全体標本数：3,857カ所（企業3,673社、大学・公共（研）184機関）

▶標本誤差：信頼水準95%に±1.43%（企業）、±1.93%（大学・公共（研））

▶回答率：42.1%（企業39.2%、大学・公共（研）90.4%）

▶母数推定（Parameter Estimates）

・ 抽出された標本調査の結果と層別された各集団における母集団の加重値を利用し、母集団に対する推定結果を共に提示

▶調査項目

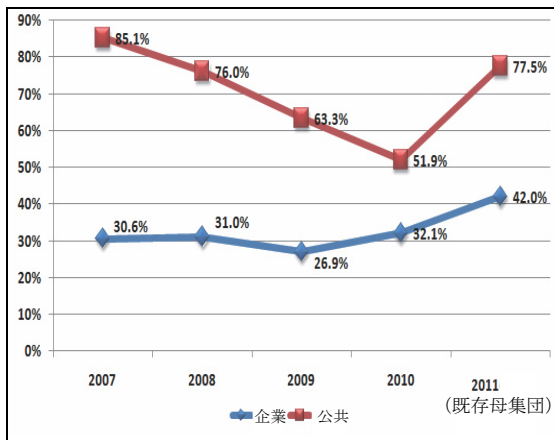
・ 知識財産活動の段階別における知識財産創出活動、知識財産の権利化及び保護活動、知識財産活用活動及び知識財産権侵害に関する事項

II. 主要調査の結果

1. 知識財産活動のためのインフラ

インフラ

知識財産担当組織及び人材

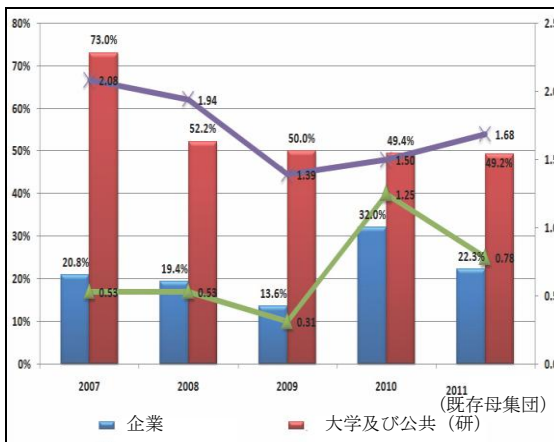


▶知識財産担当組織保有割合が前年に比べ増加した企業は38.6% (42.0%)、大学・公共(研)は78.0% (77.5%)¹⁾

・独立専担部署の保有割合はほぼ変わっていないが、兼任部署の保有割合が23.7%から(33.2%)に増加

▶重複回答企業の担当組織保有割合も40%から(57%)に有意に増加

<知識財産担当組織保有割合の推移>



▶知識財産専担人材保有割合は企業が19.2% (22.3%)で前年に比べ減少、大学・公共(研)は50.7% (49.2%)

▶平均知識財産専担人材は企業が0.59名 (0.78名)で前年に比べ減少、大学・公共(研)が1.75名 (1.68名)に小幅増加

▶重複回答企業²⁾における平均専担人材数は変化無し

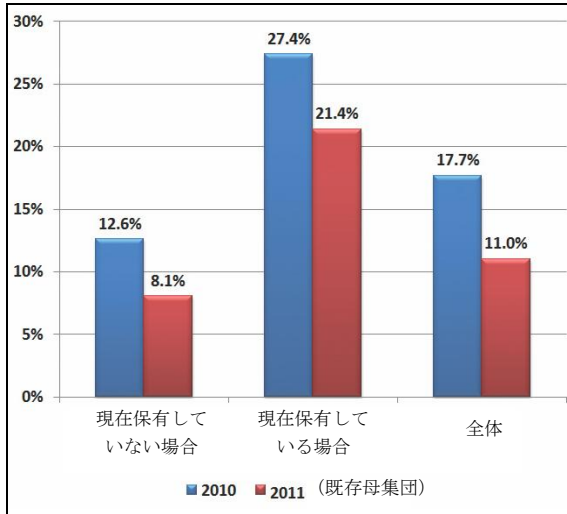
<専担人材保有割合及び専担人材の推移>

¹⁾ 年度別比較においては2010年と母集団を同一に構成した場合の母集団の推定値を入れた。括弧内の数値は既存母集団の推定値である。

²⁾ 2010年と2011年のアンケート調査に回答した420企業

インフラ

知識財産担当人材の採用計画及び人件費/教育費



<知識財産専担人材の採用予定割合>

▶知識財産専担人材の採用予定割合は企業が9.5% (11.0%) で前年に比べ減少、大学・公共(研)が24.4% (22.7%) で前年に比べ増加

▶一年に支出した知識財産担当者の人件費/教育費は、企業が3,274 (3,526) 万ウォンで前年に比べ減少、大学・公共(研)が7,133 (6,754) 万ウォンで前年に比べ増加

<知識財産担当者の人件費/教育費>

(単位：万ウォン)

区分	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年 (既存母集団)
企業	3,529	4,936	4,810	4,654	3,526
大学・公共(研)	19,225	7,687	6,091	5,153	6,754

インフラ

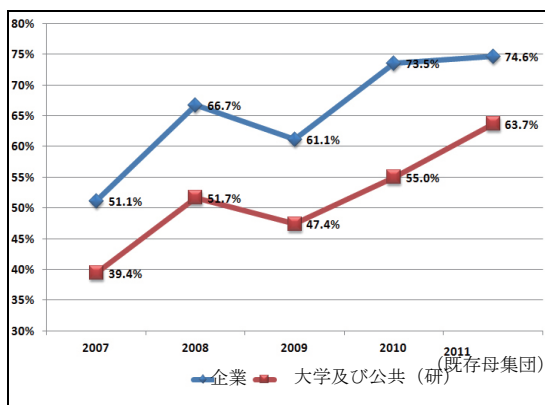
2010年知識財産活動のためのインフラの特徴

- ▶企業と大学・公共(研)の知識財産担当組織保有割合は増加
 - ・企業の場合は独立専担部署保有割合には大きな変化がなく、兼任部署保有割合が大きく増加
- ▶しかし、企業における知識財産専担人材保有割合と平均専担人材数、担当人材に対する人件費/教育費の支出は減少
 - ・今後、専担人材を採用予定の企業割合も減少
- ▶大学及び公共(研)の知識財産専担人材数、担当人材に対する人件費/教育費の支出は増加

2. 知識財産の創出活動

創出

研究開発過程における特許情報の活用現状



＜先行特許調査遂行の推移＞

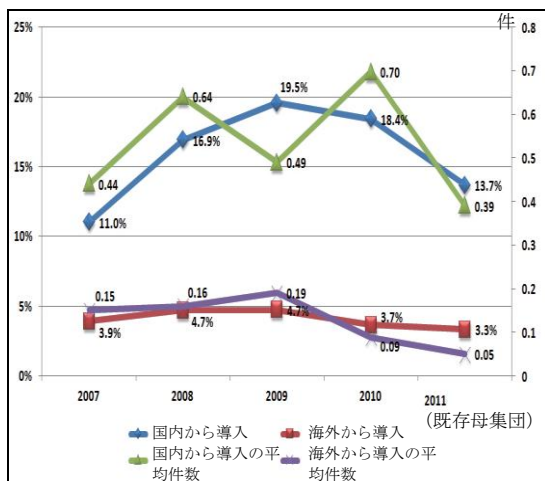
▶先行特許調査を行っている企業は69.7% (74.6%)、大学・公共(研)は64.9% (63.7%) で前年に比べ増加

▶全体研究開発課題中の遂行割合も企業が48.6%から(59.6%)に、大学・公共(研)が54.5%から(57.9%)に増加

▶先行特許調査が必要であると認識している割合も増加

創出

外部からの知識財産の導入



＜知識財産の導入推移＞

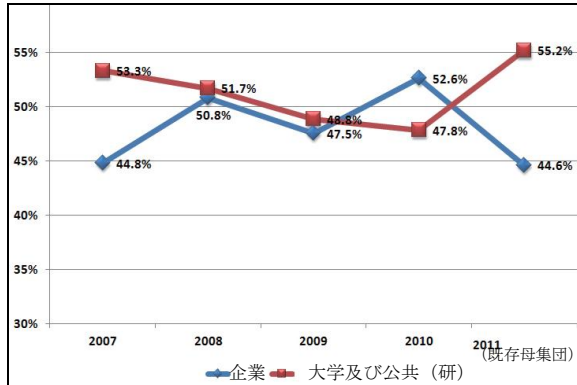
▶国内知識財産を導入した企業の割合は11.7% (13.7%) で2009年から減少

・平均導入件数も2009年の0.7件から2010年には0.4件に減少

▶海外知識財産を導入した企業の割合と平均導入件数も前年に比べ減少

創出

職務発明補償



< 予備評価の遂行推移 >

▶職務発明補償規定を保有/活用する企業は28.4% (32.5%) で前年に比べ減少、大学・公共(研)は75.7% (76.4%) で前年に比べ増加

▶国内特許登録補償と出願補償を実施する企業の割合はそれぞれ21.2%、18.9%と最も多かった。

創出

2010年知識財産創出活動の特徴

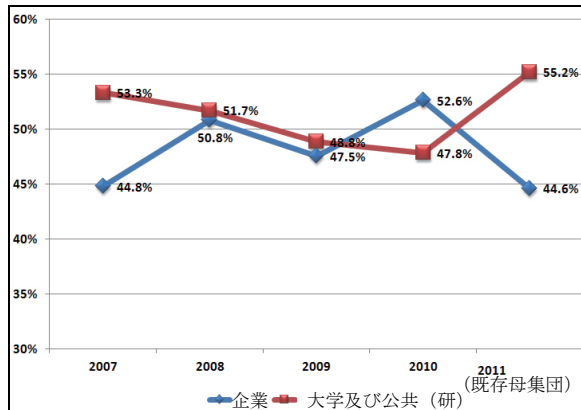
▶全ての企業と大学・公共(研)は、優秀知識財産創出のための先行特許活動及びそれに対する認識を深めた。

▶しかし、外部企業から知識財産を導入した成果及び今後知識財産導入の拡大を予定する企業の割合は減少した。

3. 知識財産の保護

保護

予備評価の遂行現状



<予備評価の遂行推移>

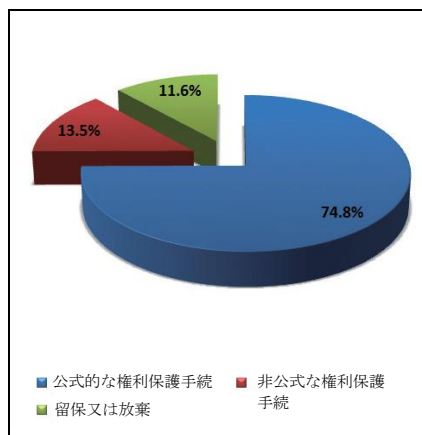
▶予備評価の遂行割合は企業が42.3% (44.6%) で前年に比べ減少、大学・公共 (研) は57.2% (55.2%) で前年に比べ増加

▶企業、大学・公共 (研) 全て全体発明件数中の遂行割合と予備評価の必要性に対する認識が向上

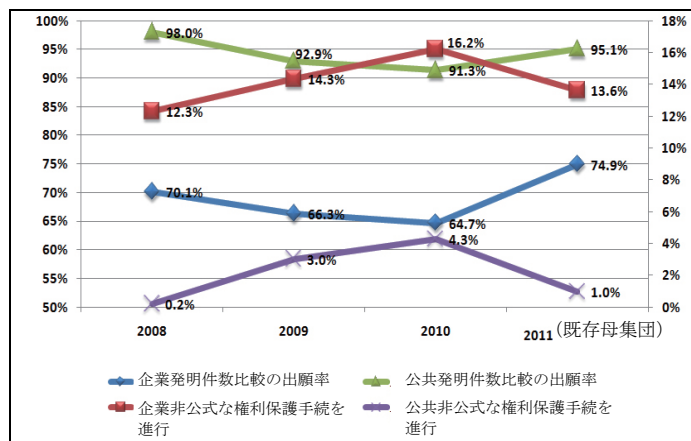
保護

産業財産権の出願割合及び保護水準に対する認識

▶企業と大学・公共 (研) が産業財産権出願などの公式的な権利保護手続を行うようになる割合はそれぞれ全体発明中の74.8%と94%であり、企業と大学・公共 (研) の全てが前年に比べて増加



<研究成果物の保護戦略>



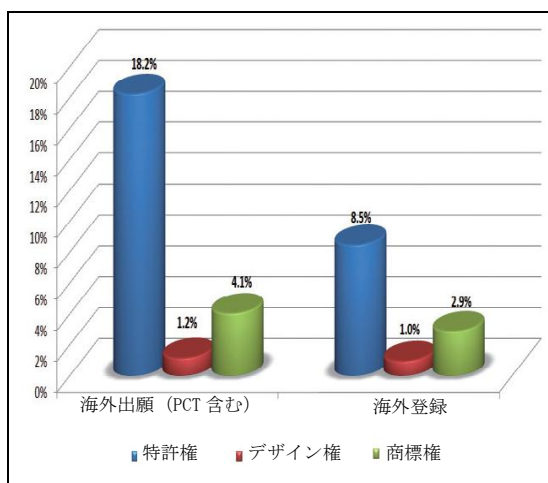
<発明件数比における出願割合の推移>

▶国内知識財産保護水準がさらに強化されるべきと答えた企業と大学・公共 (研) はそれぞれ71.4%と92.2%で、企業と大学・公共 (研) の全てにおいて減少が続く。

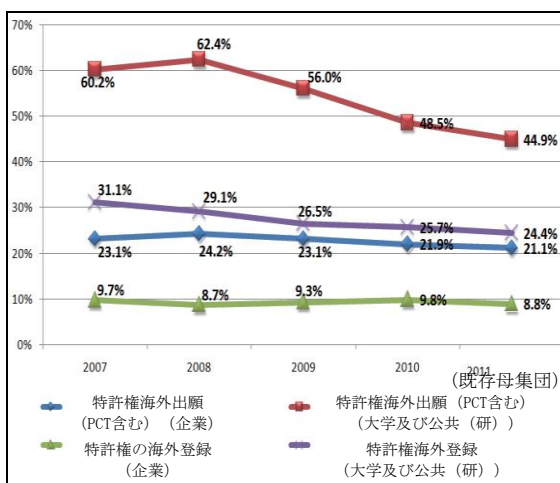
保護

産業財産権の海外出願

▶2010年の1年間特許権を海外出願（PCTを含む）した企業と大学・公共（研）はそれぞれ18.2%（21.1%）と46.5%（44.9%）で2008年から継続して減少



<海外出願/登録（企業）>



<特許権の海外出願/登録推移>

保護

2010年知識財産保護活動の特徴

▶企業の予備評価遂行割合は減少したが、発明件数中の遂行割合及び予備評価の必要に対する認識度は上昇

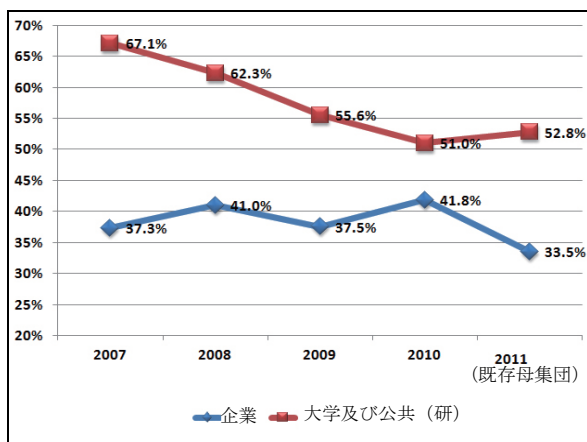
▶産業財産権の出願/登録を通じた知識財産保護体系に対する信頼度が上昇

- ・産業財産権の出願割合の増加、非公式な権利保護割合は減少
- ・国内の知識財産保護水準が適切であるという意見は2009年の23%から2010年には（27%）に増加

4. 知識財産の活用

活用

知識財産実査



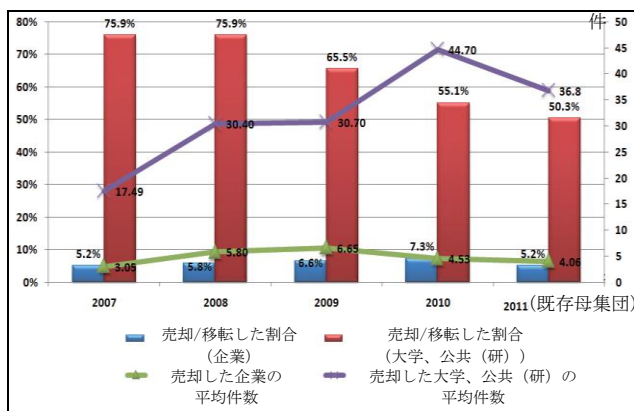
＜知識財産実査実施割合の推移＞

▶知識財産実査（評価）を遂行する割合は企業が31.4%（33.5%）で前年に比べ減少、大学・公共（研）は51.9%（52.8%）で前年に比べ増加

▶企業、大学・公共（研）ともに全体発明件数中の遂行割合は増加したが、実査の必要性に対する認識度は減少

活用

知識財産権の売却/移転の現状

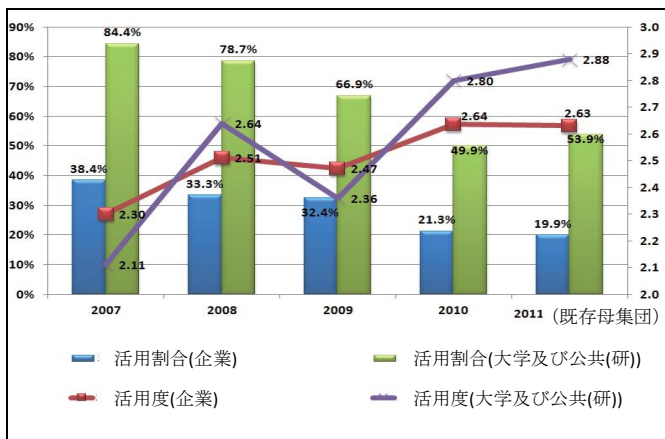


＜知識財産の売却/移転の推移＞

▶2010年度に知識財産を国内に売却/移転した割合は企業が4.6%（5.2%）、大学・公共（研）が51.0%（50.3%）でともに前年に比べ減少

▶知識財産を売却/移転した企業及び大学・公共（研）の平均売却/移転件数も前年に比べ減少

活用 知識財産の売却/移転の努力



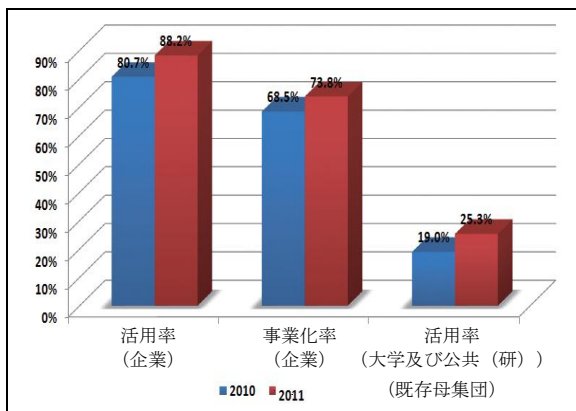
<オンライン取引システム活用割合の推移>

▶オンライン技術取引システム活用割合は企業が19.3% (19.9%)、大学・公共(研)が55.2% (53.9%)

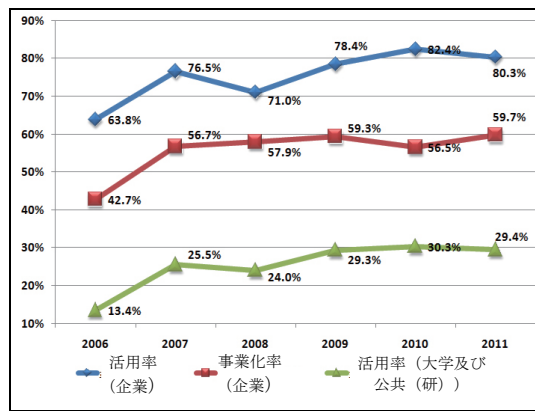
▶最近3年間に技術取引のため、TLOや技術取引機関などに対し業務を依頼した企業の割合も前年に比べ減少

活用 特許権の活用現状

▶2010年の1年間に特許権を海外出願 (PCTを含む) した企業と大学・公共(研)はそれぞれ18.2% (21.1%) と46.5% (44.9%) で2008年から減少が続く。



<特許活用率 (各企業/機関の平均) >



<特許活用率 (調査対象特許の合計) >

活用 2010年知識財産活用活動の特徴

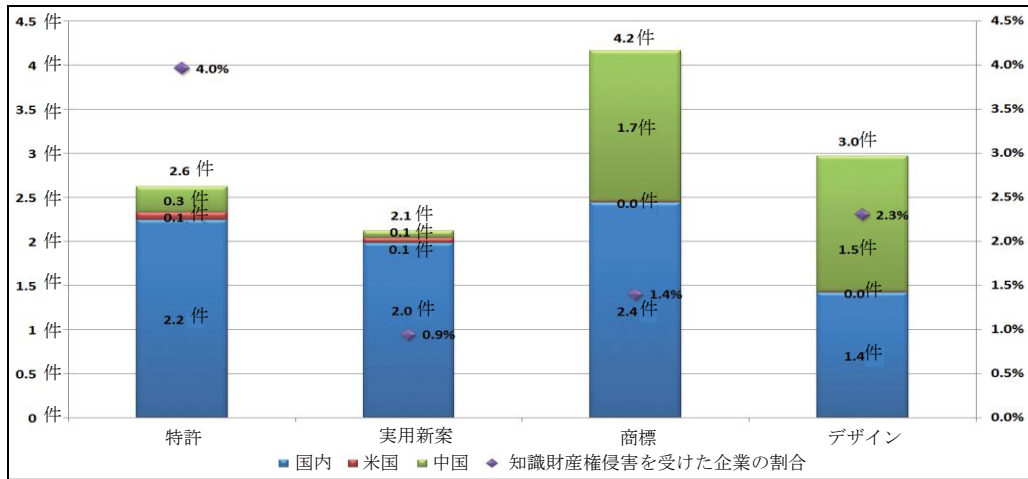
- ▶企業の知識財産実査遂行及びその必要性に対する認識度が低下
- ▶企業内部における特許活用率及び事業化率は増加したが、外部に知識財産を移転しようとする努力及び成果は減少

5. 知識財産権の侵害

侵害

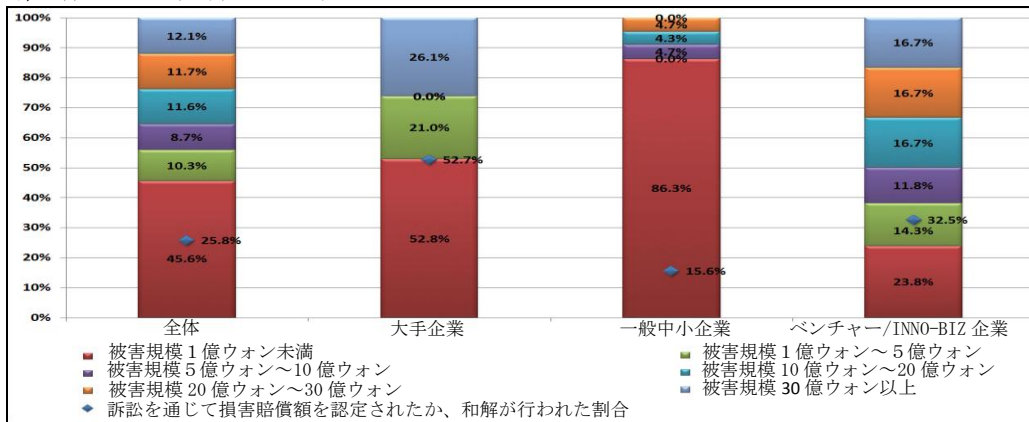
知識財産権侵害被害の現状

- ▶2010年に1件以上の知識財産権侵害を受けた企業は6.6%
- ▶2010年に特許侵害を受けた企業は4.0%であり、平均侵害件数は2.6件



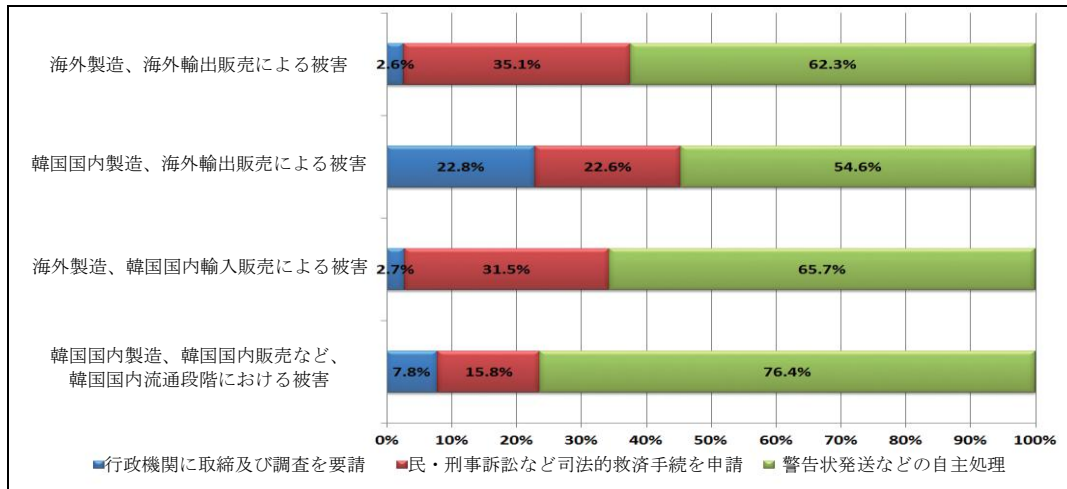
＜産業財産権の類型別侵害被害件数＞

- ▶侵害事例の権利類型は特許権、デザイン権、商標権がそれぞれ43.9%、25.1%、15.3%
- ▶侵害事例の侵害製品の製造者は68.8%が韓国企業、19.2%が海外企業であり、流通地域は国内が82.1%、中国が12.2%
- ▶2010年に知識財産権の侵害を受けた企業のうち、損害賠償額の認定を受けたか、当事者間の和解が成立した割合は25.8%



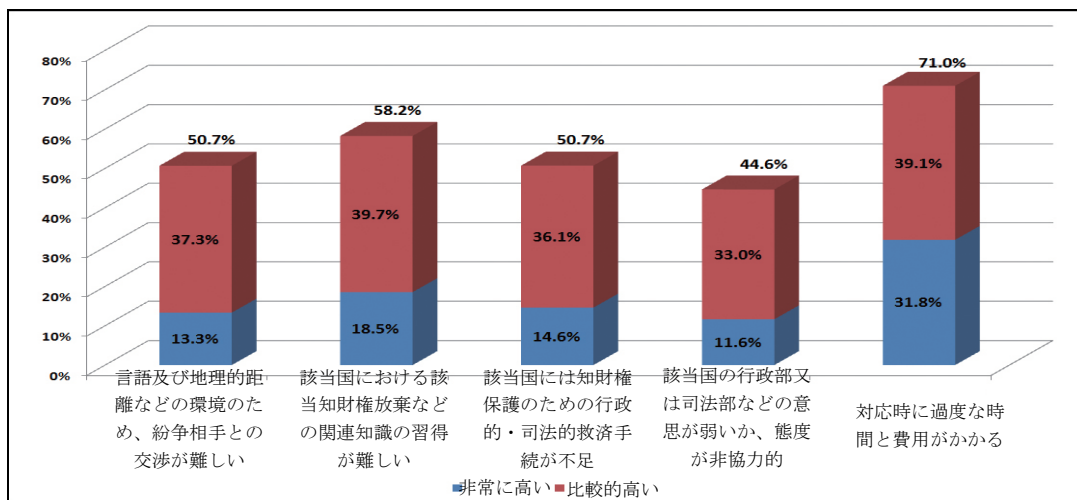
＜侵害被害の規模（損害賠償額又は和解金）＞

- ▶侵害製品が市場に流通することによって営業上の被害が実際に発生した場合は52.5%
- ▶実質的な営業上の被害（売上額の減少など）はなかったが、期待収益の減少が予想されると答えた場合は知識財産権侵害被害企業の63.4%
- ▶知識財産権侵害被害以降、韓国企業に警告状を発送した場合は（知識財産権侵害を受けた企業のうち）42.8%
 - ・侵害類型別には国内流通段階での被害時に警告状を発送した割合が76.4%



<知識財産権侵害に対する対応現状>

- ▶知識財産権侵害対応の問題点として、「対応時に過度な時間と費用がかかる」を挙げた割合は71.0%



<知識財産権侵害対応の問題点>

The Survey on
Intellectual Property-Related
Activities in Korea 2011

第1章 調査の概要

第1章 | 調査の概要

第1節

調査の目的及び沿革

1. 調査の目的

企業と大学、公共研究機関で知識財産に関する意思決定を行うか、未来戦略を樹立するに当たり、知識財産関連統計は合理的な判断の根拠を提供する。また、これは政府や政策研究機関などの様々な需要階層で活用することもできる。そのため、韓国企業と大学・公共研究機関の知識財産活動及びインフラなどの情報を総合的に測定・分析するため、2006年に知識財産活動実態調査が開始された。

知識財産活動実態調査は次のような目的を持って遂行されている。まず、韓国企業と大学・公共研究機関の知識財産の創出、権利化及び保護、活用現状を調査・分析し、信頼できる情報を提供する。次に、知識財産活動の主要項目に対する年度別比較を通じ、知識財産活動のトレンドを分析する。さらに、それを通じて企業及び大学・公共研究機関の合理的な意思決定を支援し、知識財産政策樹立に反映できるようにする。

2. 調査の沿革

2006年に始まった「企業知識財産活動調査」は研究開発を活発に遂行する韓国企業（基準年度に1件以上の特許又は実用新案を出願）を対象に施行された。企業を対象としたのは最近15年間（1990年～2004年）の自国民特許出願企業（出願件数基準で76.7%）が主導しているのに対し（特許庁、2005）、知識財産部分で大学や公共研究機関に比べて企業を対象とした調査統計が相対的に多くなかったからである。また、特許又は実用新案の出願数を基準としたのは、特許出願件数が研究開発費規模と密接な関係にあるため、出願規模によって調査対象企業を選定することが企業の全般的な知識活動現状を理解するのに効果的であると判断したからである。

2007年には2006年度の調査結果を元に調査項目の一部を修正し、知識財産活動段階別先行活動に対する項目を細分化し、知識財産活動実態調査の統計的安定性（stability）と妥当性（validity）を強化するための改善が行われた。また、知識の創出及び拡散を先導する公共研究機関（大学を含む）の重要性を考慮し、調査対象を既存の企業から大学・公共研究機関に拡大した。¹⁾

2008年度には回答者の回答便宜性と情報活用度を高められると判断される項目を中心に回答方式及び調査項目を一部修正・改編（2008年7月承認統計変更）した。したがって、2007年度の知識財産活動調査結果と比較するときには、調査回答方式と項目変更による差を考慮して行わなければならない。2009年度の調査では実態調査結果の活用性を高めるため、一部恣意性の低い項目を削除し、実態調査項目に対する企業と政策需要を調査・反映した（2009年7月承認統計変更）。

また、知識財産関連の類似調査の重複実施による企業、大学・公共研究機関の回答負担を減らし、より詳細な調査のため、2011年度には貿易委員会が毎年実施している「知識財産権侵害実態調査」を統合することで、知識財産の創出、保護、活用及び侵害に関する最も広範囲な調査としての体系が揃うこととなった。

¹⁾ これにより統計名称も「企業知識財産活動調査」から「知識財産活動調査」（The Survey of Intellectual Property-Related Activities、承認番号第13802号）に変更

第1節

調査の目的及び沿革

1. 調査項目の設計

(1) 知識財産活動の定義

知識財産活動は「知識財産の創出と保護、活用に関する全ての活動」を意味することと定義できる。したがって、知識財産 (intellectual property) の範囲をどのように設定するかによって知識財産活動実態調査で測定しようとする対象と調査領域が異なってくる。広義としての「知識財産」は発明、考案、デザイン、商標、著作物、公演など、人間の創造的活動によって作られた科学技術的、文学・芸術的成果を意味する²⁾。知識基盤経済に対する関心が高まっている理由は、知識財産が生産性向上及び経済成長を牽引する主な要因となったからである。また、企業価値の源泉も有形資産から知識財産を含む無形資産に早いスピードで移りつつある。

しかし、知識財産の範囲を広義の概念に拡大する場合、統計データの集計及び調査方法には様々な困難が予想される。すなわち、測定対象である知識財産の概念が包括的であればあるほど、回答者の主観が入るか、原資料 (raw data) の品質が低下するトレードオフに直面する可能性が高い (崔・ソンホなど、2006)。したがって、本調査では効果的な調査のため、文学・芸術的表現に関する著作権を除いた科学技術分野の産業財産権³⁾に知識財産の範囲を限定し、調査項目によってノウハウ及び新知識財産権を一部含ませることとする。

知識財産活動は大きく創出、権利化、活用及び侵害対応に分けることができ、その主な活動は[表1.1]の通りである。

²⁾ 世界知的所有権機関 (WIPO) と日本の知的財産基本法では知的財産を「発明、著作物、公演など、人間の創造的活動による科学技術的、文学・芸術的成果が権利として保護を受けられること」と規定している。

³⁾ 特許権、実用新案権、デザイン権、商標権

[表1.1] 知識財産活動の分類

	目標	主要活動
創出	研究開発活動の生産性向上と価値ある知識財産の創出及び獲得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先行特許調査 ・ 研究開発 (R&D) 投資 ・ 知識財産の導入
権利化	知識財産の価値を最大化し、それに所要される費用を最小化するための権利化及び保護戦略の実行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予備評価 ・ 知識財産保護戦略の選択 ・ 産業財産権の国内外への出願
活用	保有している知識財産の効果的な活用を通じた十分な収益創出及び費用節減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保有知識財産の実査・評価 ・ 技術取引システムの活用 ・ 事業化又は売却・移転
侵害対応	権利化された知識財産権の経済的価値を保護するため、外部からの知識財産権侵害に対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知識財産権侵害モニタリング ・ 知識財産権侵害時の警告状発送、司法措置などの対応

(2) 主要調査項目

前述したように、知識財産活動実態調査の調査項目は企業、大学・公共研究機関の知識財産活動と密接に関連している要素やシステムがどのように活用されているか、及びその結果を測定する際に必要な主要内容を反映して設計しようとした。ただし、出願人別の韓国国内産業財産権出願件数などのように、特許庁を中心に既に調査・公表されている項目は調査項目から除外した⁴⁾。

[表1.2] 知識財産活動実態調査の主要調査項目

分類	変数グループ	主要調査項目
一般事項 及び インフラ	—	会社形態、輸出現状** 勤労者数及び売上額** 研究開発人材及び研究開発費 知識財産担当組織及び人材、業務内容 知識財産サービス活用費用
知識財産 創出活動	先行活動	先行特許調査などの特許情報の活用 (活用の有無、必要性、遂行人材など)

⁴⁾ このような統計資料は知識財産統計年報（特許庁）、韓国の特許動向（特許情報院）などで確認できる。

分類	変数グループ	主要調査項目
	戦略	知識財産創出のための研究開発活動及び今後の戦略 外部からの知識財産導入のための投資と主要獲得源** 職務発明補償
	産出	外部からの知識財産導入の実績**
	政策需要	効果的な知識財産創出のために必要な政策支援
知識財産権利化 及び保護活動	先行活動	予備評価（活用の有無、必要性、遂行人材など）
	戦略	知識財産の保護（研究成果物の専有）戦略の活用度 知識財産の管理及び保護に関する認知度 出願／審査／維持費用
	産出	産業財産権の韓国国内出願、登録実績*及び今後の計画 産業財産権の海外出願、登録実績
	政策需要	効果的な知識財産保護のために必要な政策支援
知識財産活用活動	先行活動	保有している知識財産に対する実査（活用の有無、必要性、遂行人材など）
	戦略	技術取引機関との協力 技術取引システムの活用度 特許技術事業化の問題点及び所要時間
	産出	産業財産権の活用現状 知識財産の有償実施許与又は売買契約の成果
	政策需要	効果的な知識財産活用のために必要な政策支援
知識財産侵害 及び紛争	—	知識財産権の侵害及び被害規模 知識財産権の侵害に対する事後対応 知識財産権紛争関連問題 知識財産権侵害対応のために必要な政府政策

* 特許庁の産業財産権出願統計資料を活用

** 企業に対してのみ調査

まず、調査項目は知識財産活動の基盤となるインフラ領域（知識財産人材、知識財産管理システムなど）と知識財産活動段階別に知識財産活動に関する事項、知識財産権利化に関する事項、知識財産活用活動に関する事項と、知識財産権侵害対応に関する事項に区分して構成した。また、段階別知識財産活動を先行活動、戦略（推進過程）、政策需要、産出に細分化して配置することで、企業及び大学・公共研究機関で行われる知識財産活動の構造をより深く理解できるようにした。調査項目別調査項目は[表1.2]の通りである。

2. 標本設計

(1) 母集団及び標本の規模

2010年までの「知識財産活動実態調査」と「知識財産権侵害実態調査」の母集団及び標本は[表1.3]のように異なる。「知識財産活動実態調査」の場合には知識財産活動を活発に遂行中の企業及び機関が調査対象であったため、最近2年間特許及び実用新案を出願した企業及び大学・公共(研)を母集団に含ませてきた。また、「知識財産権侵害実態調査」は侵害対象知識財産権を保有している企業を調査対象としているため、最近5年間産業財産権を登録した企業を母集団に含ませていた。

[表1.3] 既存知識財産権侵害実態調査との母集団比較

調査区分	母集団	標本
知識財産活動 実態調査 (特許庁)	2年間(2007~2008)に 2件以上の特許及び実用 新案を出願した企業、大 学・公共(研)	<ul style="list-style-type: none"> ・全数調査: 10件以上の特許及び実用 新案の出願企業(2年間) ・標本調査: 10件未満出願企業を対象 に業種を分類して標本抽出(20~35%)
知識財産権 侵害実態調査 (貿易委員会)	直前5年間(2005~2009) に1件以上の産業財産 権(特許、実用新案、商 標、デザイン)を登録し た企業	<ul style="list-style-type: none"> ・全数調査: 100件以上の産業財産権 を登録している企業(5年間) ・標本調査: 産業財産権登録件数別に 9つのグループに分け、登録件数加重 が適用された分布により比例割当

2011年の調査では[表1.3]から分かるように、母集団が互いに異なる「知識財産活動実態調査」と「知識財産権侵害実態調査」が統合されたため、母集団の変更が余儀なくされた。2011年の調査では現在知識財産活動を活発に遂行中であると同時に、侵害対象知識財産権を保有している企業及び大学・公共(研)を母集団に含ませなければならない。したがって、2年間(2008~2009)に2件以上の産業財産権を出願し、かつ5年間(2006~2010)に1件以上を登録した企業及び大学・公共(研)を母集団に含ませてきた。出願対象を既存の特許と実用新案から最近では産業財産権としての価値が高まりつつあるデザインと商標にまでその範囲を拡大した⁵⁾。新しく変更された母集団の特性は[表1.4]の通りである。

⁵⁾ 日本の知的財産活動調査の場合、特許や実用新案のみならず、デザインや商標を出願した企業、大学・公共(研)全てを対象としている。

[表1.4] 2012年調査の母集団

基準	企業数	備考
(1) 2年間(2008～2009)に2件以上の産業財産権(特許、実用新案、商標、デザイン)を出願した企業	23,356	・このうちの26%の企業が最近5年間登録件数がない。
このうち、2年間2件以上の特許、実用新案を出願した企業(既存実態調査の母集団基準)	14,379	・このうちの21%の企業が最近5年間登録件数がない。
(2) 5年間(2006～2010)に1件以上の産業財産権を登録した企業(既存侵害実態調査の母集団)	46,202	・このうちの63%の企業が最近2年間出願件数がない。
上記の(1)、(2)の基準の両方に該当する企業(2011年の新規母集団)	17,220	・(1)の基準に該当する企業の74%を含む。 ・既存知識財産権侵害実態調査母集団((2)基準に該当する企業の37%を含む。 ・既存知識財産活動実態調査母集団に属する企業の79%を含む。

母集団に含まれる大学・公共研究機関は「技術移転及び事業化促進に関する法律」第2条により国公立試験研究機関、科学技術分野政府出捐研究機関、特定研究機関、専門生産技術研究所、非営利法人及び団体、国公立大学及び私立大学を意味し、公的企業、中央行政機関及び地方自治体は除外した。

2011年度調査の母集団の大きさは、企業が17,220社、大学・公共研究機関が220カ所であった。母集団に含まれる企業、大学・公共研究機関のうち、20件以上(年平均10件以上)の産業財産権を出願したか、100件以上(年平均20件以上)を登録⁶⁾した企業と大学・公共研究機関はそれぞれ1,827社と135カ所であった。

[表1.5] 年度別母集団の大きさ

	全体	企業	大学・公共研究機関
2007年度	10,202	10,050	152
2008年度	11,470	11,292	178
2009年度	11,987	11,792	195
2010年度	13,392	13,165	227
2011年度	17,440	17,220	220

⁶⁾ 全数調査対象は既存調査における基準を適用する。全数調査対象標本の分布は[表1.8]の通りである。

標本抽出のため、産業財産権出願規模と業種（企業）、機関の類型（大学・公共研究機関）を基準に2次層別した後、最終的な標本機関を選定した。母集団に含まれる企業は2007年12月28日に改正告示された第9次韓国標準産業分類表（KSIC）を基準に13個の業種に区分した⁷⁾。産業財産権の出願及び登録規模と業種（企業）、機関の類型（大学・公共研究機関）で区分された母集団の分布は[表1.6]と[表1.7]の通りである。また、母集団を構成する企業の類型は大手企業が1,653社、一般中小企業が8,296社、ベンチャー/INNO-BIZ企業が7,270社であることが分かった。

[表1.6] 企業母集団の分布

(単位：カ所、%)

	20件以上出願 (or) 100件 以上登録	20件未満出 願 (and) 100 件未満登録	合計	割合
農林水産及び鉱業、飲食料 及びタバコ製造業	92	565	657	3.8%
卸売及び小売業	161	1,595	1,756	10.2%
事業サービス業、通信業	25	143	168	1.0%
金融及び保険業	26	84	110	0.6%
建設業	95	1,139	1,234	7.2%
その他サービス業	282	2,763	3,045	17.7%
繊維製品、衣服・靴製造	69	500	569	3.3%
紙及び印刷、出版業	53	270	323	1.9%
化学産業	244	1,325	1,569	9.1%
鉄鋼及び金属産業	57	568	625	3.6%
電気電子産業	180	1,366	1,546	9.0%
機械産業	480	4,603	5,083	29.5%
その他製造業	63	472	535	3.1%
合計	1,827	15,393	17,220	100%
割合	10.6%	89.4%	100%	

⁷⁾ 業種分類と韓国標準産業分類（KSIC）との連携表は付録1を参照

[表1.7] 大学・公共研究機関の母集団の分布

(単位：カ所、%)

	20件以上出願 (or) 100件 以上登録	20件未満出 願 (and) 100 件未満登録	合計	割合
国公立大学	32	5	37	16.8%
私立大学	74	71	145	65.9%
政府出捐 (研)	16	2	18	8.2%
その他公共研究機関	13	7	20	9.1%
合計	135	85	220	100%
割合	61.4%	38.6%	100%	

各業種及び機関の類型により母集団数が決定された後、業種及び機関の類型内で出願規模別の割当は基準年度に20件以上（年平均10件以上）の産業財産権を出願したか、100件以上（年平均20件以上）登録した企業と大学・公共研究機関は全数を調査対象とした。5年間の登録件数別全数調査対象の割合は[表1.8]の通りである。

[表1.8] 企業登録件数別全数調査対象の割合

登録件	全体企業数	全数調査対象企業数	全数調査割合 (%)
10～19件	2,460	284	11.5
20～29件	813	283	34.8
30～39件	383	195	50.9
40～49件	226	140	61.9
50～59件	131	100	76.3
60～69件	104	89	85.6
70～79件	62	56	90.3
80～89件	54	46	85.2
90～99件	46	42	91.3
100件以上	402	402	100

また、基準年度に20件未満（年平均10件未満）の産業財産権を出願した企業などに対しては割当表出 (quota sampling)⁸⁾ を施行した。業種及び機関の類型により区分された各集団に対する標本割当割合は平均12%⁹⁾ を適用した。業種（企業）、機関の類型（大学・公共研究機関）別に割り当てられた標本の分布は[表1.9]と[表1.10]の通りである。

⁸⁾ 標本を取る方法のうち、母集団の大きさが比較的大規模の場合に適した非確率標本抽出方法の一つである。母集団を幾つかの要因によって分類し、各階層の大きさに比例して標本数を決める。

⁹⁾ 母集団の変更により、既存調査に比べ母集団数が増加したため、標本割当割合は既存の20%から12%に減少

[表1. 9]企業の標本分布

	全数調査 企業数	割り当てられた 標本企業数	総標本企業数
農林水産及び鉱業、飲食料 及びタバコ製造業	92	67	159
卸売及び小売業	161	191	352
事業サービス業、通信業	25	17	42
金融及び保険業	26	10	36
建設業	95	137	232
その他サービス業	282	332	614
繊維製品、衣服・靴製造	69	60	129
紙及び印刷、出版業	53	32	85
化学産業	244	159	403
鉄鋼及び金属産業	57	68	125
電気電子産業	180	164	344
機械産業	480	552	1,032
その他製造業	63	57	120
合計	1,827	1,846	3,673
割合	49.7%	50.3%	100%

[表1. 10]大学・公共研究機関の標本分布

	全数調査 機関数	割り当てられた 標本機関数	総標本機関数
国公立大学	32	5	37
私立大学	74	35	109
政府出捐（研）	16	2	18
その他公共研究機関	13	7	20
合計	135	49	184
割合	73.4%	26.6%	100%

(2) 母集団の推定

本報告書では3,857カ所の企業及び大学・公共研究機関を標本調査して収集された結果を元に母数推定 (parameter estimates) をし、その結果を2章 (企業) 及び第3章 (大学・公共研究機関) で提示した。母集団推定のためには標本を抽出した業種及び機関の種類と出願規模別に層別された34の集団 (26の企業、8の大学・公共研究機関) に対して回収されたアンケートを集計した後、それを母集団規模に拡大して母集団値を推定した。このとき、次のような方式で作られた加重値を活用した。

$$W_{ij} = \frac{N_{ij}}{n_{ij}}$$

ここで N_{ij} は層別された各集団に含まれる母集団の数であり、 n_{ij} は層別された各集団別回答業者数である。また、既存実態調査の結果との連続的な比較のため、母集団を2010年以前と同様に構成 (基準年度に特許、実用新案を2件以上出願した企業、大学・公共研究機関) したときの推定値を本文で別途括弧内に表示した。

本報告書に収録された統計表で企業の類型 (大手企業、一般中小企業、ベンチャー/INNO-BIZ企業)、大学・公共 (研) の類型 (私立大学、国公立大学、政府出捐研究機関、その他公共研究機関) に区分して調査結果を提示している。また、出願規模による差を示すため、産業財産権出願件数別¹⁰⁾ 数値を別途提示している。

¹⁰⁾ 年10件未満、11～20件、21～60件、61件以上に区分した。

第3節

調査方法及び結果

1. 調査方法

本調査の調査対象期間は2010年1月1日から2010年12月31日までを基準とし、12月決算でない場合は項目別に回答の便宜性を考慮して2010年（1月～12月）又は直前会計年度のうちの一つを選択して答えられるようにした。調査項目のうち、先行特許活動、産業財産権の活用現状（収入と支出を除く）、知識財産担当人材の現状などの項目は回答時点を基準とした。

調査方法は3段階混合方法（Hybrid Method）を活用した。1段階定性調査では企業、大学及び公共研究機関の知識財産担当者で構成された諮問グループを構成し、フォーカス・グループ・インタビューを実施した。これを通じ、調査表の回答便宜性及び活用性を検討した。

[表1.11] 2段階アンケート調査の手続及び方法

調査手続	調査方法
調査準備	企業情報自動確認システムを通じ、調査対象企業の連絡先の有効性を一括点検 →調査の効率性改善及び調査期間の短縮
アンケート調査	標本選定企業を対象に電子メール、ファックス、電話調査を実施 回収率向上のための調査対応のマニュアル化（調査拒否、理解不足など）
資料 エディティング	1次資料まとめ 項目間、回答内容間ロジックの合理性の確認
補完調査及び 資料入力	異常回答値に対し、専門調査員が補完調査 エディティング及び補完調査が全て完了した資料に対するデータ入力

2段階はアンケート調査を遂行した。アンケートは2011年8月8日から10月14日までの約2カ月間行われた。調査は郵便アンケート調査（Mail Survey）を基本調査方法として使用し、韓国知識財産研究院のホームページを通じてアンケート用紙を直接ダウンロードして作成できるようにした。調査のため、まず対象企業及び大学・公共研究機関との事前接触を通じ、主な回答者を決定し、郵便でアンケート用紙を発送する方式で進めた。

本調査の主要回答者は各企業の特許関連専担部署及び関連部署、大学の産学協力団、技術移転センター（TLO）などの関連業務担当者とした。調査拒否、不誠実な回答、無回答の際は次表のマニュアルに沿って対処した。

[表1.12] 調査拒否及び不誠実な回答への対処方案

	事例	対処方案
調査拒否	内容を理解できない	<ul style="list-style-type: none"> 知識財産分野の産業分析専門家で構成された調査支援チームが調査目的、調査のメリット、事業内容及び回答方法について再度説明 調査支援チームの説明の後に同じ事由で調査を拒否する場合、意図的な調査拒否とみなし、調査対象企業から除外
	回答できない内容	<ul style="list-style-type: none"> 企業が一定規模以上の場合、調査分野別に回答可能な部署が異なるため、担当者の適正性を再確認する。 調査内容が業種及び規模に合わないため回答できない場合、業種を再確認し、適正アンケート用紙を発送、小規模業者の場合は該当事項のある項目のみ答えるようにガイド
	調査対象に適した業者でない	<ul style="list-style-type: none"> 調査支援チームが取扱製品やサービスを確認し、適合性を判断 適合した業者と判明した場合、その事由を業者に伝え、調査への参加を再度要請
	調査に応じる時間がない	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象業者が以前の調査回答業者であるか、業種別有効標本確保のための必須調査対象である場合、前年度調査回答企業の場合、既存回答資料の変動事項のみを修正してもらうよう要請
	特定事由のない調査拒否	<ul style="list-style-type: none"> 調査目的及び調査後の企業側のメリット（謝礼品）の再度説明 説明後にも拒否する場合、調査対象企業から除外
不誠実な回答	回答値が会社規模（売上現状及び人材現状）に比べ過大/過小値の場合	<ul style="list-style-type: none"> 実査担当研究院がエディティング過程で選別 企業情報DB内の該当企業情報を詳細に検討し、回答値の有効性を判断 異常値と判断された場合、関連項目のみの電話での再調査を実施
	類似した質問項目に相反する回答をした場合	<ul style="list-style-type: none"> 実査担当研究院がエディティング過程で選別 項目間回答の類似性を確認し、異常値と判断される場合、該当項目のみの電話での再調査を実施 全体的な回答に繋がりがなく、不誠実に作成されたと判断される場合、該当回答の廃棄及び再調査又は代替業者の調査

[表1.13]無回答時の対処方案及び欠測値の補正方案

事例	対処方案
企業対外秘に該当すると判断して回答しなかった項目	<ul style="list-style-type: none"> ・調査機関の対外認知度及び信頼性について説明した後、再度協力を要請し、調査結果は全体の統計としてのみ活用されることを強調 ・必要な場合は訪問して信頼性を確認した後補強調査
作成途中に回答を中断した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の基本（概要）情報のみに回答した場合とアンケート用紙の50%未満が無回答の場合、該当アンケート用紙の破棄→代替企業の調査 ・アンケート用紙の50%未満が無回答又は必須調査項目を答えた場合は電話での再調査を実施
欠測値の補正方法	<ul style="list-style-type: none"> ・単一確率的代入法（Single Stochastic Imputation）¹¹⁾を活用

最後の3段階は知識財産先行活動を活発に遂行する企業、知識財産の導入及び売却企業、知識財産権侵害事例企業を対象に担当研究員が調査対象を直接訪問し、深層インタビュー（Depth Interview）を行った。これを通じ、具体的な知識財産先行活動及び売却/移転方法、具体的な知識財産権被害内容及び事件経過などを把握した。

2. 調査結果

3,857カ所の調査対象機関のうち、廃業や欠番などにより発生した標本損失を除いた有効標本規模¹²⁾を基準とした回答率¹³⁾は42.1%で、前年度回答率の40.8%より1.3%増加した。企業は1,099社が答え39.2%、大学及び公共研究機関は150カ所が回答し90.4%の回答率を記録した。企業業種別有効標本の規模及び回答率は[表1.14]と[表1.15]の通りである。

[表1.14]有効標本の規模及び回答率

(単位：カ所、%)

区分	抽出した標本	欠番／その他	該当無し	不渡り／廃業	重複	有効標本	事前拒絶	回答企業	回答率
企業	3,673	131	33	41	2	3,466	662	1,099	39.2%
大学及び公共(研)	184	4	0	0	1	178	13	150	90.4%

¹¹⁾ 平均代入法から観測された資料を元に推定された統計量を欠測値として代入するとき、ある適切な確率値を付与した後に代入する方法。この方法は推定量の標準誤差が過小推定される問題を補完できる。

¹²⁾ 有効標本規模 = { [抽出した標本規模] - ([欠番及びその他] + [該当無し] + [不渡り/廃業] + [重複]) }

¹³⁾ 回答率 = { [実際の回答規模] ÷ ([有効標本規模] - [事前拒絶]) } × 100

[表1.15]業種別有効標本の規模及び回答率

(単位：カ所、%)

業種名	抽出した標本	欠番／その他	該当無し	不渡り／廃業	重複	有効標本	事前拒絶	回答企業	回答率(%)
農林水産及び鉱業、飲食料及びタバコ製造業	159	8	—	—	—	151	21	45	34.6
卸売及び小売業	352	10	4	2	—	336	76	109	41.9
事業サービス業、通信業	42	2	4	3	—	33	6	12	44.4
金融及び保険業	36	—	—	—	—	36	6	11	36.7
建設業	232	12	3	—	—	217	43	76	43.7
その他サービス業	614	16	5	3	—	590	136	186	41.0
繊維製品、衣服・靴製造	129	7	—	2	—	120	30	43	47.8
紙及び印刷、出版業	85	2	1	2	—	80	8	27	37.5
化学産業	403	9	3	4	—	387	66	111	34.6
鉄鋼及び金属産業	125	10	1	2	—	112	16	39	40.6
電気電子産業	344	20	5	5	2	312	58	97	38.2
機械産業	1,032	29	7	15	—	981	183	303	38.0
その他製造業	120	6	—	3	—	111	13	40	40.8

また、業種別、機関類型別回答機関の分布は[表1.16]、[表1.17]の通りである。

[表1.16]業種別、企業類型別回答企業の分布

区分		全数層 (企業数)	標本層 (企業数)	合計 (企業数)
業種	農林水産及び鉱業、飲食料及びタバコ製造業	27	18	45
	卸売及び小売業	34	75	109
	事業サービス業、通信業	5	7	12
	金融及び保険業	8	3	11
	建設業	27	49	76
	その他サービス業	57	129	186
	繊維製品、衣服・靴製造	16	27	43
	紙及び印刷、出版業	10	17	27
	化学産業	52	59	111
	鉄鋼及び金属産業	14	25	39

区分		全数層 (企業数)	標本層 (企業数)	合計 (企業数)
企業 類型	電気電子産業	43	54	97
	機械産業	127	176	303
	その他製造業	21	19	40
	大手企業	126	49	175
	一般中小企業	197	328	524
	ベンチャー/INNO-BIZ企業	118	282	400
合計 (カ所)		441	658	1,099

[表1.17] 大学・公共（研）類型別回答機関の分布

区分	全数層 (企業数)	標本層 (企業数)	合計 (企業数)
国公立大学	29	4	33
私立大学	65	20	85
政府出捐（研）	12	2	14
その他の公共研究機関	11	7	18
合計 (カ所)	117	33	150

母集団推定の標本誤差¹⁴⁾ は95%信頼水準±1.43%（企業）と±1.93%（大学・公共研究機関）であった。標本誤差は次のように測定された。

$$1.96 \times \sqrt{((1 - (n/N)) \times (P(1-P)/n))}$$

*ここでnは標本数、Nは母集団数であり、Pは（最大許容誤差）の割合である。

¹⁴⁾ 調査対象全体の一部分のみを標本として抽出したために生じる誤差を意味する。

The Survey on
Intellectual Property-Related
Activities in Korea 2011

第2章 企業の知識財産活動

第2章 | 企業の知識財産活動

44

本章では標本調査の結果を元に母集団全体を推定した結果を提示する。そのため、本調査では母集団を業種及び出願規模によって層別した26の企業集団に区分し、各集団別に回収されたアンケート用紙の回答を集計した後、それを母集団規模に拡大して母集団値を推定した。

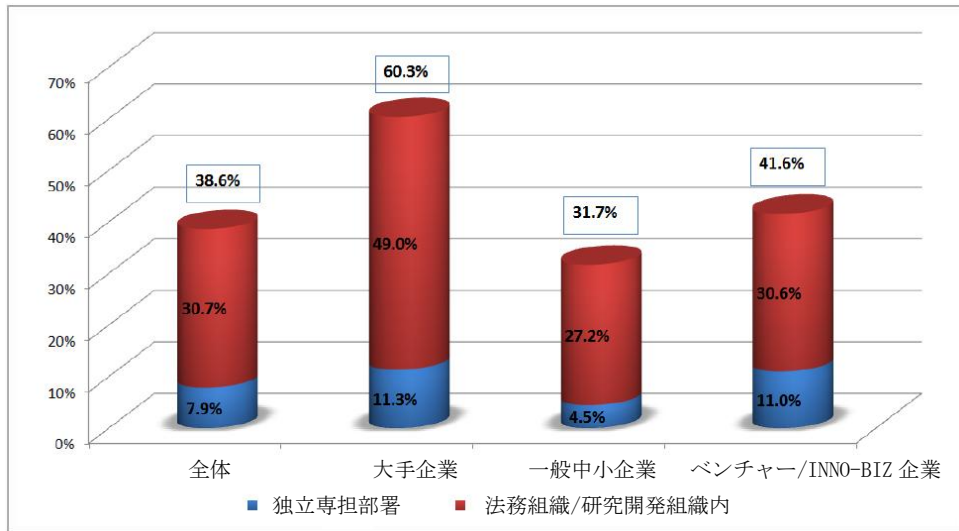
第1節

知識財産活動のインフラ

1. 知識財産担当組織及び人材

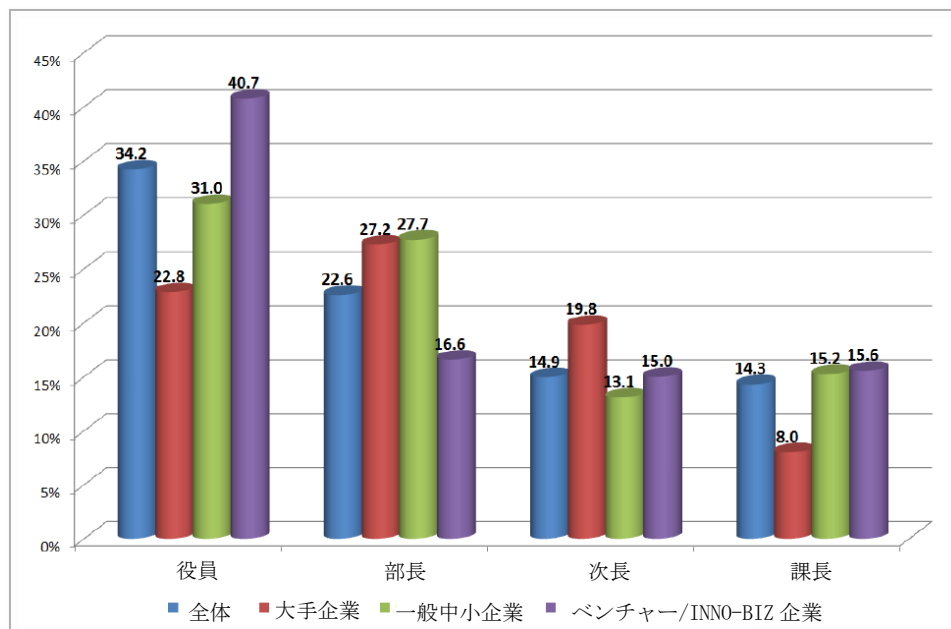
母集団に属している企業の38.6% (42.0%) は知識財産管理を担当する組織を保有しているという結果であった ([図2.1])。担当組織の形態別に見ると独立した専担部署を保有している企業の割合は7.9% (8.8%) で、兼任組織¹⁵⁾の保有割合である30.7% (33.2%) より低いことが分かった。

¹⁵⁾ 法務組織または研究開発組織内に知的財産担当組織が存在



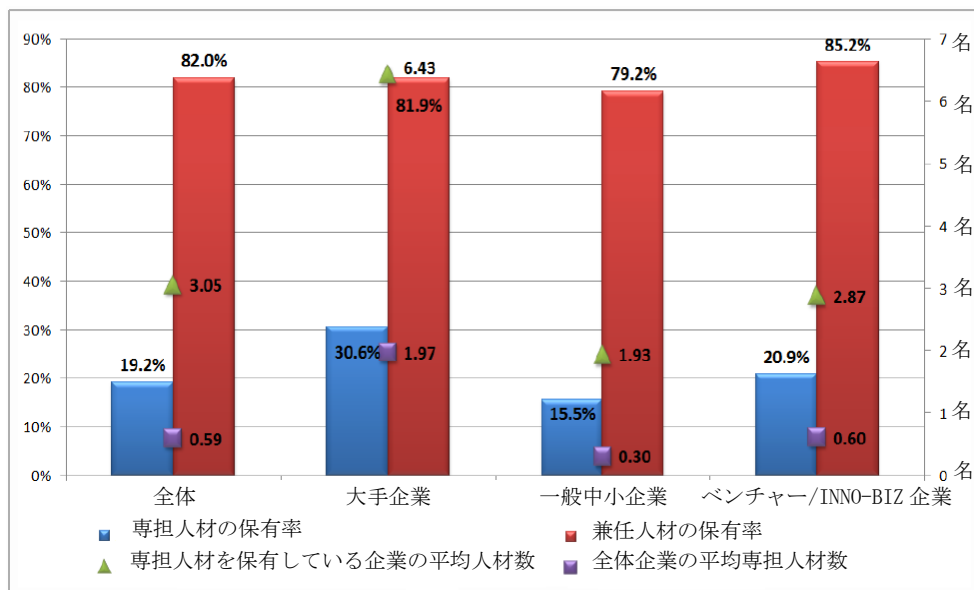
[図2.1] 知識財産担当組織の保有現状

企業類型別には、大手企業の60.3% (70.1%)、中小企業の31.7% (36.5%)、ベンチャー企業の41.6% (40.7%) が知識財産担当組織を保有していることが分かった。特に、ベンチャー企業の場合、知識財産担当組織が独立専担部署である割合が11.0%で、知識財産担当組織の中で独立専担部署である割合がその他の企業類型に比べて相対的に高くなった。



[図2.2] 知識財産担当組織総括者の地位

知識財産担当組織総括者の地位に関する分布は[図2.2]の通りである。知識財産担当組織総括者の地位が役員の割合は34.2%と最も高く、部長22.6%、次長14.9%、課長14.3%がその後に続いた。特に、ベンチャー企業の場合は、知識財産担当組織総括者が役員の場合が全体の40.7%と大手企業や中小企業より高かった。出願件数別にみると、知識財産担当組織総括者の地位が役員の割合は、出願件数が多い企業であればあるほど、低くなる（年平均10件未満出願企業の36.2%、年平均61件以上出願企業の14.9%）と調査された。

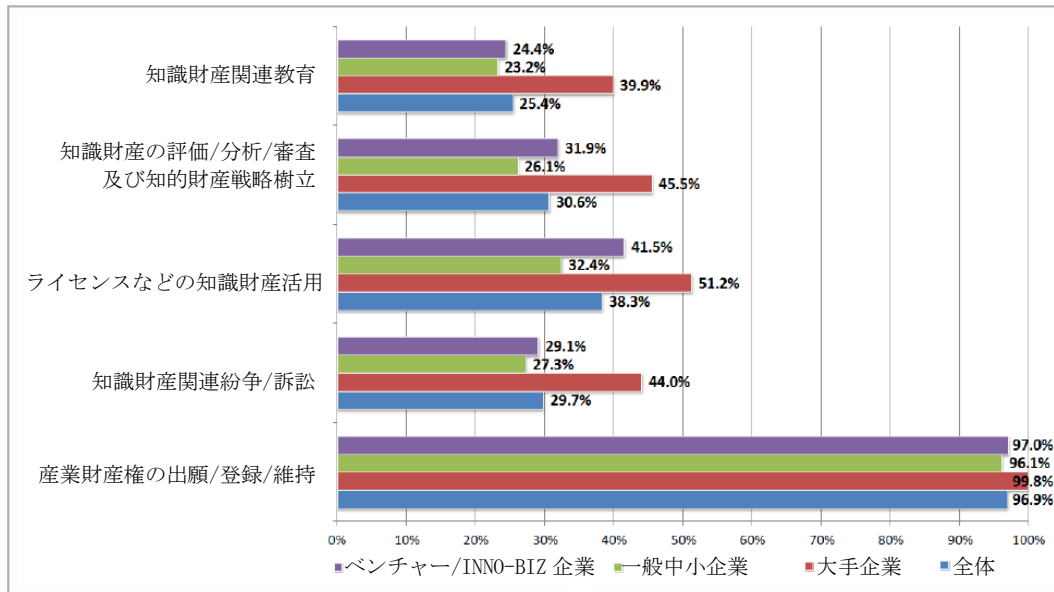


[図2.3] 知識財産担当人材の保有現状

知識財産関連業務のみを専門的に遂行する専任人材¹⁶⁾の保有率は全体の19.2%（22.3%）、その他業務を並行する兼任人材の保有率は全体の82.0%であることが分かった（[図2.3]）。企業の類型別には大手企業の30.6%（33.7%）、中小企業の15.5%（21.4%）、ベンチャー企業の20.9%（20.4%）が1名以上の知識財産専任人材を保有していると調査された。

¹⁶⁾ 知的財産担当人材は企業内で特許ポートフォリオ分析などの知的財産戦略企画、国内外産業財産権の出願及び登録・維持管理、知的財産権動向調査、特許侵害関連対応及び訴訟業務、知的財産権の販売又はライセンス交渉及び技術料管理などの業務を担当する人材を意味し、このうち知的財産専任人材はこのような知的財産関連業務のみを行う人材を意味する。

全体企業の平均専任人材数は0.59名（0.78名）であり、専任人材を保有している企業の平均は3.05名（3.49名）であることが分かった。出願件数別にみると、年平均61件以上を出願する企業の専任人材は平均8.9名と高かった。しかし、兼任人材の場合、出願件数が多い企業であればあるほど、その数が減少した。¹⁷⁾ これは管理すべき知識財産が多い企業であるほど、兼任人材よりは専門性のある専任人材を雇っていると解釈できる。



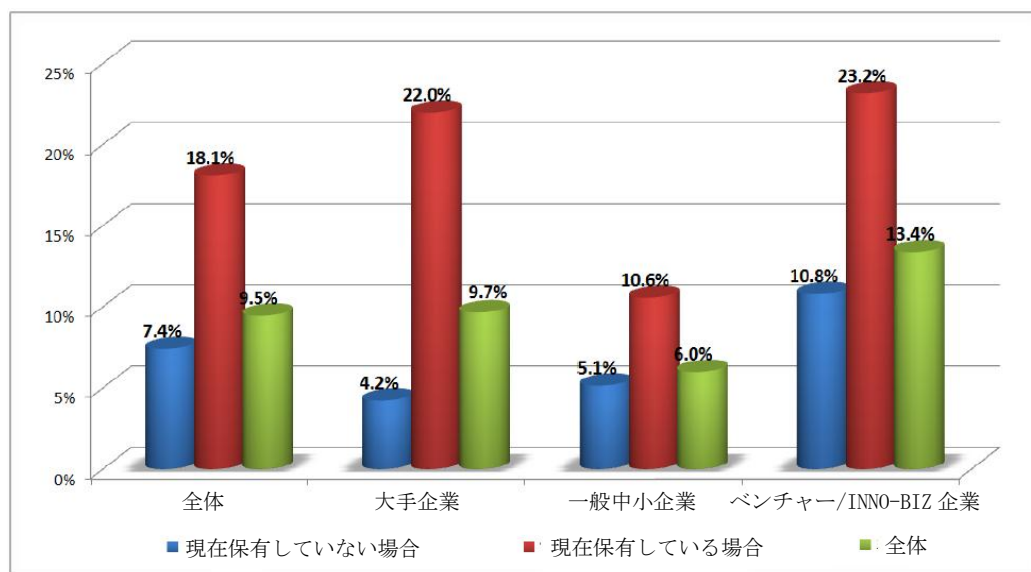
[図2.4] 知識財産関連業務を遂行中の企業割合

注) 知識財産担当人材を保有している場合である

知識財産担当人材を保有している場合、担当業務の内容は[図2.4]の通りである。知識財産担当人材が知識財産関連紛争/訴訟、知識財産の活用、関連戦略の樹立などの業務を遂行している企業の割合は、産業財産権の出願/登録/維持などの業務を遂行している割合に比べ非常に低いことが分かった。特に、大手企業に比べ、一般中小企業とベンチャー企業が保有している知識財産担当人材は高い専門性を必要とする指摘財産戦略樹立及び紛争/訴訟などの業務を行うのに相対的に限界があることを示している。

¹⁷⁾ 10件未満出願企業1.49名、61件以上出願企業1.01名

全体企業の9.5%は今後知識財産担当人材を採用する計画であると答えた（[図2.5]）。特に、現在知識財産担当人材を保有していない企業の18.1%（21.4%）が追加採用計画があると回答し、現在保有していない企業の7.4%（8.1%）が新規に採用する計画があると答えた。



[図2.5] 知識財産専担人材採用予定の割合

企業の類型別にはベンチャー企業のうち、現在担当人材を保有している場合の23.2%、保有していない場合の10.8%が追加及び新規採用計画があると回答した。これは大手企業及び一般中小企業より高い。また、現在知識財産担当人材を保有していない場合の新規採用の割合は大手企業が4.2%と最も低いことが分かった。出願件数別にみると、新規採用予定割合は出願件数が多い企業が最も低かったが¹⁸⁾、追加採用予定割合は出願件数が多い企業ほど高かった¹⁹⁾。

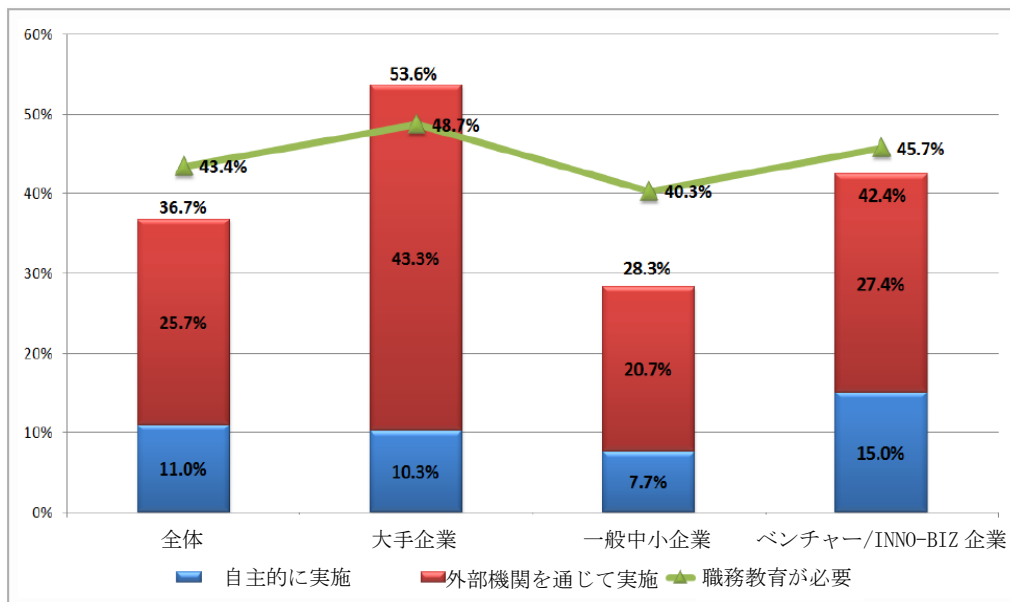
¹⁸⁾ 年平均10件未満出願企業の7.5%、年平均61件以上出願企業の3.2%

¹⁹⁾ 年平均10件未満出願企業の14.8%、年平均61件以上出願企業の43.7%

2. 知識財産担当人材に対する職務教育及び人件費/教育費

全体の36.7%（40.4%）に該当する企業は知識財産担当人材に対する職務教育を実施していることが分かった（[図2.6]）。これは全体の63.3%に該当する企業が知識財産担当人材対象職務教育をどのような形態でも実施していないことを意味する。職務教育の形態別にみると、自主的に実施する場合は11.1%、外部機関を通じて実施する場合は25.7%であった。

知識財産担当人材に対する職務教育の必要性は全体の43.4%（45.5%）が「必要である」又は「非常に必要である」と認識していることが分かった。この割合は大手企業で最も高く（48.7%）、一般中小企業で最も低かった（40.3%）。特に、一般中小企業は現在職務教育を実施している企業の割合（28.3%）が、職務教育が必要であると感じる企業の割合に比べ非常に低かった。これは特に一般中小企業の場合、職務教育の必要性を認識している反面、諸事情により実施できていないという企業が多いということを示している。



[図2.6] 知識財産権担当人材に対する職務教育の現状及び必要性

職務教育の内容に関しては全体の47.7%と46.7%がそれぞれ特許制度と特許情報検索に関する職務教育が必要であると答えた（[表2.1]）。この他に特許紛争及び訴訟とパテントマップなど、特許情報の分析方法に対する職務教育が必要であると答えた企業は

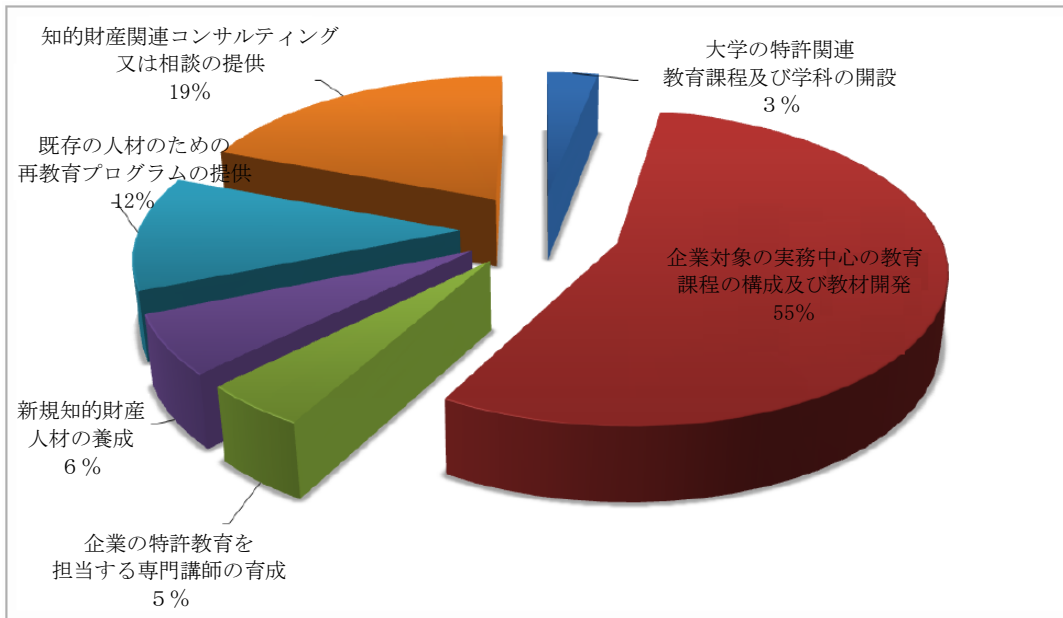
それぞれ38.2%と37.4%であった。特に、特許ライセンス及び技術事業化関連の職務教育が必要と答えた割合はベンチャー企業が40.2%と、大手企業や一般中小企業より高かった。これはベンチャー企業が保有している技術を事業化又はライセンスする際に発生する問題が比較的大きいということを意味する。

[表2.1]職務教育実施を望む場合に取り扱うべき内容

	全体	大手企業	一般中小企業	ベンチャー・ INNO-BIZ企業
特許制度	47.7%	58.3%	46.9%	46.2%
特許明細書作成法	24.4%	20.0%	24.2%	25.8%
特許情報検索	46.7%	57.5%	44.9%	46.4%
特許紛争（訴訟）	38.2%	37.5%	39.3%	37.2%
特許情報分析方法（パ テントマップ）	37.4%	39.9%	35.4%	39.3%
特許ライセンス（ 技術事業化）	34.3%	30.0%	29.9%	40.2%
海外特許出願及び訴訟	21.1%	24.4%	17.6%	24.4%
営業秘密及び保護	21.8%	20.3%	19.8%	24.4%

注) 複数回答

最後に、知識財産人材の力量強化のために必要な政府政策に対し、全体の55%（53.7%）が実務中心の教育課程の構成及び教材開発を挙げた（[図2.7]）。また、知識財産関連コンサルティング又は相談の提供と既存人材のための再教育プログラムの提供が必要と答えた割合もそれぞれ19%と12%であった。知識財産力量強化のために必要な政府生産に対する希望は、企業の類型別にみても大きな差はなかった。ただし、大手企業の場合、企業の特許教育を担当する専門行使の育成を挙げた割合は全体の9.4%であり、一般中小企業の5.1%、ベンチャー企業の2.7%より高かった。



[図2.7] 知識財産人材の力量強化のために必要な政府政策

知識財産担当者の人件費及び教育費は[表2.2]の通りである。2010年の1年間に企業が支出した知識財産担当者の人件費と教育費はそれぞれ3,113万ウォン（3,359万ウォン）と161万ウォン（167万ウォン）²⁰⁾であった。企業の類型別には大手企業、中小企業、ベンチャー企業が支出した平均人件費及び教育費の合計はそれぞれ4,625万ウォン、2,339万ウォン、3,988万ウォンという結果であった。

[表2.2] 知識財産担当者の人件費及び教育費の現状

	人件費 ²¹⁾	教育費 ²²⁾	合計
全体	3,113万ウォン	161万ウォン	3,274万ウォン
大手企業	4,485万ウォン	140万ウォン	4,625万ウォン
一般中小企業	2,180万ウォン	159万ウォン	2,339万ウォン
ベンチャー/INNO-BIZ企業	3,820万ウォン	168万ウォン	3,988万ウォン

²⁰⁾ 企業が保有している全ての知的財産担当者に対する総人件費及び教育費を意味する。

²¹⁾ 他業務と兼職の場合、知的財産関連業務の割合を考慮して回答した結果である。

²²⁾ 教育費は知的財産担当者対象教育費と他従業員対象教育費の合計である。

3. 知識財産サービスの活用現状

2010年の1年間に外部知識財産サービス²³⁾を利用した企業は全体の18.9% (21.4%)と調査された ([表2.3])。企業の類型別に見ると、ベンチャー企業の22.7% (22.5%)が知識財産サービスを利用したと答えたが、これは大手企業の21.7% (27.8%)、中小企業の15.0% (18.8%)より若干高い数値である。

[表2.3] 知識財産サービスの利用現状

(単位：万ウォン)

区分	利用している	IP情報調査/分析	技術移転/取引	IP翻訳	IPコンサルティング/システム	合計	
全体	18.9%	648	602	319	490	2,059	
企業類型別	大手企業	21.7%	1,415	101	722	454	2,692
	中小企業	15.0%	518	116	384	190	1,208
	ベンチャー企業	22.7%	557	934	175	727	2,393
1年当たりの出願件数別	10件未満	17.8%	463	636	221	538	1,858
	11～20件	21.3%	945	483	538	275	2,241
	21～60件	31.1%	717	641	811	381	2,550
	61件以上	42.3%	4,005	60	726	353	5,144

知識財産サービスを利用した企業の2010年の平均支出額はIP情報調査/分析²⁴⁾が648万ウォン、技術移転/取引²⁵⁾が602万ウォンで相対的に高い割合を占めている。知識財産サービスに対する平均支出額は企業の類型別に大きな差があった。大手企業の場合はIP情報調査/分析とIP翻訳²⁶⁾関連の支出額がそれぞれ1,415万ウォンと722万ウォンで相対的に高いが、ベンチャー企業の場合は技術移転/取引とIPコンサルティング/システム²⁷⁾関連支出がそれぞれ934万ウォンと727万ウォンであり、大手企業及び中小企業より高かった。これは上記の結果をみて分かるように、必要な職務教育の内容として特許ライセンス及び技術事業化を挙げたベンチャー企業の割合が大手企業及び中小企業より高いことに関連している。すなわち、特許ライセンス業務を内部の人材が遂行することに専門性の限界を感じるためであり、該当業務に関する外部知識財産サービスに対する支出額が高いものと解釈できる。

²³⁾ 知的財産サービスとは、知的財産の創出、管理、活用、保護、取引などを支援する専門サービスで、情報調査及び分析、技術移転及び取引、IP翻訳、コンサルティングなどの事業を意味する。

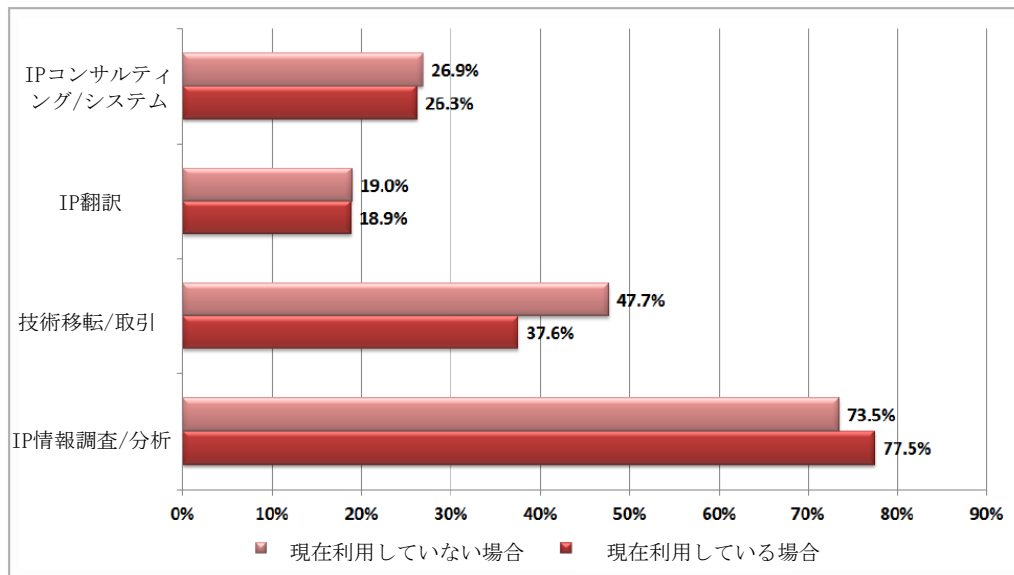
²⁴⁾ 特許DB、調査分析、パテントマップの作成、動向分析など

²⁵⁾ 技術マーケティング、特許等級の評価、技術評価など

²⁶⁾ 明細書の翻訳、仕様書の翻訳、翻訳出版など

²⁷⁾ IP経営コンサルティング、IP教育、IPシステムの構築など

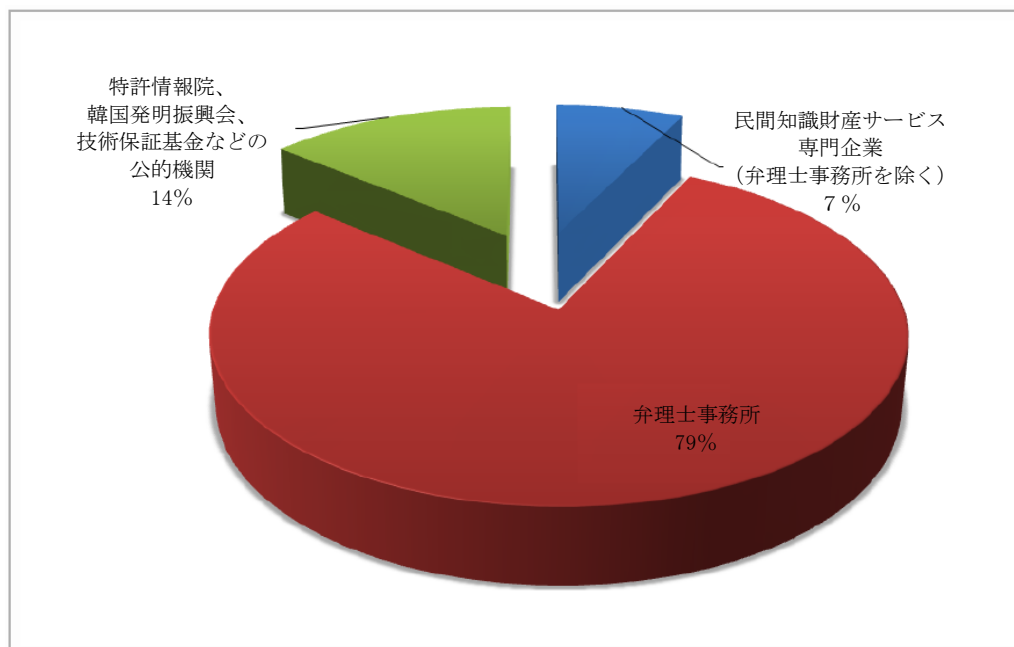
今後、知識財産サービス利用を拡大すると答えた割合は[図2.8]の通りである。特に、IP情報調査/分析に関する知識財産サービスの利用を今後増やすと答えた割合は現在利用している場合の77.8%、利用していない場合の73.5%と非常に高かった。企業の類型別に見ると、現在知識財産サービスを利用している大手企業の場合、全体の96.9%がIP情報調査/分析関連サービスの利用を拡大すると答えた。また、現在知識財産サービスを利用しているベンチャー企業の43.7%と28.2%がそれぞれ技術移転/取引とIPコンサルティング/システム関連サービスの利用を今後増やすと答えたが、これは大手企業(36.3%、21.6%)及び中小企業(29.6%、25.1%)に比べて相対的に高い割合である。



[図2.8] 知識財産サービス関連における今後の拡大予定分野

注) 複数回答

知識財産サービスを提供する機関類型別利用割合は、弁理士事務所が79%と最も多かった([図2.9])。企業の類型別にみると大手企業の81.8%、一般中小企業の81.1%、ベンチャー企業の75.7%が弁理士事務所を利用すると答えた。特許情報院などの公的機関は14%、民間知識財産サービス専門企業は7%という結果であった。特許情報院などの公的機関を利用する割合はベンチャー企業の場合16.9%とその他の類型より相対的に高かった。また、大手企業は民間知識財産サービス専門起業を最も低い割合(5.3%)で利用しているという結果であった。



[図2.9] 知識財産サービス提供機関別の利用割合

第2節

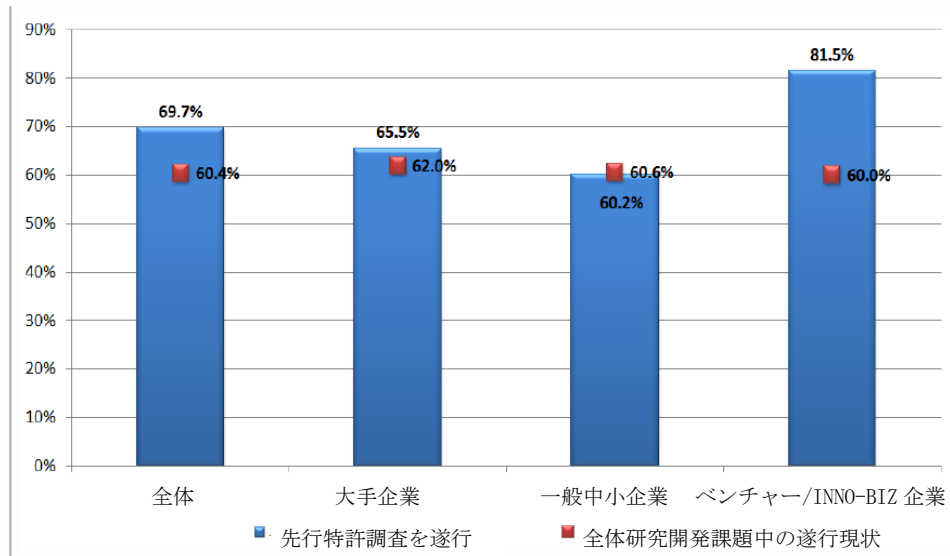
知識財産の創出

1. 研究開発過程における特許情報の活用

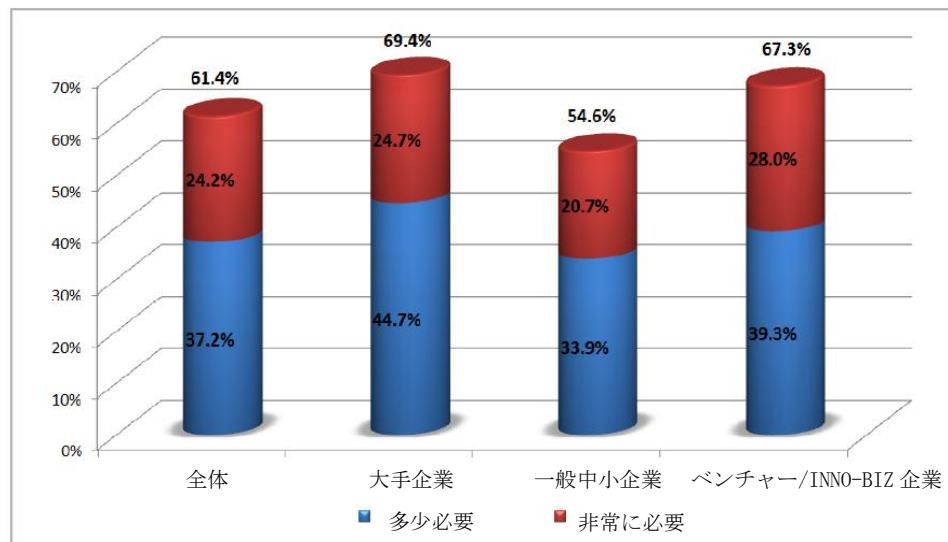
研究開発段階で先行特許調査²⁸⁾などの特許情報を調査する企業の割合は69.7% (74.6%)であった ([図2.10])。これらの企業は全体研究開発課題の60.4% (59.6%) に対して先行特許調査を行うことが分かった。

²⁸⁾ 先行特許調査とは、新技術開発などのための研究開発 (R&D) 活動の先立ち、開発しようとする技術に対する先行技術又は該当技術と同一又は類似した特許が存在しているか否かを調査することである。

企業の類型別には大手企業の65.5%（77.4%）、一般中小企業の60.2%（66.8%）、ベンチャー企業の81.5%（81.3%）が先行特許調査遂行すると答えた。すなわち、ベンチャー企業が大手企業より先行特許調査をより活発に遂行していることが分かる。全体研究開発課題のうち、先行特許調査を遂行する割合は企業の類型別に大きな差はなかった。



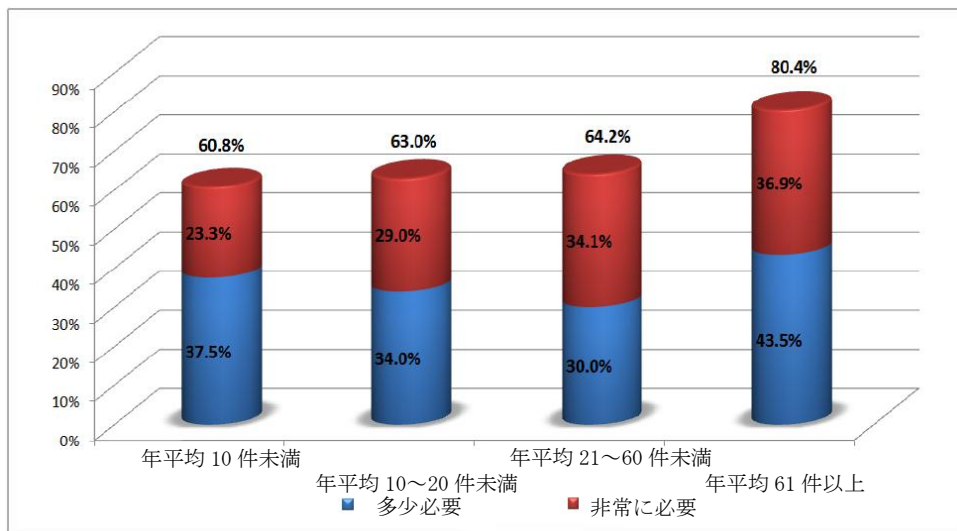
[図2.10] 先行特許情報調査の遂行現状



[図2.11] 先行特許調査の必要性

知識財産担当者が認識している先行特許調査の必要性に対しては全体の61.4%（64.9%）が「必要である」又は「非常に必要である」と答えた（[図2.11]）。言い換えれば、全体の約40%が先行特許調査の必要性を全く認識できていないものと解釈することができる。企業の類型別に見ると、一般中小企業が大手企業及びベンチャー企業より先行特許調査が重要であると認識している割合が低いことが分かった。

出願件数別にみると（[図2.12]）、多出願企業であるほど先行特許調査が非常に必要であると回答する割合が増加した。企業が認識している先行特許調査の必要性は、業種別に大きな差がある。化学産業及び鉄鋼/金属産業に属する企業のうち、先行特許調査が非常に必要であると認識している割合はそれぞれ41.2%と35.3%であるものの、繊維/衣服/靴産業と金融/保険業に属する企業は2.3%と3%に過ぎないことが分かった。

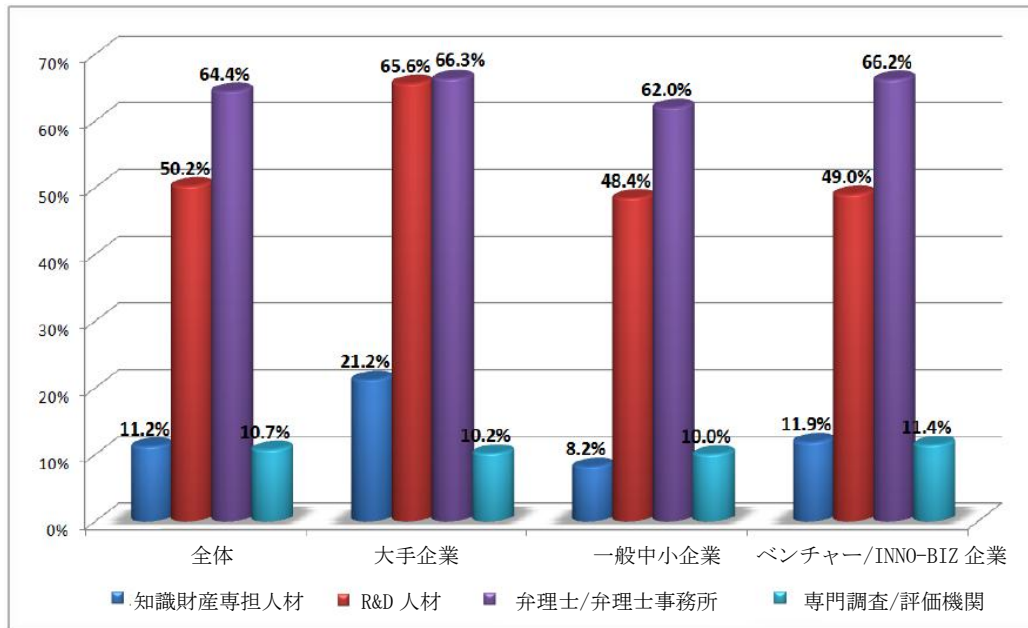


[図2.12] 出願件数別先行特許調査の必要性

先行特許調査を遂行している場合の64.4%（65.6%）が該当業務を弁理士に依頼するという結果であった（[図2.13]）。また、研究開発人材が直接遂行するか、知識財産専任人材が担当する場合もそれぞれ50.2%（52.2%）と11.2%（12.1%）であった。

企業の類型別に見ると、大手企業では知識財産専任人材が該当業務を遂行する割合が2.12%とその他の企業類型より高かった。また、多出願企業であるほど知識財産専任人材が該当業務を遂行する割合が高かった²⁹⁾。業種別には化学、電気/電子など、技術的複雑性が高い産業に属する企業の場合、研究開発人材が先行技術調査を直接遂行する割合が高かった。

²⁹⁾ 年平均61件以上出願企業の60.6%

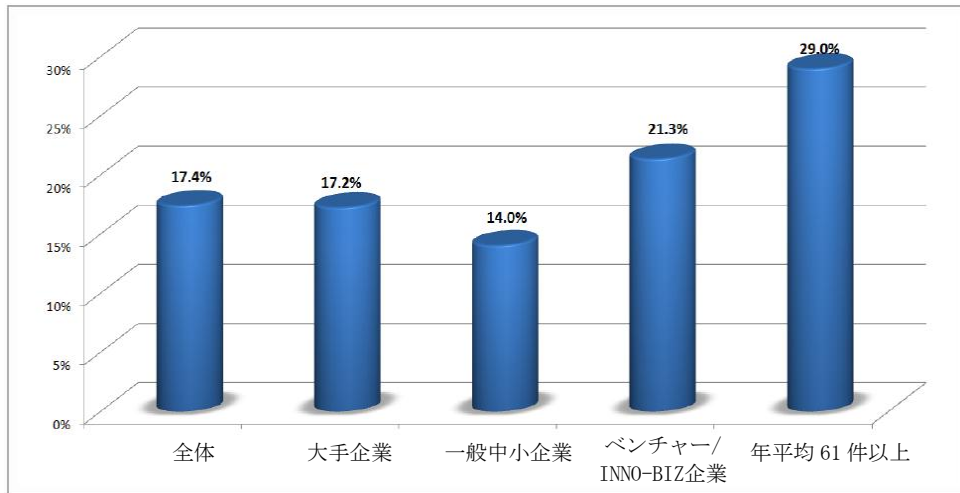


[図2. 13] 先行特許調査を行う場合の遂行人材

注) 複数回答

2. 外部からの知識財産導入実績及び今後の計画

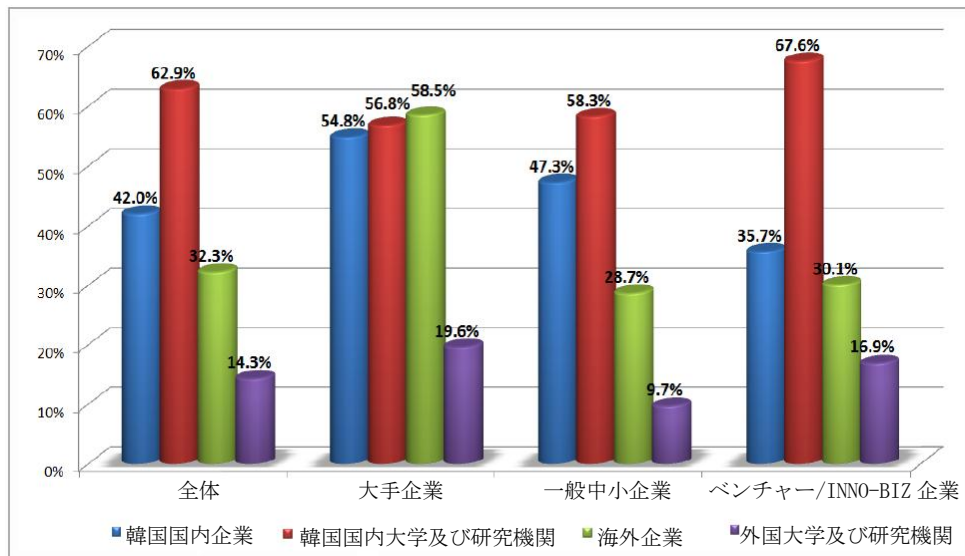
外部から知識財産の導入を拡大すると答えた企業は全体の17.4% (19.1%) であった ([図2. 14])。これは縮小すると答えた4.9% (5.7%) より高い数値である。企業の類型別に見るとベンチャー企業の導入拡大予定の割合が21.3% (22.1%) で大手企業の17.2%より高かった。知識財産の導入を拡大すると答えた企業のは出願件数が多い企業ほど高かった。業種別には化学産業に属する企業の34.6%が知識財産の導入を拡大すると答え、最も高い数値となった。



[図2.14] 知識財産導入拡大予定企業の割合

58

知識財産導入のための投資拡大を計画している場合、韓国国内大学及び公共研究機関から知識財産の導入を拡大すると答えた企業が62.9% (70.9%) と最も多かった。また、国内企業から知識財産の導入を拡大すると答えた企業の割合は42.0% (36.3%) でその次に多かった ([図2.15])。また、海外企業から知識財産の導入拡大を計画している企業の割合も32.3% (33.7%) であることが分かった。



[図2.15] 知識財産導入のための投資拡大方向

注) 複数回答

企業類型別に見ると、知識財産導入拡大を計画中の大手企業の場合、海外企業から知識財産を導入すると答えた割合が58.5%で韓国国内企業及び韓国国内大学・研究機関からの導入より高かった。また、ベンチャー企業は韓国国内大学及び研究機関から知識財産の導入を拡大すると答えた割合が67.6%でその他の類型より相対的に高かった。すなわち、大手企業は海外から知識財産の導入を拡大しようとするが、ベンチャー企業は韓国国内研究機関からの導入を希望していることが分かる。

最近3年間外部から知識財産を導入した企業の割合は[表2.4]の通りである。出捐（研）などの公共研究機関から知識財産を導入した企業の割合は7.5%（8.2%）と最も高かった。その他韓国国内大学が7.1%（9.0%）、韓国国内その他の企業が6.8%（7.3%）の順に高かった。

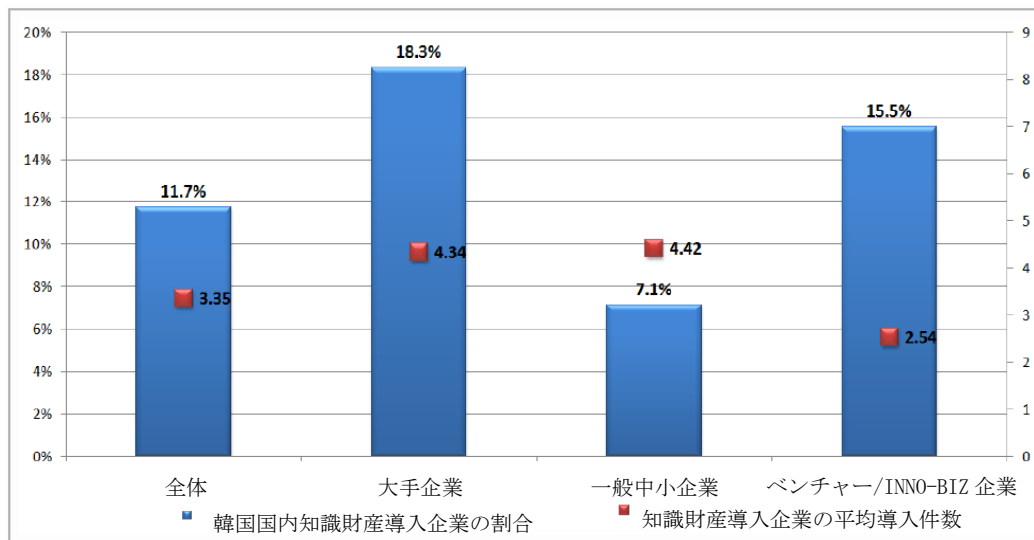
企業の類型別には、大手企業の場合韓国国内その他企業からの導入割合（15.3%）が高いのに対し、ベンチャー企業は韓国国内大学（9.6%）及び公共研究機関（10.9%）から知識財産を導入した割合が高かった。特に、化学産業に属する企業のうち、韓国国内出捐（研）などの公共研究機関から知識財産を導入したと答えた割合はそれぞれ21.7%と16.0%という結果であった。

[表2.4] 最近3年間における外部からの知識財産導入企業の割合

	全体企業	大手企業	一般中小企業	ベンチャー・ INNO-BIZ企業
韓国国内 グループ系列会社	1.5%	9.2%	1.2%	0.1%
韓国国内需要（納品） /供給（下請）企業	2.8%	8.0%	1.6%	3.0%
韓国国内その他の企業	6.8%	15.3%	5.3%	6.5%
韓国国内大学	7.1%	10.2%	4.2%	9.6%
出捐（研）などの 公共研究機関	7.5%	10.2%	4.1%	10.9%
海外企業	4.5%	10.6%	4.5%	3.1%
海外の大学・研究所	0.5%	—	0.4%	0.7%

一方、2010年の1年間に韓国国内から知識財産を導入した企業は全体の11.7%（13.7%）を占めた（[図2.16]）。海外から導入した割合も3.7%（4.1%）であった。企業の類型別に見ると大手企業の18.3%（19.9%）、一般中小企業の7.1%（9.7%）、ベンチャー企業の15.5%（16.0%）が韓国国内から知識財産を導入したことが分かった。業種別に見ると電気/電子産業に属する企業のうち、韓国国内から知識財産を導入した割合が18.4%と最も高かった。また、化学産業、その他のサービス業がそれぞれ16.0%と14.8%で、その次に高かった。

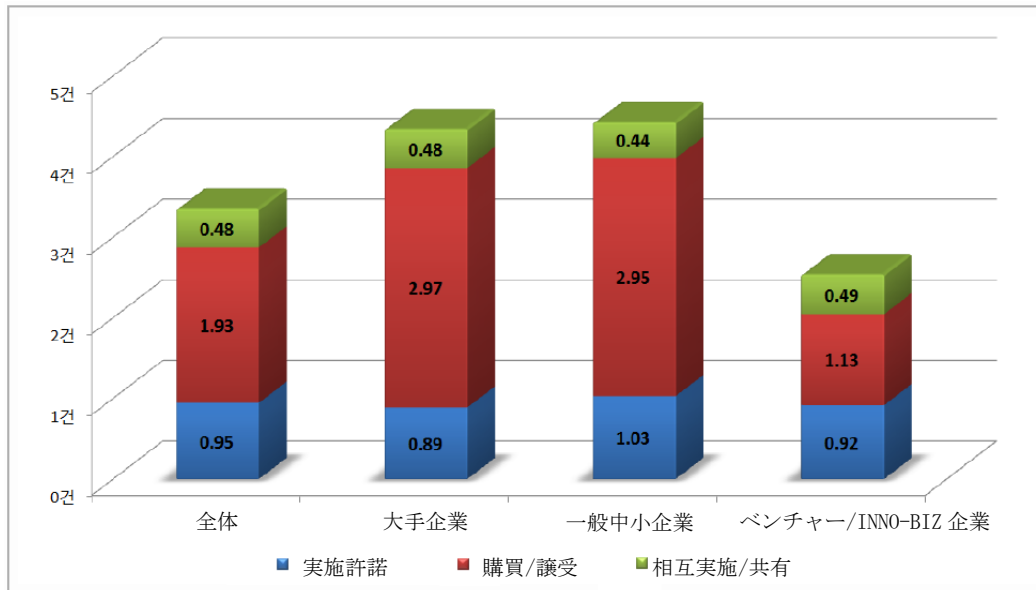
また、韓国国内から知識財産を導入した企業の平均導入件数は3.35件（2.88件）で、全体企業の平均は0.39件（0.39件）であった（[図2.16]）。企業の類型別に見ると大手企業、中小企業、ベンチャー企業の平均知識財産導入件数はそれぞれ0.77件（0.60件）、0.31件（0.33件）、0.39件（0.39件）であった。業種別には印刷/紙/出版作業に属する企業の全体平均導入件数が1.1件と最も高かった。



[図2.16] 韓国国内知識財産導入企業の割合及び平均導入件数

注) 件数は知識財産を導入した企業の平均である。

導入した知識財産の類型別にみると、平均1.93件の知識財産を購買/譲受の形態で導入したもので、企業類型に関係なく最も高かった（[図2.17]）。また、実施許諾、相互実施/共有の形態で導入した件数も平均0.95件と0.48件であった。



[図2.17] 知識財産を導入した企業の類型別導入件数

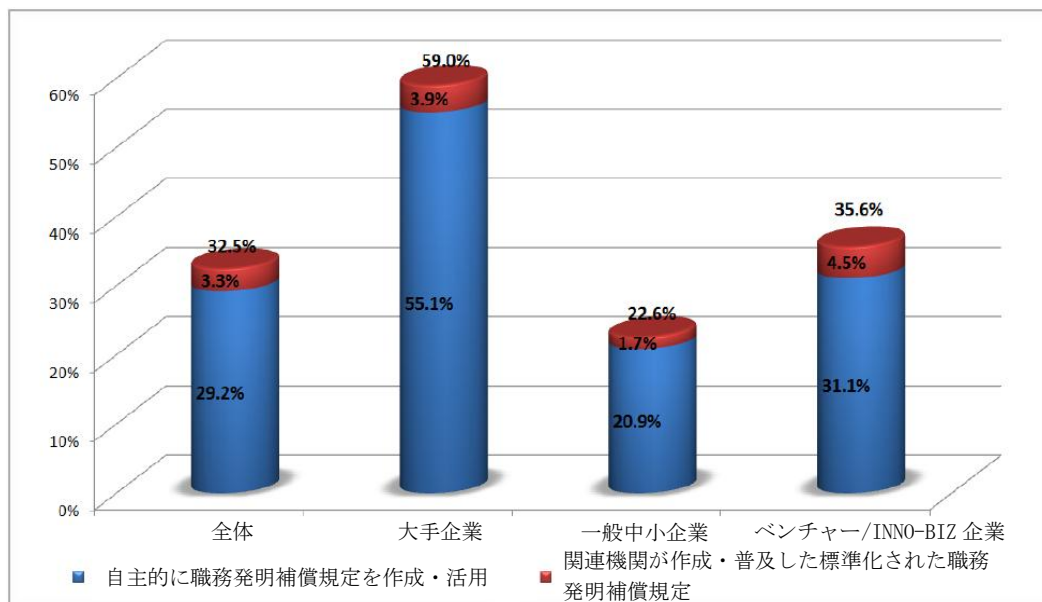
3. 職務発明補償

職務発明補償³⁰⁾ 規定を保有して活用している企業の割合は32.5%³¹⁾であった（[図2.18]）。これらの企業のうち、自主的に職務発明補償規定を作成して活用している企業は29.2%であり、特許庁などの関連機関が作成して普及した標準化された職務発明補償規定を保有・活用している企業の割合は3.3%という結果であった。

企業の類型別に見ると、職務発明補償規定の保有・活用現状は大手企業の59.0%が最も高くなり、一般中小企業の22.6%が最も低いことが分かった。

³⁰⁾ 研究者が職務上行った発明に対して会社がその発明に対する特許権の承継を受け、特許取得と事業化によって発生した利益を研究者に補償することを意味する。職務発明補償規定の保有現状は特許、実用新案保有企業をその調査対象とすることがより合理的であるため、既存母集団推定値（基準年度に特許、実用新案を2件以上出願企業）を提示する。

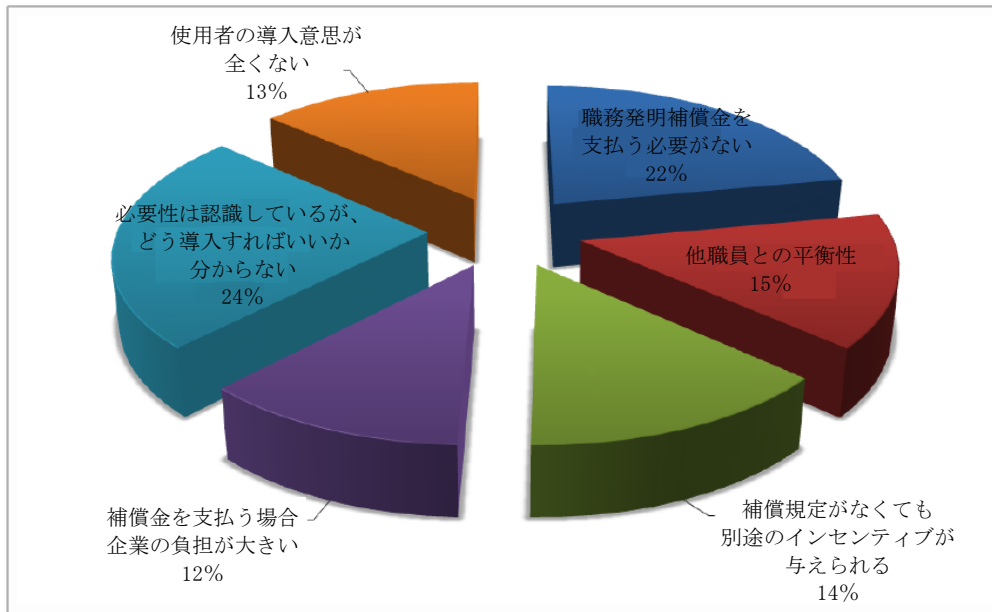
³¹⁾ 2010年度基準を適用した標本調査結果は42.6%と推定



[図2.18] 職務発明補償規定の保有及び活用現状

職務発明補償規定を保有していない最大の理由は、全体企業の24%が必要性を認識している反面、どのように導入すればいいかわからないと答えた。企業の類型別に見ると大手企業とベンチャー企業がそれぞれ30.5%と30.1%で、中小企業の18.5%に比べ高かった。業種別に見ると化学産業（34.4%）と機械産業（33.8%）が高かった（[図2.19]）。

職務発明補償金を支払う必要がないと答えた割合も22.0%とその次に高かった。このような割合は中小企業が25.2%であり、ベンチャー企業の18.0%より高かった。すなわち、中小企業は職務発明補償規定の必要性に対する認識の向上が至急必要であり、大手企業及びベンチャー企業は職務発明補償規定の導入方法に対する教育及び広報が必要であることを意味する。その他に補償規定がなくても別途のインセンティブが与えられると答えた企業が13.8%、使用者の導入意思が全くないと答えた企業が13.5%であった。



[図2.19]職務発明補償規定を保有しない主な理由

職務発明補償規定を保有している場合の類型別実施の有無は[表2.5]の通りである。職務発明補償規定のうち、韓国国内特許登録補償と出願補償を実施する企業の割合がそれぞれ24.9%と22.3%と最も高かった。これは企業の類型とは関係なく、職務発明補償が主に韓国国内特許出願及び登録補償を中心に実施されていることを意味する。一方、職務発明補償の核心と言える実施補償と処分補償を実施する企業の割合は相対的に低かった。このような職務発明補償は全ての類型において年平均出願件数が多い企業ほど実施する割合が高いことが分かった。

[表2.5]職務発明補償の類型別の実施割合

補償類型	全体	大手企業	一般中小企業	ベンチャー /INNO-BIZ企業
発明提案（発明申告）	15.3%	22.2%	10.7%	18.2%
出願留保	7.3%	18.6%	4.2%	7.6%
韓国国内特許出願	22.3%	50.0%	13.6%	24.1%
韓国国内特許登録	24.9%	54.0%	16.2%	26.3%
海外特許出願	13.7%	33.6%	7.9%	14.6%
海外特許登録	16.3%	36.6%	10.2%	17.3%
その他の産業財産権の 韓国国内登録	12.8%	27.9%	7.4%	14.4%

補償類型	全体	大手企業	一般中小企業	ベンチャー /INNO-BIZ企業
その他の産業財産権の 海外登録	10.6%	20.0%	6.1%	12.7%
自社実施 ³²⁾	10.7%	23.8%	7.6%	10.6%
他社実施 ³³⁾	4.7%	12.5%	3.5%	4.1%
処分 ³⁴⁾	5.5%	18.5%	3.6%	4.3%

注) 既存母集団の推定値である。

職務発明に対して金銭的に補償する場合における補償金の水準は、韓国国内特許出願補償は平均50万ウォン、韓国国内特許登録補償は平均82万ウォンであった。一方、自社及び他社の実施保証として収益金の一定割合を支払う場合はそれぞれ平均9.4%、11.7%であり、固定金額を支払う場合はそれぞれ平均318万ウォン、450万ウォンであった。

発明申告／出願／登録に対して金銭的補償を支払った企業は2010年の1年間平均約3,037万ウォンを支払った。企業の類型別に見ると、大手企業が3,615万ウォン、一般中小企業が847万ウォン、ベンチャー企業が3,747万ウォンを支払ったことが分かった。実施/処分補償の場合は平均984万ウォンを支出し、企業の類型別には大手企業が1,768万ウォン、一般中小企業が956万ウォン、ベンチャー企業が90万ウォンを支出したという結果であった。

職務発明補償に関する制度の効果について、従業員の職務発明に対する補償実施又は補償水準の拡大が発明の質及び件数の増加に寄与すると答えた企業と、技術流出防止に寄与すると答えた企業はそれぞれ55.4%と38.1%であった。

4. 効果的な知識財産創出のために必要な政策支援

効果的な知識財産創出のために職務発明補償制度関連の政策支援³⁵⁾が必要であると認識している企業の割合が62.2%と最も高かった（[表2.6]）。この他に先行特許調査と特許情報活用を支援する政策³⁶⁾が必要と答えた割合は61.7%でその次に高かった。中小企業の知識財産権創出支援³⁷⁾と研究者などを対象とした知識財産権関連教育支援が必要と答えた企業はともに58.7%であった。

³²⁾ 職務発明を発明者が属した会社で利用して収益が発生した場合に支払う補償

³³⁾ ライセンス契約などを通じて職務発明を他企業に移転し、技術料収入が発生した場合に支払う補償

³⁴⁾ 職務発明の売却などを通じ、処分収入が発生した場合に支払う補償

³⁵⁾ 実施企業に対する税制のメリット付与、関連規定の整備などにより、企業が職務発明補償制度を導入するか、補償水準を拡大できるように支援

³⁶⁾ 特許情報活用拡散事業の拡大など

³⁷⁾ 中小企業特許コンサルティング事業の拡大など

[表2.6] 効果的な知識財産の創出のための政策支援の必要性

	企業 全体	大手 企業	一般中 小企業	ベンチャー・ INNO-BIZ企業
職務発明補償制度を導入するか、 補償水準を拡大できるように支援	62.2%	69.1%	54.5%	69.4%
特許情報活用拡散事業の拡大など、 先行特許調査と特許情報活用支援	61.7%	61.8%	55.4%	69.0%
中小企業コンサルティング事業 の拡大など、中小企業の 知識財産権創出支援	58.7%	59.4%	54.3%	63.5%
様々な技術分野に対する パテントマップ構築支援	54.6%	60.1%	50.2%	58.3%
研究者などを対象とした知識財産権 関連教育支援	58.7%	66.8%	53.3%	63.0%

注) (%)は5点尺度(1:必要性が最も低い、5:必要性が最も高い)から[(4点と5点で答えた企業数)/(総回答機関数)]x100(%)

第3節

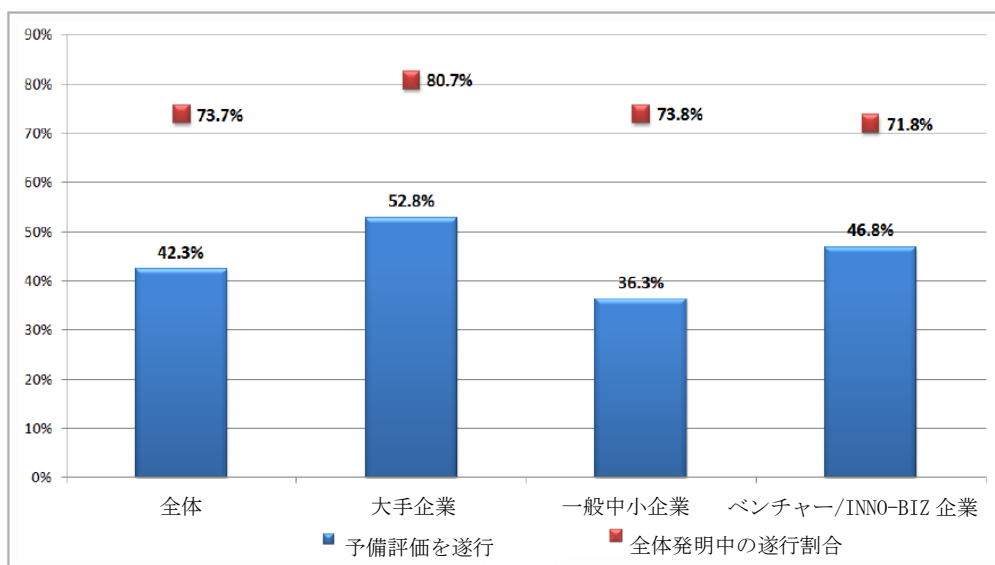
知識財産の保護

1. 予備評価遂行現状及び方法

産業財産権の出願などの先立ち予備評価³⁸⁾を遂行している企業の割合は42.3%(44.6%)という結果であったが、これらの企業は平均的に見て全体発明件数の73.7%(75.5%)に対して予備評価を遂行していると答えた([図2.20])。

³⁸⁾ 「予備評価」とは、提出された発明申告書に対し、職務発明委員会などを通じて発明の評価、承継の是非、出願の是非、審査請求の是非などを決定することを意味する。

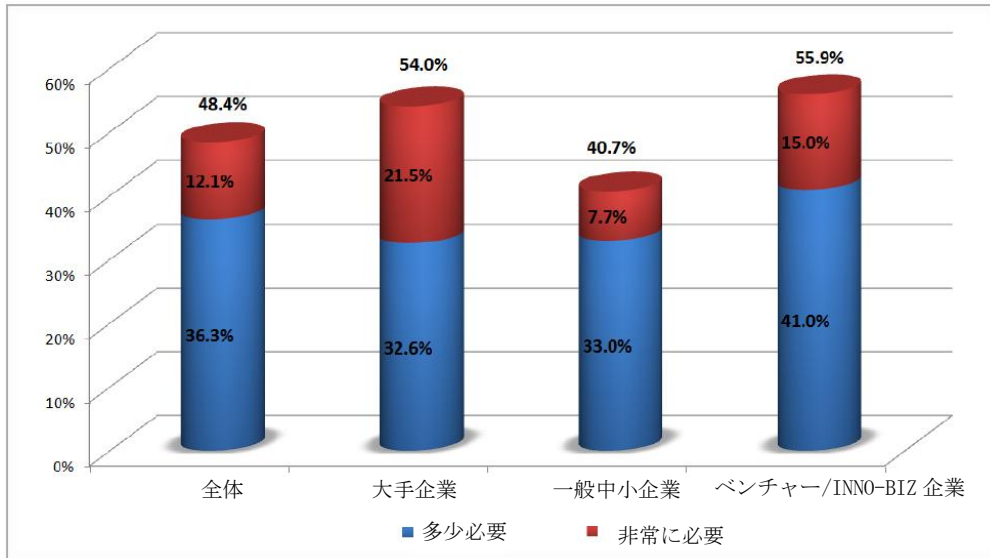
企業類型別には、大手企業の52.8%（58.9%）が発明申告件数のうちの80.7%（84.2%）に対して予備評価を実施していることが分かった。また、予備評価を遂行する企業の割合と全体発明件数のうち、予備評価を遂行する割合の全てにおいて年平均出願件数が多いほど増加するという傾向があった。



[図2.20] 産業財産権の出願などに先立つ社内予備評価の遂行現状

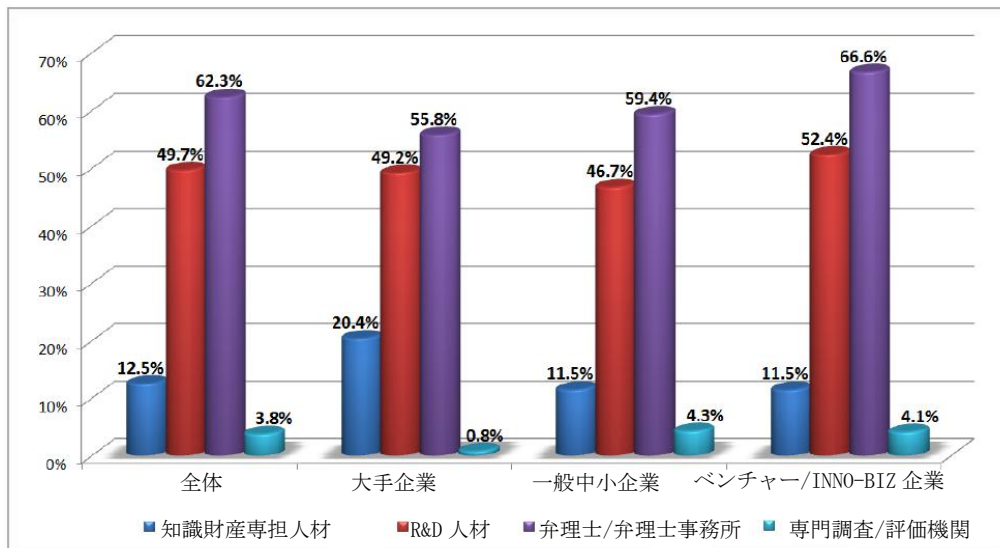
全体企業の48.4%（49.3%）が出願前の予備評価が必要と答えた（[図2.21]）。これは以前調査された研究開発の企画段階における先行特許調査が必要と答えた割合である61.4%より低い数値である。予備評価が必要であると認識している企業の割合も出願件数が多いほど高かった。特に、年間61件以上を出願する企業の75.4%が出願前の予備評価は非常に必要と答えた。

企業の類型別に見ると、予備評価が必要と答えた企業の割合は大手企業（54.0%）よりベンチャー/INNO-BIZ企業（55.9%）が多少高かった。予備評価の必要性に対して認識する割合は業種別によって大きな差があった。鉄鋼/金属産業に属する企業22.5%が予備評価は非常に必要と答え、最も高い割合となった。繊維/衣服/靴産業に属する企業の1.5%が非常に必要と答え、最も低い割合となった。



[図2. 21] 予備評価遂行の必要性

予備評価を担当している人材の現状は[図2. 22]の通りである。予備評価を遂行している企業の場合の49.7% (50.2%) は研究開発人材が該当業務を担当していると答えた。また、知識財産専任人材が該当業務を遂行している企業の割合は全体の12.5% (14.6%) を占めた。予備評価を外部弁理士及び専門調査機関に任せている場合はそれぞれ62.3% (62.9%) と3.8% (4.3%) であった。



[図2. 22] 予備評価を遂行している場合の遂行人材

注) 複数回答

企業の類型別に見ると、知識財産専担人材が予備評価を遂行する割合は大手企業が20.4%で一般中小企業及びベンチャー企業より高かった。また、研究開発人材が直接予備評価を遂行すると答えた割合はベンチャー企業が52.4%で大手企業及び一般中小企業より高かった。また、弁理士及び専門調査/評価機関に依頼する割合は一般中小企業（4.3%）及びベンチャー企業（4.1%）が大手企業（0.8%）より高かった。これは中小及びベンチャー企業が予備評価を遂行できる専門的な人材を十分に保有していないことを意味している。また、出願件数が多い企業ほど知識財産専担人材が予備評価を遂行する割合が高かった³⁹⁾。

2. 研究成果物の保護戦略

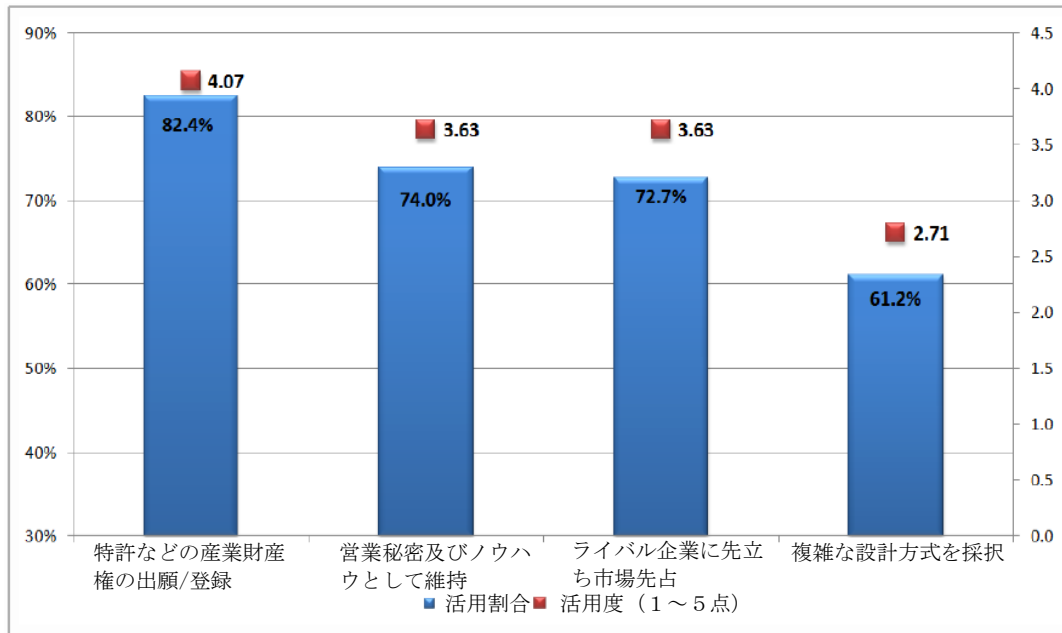
研究開発成果物に対する保護戦略として、全体企業の82.4%（85.0%）が特許などの産業財産権の出願/登録を活用していると調査された（[図2.23]）。次に、全体の74.0%（77.9%）と72.7%（76.1%）がそれぞれ研究成果物を社内機密又はノウハウとして守るか、ライバル企業に先立ち市場先占戦略として活用することが分かった。また、複雑な設計方式を採択することで研究成果物を保護する戦略も全体企業の61.2%（65.0%）が活用していることが分かった。

また、各研究開発成果物保護戦略に対し、これを活用している企業が感じている活用度⁴⁰⁾は特許などの産業財産権の出願/登録に対する活用度が4.07点（4.08点）と最も高かった。また、複雑な設計方式を採択することで研究開発成果物を保護しようとする戦略は2.71点で、企業が認識する該当戦略に対する活用度が最も低かった。

企業の類型別にみると、ベンチャー企業は大手企業及び一般中小企業に比べ各保護戦略を活用している割合と活用度が高かった。業種別にみると、鉄鋼/金属産業に属した企業が特許などの産業財産権の出願/登録を除いた全ての保護戦略の活用率及び活用度が高かった。

³⁹⁾ 年平均61件以上出願企業の54.9%

⁴⁰⁾ 研究開発成果物保護戦略に対する活用度は5点のリッカート尺度（Likert Scale）で測定された。



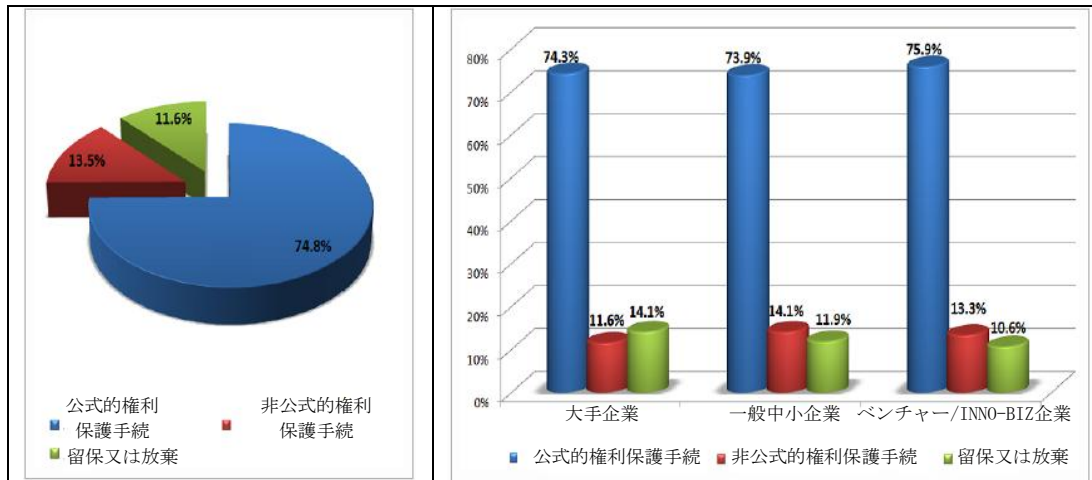
[図2.23] 研究開発成果物保護戦略の活用割合及び活用度

注) 複数回答

[表2.7] 研究開発成果物保護戦略における活用度

	企業全体	大手企業	一般中小企業	ベンチャー・INNO-BIZ企業
特許などの産業財産権の出願/登録	4.07	4.08	4.01	4.13
社内機密又はノウハウとして維持	3.63	3.46	3.56	3.73
ライバル企業に先立ち市場先占	3.65	3.43	3.57	3.78
複雑な設計方式を採択	2.71	2.60	2.66	2.78

全体発明申告件数のうち、予備評価などを経て産業財産権の出願など、公式的な権利保護を行うようになる割合は74.8% (74.9%)と調査された ([図2.24])。また、経済性又は技術性の不足などにより出願を留保又は放棄する割合は11.6% (11.4%)で、社内機密維持などの非公式な権利保護を行うようになる割合は13.5% (13.6%)であった。



[図2.24] 発明件数比における出願割合及び非公式な権利保護の割合

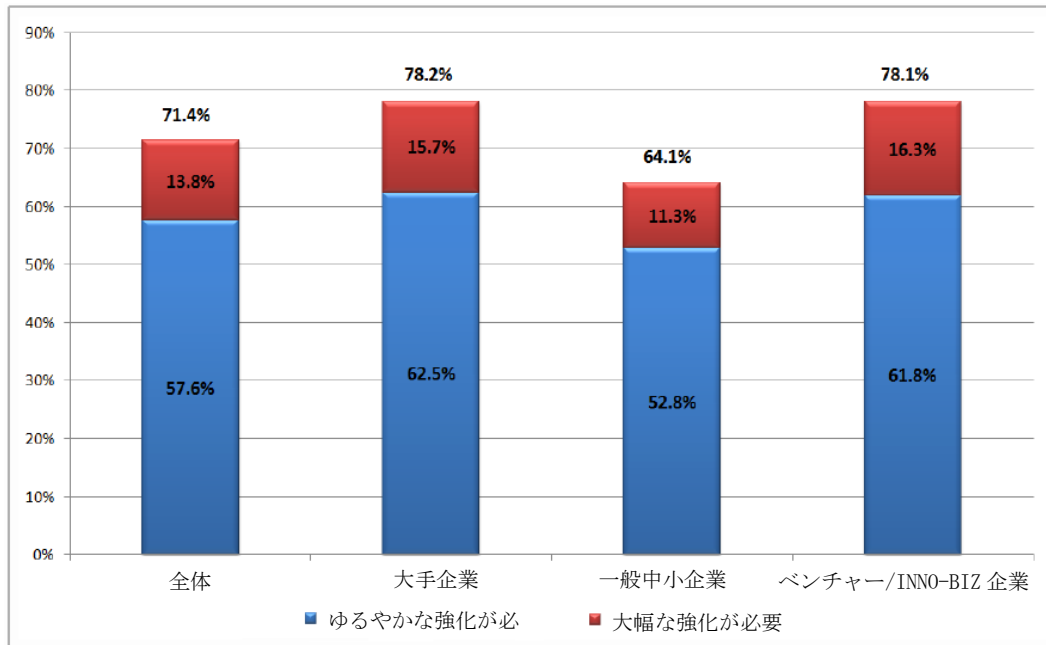
このような割合における企業の類型と出願件数による大きな差はなかった。ただし、経済性又は技術性の不足などにより出願を留保又は放棄する割合は大手企業が14.1%で一般中小企業の11.9%及びベンチャー企業の10.6%に比べて高かった。また、出願件数が多い企業ほど、産業財産権の出願などの公式的な保護手続を行う割合が高く、社内機密として維持するなどの非公式な権利保護を行う割合は減少することが分かった。

韓国企業の71.4% (72.8%) は、韓国国内の知識財産保護水準⁴¹⁾ がより強化される必要があると答えた ([図2.25])⁴²⁾。これは全体の71.4%が現在の知識財産保護水準が適切な水準より低いという認識を持っていることを意味する。このような割合は知識財産を比較的多く保有している大手企業 (80.7%) と年平均出願件数が61件以上の企業 (80.8%) において高かった。

業種別には化学産業、建設業及び鉄鋼/金属分野において韓国国内の知識財産保護水準を大幅に強化する必要があると答えた割合が20.4%、20.3%及び19.5%で他産業より高かった。

⁴¹⁾ 特許制度のように創出された知的財産に権利を付与するシステムが効率的に運営しているか否か、さらにそれを通じて成立した知的財産権が他人によって侵害されたとき、それに対応できる効率的な行政的及び司法的措置がどの程度整備されているかを意味する。

⁴²⁾ ゆるやかに強化 (57.6%)、大幅強化 (13.8%)

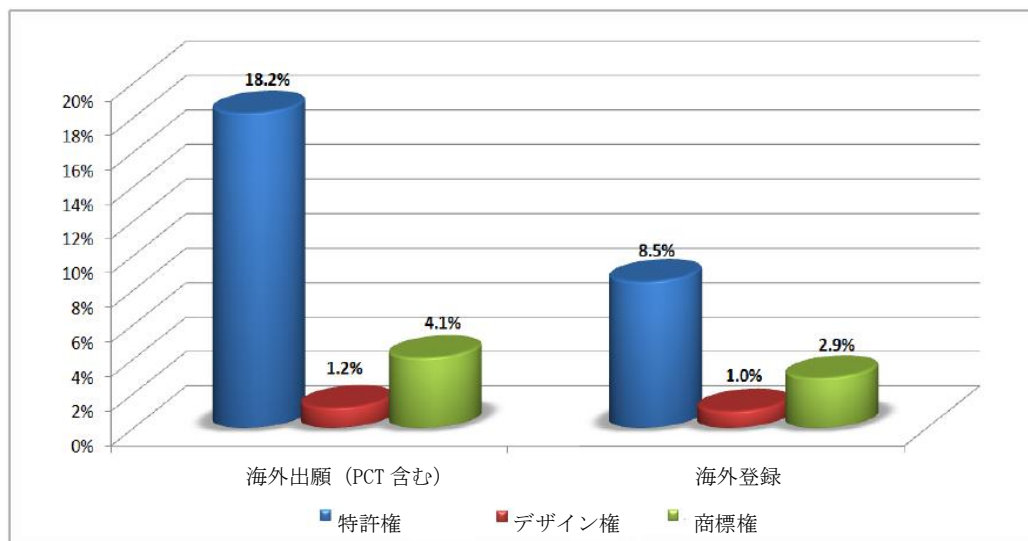


[図2.25] 韓国国内知識財産保護水準に対する意見

3. 産業財産権の海外出願／登録及び国内出願計画

2010年に1件以上の特許権を海外に出願（PCT出願を含む）した企業は、18.2%（21.1%）であった（[図2.26]）。また、特許権を海外に登録した企業の割合は8.5%（8.8%）であった。特許権の他に、デザイン権を海外出願及び登録した企業はそれぞれ1.2%と1.0%、商標権を海外出願及び登録した企業はそれぞれ4.1%と2.9%という結果であった。

企業の類型別には2010年に特許権を海外出願（PCT出願を含む）及び登録した大手企業はそれぞれ24.5%（31.7%）、15.4%（19.6%）、一般中小企業の場合はそれぞれ11.9%（14.9%）、5.1%（5.3%）、ベンチャー企業の場合はそれぞれ24.1%（24.5%）、10.7%（9.7%）であった。業種別に見ると、特許権の海外出願（PCT出願を含む）割合が最も高かった業種は電気／電子分野で34.0%であった。商標出願割合が最も高い業種は農林水産／鉱業／飲食料／タバコ製造業で13.2%であった。



[図2.26] 産業財産権の海外出願/登録企業の割合

一方、2011年と2012年を比較して韓国国内出願が拡大すると予想していると答えた企業は全体の37.2% (41.1%) であり、縮小すると予想していると答えた2.1% (2.7%) より遥かに高いことが分かった ([表2.8])。企業の類型別にはベンチャー企業が大手企業及び一般中小企業に比べ、全ての産業財産権の出願を拡大する予定であると答えた割合が最も高かった。

[表2.8] 2011年と2012年比による知識財産権出願計画

		全体	大手企業	一般中小企業	ベンチャー /INNO-BIZ企業
特許	縮小	2.1%	1.4%	2.2%	2.1%
	拡大	37.8%	37.2%	33.0%	43.3%
実用 新案	縮小	2.7%	1.4%	2.6%	3.2%
	拡大	16.2%	11.4%	16.4%	17.1%
デザイン	縮小	2.2%	0.5%	2.1%	2.7%
	拡大	16.1%	15.7%	15.4%	17.0%
商標	縮小	2.3%	1.4%	1.9%	3.0%
	拡大	14.9%	13.4%	14.5%	15.7%

業種別に見ると化学産業と電気/電子産業に属する企業のうち、特許出願の拡大を予想している割合がそれぞれ62.8%と50.7%と非常に高かった。また、デザイン出願の拡大を予想している割合は繊維/衣服/靴産業が28.3%、商標出願の拡大を予想している割合は金融/保険業が28.4%と最も高かった。

[表2.9] 産業財産権が韓国国内出願の増減に与える要因

影響要因	10件未満	10～20件	21～60件	61件以上
研究開発投資の増減による研究成果の変化	23.8%	22.7%	26.9%	34.3%
企業の事業戦略の変化（事業分野の多角化又は事業構造の調整など）	22.8%	21.6%	18.6%	12.9%
企業の産業財産権戦略の変化（量又は品質中心の知識財産出願戦略、維持費用比較における収益性戦略の変化など）	16.4%	21.4%	26.2%	31.9%
市場及び技術競争環境の変化（市場拡大又は縮小、新技術又は新市場の出現など）	22.7%	20.4%	15.1%	6.1%
韓国国内及び世界の景気変動（韓国国内総生産の増減、物価及び為替の変化、世界金融危機など）	8.4%	8.1%	7.1%	10.6%
産業財産権の出願環境の改善及び支援制度の強化（出願手数料の減免、手続の簡素化、知財権創出支援制度など）	5.7%	5.3%	6.2%	2.7%

注) (%) は [(優先順位が最も高いと答えた機関数) / (総回答機関数)] x 100 (%)

一方、知識財産権の出願増減に最も大きい影響を与える要因として全体企業の24.0% (25.5%) と22.4% (22.0%) が企業の内部的な要因である「研究開発投資の増減による研究成果の変化」と「企業の事業戦略の変化」を挙げた。

企業の類型別に見ると、大手企業の場合「企業の産業財産権戦略」と「産業財産権出願環境」が知識財産権出願に影響を与えると答えた割合が他企業類型より高く、ベンチャー企業は「韓国国内及び世界の景気変動」に大きく影響されると答えた割合が相対的に高かった。出願件数別にみると（[表2.9]）、年間の出願件数が少ない企業ほど「企業の事業戦略の変化」や「市場及び技術環境の変化」に影響を受けると答えた割合が高く、出願件数が多い企業ほど「企業の産業財産権戦略の変化」に影響を受けると答えた割合が高かった。

4. 産業財産権の出願／審査／維持費用及び関連規定の現状

母集団に属する企業は2010年の1年間で、知識財産権を韓国国内及び海外において出願・審査・維持するため、平均1億3,588万ウォン（1億4,639万ウォン）を支出した（[表2.10]）。企業の類型別にみると、大手企業、一般中小企業、ベンチャー/INNO-BIZ企業の平均支出額はそれぞれ2億9,586万ウォン、1億2,561万ウォン、1億834万ウォンであった。特に、大手企業の支出額で海外出願・審査・維持費用が占める割合が他企業類型に比べ相対的に高いことが分かった。また、大手企業は出願・審査費用に比べて維持費用が高かった。

[表2.10] 知識財産の出願／審査／維持費用

(単位：万ウォン)

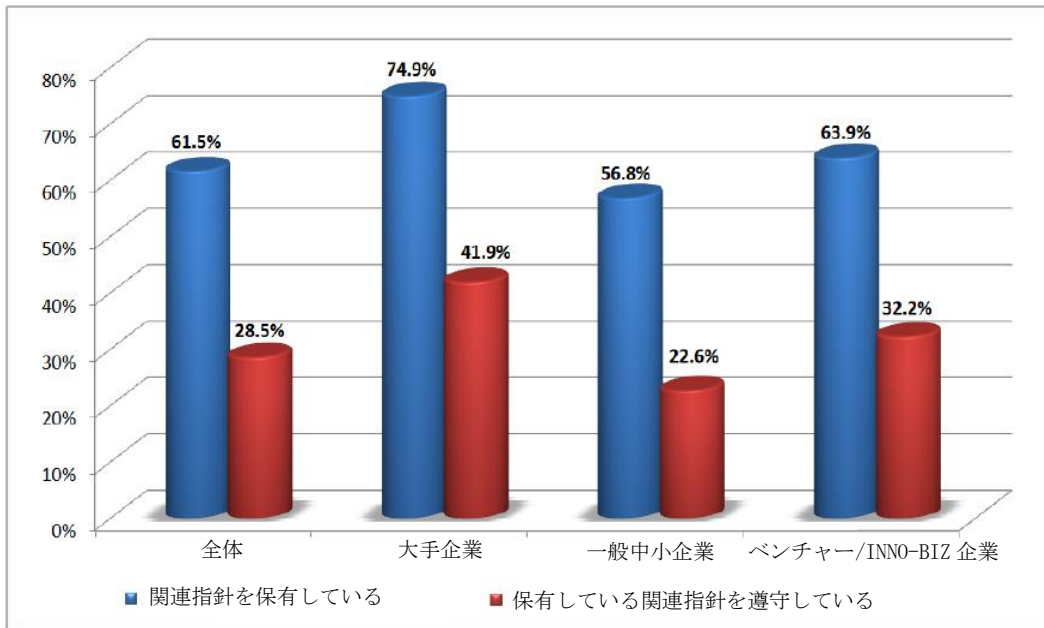
	韓国国内		海外		出願/審査/維持 費用の合計
	出願/審査 ⁴³⁾	維持 ⁴⁴⁾	出願/審査	維持	
全体	3,130	4,579	1,395	4,484	13,588
大手企業	7,231	9,249	3,823	9,283	29,586
一般中小企業	2,265	3,391	1,372	5,535	12,561
ベンチャー /INNO-BIZ企業	3,020	4,404	884	2,525	10,834

全体企業の61.5%（63.8%）に該当する企業は営業秘密管理及び技術流出防止指針を保有しており、28.5%（30.1%）はこれを遵守していることが分かった（[図2.27]）。逆に言うと、全体の71.5%は関連指針を保有していないか、保有していても遵守すべきという認識が低いということを意味する。

企業の類型別に見ると大手企業の74.9%と41.9%が関連指針を保有及び遵守していると答え、最も高かった。業種別には金融／保険業と鉄鋼／金属業分野に属する企業の関連指針保有／遵守割合がそれぞれ43.2%と43.9%と最も高く、印刷／紙／出版業に属した企業は19.7%と最も低かった。

⁴³⁾ 出願/審査費用は産業財産権の出願手数料、審査請求料、弁理士費用、査定系審判（特許出願に対する拒絶査定などの審査官の処分に対する不服申立ての審判）にかかる費用

⁴⁴⁾ 維持費用は産業財産権の登録と権利維持にかかる金額（登録料と年次料）



[図2.27] 営業秘密の管理及び技術流出防止指針の保有及び遵守現状

5. 効果的な知識財産保護のために必要な政策支援

効果的な知識財産保護のため、「産業財産権出願と登録にかかる費用の減免」が必要と答えた割合は66.7%と最も高く、「知識財産侵害に対するコンサルティング支援と共同取締り」が必要と答えた割合は52.9%で最も低かった（[表2.11]）。

[表2.11] 効果的な知識財産保護のための政策支援の必要性

	企業全体	大手企業	一般中小企業	ベンチャー/INNO-BIZ
産業財産権の出願と登録にかかる費用の減免	66.7%	72.1%	58.7%	74.8%
海外出願関連情報の提供	53.1%	66.6%	44.4%	60.1%
知識財産権侵害に対する強力な処罰基準の整備	57.7%	62.2%	50.2%	65.1%
知識財産侵害に対するコンサルティング支援と共同取締り	52.9%	59.6%	45.6%	59.6%

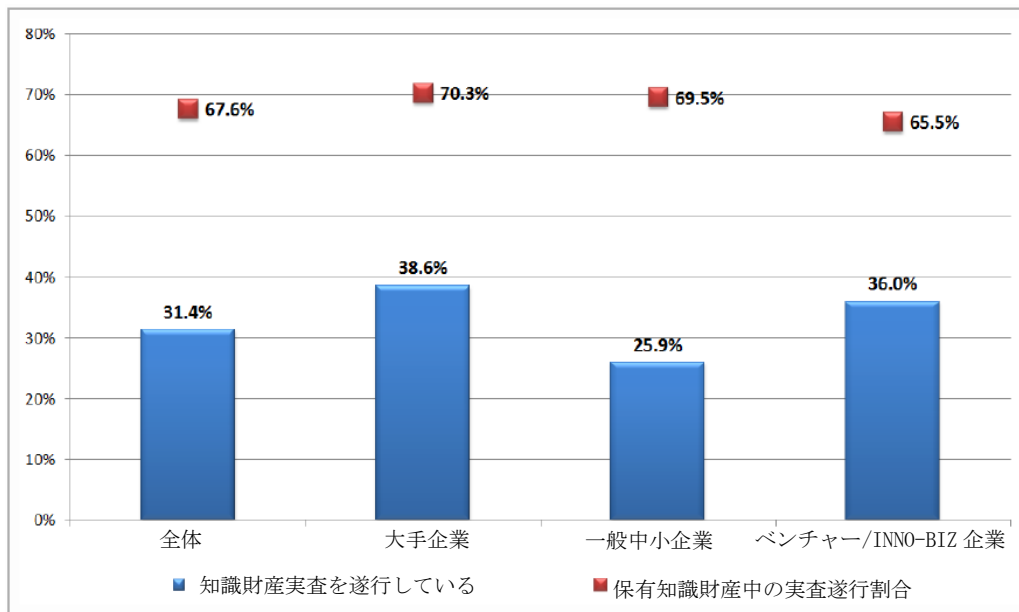
注) (%)は5点尺度(1:必要性が最も低い、5:必要性が最も高い)で[(4点又は5点と答えた企業数)/(総回答機関数)]x100(%)

企業の類型別に見ると「海外出願関連情報の提供」が必要と答えた割合は大手企業が66.6%と最も高く、「産業財産権の出願/登録費用の減免」及び「知識財産権侵害に対する強力な処罰基準の整備」が必要と答えた割合はベンチャー企業がそれぞれ74.8%、65.1%と最も高かった。

第4節 知識財産の活用

1. 知識財産の実査

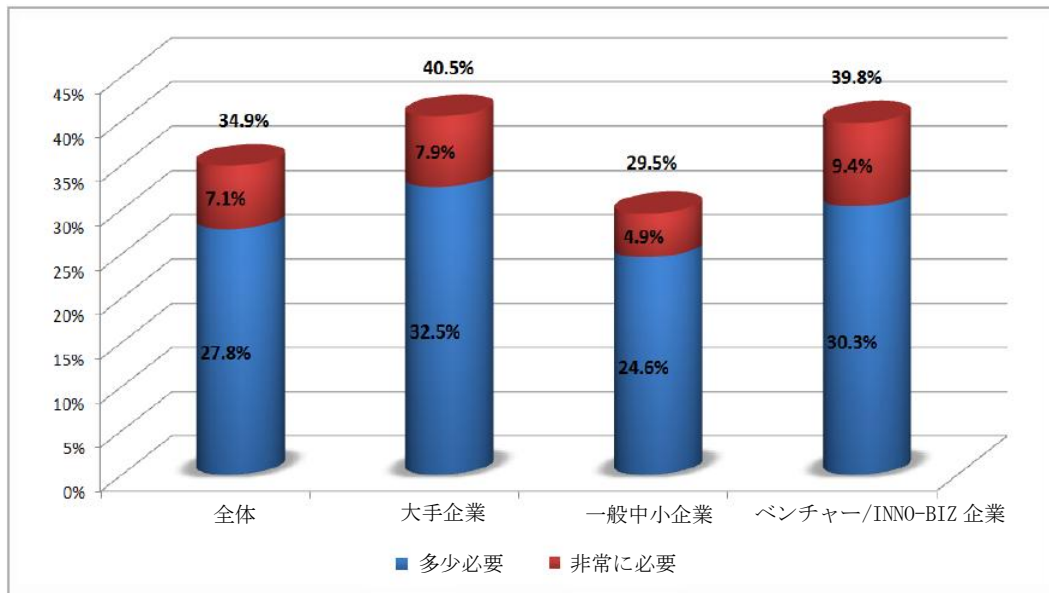
保有している知識財産に対する実査及び評価⁴⁵⁾を遂行している企業の割合は全体の31.4% (33.5%)であった ([図2.28])。これは先行特許調査及び予備評価を遂行する企業の割合より低い。知識財産実査を遂行していると答えた企業は平均的に保有している知識財産のうち、67.6% (67.1%) に対して実査を遂行しているという結果であった。



[図2.28] 知識財産実査の遂行現状

⁴⁵⁾ 特許などの維持/放棄の決定、事業化有望技術及び移転対象技術などを発掘するために保有している知的財産の価値を把握することを意味する。

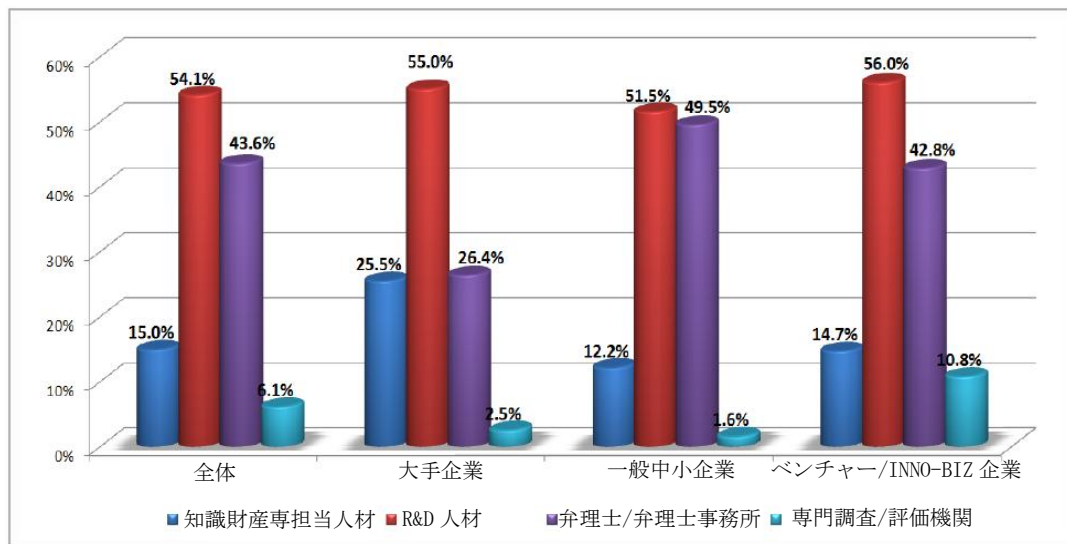
企業類型別にみると、大手企業において多出願企業で知識財産に対する実査を遂行する割合と、保有知識財産のうち実査を遂行する割合の両方共に高いという結果であった。業種別にみるとその他の製造業に属する企業の60.8%が知識財産実査を遂行しており、他産業より高く、金融/保険業は8.9%で最も低かった。



[図2.29] 知識財産実査の必要性

保有している知識財産に対する実査が必要と答えた企業の割合は全体の34.9% (36.4%)であった ([図2.29])。すなわち、全体企業の約65%が知識財産実査の必要性に対して認識していないことを意味している。大手企業の場合、40.5%が知識財産実査が必要と答えた。特に、非常に必要と答えた企業の割合はベンチャー企業が9.4%と最も高かった。また、多出願企業であるほど、該当業務が必要と答えた割合が高かった。

知識財産実査を遂行している企業のうち、54.1% (55.9%) は研究開発人材が直接該当業務を担当していると答えた ([図2.30])。知識財産専任人材が該当業務を遂行していると答えた企業は15.0% (18.8%) で、弁理士/弁理士事務所及び専門機関に任せる場合はそれぞれ43.6% (43.9%) と6.1% (6.7%) であった。



[図2.30] 知識財産実査を遂行している場合の遂行人材

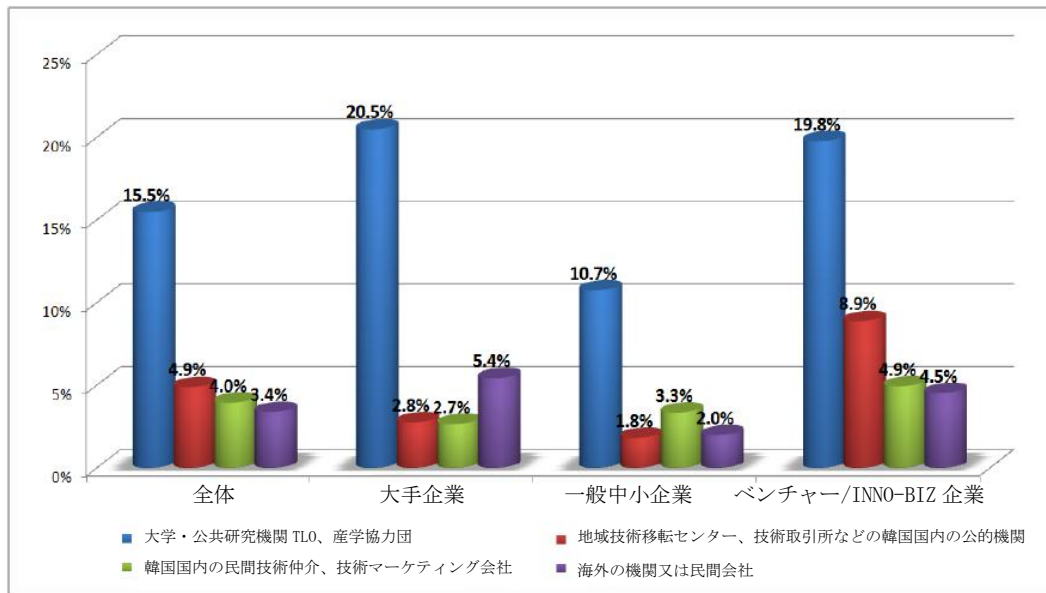
注) 複数回答

企業類型別にみると、知識財産専担当人材が関連業務を遂行する割合は大手企業が25.5%、年平均61件以上出願企業が61.7%と高かった。また、弁理士、専門機関/評価機関などの外部人材を活用する割合は大手企業より一般中小企業及びベンチャー企業の方が高かった。

2. 知識財産の活用戦略

最近3年間に技術取引及び技術マーケティングのため、技術取引機関に業務を依頼したか、協約を締結した企業の割合は[図2.31]の通りである。全体企業の15.5% (16.8%) が、大学・公共研究機関の技術移転専担組織 (TLO) 及び産学協力団に業務を依頼したことがあると答えた。また、地域技術移転センターなどの韓国国内の公的機関、韓国国内の民間技術仲介会社、海外機関に業務を依頼した企業の割合はそれぞれ4.9% (5.5%)、4.0% (3.7%)、3.4% (3.9%) という結果であった。

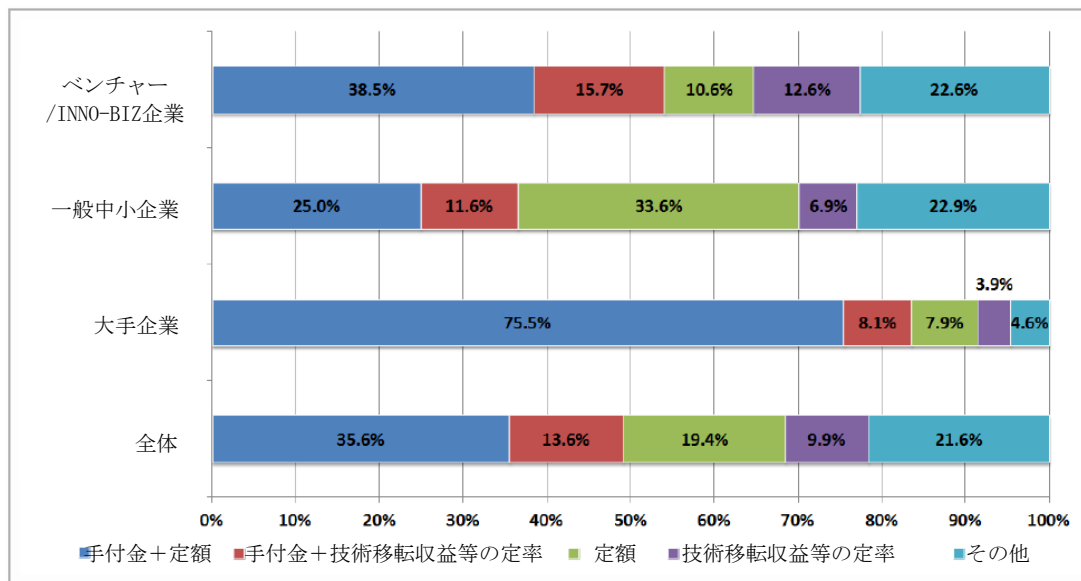
企業類型別にみると、大学・公共研究機関の技術移転専担組織 (TLO) 及び産学協力団と海外機関/会社に依頼した大手企業の割合はそれぞれ20.5%と5.4%で他企業類型に比べ高かった。また、地域技術移転センターなどの韓国国内の公的機関と韓国国内の民間技術マーケティング会社に依頼した割合はベンチャー企業がそれぞれ8.9%と4.9%で大手企業及び一般中小企業に比べ高かった。



[図2. 31]最近3年間における技術取引機関への業務依頼及び締結現状

技術取引機関などに業務を依頼した場合、主な費用支払方法は調査/マーケティング費用などの活動費（手付金）と成功報酬（定額）が混合した形態が全体の35.6%（34.9%）で最も高い割合を占めた（[図2. 32]）。また、成功報酬として定額を支払う場合は19.4%（13.0%）、活動費（手付金）と技術移転収益などによる定率の成功報酬が混合された形態で支払う場合は13.6%（17.2%）であった。一方、技術移転収益などによる定率の成功報酬のみの費用を支払う場合は9.9%（9.3%）と最も低かった。

企業類型別に見ると、大手企業は活動費（手付金）と成功報酬（定額）が混合された形態で費用を支払う割合が全体の75.5%と最も高く、ベンチャー企業は活動費（手付金）と技術移転収益などによる定率の成功報酬の混合形態で支払う場合が15.7%、技術移転収益などによる定率の成功報酬のみを支払う場合が12.6%で、他企業類型に比べて高かった。これは技術移転の費用を支払うときに、大手企業は定額の形態を好み、ベンチャー企業は技術移転収益などによる定率の形態を好むと解釈できる。



[図2.32] 技術取引機関などに業務を依頼する場合の主な費用支払方法

企業が保有している知識財産の取引のため、IP-mart⁴⁶⁾などの韓国国内のオンライン技術取引システムを活用している企業の割合は全体の19.3% (19.9%)であった ([表2.12])。オンライン取引システムを活用している企業のうち、活用度が比較的高いと肯定的に答えた企業の割合は22.6% (24.4%)に過ぎなかった。

企業類型別にみると、オンライン取引システムを活用している企業の割合は一般中小企業やベンチャー企業よりも、知識財産の取引件数が多い大手企業が21.5%と多少高かった。しかし、実際に活用度が高いと回答した企業の割合は大手企業が9.7%と最も低かった。

[表2.12] 韓国国内の技術取引システムの活用度

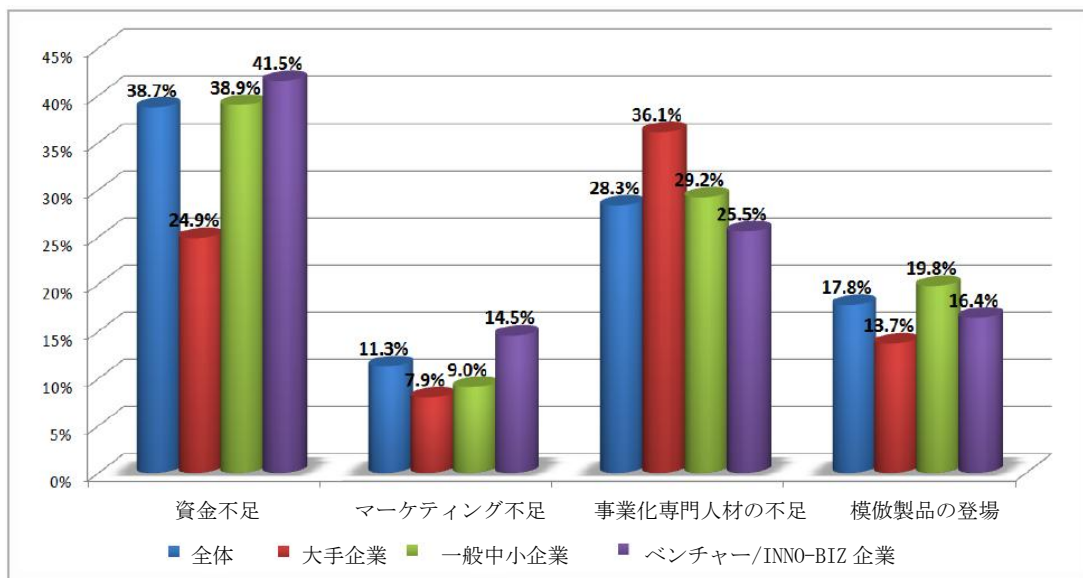
		企業全体	大手企業	一般中小企業	ベンチャー/INNO-BIZ企業
オンライン取引システム	活用企業	19.3%	21.5%	17.4%	21.1%
	活用度が比較的高い	22.6%	9.7%	20.6%	27.5%
オフライン取引システム	活用企業	18.9%	17.5%	16.1%	22.5%
	活用度が比較的高い	18.5%	12.6%	18.0%	19.9%

注) 「活用度が比較的高い」は5点尺度 (1:活用度が低い、5:活用度が高い) で [(4点又は5点と答えた企業数) / (活用した経験がある企業数)] x 100 (%)

⁴⁶⁾ IP-MARTとは、特許庁が運営するインターネット特許技術広場で特許技術の技術移転・取引及び事業化などの関連情報を提供し、利用者が自立的に技術取引に参加できるよう、オンライン上で特許技術取引を仲介する専門ポータルサイト (<http://www.patentmart.or.kr/>) である。

特許技術移転博覧会などの韓国国内のオフライン取引システムを活用している企業の割合は18.9%（20.6%）であり、オンライン取引システムより多少低かった。また、実際にオフラインシステムを活用している企業のうち、活用度が高いと答えた割合は18.5%（21.5%）でオンライン取引システムより低かった。企業類型別にみると、ベンチャー企業のうちオフライン取引システムの活用率及び活用度が高いと答えた割合はそれぞれ22.5%と19.9%であり、他企業類型より高いことが分かった。

企業の特許技術事業化の最大の問題点としては、全体の38.7%（39.1%）が資金不足を挙げた（[図2.33]）。また、事業化専門人材の不足により事業化が難しいと答えた企業も28.3%（28.5%）を占めた。



[図2.33] 特許技術事業化時の最大の問題点

事業化の際の問題点として資金不足を挙げた企業の割合は大手企業（24.9%）、一般中小企業（38.9%）、ベンチャー企業（41.5%）の順に増加し、事業化専門人材の不足を指摘した割合は減少している⁴⁷⁾と調査された。

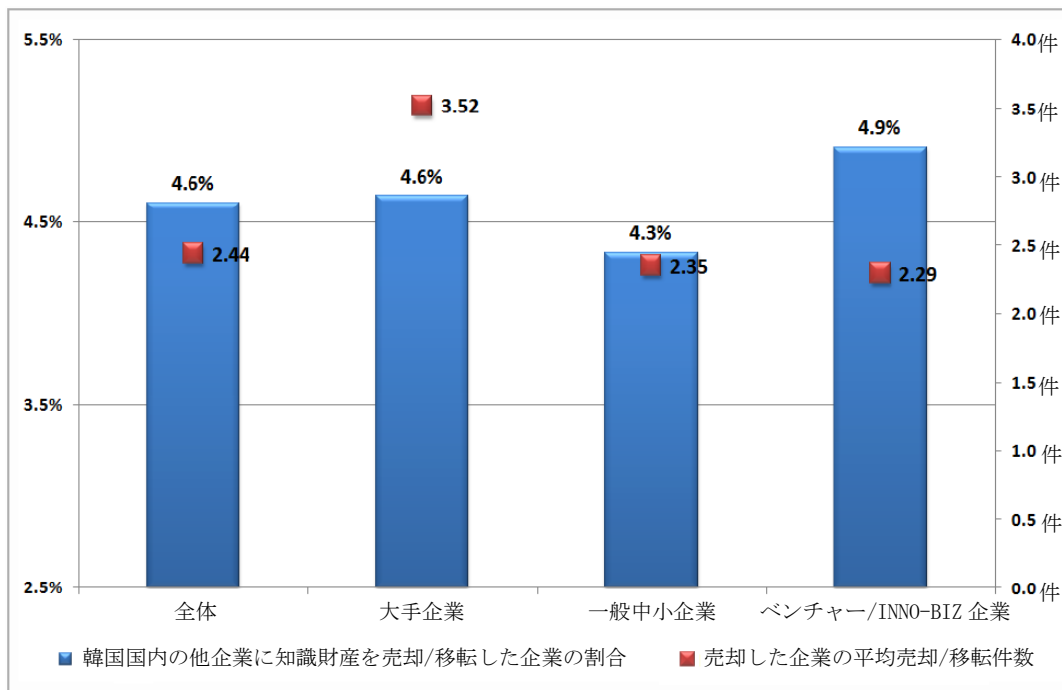
業種別には、資金不足が最大の問題であると答えた割合は、電気／電子産業が46.9%で最も高く、模倣製品の登場が最大の問題であると答えた割合は繊維／衣服／靴産業が39.4%と最も高かった。

⁴⁷⁾ 大手企業、一般中小企業、ベンチャー企業はそれぞれ36.1%、29.2%、25.5%

3. 知識財産権の売却/移転及び活用の現状

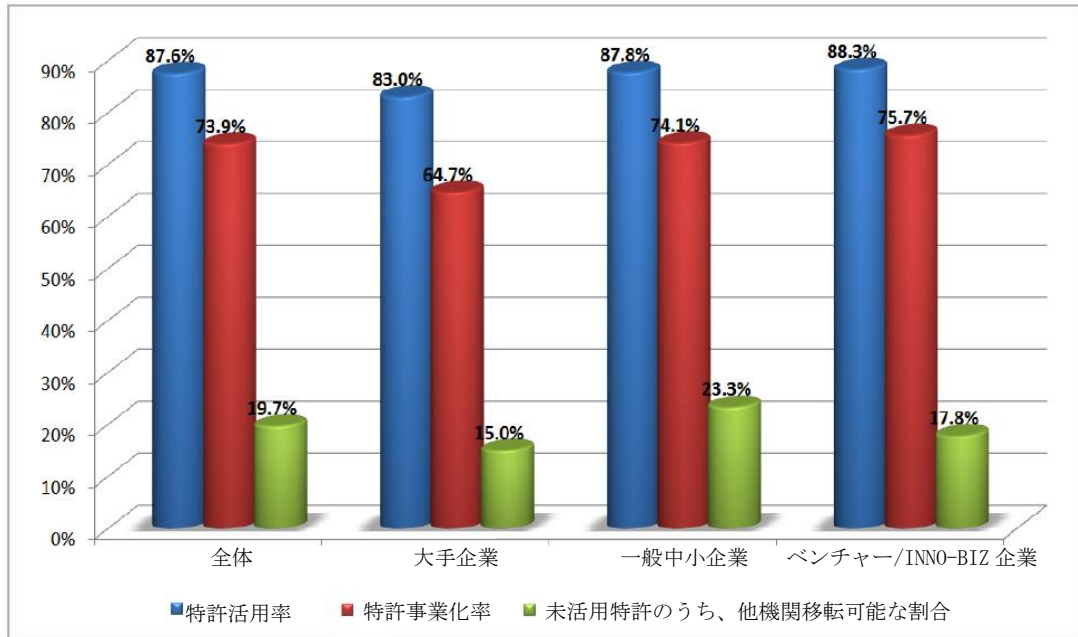
2010年の1年間に保有知識財産を韓国国内の他企業などに移転した企業の割合は4.6% (5.2%) であり、知識財産を移転した企業の平均移転件数は2.44件 (4.06件) であった ([図2.34])。知識財産を移転した企業の割合は企業類型別にみても大きな差がなかったが、ベンチャー企業が4.9% (4.0%) と最も高く、大手企業が4.6% (8.8%)、一般中小企業が4.3% (5.4%) であった。

業種別には建設業が知識財産売却/移転割合が16.2%と最も高かった。また、出願件数が多い企業ほど知識財産を売却/移転した企業の割合及び平均売却/移転件数が増加していることが分かった。



[図2.34] 知識財産の売却/移転の現状

企業全体の平均売却/移転件数は0.11件で、このうち実施許諾を通じた移転件数は0.04件、売却/譲渡を通じて移転された0.05件、クロスライセンスや特許プールなどを通じて相互実施又は共有の形態で移転された件数は0.02件であった。企業類型別にみると、大手企業は全体0.16件のうち、実施許諾を通じた移転件数が0.11件と最も多く、一般中小企業とベンチャー企業は売却/譲渡を通じた移転件数がそれぞれ0.10件中の0.06件と0.11件中の0.05件と最も多かった。



[図2. 35]特許権の活用及び事業化率

注) 個別企業の活用及び事業化率の平均である。

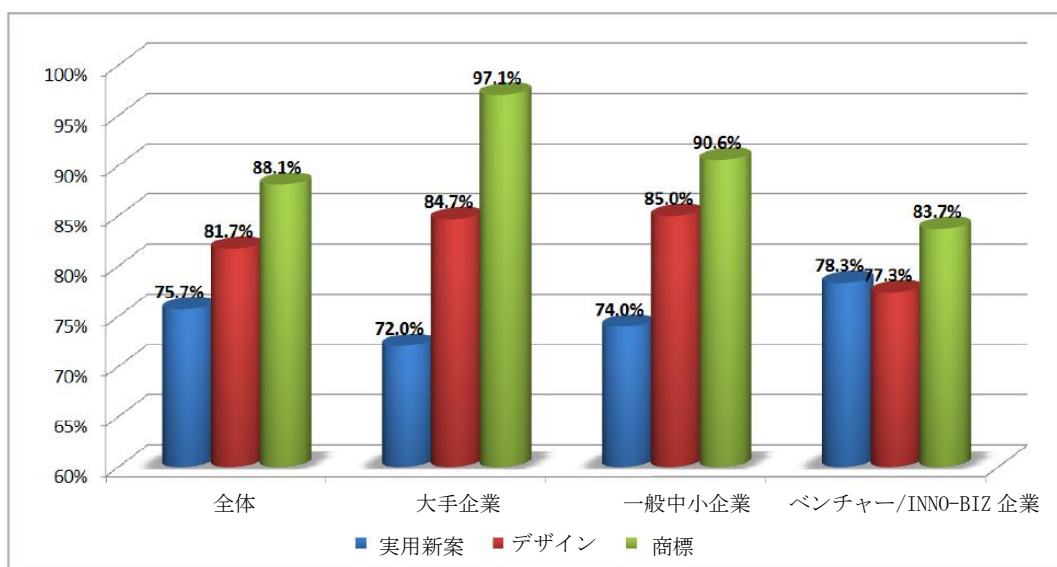
韓国企業が保有している特許権の平均活用率⁴⁸⁾と平均事業化率⁴⁹⁾はそれぞれ87.6% (88.2%)と73.9% (73.8%)と調査された ([図2. 35])。これは全体特許のうち、防衛的目的として活用される割合が13.6% (14.5%)で、未活用率が12.4% (11.8%)であることを意味する。また、未活用特許のうち、他機関への移転が可能な特許は19.7% (18.3%)と調査された。

企業類型別にみると、活用と事業化の割合の両方で大手企業がベンチャー企業や一般中小企業より低かった。一方、防衛的目的で保有している特許の割合は大手企業が18.4% (20.0%)で一般中小企業の13.6% (15.0%)とベンチャー企業の12.7% (12.7%)に比べ高かった。

特許権の他に実用新案権、デザイン、商標の事業化割合はそれぞれ75.7% (77.3%)、81.7% (84.4%)、88.1% (86.3%)であった ([図2. 36])。実用新案権、デザイン権、商標の場合は特許権とは異なり、活用と事業化の割合の間には大きな差がなかった。これはこれらの権利の場合は防衛的目的で保有する割合が非常に低いということの意味する。

⁴⁸⁾ 保有している特許のうち、①製品又はサービスの生産、工程改善に活用しているか、②収益創出などの目的で他機関に移転した場合、又は③生産活動又は技術移転などには直接活用していないが、戦略的目的 (主要技術の防衛、特許訴訟の防止、国家レベルの必要性など) で保有、活用している特許の割合

⁴⁹⁾ 保有している特許のうち、防衛的目的で活用している場合を除き、製品又はサービスの生産、工程改善に活用しているか、収益創出などを目的として他機関に移転した特許の割合



[図2.36] その他の産業財産権の事業化率

注) 個別企業の事業化率の平均である。

全体企業が保有している全ての特許権のうち、現在活用及び事業化されている割合⁵⁰⁾はそれぞれ80.3%と59.7%と調査された。企業類型別には大手企業の活用と事業化の割合がそれぞれ78.2%と55.4%であり、一般中小企業やベンチャー企業より低かった。

[表2.13] 回答企業が保有している特許の活用率及び事業化率

企業区分	保有件数	活用件数	事業化件数	活用率	事業化率
大手企業	36,392	28,474	20,152	78.2%	55.4%
中小企業	8,030	6,903	5,450	85.4%	67.4%
ベンチャー /INNO-BIZ企業	7,324	6,160	5,298	84.1%	72.3%
全体	51,746	41,537	30,900	80.3%	59.7%

⁵⁰⁾ 回答した全ての企業が保有している特許を合算し、その中から活用されている割合と事業化されている割合を算出した。したがって、多出願企業の活用率と事業化率が加重反映されたと言える。

4. 効果的な知識財産活用のために必要な政策支援

該当政府政策が効果的な知識財産活用のために必要であると答えた企業の割合は[表2.14]の通りである。「新技術製品販路支援及びマーケティング活動の支援」が必要であると答えた割合は全体の65.3%で最も高かった。また、「新技術事業化のための中小/ベンチャーの創業支援」も63.5%の企業が必要であると答えた。

各政策が必要であると答えた割合はベンチャー企業が最も高かった。一方、大手企業は「優秀技術の輸出支援」が必要であると答えた割合が64.8%で他支援政策に比べ高かった。一般中小企業の場合、「新技術製品販路支援及びマーケティング活動の支援」が必要であると答えた割合は61.6%、ベンチャー企業の場合、「新技術事業化のための中小/ベンチャーの創業支援」が必要であると答えた割合が73.1%で他支援政策に比べ最も高かった。

[表2.14] 効果的な知識財産活用のための政策支援の必要性

	企業全体	大手企業	一般中 小企業	ベンチャー /INNO-BIZ企業
新技術製品販路支援及び マーケティング活動の支援	65.3%	58.3%	61.6%	71.2%
偽造及び模倣商品の取締り強化	60.7%	62.8%	56.6%	64.9%
新技術事業化のための 中小/ベンチャーの創業支援	63.5%	52.0%	57.4%	73.1%
特許技術の取引/ 流通システムの改善	53.3%	52.9%	48.5%	58.7%
優秀技術の輸出支援	59.6%	64.8%	51.9%	67.1%
地域知識センターなどを通じた 出願から事業化までの特許総合 コンサルティングの支援	57.2%	54.0%	52.2%	63.8%

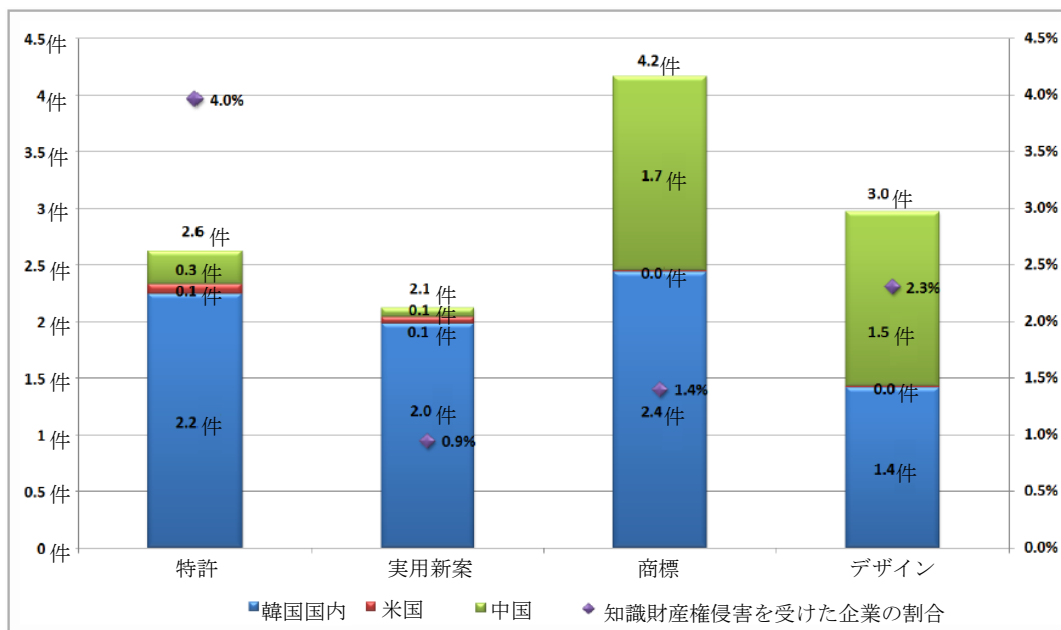
注) (%)は5点尺度(1:必要性が最も低い、5:必要性が最も高い)で[(4点又は5点と答えた企業数)/(総回答機関数)]x100(%)

第5節

知識財産の侵害及び紛争

1. 知識財産権の侵害及び被害規模

2010年に1件以上の知識財産権⁵¹⁾侵害を受けた企業は、全体の6.6% (7.2%) を占めることが分かった。企業類型別にみると、大手企業では3.2%、一般中小企業では6.2%、ベンチャー企業では7.9%が知識財産権の侵害を受けたという結果であった。業種別にみると、その他の製造業に属する企業の18.4%が知識財産権の侵害を受けたと答え、最も高かった。また、知識財産権侵害を受けた企業の業種分布で機械産業が占める割合は37.6%で最も高かった。



[図2.37] 産業財産権類型別侵害被害件数

産業財産権類型別侵害被害を受けた企業の割合及びその平均被害件数は[図2.37]の通りである。2010年の1年間特許権の侵害を受けた企業は全体の4.0% (5.5%)⁵²⁾と最も高く、その他に実用新案、商標、デザイン権の侵害を受けた企業の割合はそれぞれ0.9% (0.4%)⁵³⁾、1.4% (1.1%)⁵⁴⁾、2.3% (1.3%)⁵⁵⁾であった。

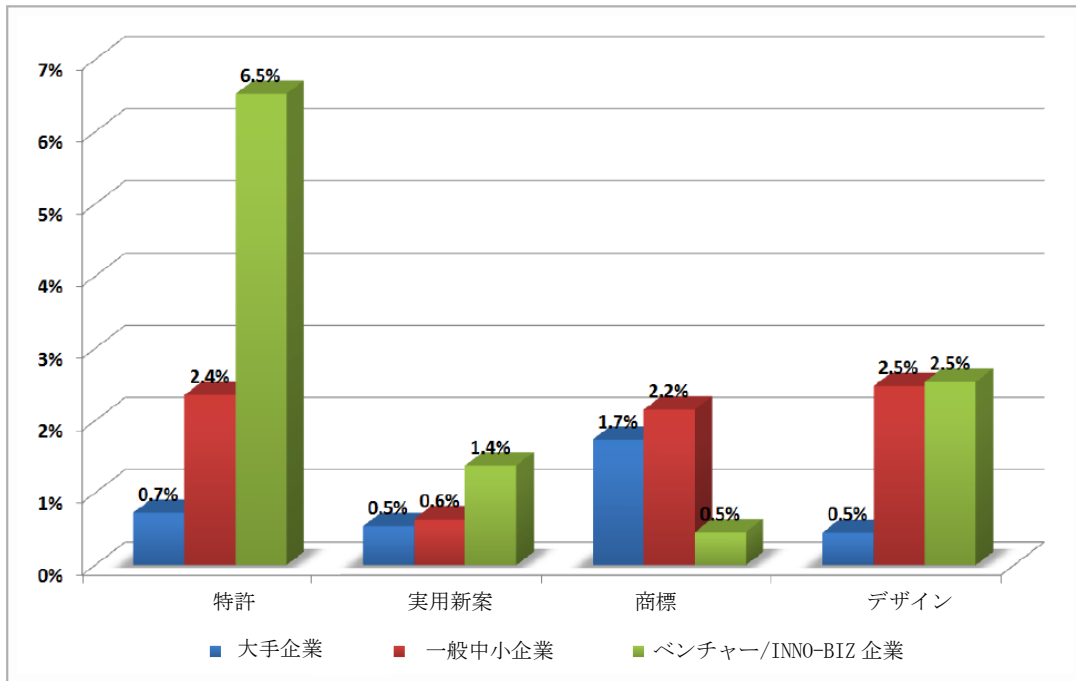
⁵¹⁾ 産業財産権 (特許、実用新案、商標、デザイン) 及び新知的財産権 (半導体配置設計、地理的表示、営業秘密など) が含まれる。

⁵²⁾ 2009年は3.1% (貿易委員会、2010)

⁵³⁾ 2009年は2.0% (貿易委員会、2010)

⁵⁴⁾ 2009年は4.6% (貿易委員会、2010)

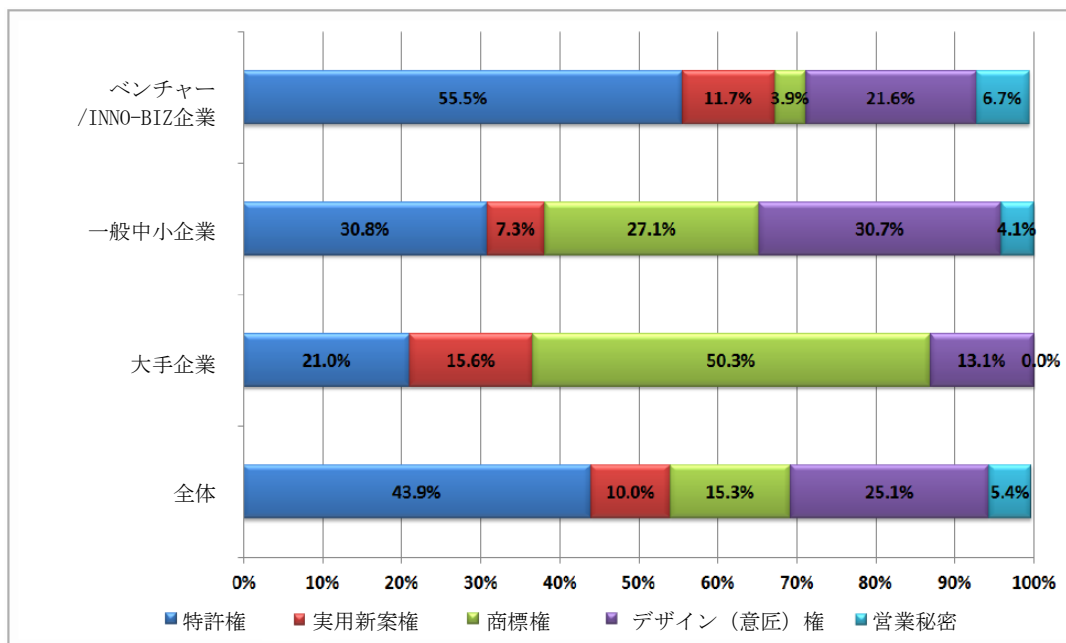
⁵⁵⁾ 2009年は2.4% (貿易委員会、2010)



[図2.38] 企業の類型別産業財産権侵害被害の割合

企業類型別には特許権の侵害を受けた大手企業は0.7%、一般中小企業は2.4%、ベンチャー企業は6.5%で、他企業類型に比べベンチャー企業の割合が非常に高かった（[図2.38]）。特許権の他に、実用新案権とデザイン権の侵害を受けた割合はそれぞれ1.4%と2.5%とベンチャー企業が最も高かった。ただし、商標権の場合は大手企業と一般中小企業がそれぞれ1.7%と2.2%であり、ベンチャー企業の0.5%より高かった。産業財産権の他に営業秘密の侵害被害を受けた企業は全体の0.5%（1.1%）であった。

次の[図2.39]は知識財産権侵害被害の具体的な内容で、権利類型の分布を示す。全体侵害事例のうち、特許権が占める割合は43.9%（58.9%）と最も高かった。また、デザイン権は25.1%（13.7%）、商標権は15.3%（11.4%）、実用新案権は10.0%（4.0%）の順に高かった。また、営業秘密の侵害も全体の5.4%（11.8%）を占めた。



[図2.39] 権利類型別被害現状

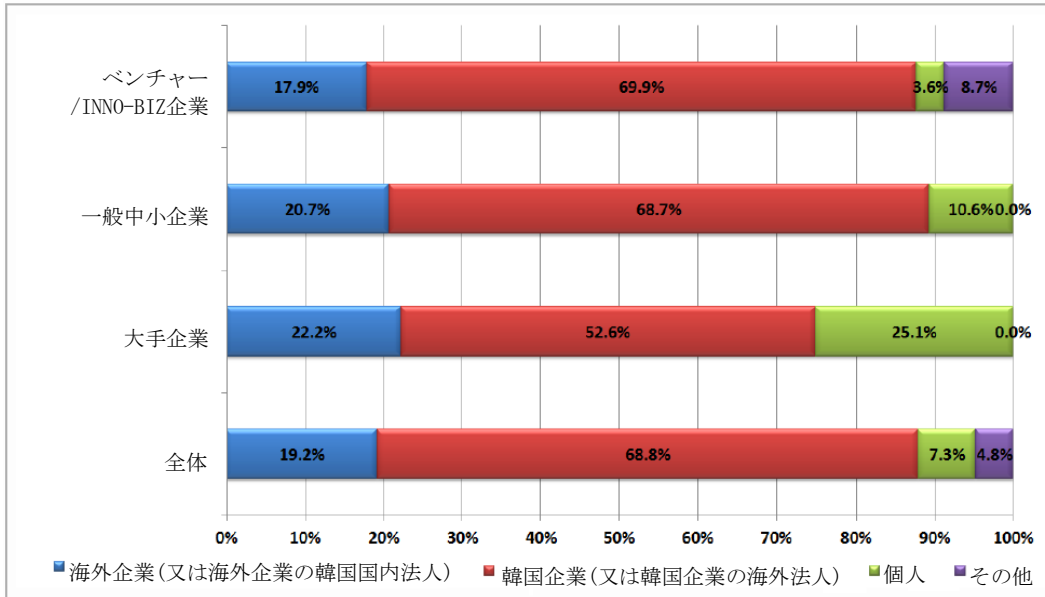
企業類型別にみると、大手企業の場合には全体侵害事例中の50.3%が商標権侵害で最も高いのに対し、ベンチャー企業の場合には全体侵害事例中の55.5%が特許権侵害で他権利類型より高かった。また、出願件数が多い企業ほど侵害被害事例中の特許権の占める割合は低く、商標権が占める割合が高くなることが分かった⁵⁶⁾。

業種別にみると、全体侵害事例のうち特許権の割合が最も高い業種は建設業で、全体の68.4%を占めた。特許権の他に実用新案権、商標権、デザイン権、営業秘密が占める割合が最も高い業種は、それぞれ印刷/紙/出版（20.0%）、事業サービス/通信業（100%）、農林水産/鉱業/飲食料/タバコ製造業（100%）、建設業（12.9%）であった。

知識財産権侵害被害の具体的な内容のうち、侵害製品製造者の分布は[図2.40]の通りである。全体被害事例のうち、68.8%（73.3%）は韓国企業であり、19.2%（24.1%）は海外企業であった。また、個人の場合も全体の7.3%（1.8%）であった。企業類型別にみると、大手企業の侵害事例のうち侵害製品製造者が個人及び海外企業である割合はそれぞれ25.1%と22.2%で、ベンチャー企業や中小企業より高かった。

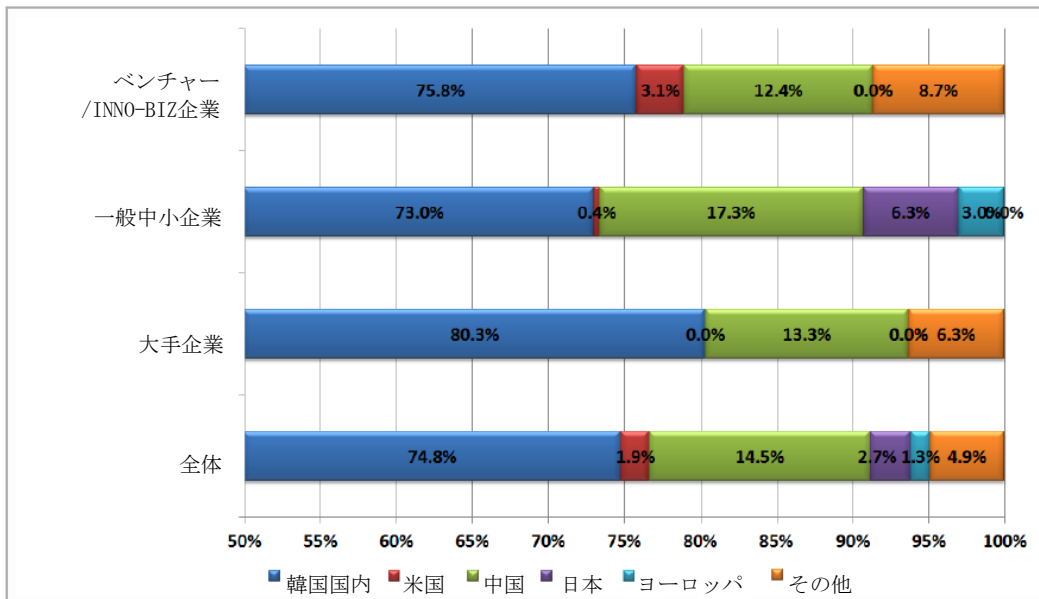
⁵⁶⁾ 年61件以上出願企業の侵害事例のうち、特許権の割合は9.3%、商標権の割合は50.4%

業種別にみると製造が海外企業の割合が最も高い業種は電気/電子で、75.1%に達した。また、個人の割合が最も高い業種はその他のサービス業で54.7%を占めた。



[図2. 40] 侵害製品製造者別被害現状

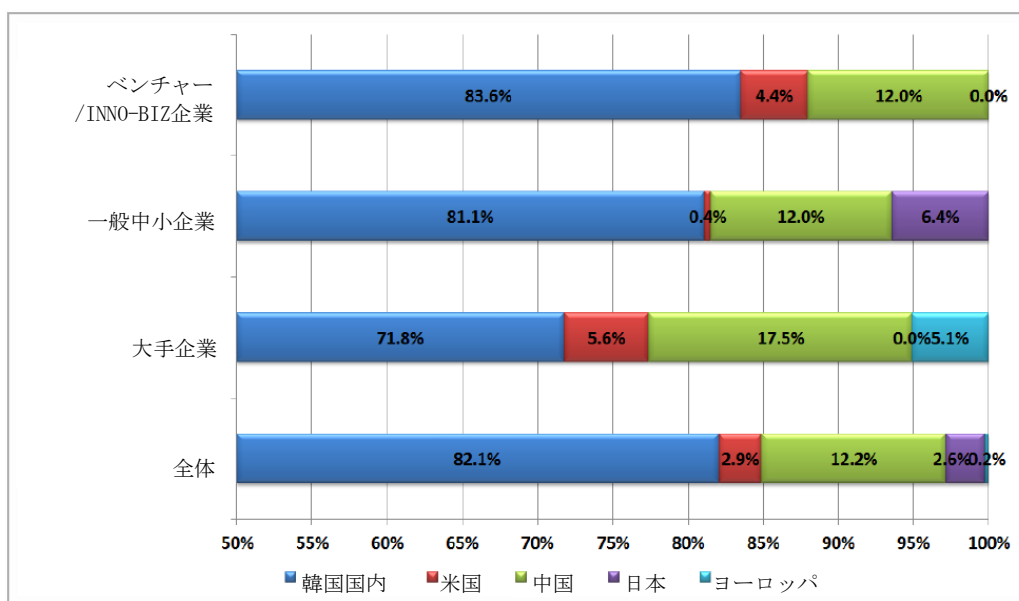
侵害被害の具体的な内容のうち、侵害製品製造地域の分布は[図2. 41]の通りである。侵害製品製造地域が韓国国内の場合は全体の74.8% (72.2%) と最も高かった。また、製造地域は中国の場合が14.5%、日本の場合は2.7%の順に高かった。



[図2. 41] 侵害製品製造地域別被害現状

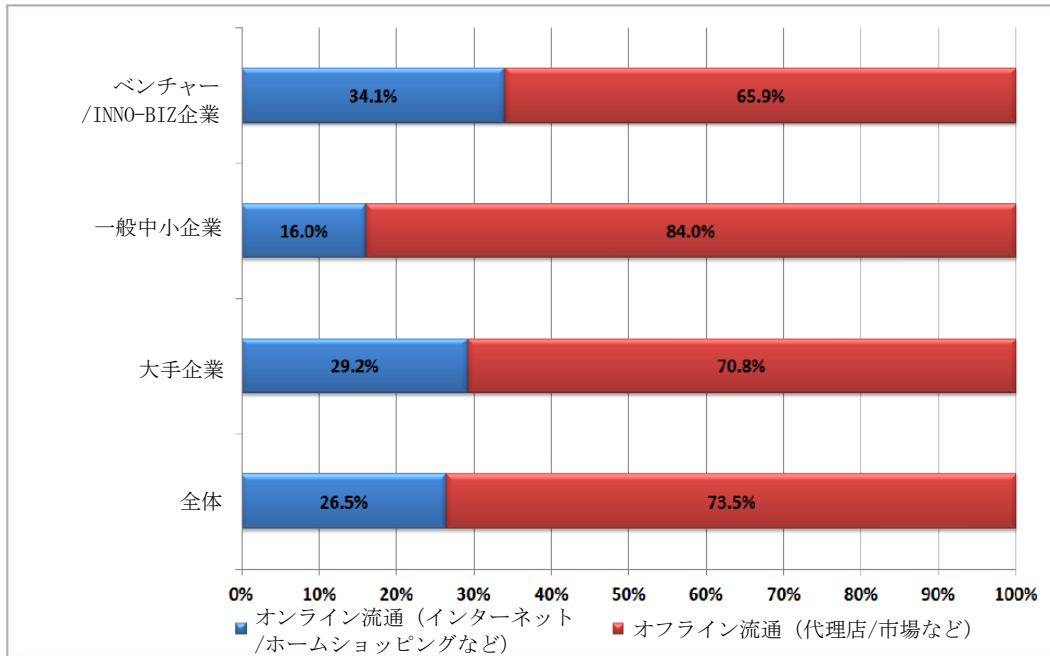
企業類型別にみると、侵害製品製造地域が韓国国内である割合が最も高い場合は大手企業であり、全体の80.3%を占めた。また、製造地域が中国の場合は、一般中小企業が17.3%で大手企業やベンチャー企業より高かった。業種別にみると、侵害製品製造地域のうち米国の割合が最も高い業種はその他のサービス業で全体の22.7%を占め、中国の割合が最も高い業種は鉄鋼/金属及び電気/電子でそれぞれ50.0%と46.3%を占めることが分かった。また、化学産業は侵害事例のうち、製造地域が日本である割合が23.6%で他業種に比べて高かった。

知識財産権侵害被害の具体的な内容のうち、侵害製品流通地域の分布は[図2.42]の通りである。全体被害事例のうち、82.1% (79.0%) は侵害製品の流通地域が韓国国内であった。また、流通地域が中国と米国の割合もそれぞれ12.2%と2.9%という結果であった。企業類型別にみると、流通地域が韓国国内の割合はベンチャー企業が83.6%で他企業類型に比べて高く、大手企業は71.8%と最も低かった。これは大手企業の侵害製品は韓国国内で製造され、海外、特に中国、に流通される傾向が他企業類型に比べ比較的高いことを意味する。



[図2.42] 侵害製品流通地域別被害現状

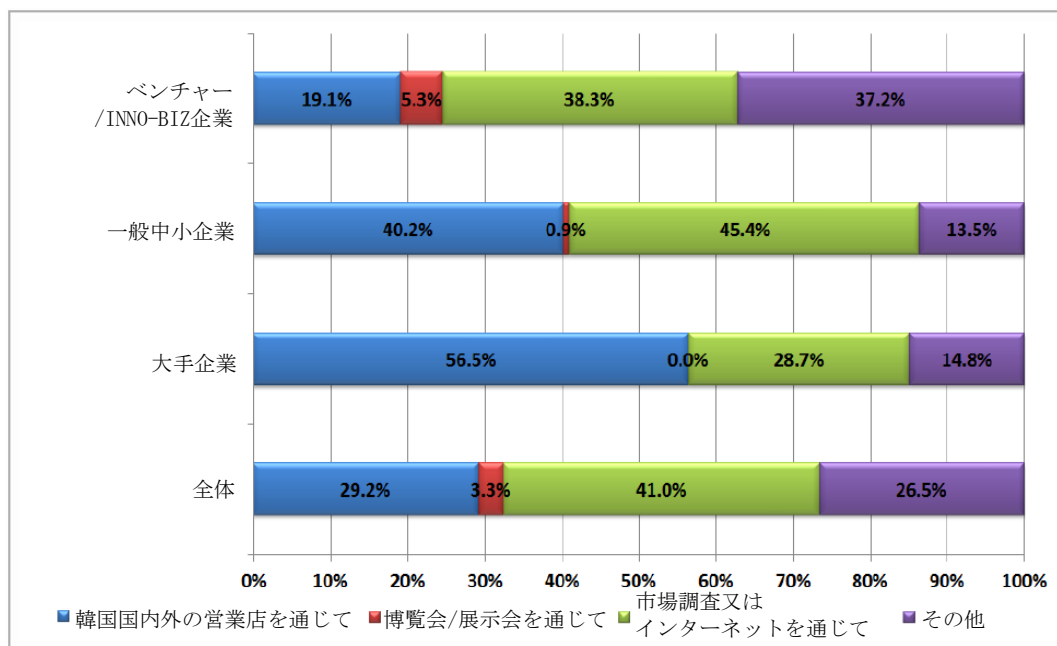
業種別には侵害事例のうち、米国で流通する割合が最も高い業種はその他の製造業であり、19.3%であった。流通地域が中国の割合は電気/電子が50.2%と他業種に比べて高かった。日本で流通される割合が最も高い業種は化学産業で、全体被害事例のうちの23.6%を占めた。また、出願件数が多い企業ほど侵害製品流通地域が中国である割合が増加していることが分かった。



[図2. 43] 侵害製品流通類型別被害現状

知識財産権侵害被害の具体的な内容のうち、侵害製品流通タイプの分布は[図2. 43]の通りである。全体被害事例の73.5% (71.4%) は代理店及び市場などのオフラインで流通されていることが分かった。インターネット及びホームショッピングなどのオンラインで流通される割合はベンチャー企業が34.1%で他企業類型より高かった。

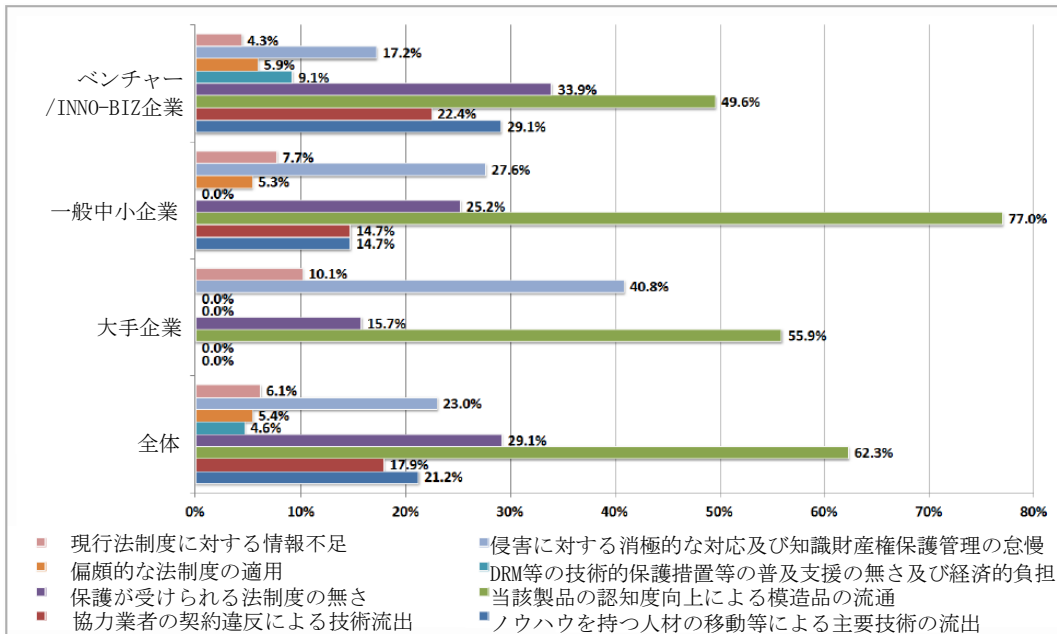
知識財産権侵害被害の具体的な内容のうち、侵害製品発見経路の分布は[図2. 44]の通りである。全体被害事例のうち、41.0%は市場調査又はインターネットを通じて被害事実を認識していた。韓国国内外の営業店を通じた場合も29.2%を占めた。韓国国内外の営業店が多い大手企業の場合は、営業店を通じて被害事実を認識した割合が56.5%と最も高く、一般中小企業及びベンチャー企業の場合は市場調査やインターネットを通じて認識した割合がそれぞれ45.4%と38.3%であり、相対的に高かった。



[図2.44] 侵害製品発見経路別被害現状

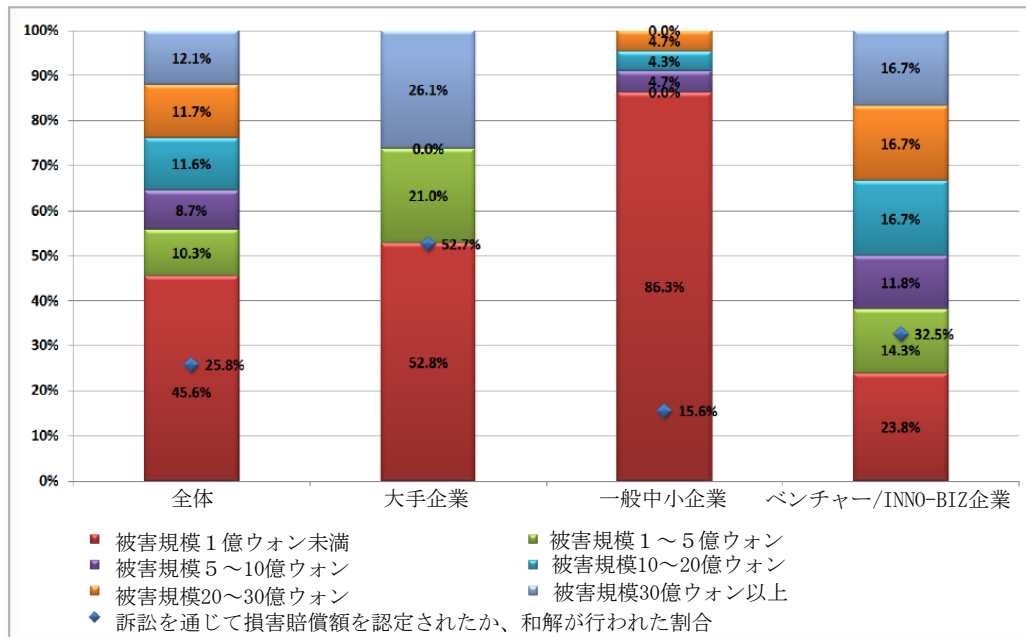
知識財産権侵害による被害が発生した原因は[図2.45]の通りである。「業者製品の認知度向上による模造品の流通」を原因と挙げた企業の割合は、知識財産権の侵害を受けた企業のうちの62.3%であり、全ての企業類型のうちで最も高かった。また、「保護が受けられる法律/制度の不足」と「侵害に対する消極的な対応及び知識財産権保護管理の怠慢」を挙げた企業の割合もそれぞれ29.1%と23.0%で、その後が続いた。

企業類型別にみると、大手企業が「法制度に対する情報不足」と「侵害に対する消極的な対応及び保護/管理の怠慢」を挙げた割合はそれぞれ10.1%と40.8%であり、ベンチャー企業及び一般中小企業に比べ相対的に高かった。一方、ベンチャー企業が「保護が受けられる法/制度の不足」と「協力業者の契約違反による技術流出」、「ノウハウを持つ人材の移動などによる主要技術の流出」を挙げた企業の割合はそれぞれ33.9%、22.4%、29.1%で大手企業及び一般中小企業に比べ相対的に高かった。



[図2.45] 知識財産権侵害被害が発生した主な原因

注) 複数回答



[図2.46] 損害賠償額又は和解金の規模

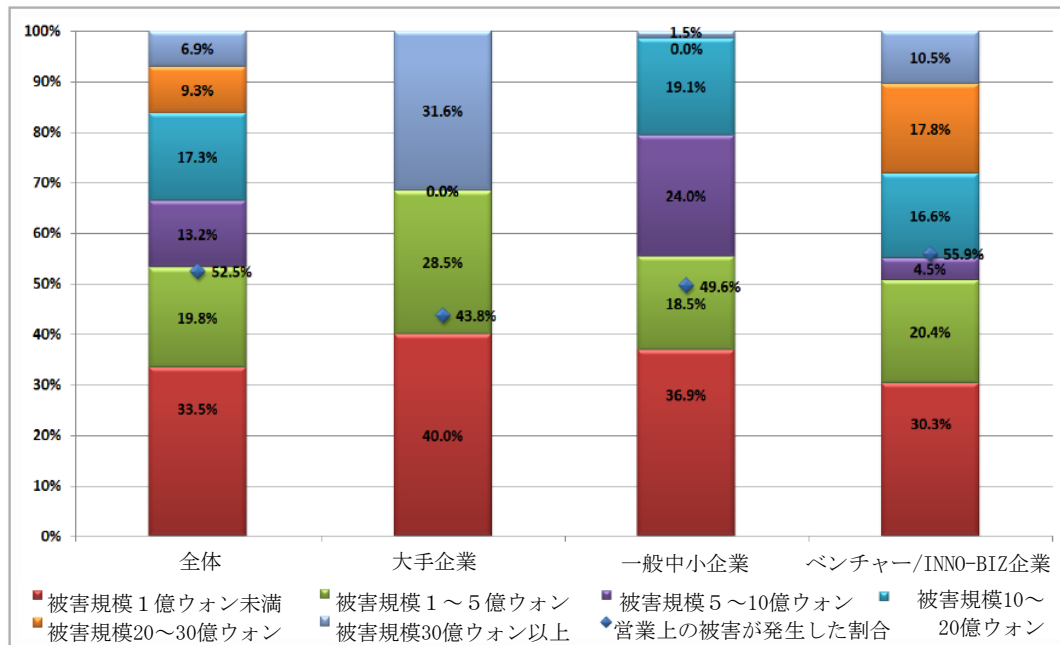
2010年の1年間に知識財産権の侵害を受けた企業のうち、民事訴訟を通じて損害賠償額を認定されたか、当事者間の和解が行われた割合は25.8% (56.0%)⁵⁷⁾であった

⁵⁷⁾ 2009年は31.7% (貿易委員会、2010)

〔図2.46〕。大手企業の場合は52.7%で、一般中小企業の15.6%とベンチャー企業の32.5%より高かった。これは中小企業とベンチャー企業の場合は知識財産権侵害を受けても損害賠償額を認定されるか、和解が成立する場合が大手企業より相対的に低いということを示している。

出願件数別にみると出願件数が多い企業ほど損害賠償額及び和解金を取る割合が高かった⁵⁸⁾。損害賠償額又は和解金の規模は1億ウォン未満が最も多く(46.5%)、これは特に一般中小企業の場合83.6%を占めた。

侵害製品が市場に流通されることにより、売上額の減少又は市場占有割合の下落のような営業上の被害が実際に発生した割合は知識財産権侵害を受けた企業のうちの52.5%(53.4%)⁵⁹⁾を占めた(〔図2.47〕)。この場合は大手企業(43.8%)より一般中小企業(49.6%)とベンチャー企業(55.9%)がより高かった。



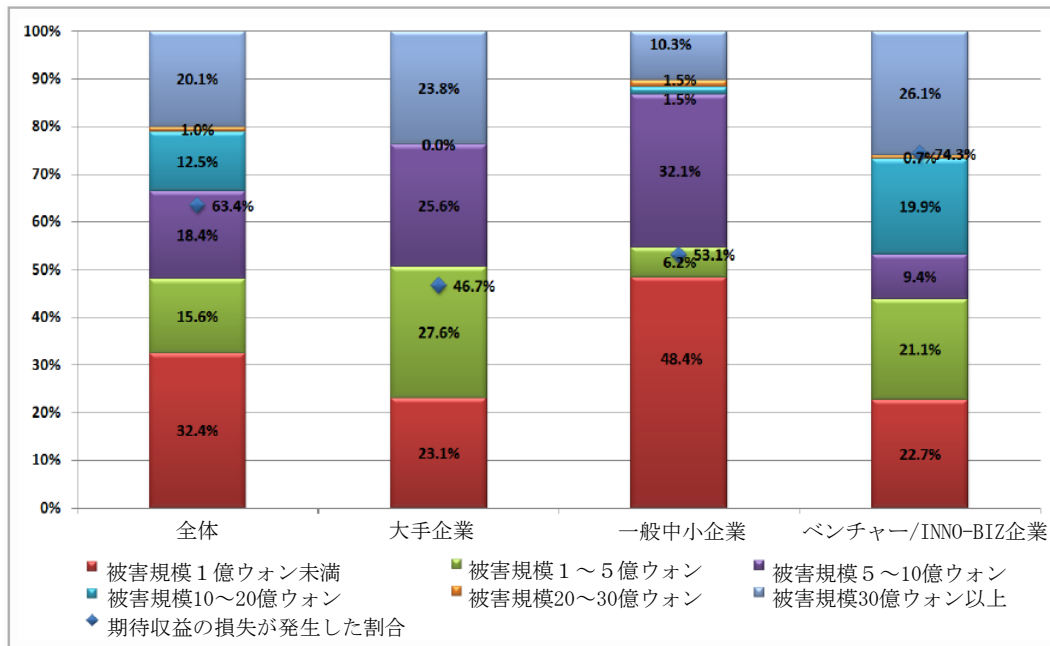
〔図2.47〕実際に発生した被害金額の規模

このような営業上の被害、すなわち実際に発生した被害金額の規模は1億ウォン未満が全体の33.5%と最も高く、1～5億ウォンが19.8%、5～10億ウォンが13.2%を占めた。また、被害規模が30億ウォン以上の場合も全体の6.9%であった。特に、大手企業の場合は被害規模が30億ウォン以上である割合が31.6%と非常に高かった。

⁵⁸⁾ 年61件以上出願企業の51.5%

⁵⁹⁾ 2009年は74.1% (貿易委員会、2010)

最後に、売上額減少などの実質的な営業上の被害はなかったが、今後の新規市場への進出、技術移転などを通じて得られる期待収益の損失が予想されると答えた場合は、知識財産権侵害被害企業の63.4% (63.4%)⁶⁰⁾に上った ([図2.48])。企業類型別にみると大手企業の46.7%、一般中小企業の53.1%、ベンチャー企業の74.3%であり、ベンチャー企業の割合が相対的に高かった。



[図2.48] 損失が予想される被害金額の規模

企業が認識済みの損失が予想される被害金額の規模は1億ウォン未満が32.4%と最も多く、これは特に中小企業での割合(48.4%)が高かった。大手企業の場合は1～5億ウォンが27.5%で最も高い割合を占め、ベンチャー企業は30億ウォン以上が26.1%で最も高かった。

⁶⁰⁾ 2009年は65.9% (貿易委員会、2010)

[表2.15] 全体侵害被害規模の推定

区分	企業数 ⁶¹⁾	被害金額（2010年）（億ウォン）	
		合計 ⁶²⁾	被害企業の平均
損害賠償額（和解金）	256	2,364	9.2
実際に発生した被害金額	560	5,066	9.0
期待収益の損失金	690	6,963	10.1

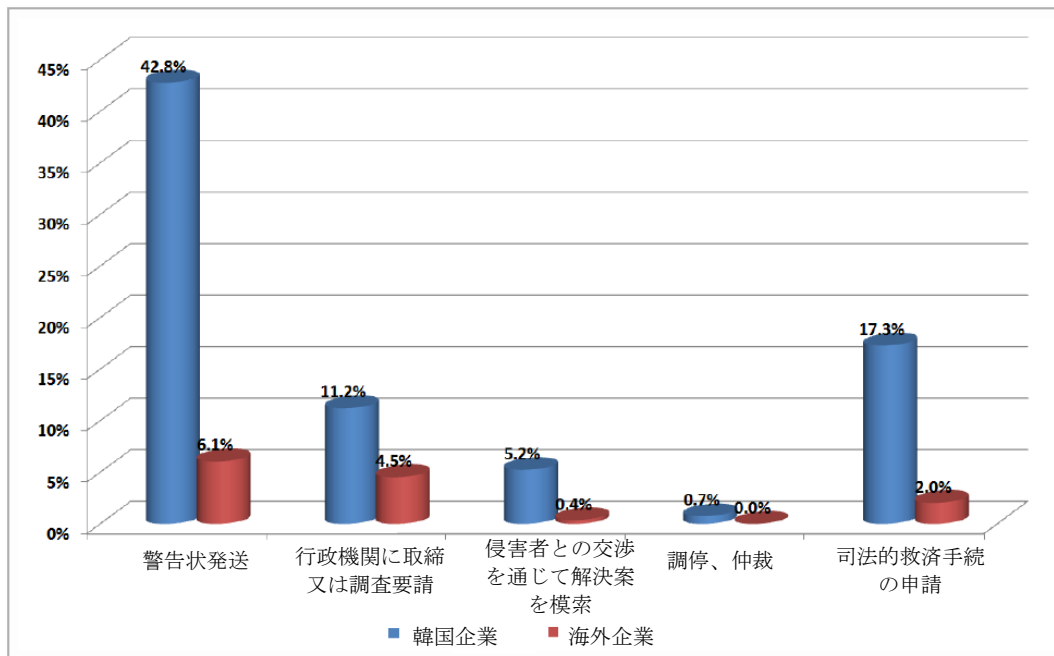
2. 知識財産権侵害に対する事後対応

知識財産権侵害被害以降の対応活動として2010年の1年間で韓国企業に警告状を発送したという場合は、知識財産権侵害を受けた企業のうちの42.8%であり、最も高い割合であった（[図2.49]）。司法的救済手続を申請した場合は17.3%、行政機関に取締り又は調査を要請した場合は11.2%でその次に多かった。また、侵害者との交渉を通じて解決を試みた場合は、知識財産権侵害を受けた企業のうちの5.2%に過ぎないことが分かった。知識財産権を侵害した海外企業に対する対応活動も警告状を発送した場合が知識財産権の侵害を受けた企業の6.1%と最も高い割合を占めた。韓国国内企業に発送した企業の平均件数は2.62件（2.58件）であった。

企業類型別にみると、知識財産権侵害を受けた大手企業のうち韓国企業及び海外企業に警告状を発送した割合はそれぞれ92.0%と17.0%であり、一般中小企業の48.1%、5.2%とベンチャー企業の33.5%、5.8%に比べ非常に高かった。一方、韓国企業に対して行政機関に取締り又は調査を要請した割合は知識財産権の侵害を受けたベンチャー企業が14.6%であり、他企業類型より高かった。韓国国内の侵害企業に対して交渉を通じて解決を試みた大手企業はなかったが、海外侵害企業に交渉を通じて解決を試みた企業は大手企業のみであった。

⁶¹⁾ 母集団（17,220社）推定値である。

⁶²⁾ 被害金額区間で中間値（30億ウォン以上では30億ウォンとして計算）を取り、全体の被害規模を推定した。



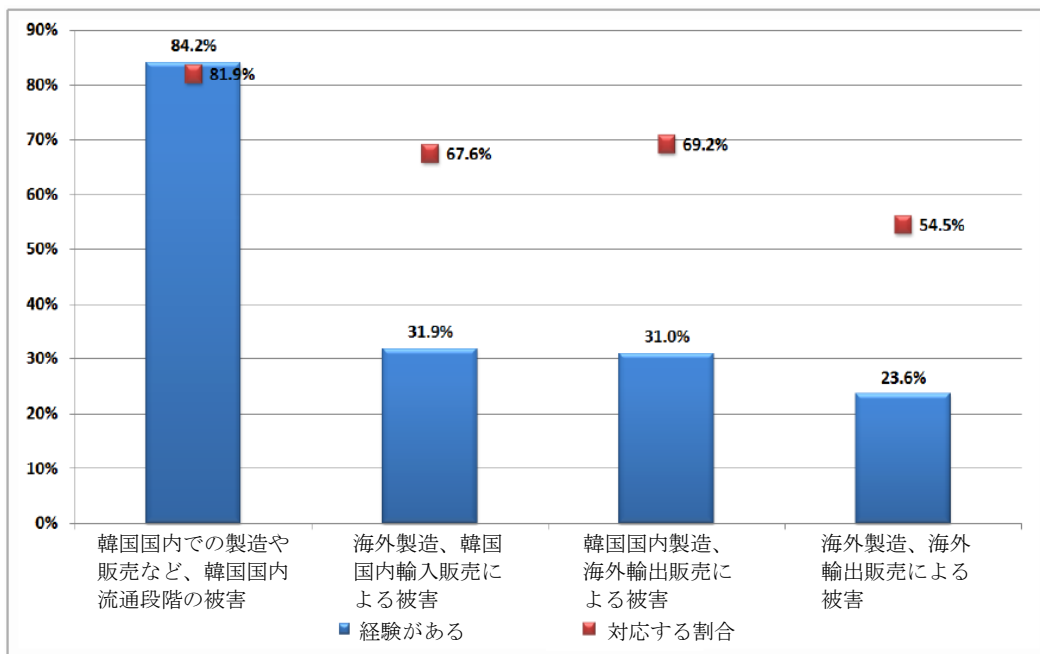
[図2. 49] 知識財産権の侵害に対する対応

一方、知識財産権侵害を受けた企業のうち、韓国国内での製造・販売など、韓国国内の流通段階で被害を受けた企業の割合は84.2%で、韓国国内の流通段階で被害を受けた企業のうち、対応した企業の割合は81.9%であった（[図2.50]）。この他に、海外製造・韓国国内への輸入販売による被害を受けた場合は31.9%で、その中で対応した割合は67.6%であった。また、韓国国内での製造・海外への輸出販売による被害は31.0%で、そのうち対応した割合は31.0%という結果であった。

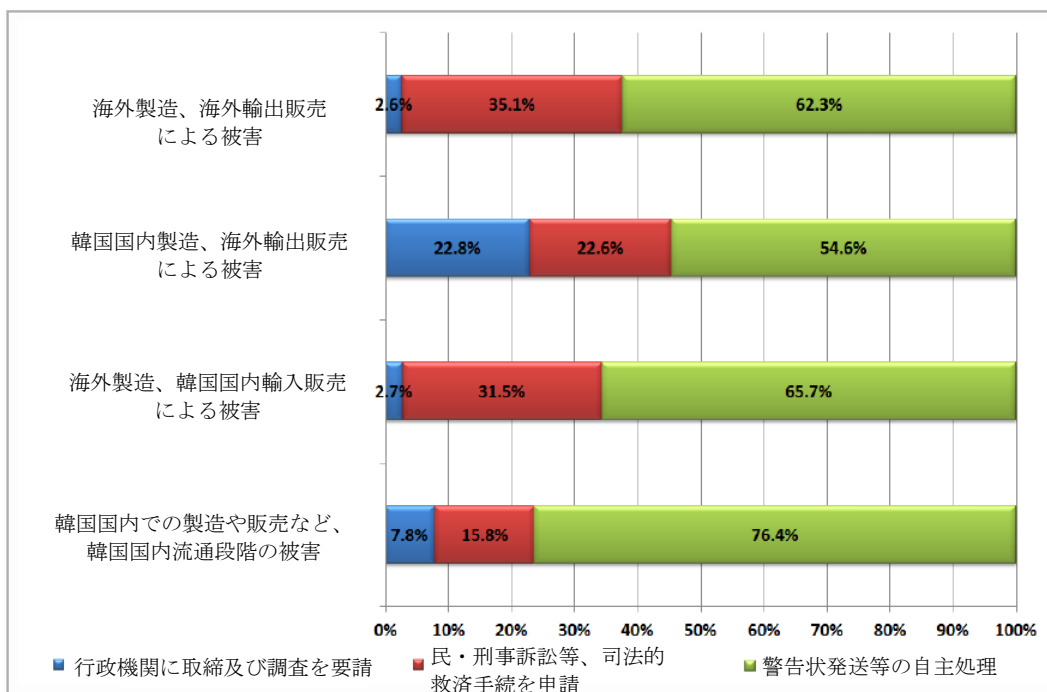
また、海外製造・海外への輸出販売による被害を受けた割合は23.6%、そのうち対応した割合は54.5%と最も低かった。企業類型別には大手企業の場合、各侵害類型において対応していると答えた割合が全て100%であった。

業種別にみると知識財産侵害を受けた電気/電子産業に属した企業の70.1%が海外製造・国内への輸入販売による被害であったが、対応したと答えた割合は0%⁶³⁾であった。韓国国内製造・海外への輸出販売、そして海外製造・海外への輸出販売による被害を受けた割合も電気/電子産業がそれぞれ70.1%と80.1%で最も高かったが、対応したと答えた割合はそれぞれ14.2%と12.4%に過ぎなかった。

⁶³⁾ 母集団に属する電気/電子産業分野の企業のうち、知的財産権の侵害を受けた企業の数は42社（標本調査の結果は27社）で、そのうち29社（70.1%）が海外製造・韓国国内への輸入販売による被害を受けたが、それに対応した企業の数は0であった。



[図2.50] 侵害製品流通類型別の対応現状

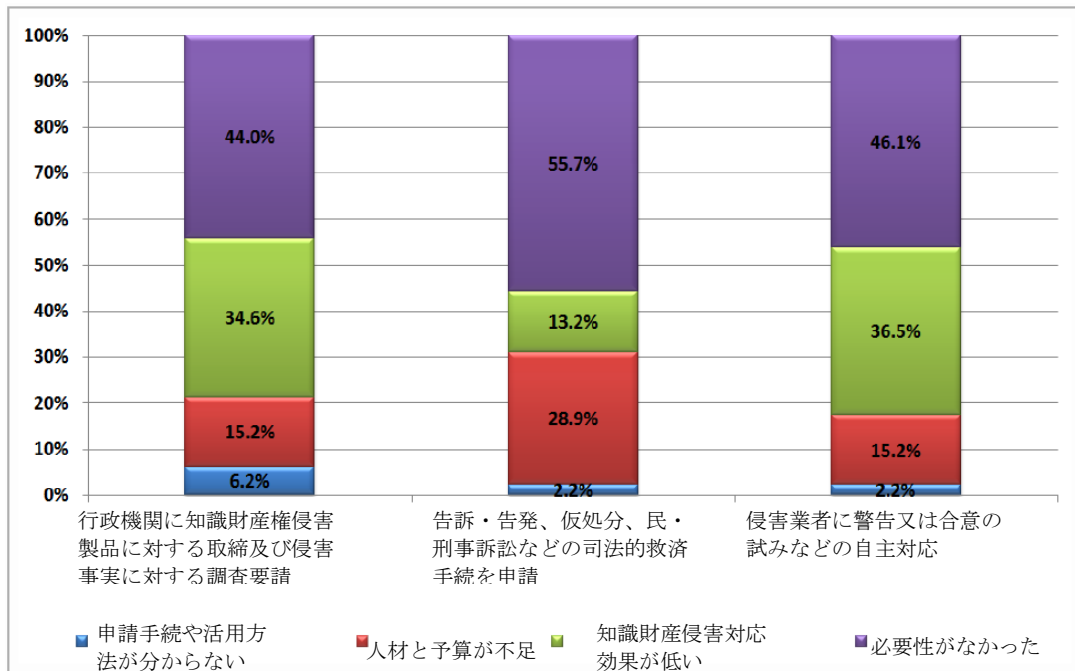


[図2.51] 侵害製品流通類型別の対応種類

知識財産権侵害による被害時に効果的に対処するために遂行する活動のうち、1番に答えた企業の割合は[図2.51]の通りである。全ての侵害類型で警告状発送など、自主的

に処理する割合が最も高かった。ただし、侵害製品が海外で製造された場合は、韓国国内で製造された場合より民・刑事訴訟などの司法的救済手続を申請した割合が相対的に高かった。また、侵害製品が韓国国内で製造された場合は海外で製造された場合に比べて行政機関に取締り及び調査要請をした割合が相対的に高かった。

行政機関に取締り及び調査要請の経験があると答えた場合、依頼した行政機関は警察庁が35.5%（74.2%）で最も高い割合を占め、特許庁が16.9%（64.9%）とその次に高かった。⁶⁴⁾ 企業類型別には依頼した行政機関に大きな差があったが、大手企業の場合は100%特許庁に依頼した反面、ベンチャー企業は警察庁に依頼する割合が45.8%で特許庁に依頼した割合である10.8%より高かった。



[図2. 52] 対応活動を行わなかった場合の理由

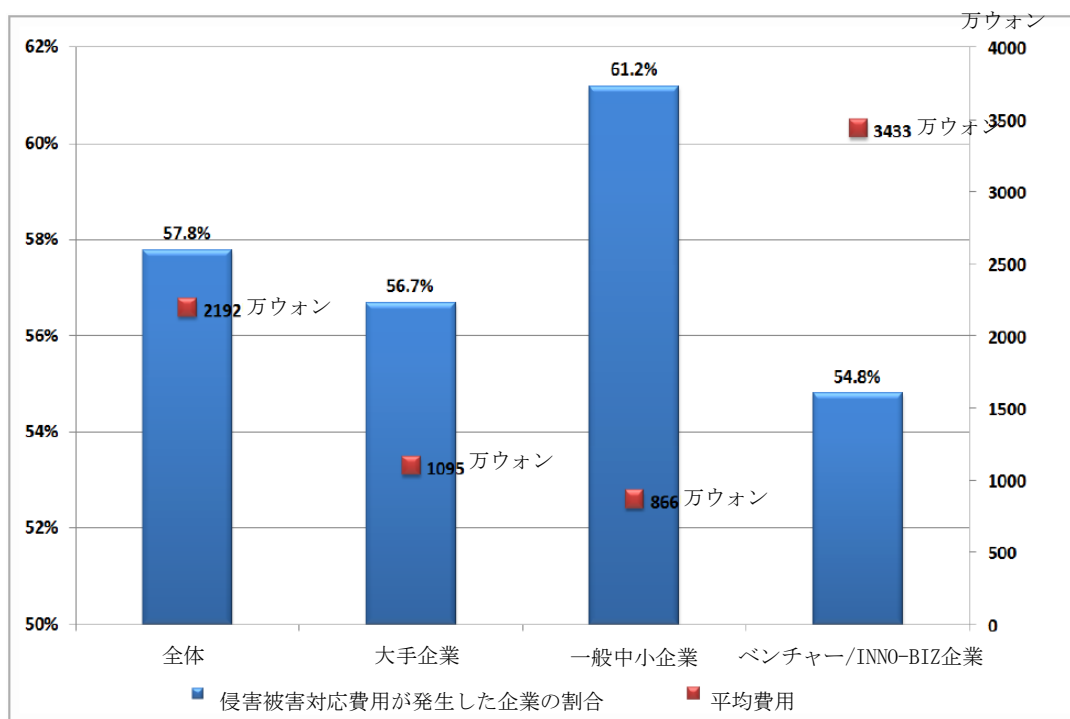
知識財産権侵害被害に対して対応を行わなかったと答えた場合の⁶⁵⁾ 最も大きな理由は、各対応活動の必要性が低いと認識したところにあった（[図2. 52]）。特に、告訴・告発、仮処分、民・刑事訴訟などの司法的救済手続を申請しなかった理由のうち、高い割合（55.7%）を占めた。また、対応しなかった理由として、人材と予算の不足を挙げた割合が司法的救済手続を申請しなかった原因の28.9%を占めた。

⁶⁴⁾ 複数回答

⁶⁵⁾ 該当項目に対しては一般中小企業とベンチャー企業のみが答えた。

一方、2010年に知識財産権の侵害を受けた企業のうち、侵害対応費用⁶⁶⁾が発生した割合は57.8%を占め、これらの企業の平均対応費用は2,192万ウォンであった（[図2.53]）。

企業類型別にみると、侵害対応費用が発生した割合は一般中小企業が61.2%と最も高く、平均対応費用は866万ウォンで大手企業やベンチャー企業に比べ低かった。一方でベンチャー企業は侵害対応費用が発生した割合は54.8%と最も低い反面、平均対応費用は3,433万ウォンで非常に高かった。



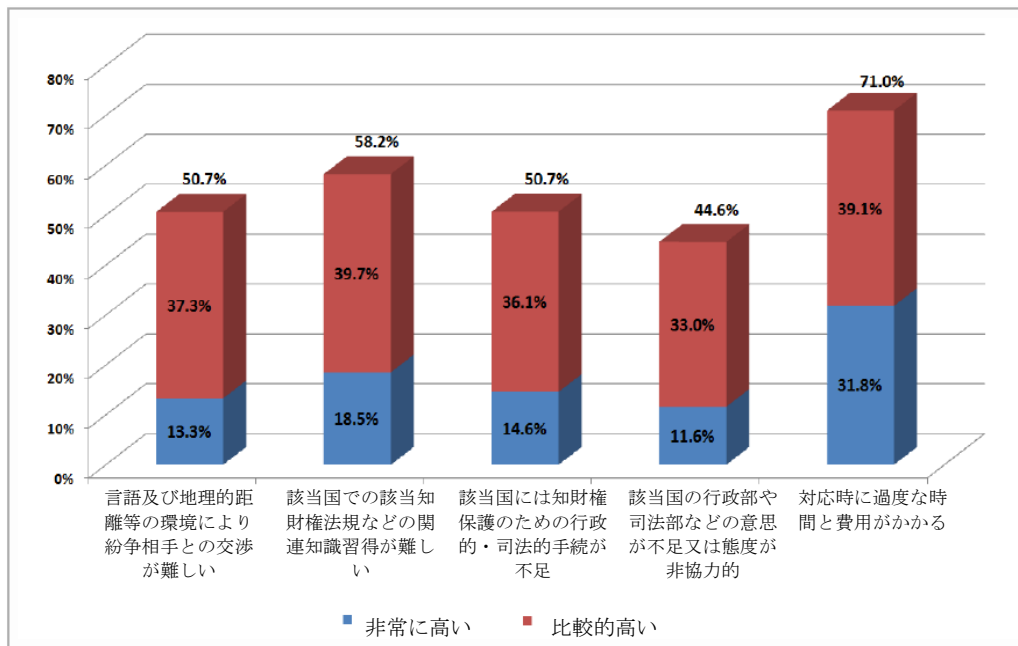
[図2.53] 知識財産権侵害対応費用

業種別にみると侵害対応費用が発生した割合は、知識財産権の侵害が発生した鉄鋼/金属産業に属する企業が100%で最も高かった。建設業の場合も84.1%で2番目に高かった。平均対応費用は化学産業が5,304万ウォンで最も高かった。

⁶⁶⁾ 警告状の発送から侵害訴訟完了時までにより要された費用基準（損害賠償額又は和解金を除く）

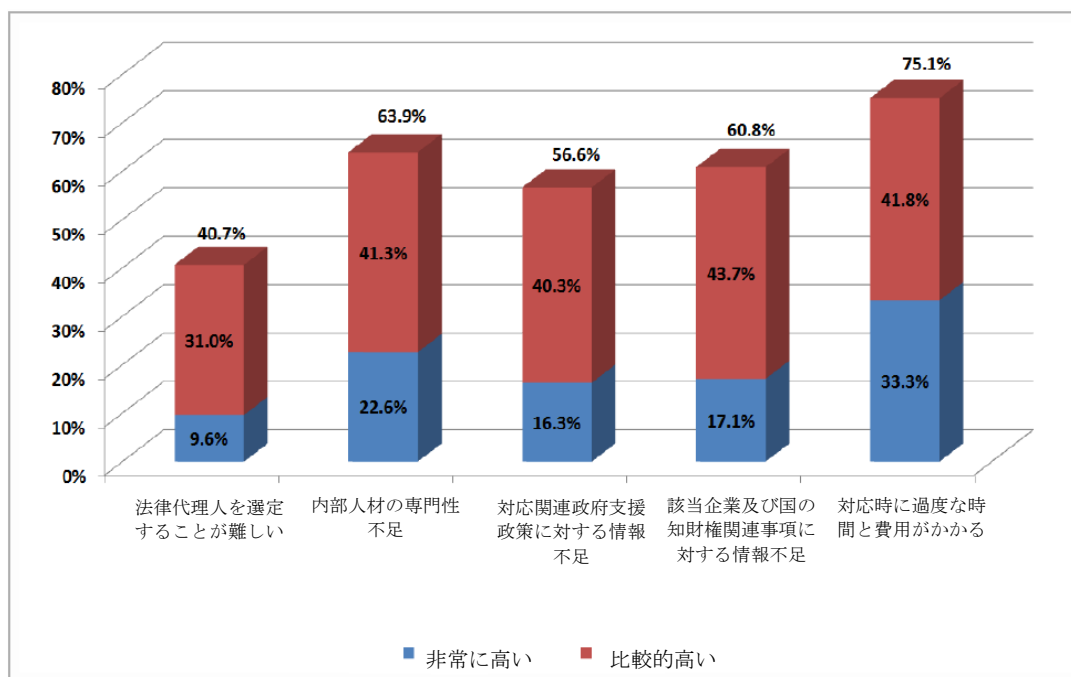
3. 知識財産権紛争関連問題及び必要な政策支援

知識財産権の侵害対応における問題点として「対応時に過度な時間と費用がかかる」を上げた企業は全体の71.0%を占めた（[図2.54]）。「該当国で該当知財権の法規などの関連知識の習得が難しい」ことを挙げた企業も58.2%と2番目に多かった。企業規模別に侵害対応における問題点に対する程度の差はほとんどなかった。



[図2.54] 知識財産権侵害対応の問題点

反対に、他社の知識財産権を侵害したことにより紛争が発生した際、対応する問題点として「過度な時間と費用がかかる」を挙げた企業の割合は75.1%と自社の知財権侵害対応時と同じく最も高い割合を占めた（[図2.55]）。また、「内部人材の専門性不足」を挙げた割合は63.9%で2番目に多かった。



[図2.55] 他社知財権侵害紛争時対応の問題点

最後に、知識財産権侵害対応のために必要な政府政策として「知識財産権侵害対応のための訴訟などの費用支援」、「実行性のある行政的・司法的処罰措置の強化」、「迅速な権利救済のための通関保留対象知識財産権の範囲拡大、侵害物品の国内流入遮断」が必要と答えた企業はそれぞれ72.9%、71.9%、72.1%と比較的近かった（[表2.16]）。

[表2.16] 知識財産権侵害対応のために必要な政府政策

	全体	大手企業	中小企業	ベンチャー企業
実効性のある行政的・司法的処罰措置の強化	71.9%	68.5%	68.9%	76.2%
迅速な権利救済のための通関保留対象知識財産権の範囲拡大、侵害物品の国内流入を遮断	71.2%	68.2%	66.7%	77.1%
知識財産権保護及び対応活動のための情報提供	70.2%	76.7%	67.0%	72.4%
行政機関の知識財産権侵害製品の取締り権限の強化	67.1%	64.6%	64.8%	70.4%
知識財産権侵害製品などに対する申告褒賞金の増額	53.7%	47.8%	53.6%	55.2%
知識財産権侵害対応のための訴訟などの費用支援	72.9%	69.9%	70.6%	76.2%

必要な政府政策に関しては、企業類型別に多少の差があった。大手企業の場合「知識財産権の保護及び対応活動のための情報提供」が必要であると答えた割合が76.7%と最も高く、一般中小企業は「侵害対応のための費用支援」が必要であると答えた割合が70.6%と最も高かった。ベンチャー企業の場合は「迅速な権利救済のための通関保留対象知識財産権の範囲拡大、侵害物品の韓国国内流入遮断」を挙げた割合が77.1%と最も高かった。一方、「知識財産権侵害製品などに対する通報褒賞金額の増額」が必要であると答えた割合は53.7%と全ての企業類型で最も低かった。

The Survey on
Intellectual Property-Related
Activities in Korea 2011

第3章
大学及び公共研究機関の
知識財産活動

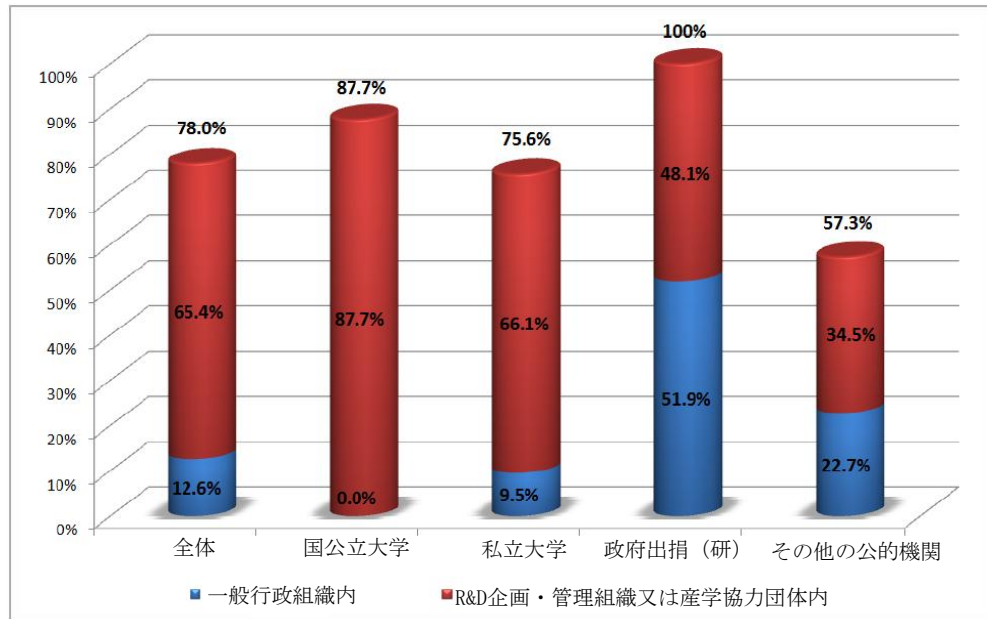
第3章 | 大学及び公共研究機関の知識財産活動

第1節 知識財産活動インフラ

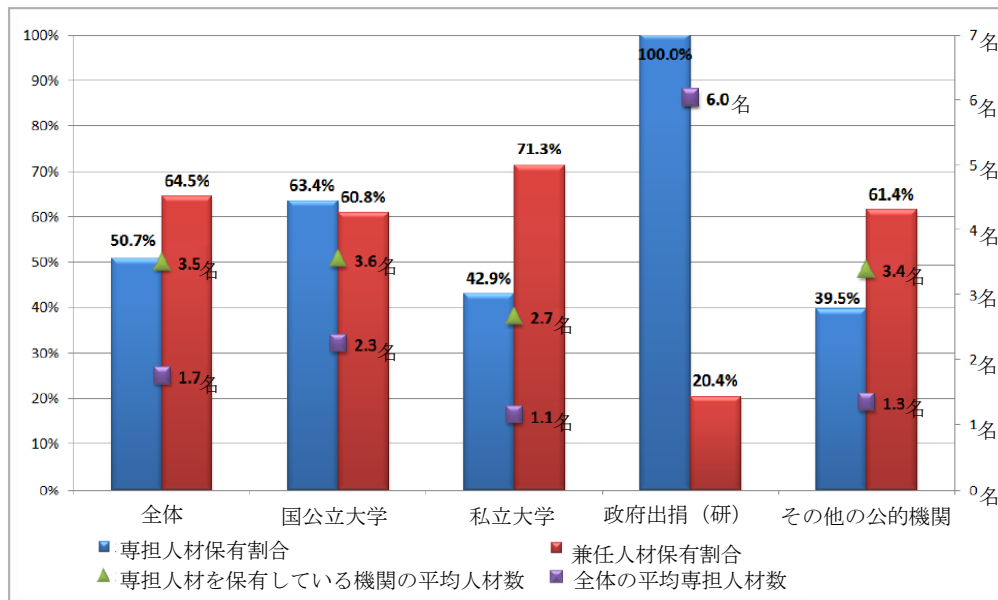
1. 知識財産担当組織及び人材

知識財産担当組織を保有している韓国国内の大学及び公共（研）の割合は78.0%（77.5%）であった（[図3.1]）。これを細分化すると、知識財産担当組織が一般行政組織内に存在する割合が12.6%、研究開発企画・管理組織又は産学協力団内に存在する割合が65.4%であった。機関の類型別にみると、政府出捐（研）と国公立大学の場合はそれぞれ全体の100%と87.7%が知識財産担当組織を保有しているという結果であった。その他の公的機関の場合は57.3%のみが知識財産担当組織を保有しており、最も低かった。

韓国国内の大学及び公共（研）のうち、知識財産関連業務のみを専門的に担当する専任人材を保有している割合は50.7%（49.2%）と調査された（[図3.2]）。機関の類型別にみると、政府出捐（研）の100%が専任人材を保有し、最も高かった。知識財産専任人材を保有している機関の平均専任人材数は3.5名（3.4名）で、機関全体の平均は1.7名（1.7名）であった。私立大学の場合は専任人材より兼任人材を保有している機関が相対的に高かった。



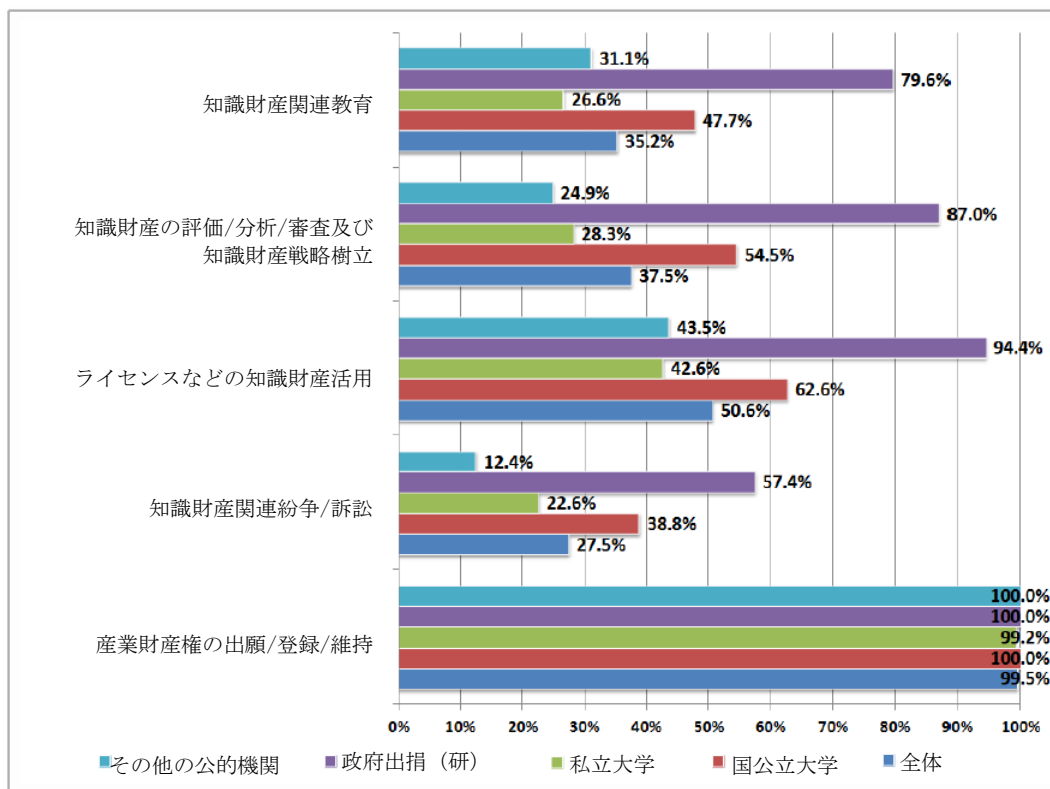
[図3.1] 知識財産担当組織の現状



[図3.2] 知識財産専担人材の保有現状

また、韓国国内の大学及び公共(研)は知識財産兼任人材について、平均して1.2名程度保有しているという結果であった。知識財産の出願件数が多い機関ほど兼任人材よりは専担人材の数が増加した⁶⁷⁾。機関の類型別にみると、政府出捐(研)が保有している平均専担人材は6.0名で最も多く、国公立大学の平均専担人材の数も2.3名と2番目に多かった。

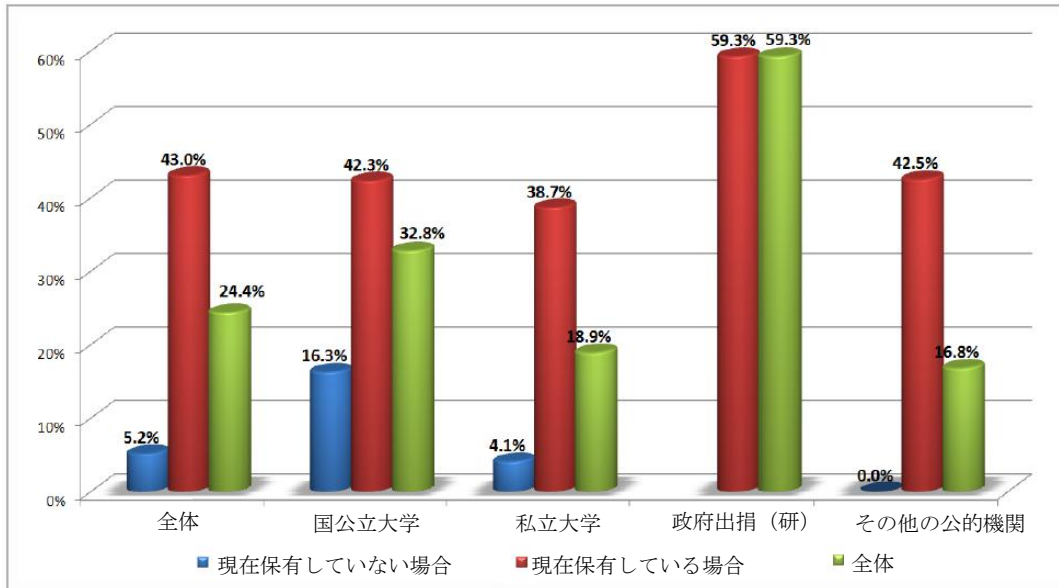
⁶⁷⁾ 年61件以上出願期間の平均専担人材数は4.7名



[図3.3] 知識財産担当者の主要業務

知識財産担当人材（兼任人材を含む）を1名以上保有している場合、該当人材が産業財産権の出願/登録/維持業務を担当する割合は99.5%（同一）であった（[図3.3]）。また、ライセンスなどの知識財産活用関連業務と知識財産の評価/分析/審査などの知識財産戦略樹立を担当していると答えた割合はそれぞれ50.6%（47.6%）と37.5%（35.8%）であった。知識財産関連紛争業務を担当している割合は27.5%（28.4%）で最も低かった。

一方、の韓国国内の大学及び公共（研）の24.4%（22.7%）は、今後知識財産専担人材を採用する計画であると答えた（[図3.4]）。特に、現在専担人材を保有していない場合の5.2%が新規の採用計画を持っており、現在保有している場合の43.0%は追加採用計画があると答えた。出願件数別にみると、現在専担人材を保有していない年10件未満の出願機関の100%が今後も専担人材を採用する計画がないと答えた。また、新規及び追加採用予定のある機関の割合は、1年当たりの出願件数多いほど増加した。



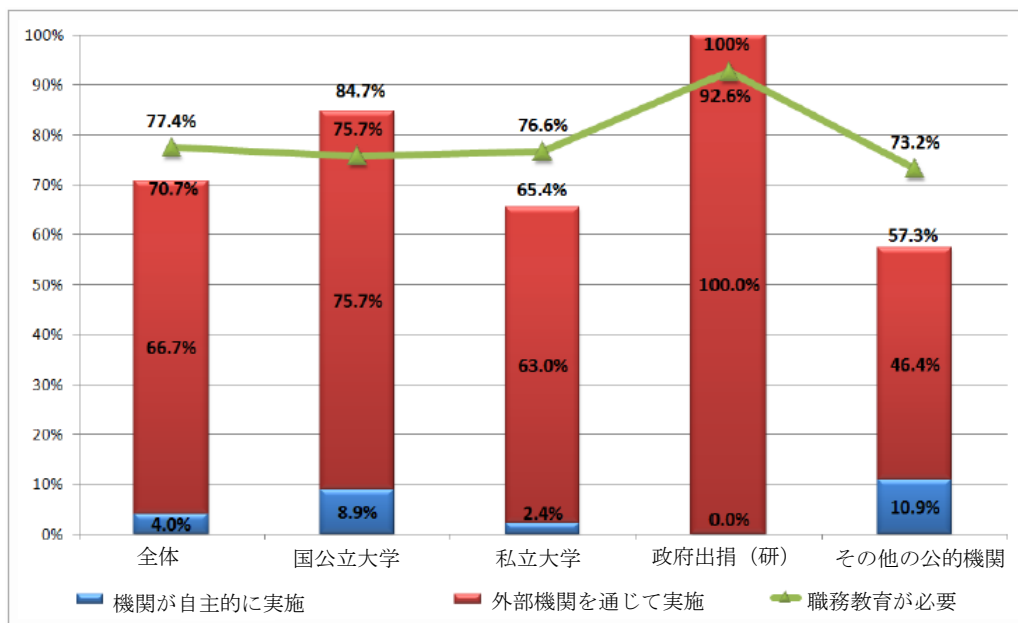
[図3. 4] 知識財産担当人材の採用計画

2. 知識財産担当人材に対する職務教育及び人件費/教育費

韓国国内の大学及び公共（研）のうち、外部機関を通じて、又は機関が自主的に知識財産担当人材に対する職務教育を実施している割合はそれぞれ66.7%と4.0%であった（[図3.5]）。すなわち、全体の70.7%（68.1%）は知識財産担当人材に対する職務教育を実施していると言える。機関の類型別にみると、政府出捐（研）の100%が外部機関を通じて知識財産担当人材の職務教育を実施しており、その他の機関に比べ割合が高かった。1年当たりの出願件数が多い機関ほど職務教育を外部機関を通じて実施する割合が高かった。⁶⁸⁾ 私立大学の34.6%及びその他の公共（研）（ジェトロ注：その他の公的機関を指すものと考えられる。以下同様。）の42.7%は知識財産担当人材に対する職務教育を全く実施していないという結果になった。

一方、全体の77.4%（76.0%）が知識財産担当人材に対する職務教育が必要、又は非常に必要と答えたが、実際に実施している割合である70.7%より多少高かった。特に、私立大学とその他の公共（研）の場合は職務教育が必要と答えた割合と実際に実施している割合の差が相対的に大きい。したがって、この部分に対する政策支援が必要と考えられる。

⁶⁸⁾ 年61件以上出願企業の72.6%



[図3.5] 知識財産権担当人材に対する職務教育の現状及び必要性

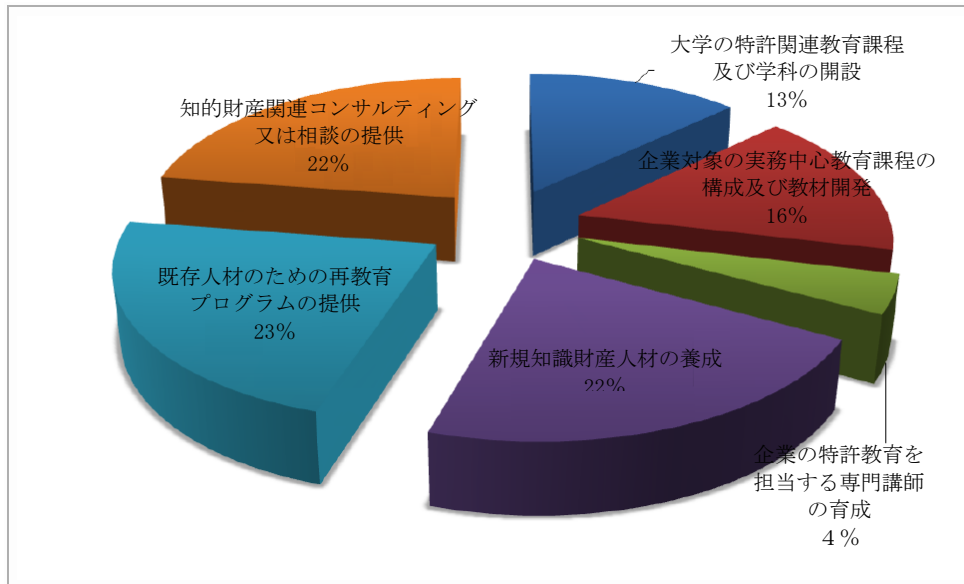
知識財産人材対象職務教育の実施を望む場合に主に扱わなければならない教育内容としては、全体の73.7% (71.9%) が特許ライセンス (技術事業化) 分野を、59.1% (62.2%) が特許制度を挙げた ([表3.1])。特許ライセンス (技術事業化) 関連職務教育が必要と答えた割合は全ての機関の類型で最も高かった。特に、その他の公共 (研) の90.0%が必要であると答え、最も高かった。また、特許情報検索とパテントマップなどの特許情報の分析方法もそれぞれ53.2%と49.3%で高い結果となった。

[表3.1] 職務教育実施を望む場合に扱うべき内容

	全体	国公立大学	私立大学	政府出捐 (研)	その他の公共 (研)
特許制度	59.1%	57.9%	59.0%	59.3%	61.4%
特許明細書の作成法	25.8%	33.2%	26.5%	14.8%	16.8%
特許情報の検索	53.2%	48.5%	54.2%	63.0%	45.5%
特許紛争 (訴訟)	25.8%	15.3%	23.3%	64.8%	27.7%
特許情報分析方法 (パテントマップ)	49.3%	54.5%	46.4%	55.6%	55.5%
特許ライセンス (技術事業化)	73.7%	69.8%	71.1%	85.2%	90.0%
海外特許出願及び訴訟	24.7%	33.6%	17.6%	66.7%	21.8%
営業秘密の保護	8.5%	3.0%	5.7%	27.8%	21.8%

注) 複数回答

知識財産人材の力量強化のため、政府が最優先に推進すべき課題として、全体の23% (20.6%) が既存人材のための再教育プログラムの提供を挙げた ([図3.6])。また、知識財産関連コンサルティング/相談の提供 (25.7%) と新規知識財産人材の養成 (17.8%) を挙げた割合も22%と高かった。



[図3.6] 知識財産人材強化のために必要な政府政策

2010年の1年間、韓国国内の大学及び公共（研）は知識財産担当者の人件費と知識財産関連教育費としてそれぞれ6,309万ウォン（6,100万ウォン）と823万ウォン（744万ウォン）を支出したという結果であった ([表3.2])。政府出捐（研）の場合は、人件費に比べての教育費の割合が相対的に高かった。

[表3.2] 知識財産担当者の人件費及び教育費の現状

	人件費 ⁶⁹⁾	教育費 ⁷⁰⁾	合計
全体	6,309万ウォン	839万ウォン	7,133万ウォン
国公立大学	5,791万ウォン	331万ウォン	6,123万ウォン
私立大学	4,317万ウォン	130万ウォン	4,446万ウォン
政府出捐（研）	23,452万ウォン	8,288万ウォン	31,740万ウォン
その他の公共（研）	6,136万ウォン	104万ウォン	6,240万ウォン

⁶⁹⁾ 他業務と兼務の場合は、知的財産関連業務の割合を考慮して回答した結果である。

⁷⁰⁾ 教育費は知的財産担当者対象の教育費とその他従業員対象教育費の合計である。

3. 知識財産サービスの活用及び総合的管理システムの構築現状

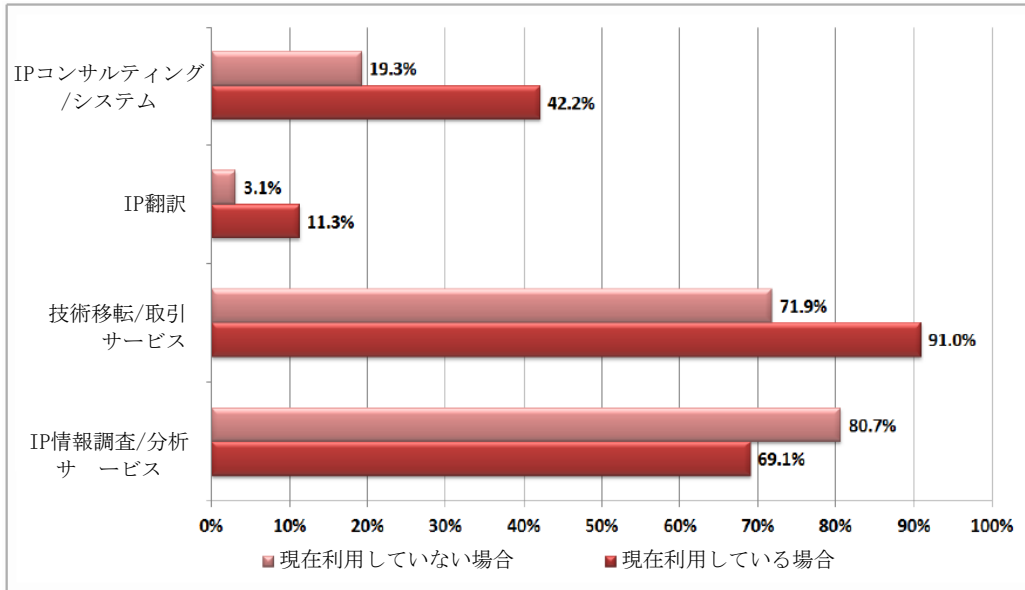
2010年に外部知識財産サービスを利用した大学及び公共（研）の割合は46.8%であった（[表3.3]）。特に、政府出捐（研）の割合が94.4%と非常に高く、出願件数が多い機関ほど割合が高かった。分野別の平均支出額はIP翻訳サービスが最も多く、平均1億6,952万ウォンを支出したが、政府出捐（研）を除いた機関の支出額は非常に少なかった。国公立大学、私立大学、その他の公共（研）は技術移転/取引サービスにそれぞれ平均575万ウォン、2,179万ウォン、703万ウォンと最も多く支出した。一方、IP情報調査/分析サービスに対する平均支出額は681万ウォンと最も少なかった。

[表3.3] 知識財産サービスの利用現状

（単位：万ウォン）

		全体	国公立 大学	私立 大学	政府出捐 (研)	その他の 公共(研)
利用している		46.8%	48.5%	41.3%	94.4%	40.5%
2010年 支出額	IP情報調査/分析	681	435	626	1,161	267
	技術移転/取引	1,803	575	2,179	2,349	703
	IP翻訳	16,952	286	1,138	3,257	215
	IPコンサルティング /システム	1,392	286	1,138	3,257	215
	合計	20,828	1,296	4,003	81,967	1,185

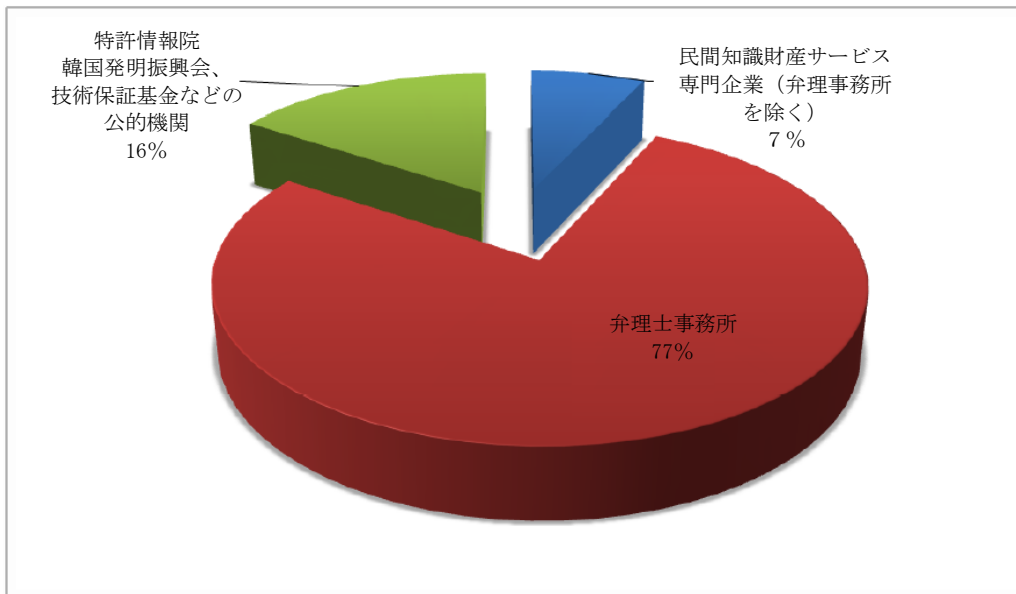
今後、知識財産サービスの利用を拡大する予定であると答えた割合は、技術移転/取引サービスとIP情報調査/分析サービス分野において高かった（[図3.7]）。現在、知識財産サービスを利用している場合、技術移転/取引とIP情報調査/分析サービスの利用を拡大する予定の割合はそれぞれ91.0%と69.1%であった。また、現在関連サービスを利用していない場合、今後利用すると答えた割合はそれぞれ71.9%と80.7%と調査された。一方、IP翻訳サービスの利用を拡大するという答えは少なかった。また、IPコンサルティング/システムの利用を拡大する予定であるという回答は、出願件数が多い機関から多く寄せられた。



[図3.7] 知識財産サービス関連の今後の拡大予定分野

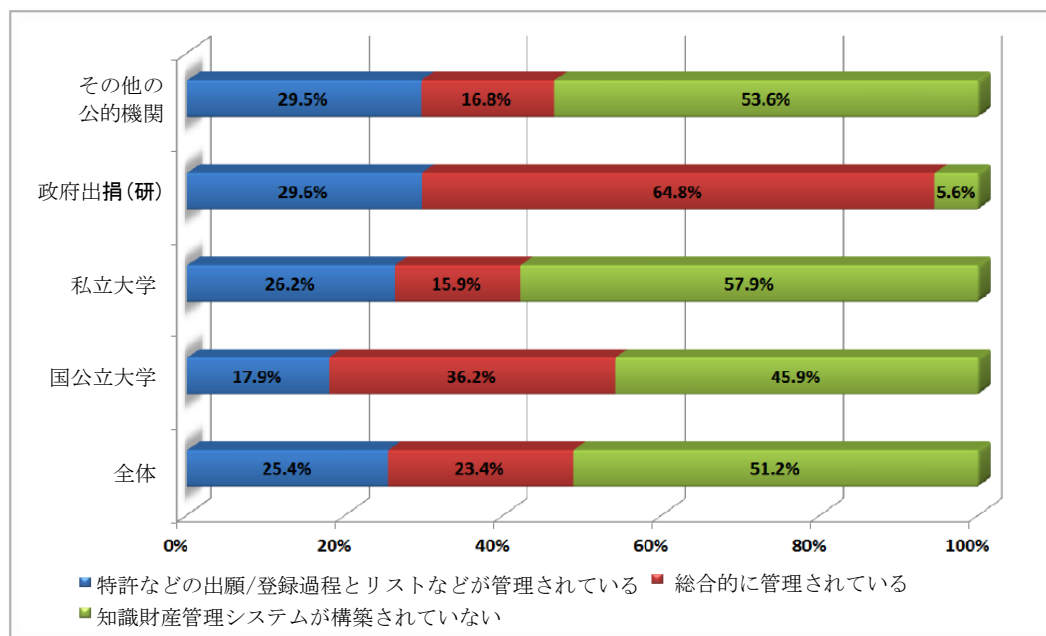
注) 複数回答

知識財産サービス提供機関別の利用割合では、弁理士事務所が77%と最も高かった（[図3.8]）。その他に、特許情報院、韓国発明振興会などの公的機関を利用する割合は16%で、弁理士事務所を除く民間の知識財産サービス専門企業を利用する割合は7%であった。



[図3.8] 知識財産サービス提供機関別の利用割合

知識財産サービス提供機関別の利用割合は、機関の類型別に差があった。政府出捐（研）の場合、知識財産サービス専門企業と公的機関を利用する割合がそれぞれ18.2%と22.1%で相対的に高かった。これはその他の機関に比べて政府出捐（研）が利用する提供機関が相対的に多様であることを意味する。出願件数が多い機関ほど知識財産サービス専門機関を利用する割合が増加し、弁理士事務所を利用する割合は減少するという結果であった。

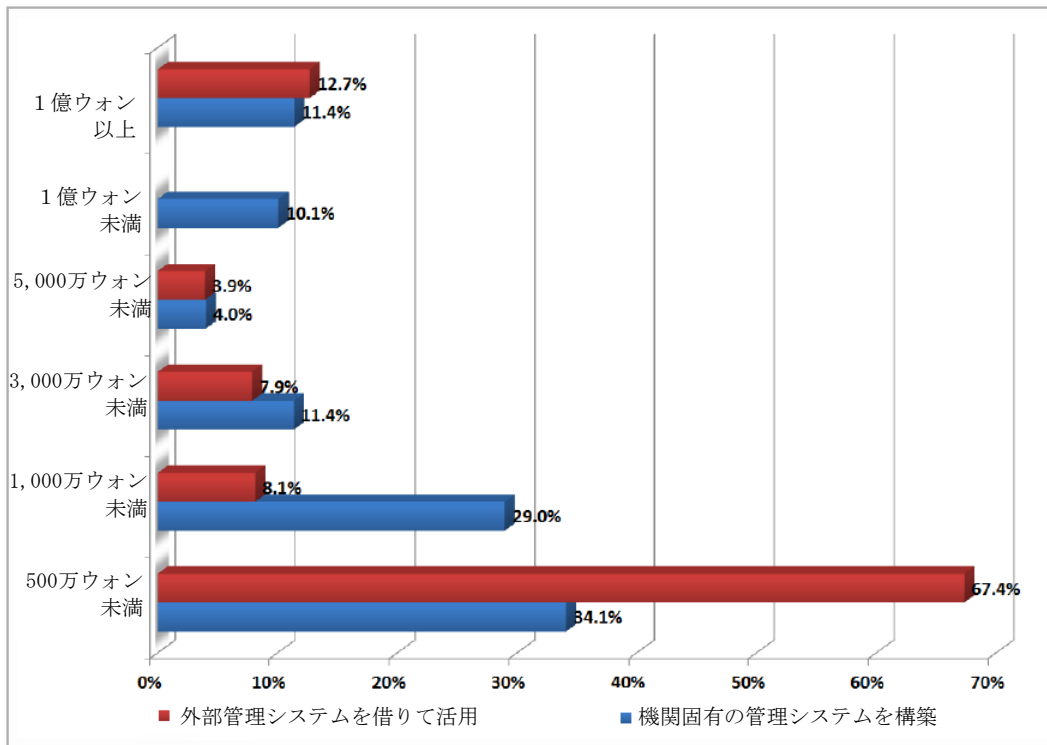


[図3.9] 知識財産管理システムの構築及び活用の有無

現在、総合的な知識財産管理システムを構築・活用している大学、公共（研）の割合は48.8%（46.6%）であった（[図3.9]）。これを細分化して調べてみると、発明申告から出願、中間事件、登録、維持、放棄などに関する行政的な手続と特許費用、関連情報などを管理するシステムを構築している割合は25.4%であった。また、特許などの出願・登録過程とリストなどを業績評価などの人事管理、研究課題管理システム、技術移転システムと連動して総合的に管理している割合は23.4%であった。機関の類型別にみると、政府出捐（研）が94.4%で最も高く、その他の公共（研）が46.4%と最も低かった。

知識財産管理システムを構築・活用している場合、その構築方を調べてみると、ほとんどの大学や公共（研）が機関固有の管理システムを構築・活用しており、外部の管理システムを借りて活用している大学や公共（研）の割合は26.1%に留まった。

知識財産管理システムの構築および活用にかかる費用は、機関固有の管理システムを構築・活用する場合は500万ウォン未満で、34.1%と最も多かった。また、1億ウォン以上を使用する大学や公共（研）も11.4%に上った（[図3.10]）。外部の管理システムを活用する場合は、500万ウォン未満が67.4%と最も多かった。



[図3.10] 知識財産管理システムの構築費用

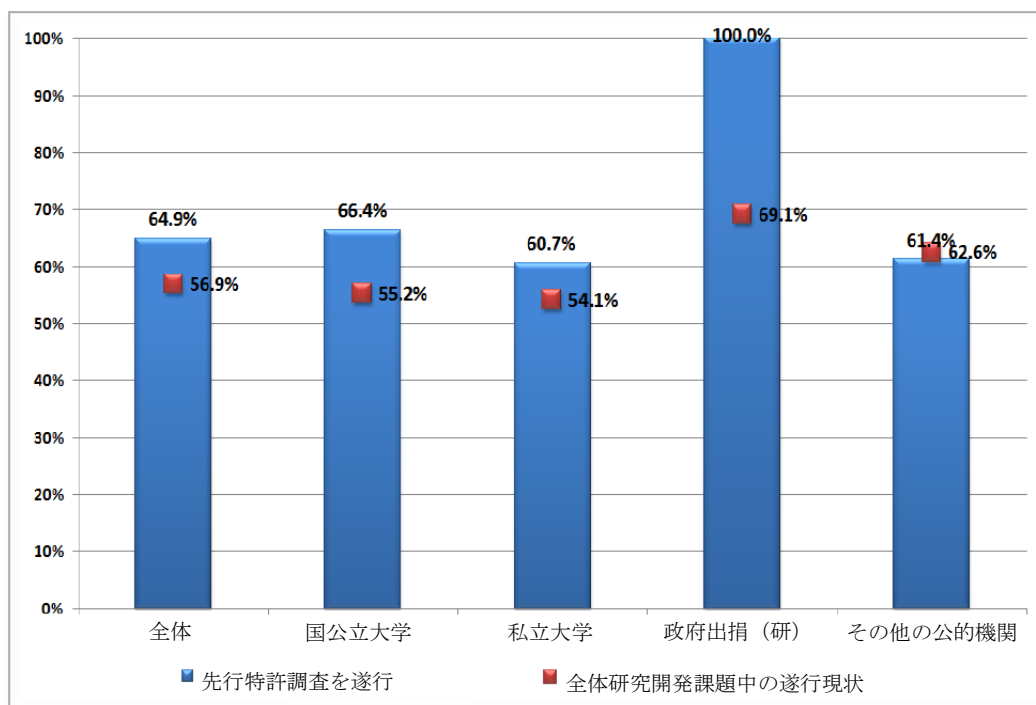
第2節

知識財産の創出

1. 研究開発過程における特許情報の活用

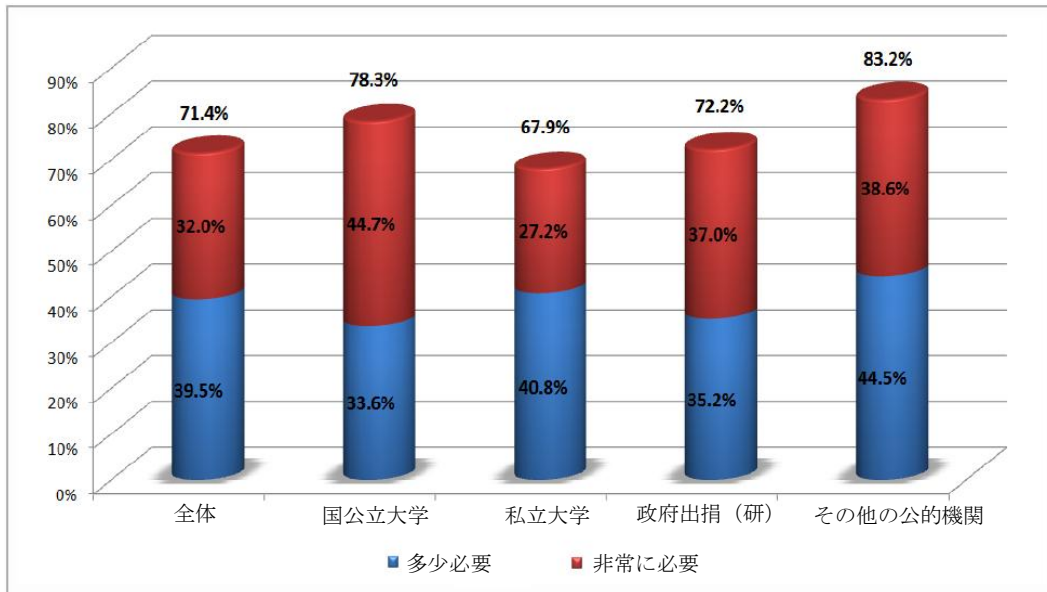
研究開発企画段階において先行特許情報を調査・活用している大学及び公共（研）の割合は全体の64.9%（63.7%）であった（[図3.11]）。機関の類型別にみると、政府出捐（研）が100%と最も高かった。⁷¹⁾ また、出願件数が多い機関ほど、先行特許情報を調査する割合が高かった。全体研究課題中の遂行割合は平均56.9%（57.9%）であった。

⁷¹⁾ 年61件以上出願機関の85.7%



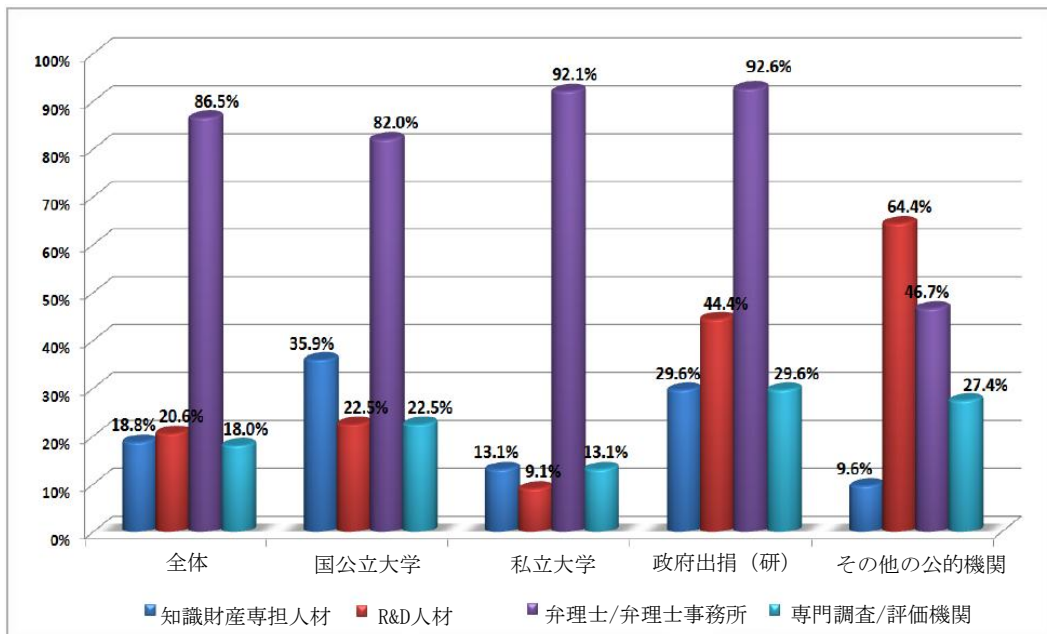
[図3.11] 先行特許情報調査の現状

大学及び公共（研）の知識財産担当者が認識している特許（技術）情報調査の必要性に関し、全体の71.4%（70.7%）が「必要」又は「非常に必要」と答えた（[図3.12]）。機関の類型別にみると、その他の公共（研）の83.2%と国公立大学の78.3%が先行技術調査の必要性に対して肯定的に答え、相対的に高かった。出願件数別にみると、年平均の出願件数が多い機関で先行技術調査が必要と答えた割合が高かった。特に、年平均61件以上出願機関の45.9%が先行技術調査が非常に必要と答えた。



[図3.12] 先行特許情報調査の必要性

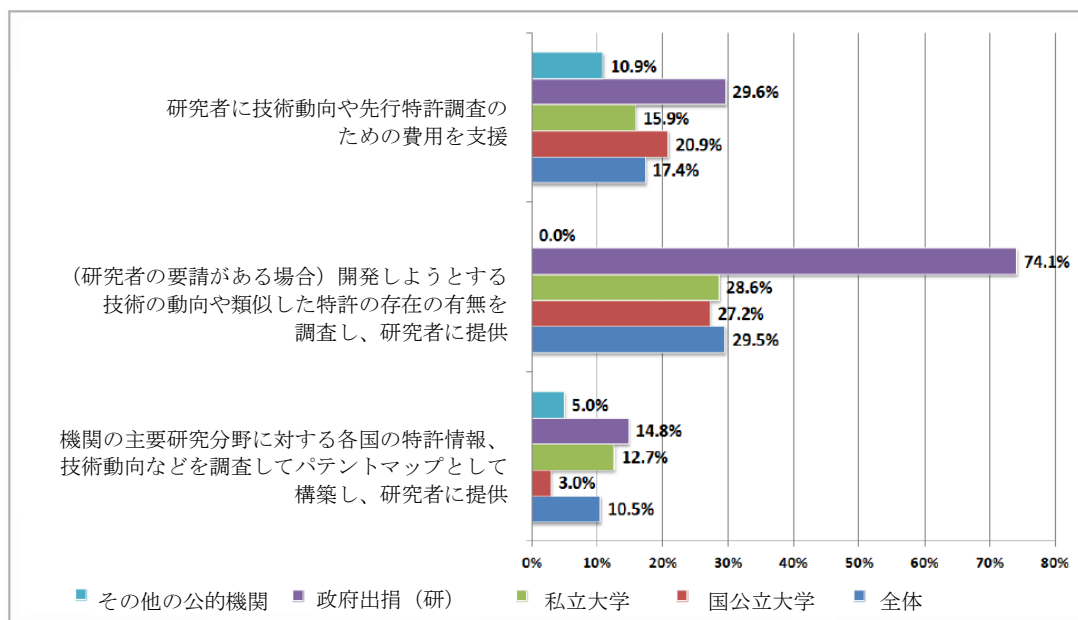
先行特許調査を遂行する場合の86.5% (86.4%) が弁理士に該当業務を依頼していると調査された ([図3.13])。また、研究開発人材が直接遂行すると答えた機関は20.6% (23.1%) であった。知識財産専担人材、専門調査/評価機関が遂行すると答えた機関はそれぞれ18.8% (16.9%) と18.0% (19.2%) であった。



[図3.13] 先行特許調査を行う場合の遂行人材

注) 複数回答

機関の類型別にみると、その他の公共研究機関の場合、研究開発人材が先行特許調査を遂行していると答えた割合が64.4%（55.7%）と非常に高かった。また出願件数が多い機関ほど、該当業務を知識財産専担人材が遂行すると答えた割合が高かった⁷²⁾。



[図3.14] 先行特許調査に対する機関の支援

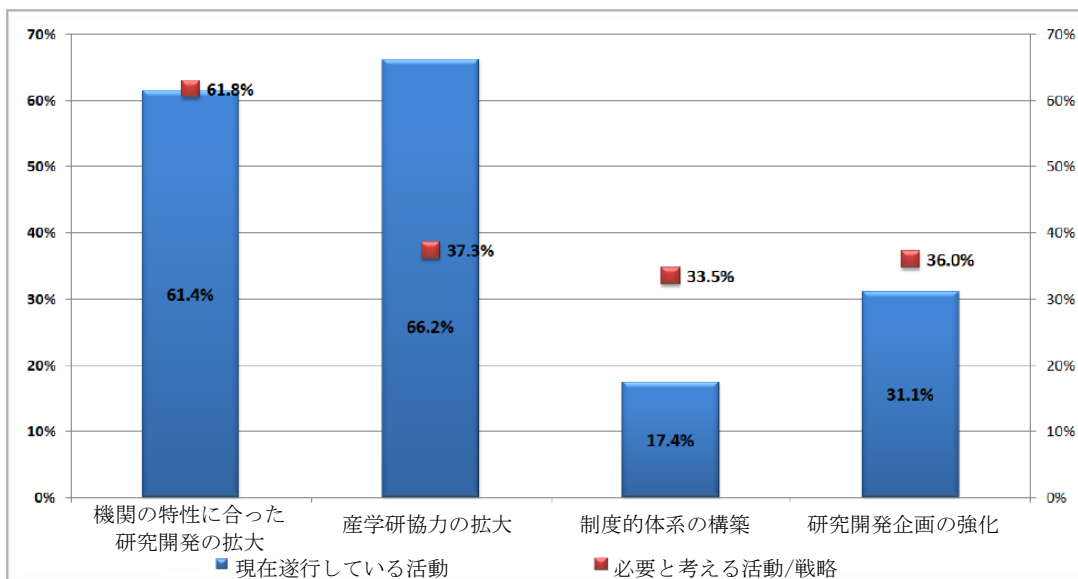
先行特許調査のために機関で自主的に支援を行っている割合は、全体の43.4%であった（[図3.14]）。支援の種類別にみると、全体機関の29.5%が研究者の要請がある場合に、開発しようとする技術の動向や類似した特許の存在の有無を調査して研究者に提供している。特に、政府出捐（研）の74.1%が該当支援を提供していた。また、研究者に対して技術動向や先行特許調査のための費用を支援する割合は全体機関の17.4%を占め、機関の主要分野における各国の特許情報や技術動向などをパテントマップとして構築し、研究者に提供する割合も10.5%であった。

⁷²⁾ 年61件出願機関の28.3%

2. 知識財産創出のための活動戦略

優秀な知識財産創出のための戦略として、大学及び公共（研）の66.2%（68.0%）が産学研協力を通じた共同・委託研究開発の拡大を進めていると答えた（[図3.15]）。また、機関の特性に合った研究開発課題を発掘し、機関の自主的な研究開発投資を拡大していると答えた割合も61.4%（55.3%）で、その次に高かった。一方、優秀な知識財産創出のための方案として、研究開発企画の際に市場の需要を反映できる制度的体系を構築していると答えた割合は17.4%（18.8）と最も低かった。

機関の類型別にみると、国公立及び私立大学の場合には優秀な知識財産創出のために産学研協力を通じた共同・委託研究開発の拡大に尽力しているという答えがそれぞれ62.9%と77.7%と最も高かった。政府出捐（研）とその他の公共（研）の場合には、機関の特性に合った研究開発課題を発掘し、機関の自主的な研究開発投資を拡大しているという答えがそれぞれ77.8%と74.1%で最も多かった。また、研究開発企画時に市場需要を反映できる制度的体系を構築している割合は政府出捐（研）が37.0%でその他の機関の類型に比べ高かった。



[図3.15] 優秀な知識財産創出のための活動及び戦略

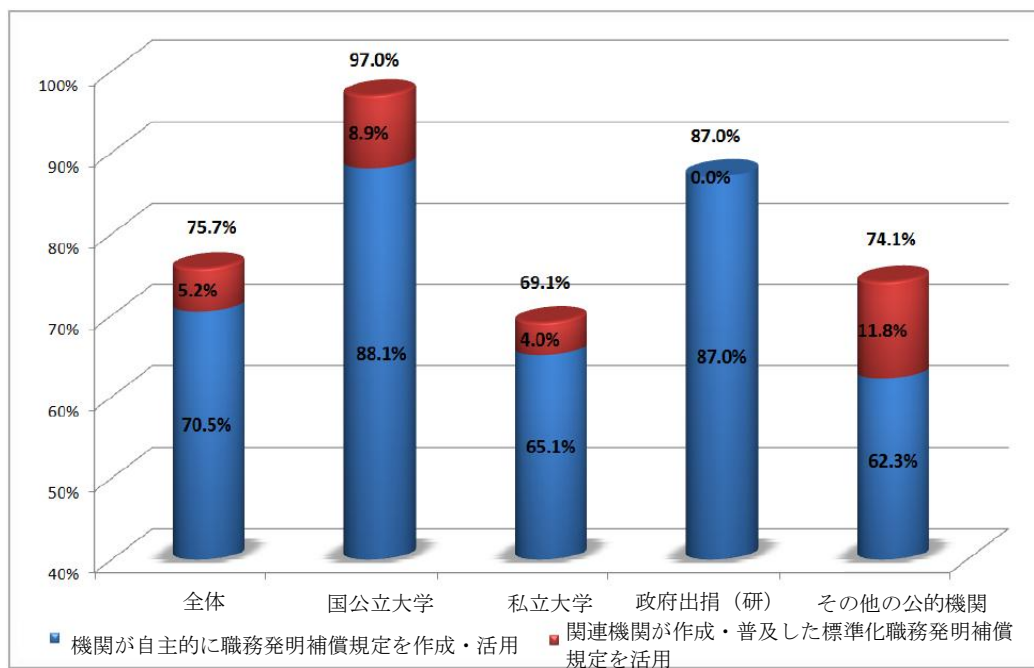
注) 複数回答

一方、現在遂行しているか否かに関係なく、優秀な知識財産創出のために必要と考える活動や戦略は機関の特性に合った研究開発の拡大であると答えた割合は61.8%（61.9%）と最も高かった。研究開発企画時に市場の需要を反映できるよう制度的体系を構築することが必要であると答えた割合は、全体としては33.5%（33.4%）と最も低かったが、政府出捐（研）は92.6%が必要であると答え、最も高い割合となった。

また、研究開発企画時に市場需要を反映することができるよう制度的体系を構築する戦略と、重要研究開発課題における優秀特許創出のための研究開発企画強化戦略の場合は、現在大学及び公共（研）が遂行している割合に比べて重要と認識している機関の割合がより高いため、今後強化又は支援される必要性のある部分である。

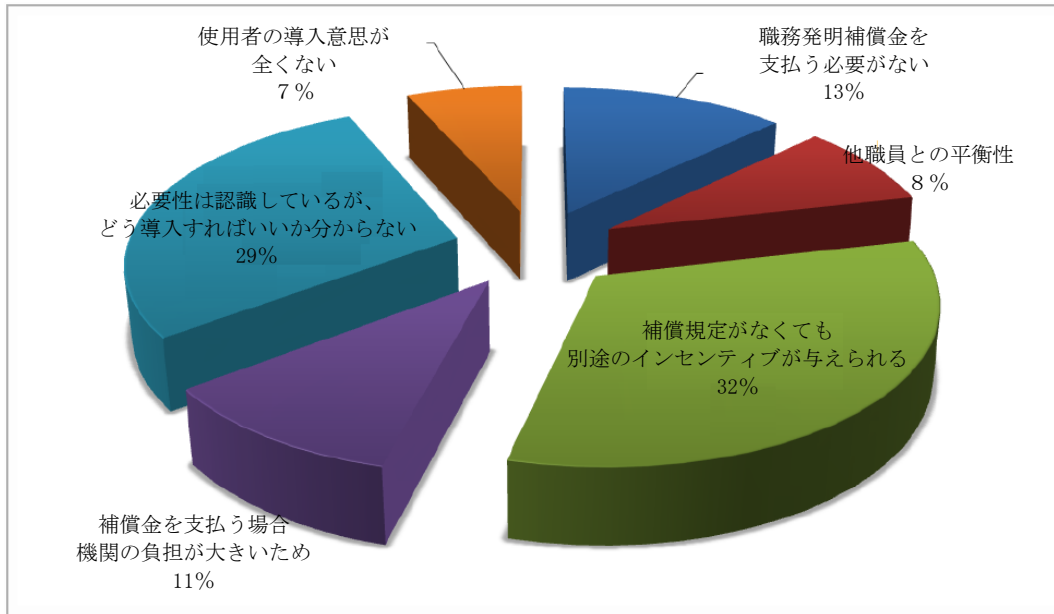
3. 職務発明補償

職務発明補償規定を保有・活用している大学及び公共（研）の割合は75.7%（76.4%）であった（[図3.16]）。これを細分化すると、機関において自主的に職務発明補償規定を作成・活用している割合が70.5%（70.9%）であり、特許庁などの関連機関が作成・普及した標準化職務発明規定を保有・活用している割合は5.2%（5.5%）であった。



[図3.16] 職務発明補償規定の保有及び活用現状

機関の類型別には、政府出捐（研）、国公立大学、その他の公共（研）の職務発明補償規定を保有・活用している割合はそれぞれ87.0%、97.0%、74.1%であり、私立大学の場合は69.1%で、その他の機関の類型に比べ相対的に低かった。



[図3.17] 職務発明補償規定を保有していない場合の主な理由

補償規定を保有していない理由として、「補償規定がなくても別途のインセンティブが与えられるため」と答えた割合と、「必要性は認識しているが、どう導入すればいいかわからない」と答えた割合はそれぞれ32%と29%を占めた（[図3.17]）。「補償金を支払う場合、機関の負担が大きい」と答えた割合も11%に上った。

職務発明補償の類型別実施現状を調べてみると、次の[表3.4]の通りである。韓国国内特許登録補償、海外特許登録補償、処分補償を実施している割合はそれぞれ62.2%（63.6%）、57.8%（58.7%）、53.6%（52.5%）であり、高かった。

[表3.4]職務発明補償における類型別の実施割合

	全体	国公立 大学	私立 大学	政府出捐 (研)	その他の 公共(研)
発明提案(発明申告) 補償	8.3%	18.3%	7.2%	0.0%	5.9%
出願留保補償	6.8%	9.3%	7.2%	0.0%	5.9%
韓国国内特許出願補償	37.6%	36.2%	36.8%	37.0%	46.4%
韓国国内特許登録補償	62.2%	72.8%	57.3%	72.2%	69.1%
海外特許出願補償	36.5%	26.8%	37.6%	37.0%	46.4%
海外特許登録補償	57.8%	66.0%	54.0%	72.2%	57.3%
その他の産財権の 韓国国内登録補償	38.0%	44.7%	33.4%	50.0%	47.3%
その他の産財権の 海外登録補償	34.8%	32.8%	33.4%	42.6%	41.4%
実施補償	37.3%	54.5%	37.5%	22.2%	17.7%
処分補償	53.6%	63.0%	47.6%	72.2%	63.2%

職務発明補償関連制度の効果に関して、職務発明に対する補償実施又は補償水準の拡大が機関内の発明件数及び質の向上と技術流出防止に効果的であると答えた割合はそれぞれ58.0%と47.3%を占めた。

4. 効果的な知識財産創出のために必要な政策支援

大学及び公共(研)の効果的な知識財産創出のため、特許情報活用拡散事業の拡大など、先行特許調査と特許情報活用支援が必要と答えた割合は全体の74.7%で非常に高かった([表3.5])。特に、国公立大学の79.1%とその他の公共(研)の72.3%が必要であると答え、最も高い割合を占めた。私立大学の場合は、専門家の派遣、知財権コンサルティング事業の拡大など、大学及び公共(研)の知識財産創出活動の支援が必要であると答えた割合が77.6%で最も高かった。政府出捐(研)の場合には様々な技術分野に対するパテントマップ構築の支援が必要であると答えた割合が79.6%で最も高かった。

[表3. 5] 効果的な知識財産創出のための政策支援の必要性

	全体	国公立 大学	私立 大学	政府出捐 (研)	その他の 公共(研)
職務発明補償制度を導入するか、補償水準を拡大できるように支援	65.6%	54.9%	69.5%	64.8%	57.3%
特許情報活用拡散事業の拡大など、先行特許調査と特許情報活用支援	74.7%	79.1%	74.2%	72.2%	72.3%
専門家の派遣、知財権コンサルティング事業の拡大など、大学と公共(研)の知識財産権創出活動の支援	73.7%	75.7%	77.6%	64.8%	49.5%
様々な技術分野に対するパテントマップ構築支援	71.8%	60.4%	74.4%	79.6%	66.4%
研究者などを対象とした知識財産権関連教育支援	67.8%	73.2%	65.4%	72.2%	71.4%

注) (%)は5点尺度(1:必要性が最も低い、5:必要性が最も高い)で[(4点又は5点と答えた企業数)/(総回答機関数)]x100(%)

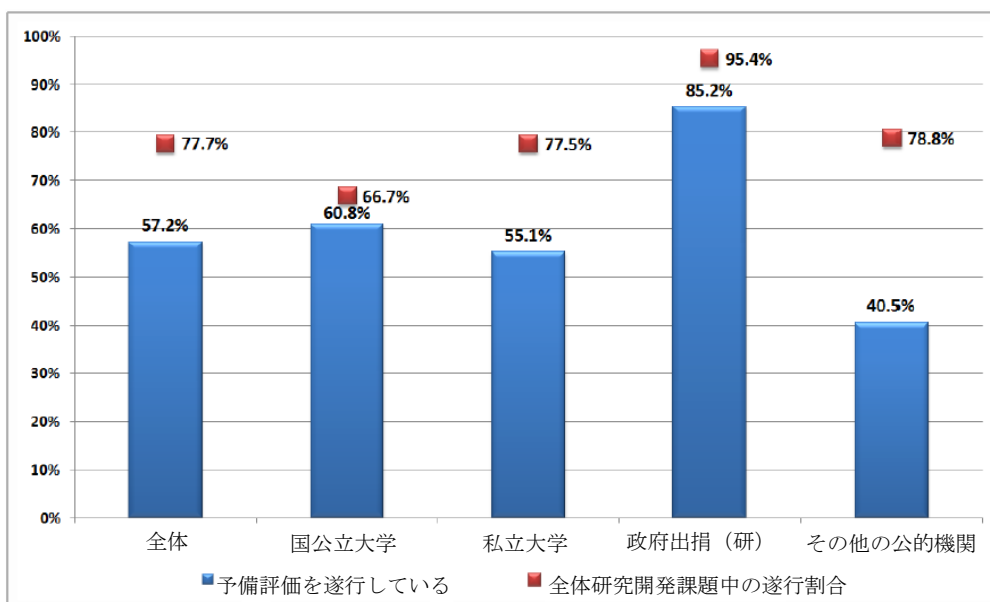
第3節

知識財産の保護

1. 予備評価の遂行現状及び方法

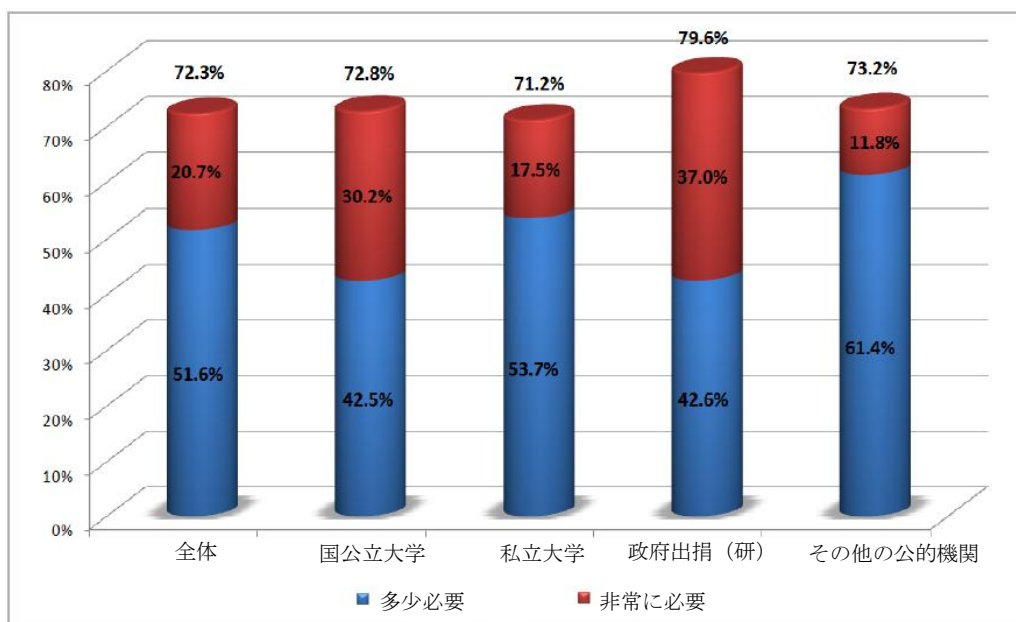
産業財産権の出願などに先立ち、機関の内部で予備評価を遂行している大学及び公共(研)の割合は57.2%(55.2%)であった([図3.18])。機関の類型別にみると、予備評価の遂行割合が最も高い機関は政府出捐(研)であり、85.2%(85.7%)に達していた。一方、予備評価を遂行する割合が最も低い機関はその他の公的機関で40.5%(35.5%)に留まった。

また、予備評価を遂行する場合、全体発明申告件数のうち平均77.7%(74.8%)に対して遂行していることが分かった。発明申告件数のうち、予備評価遂行割合でも政府出捐(研)が95.4%と最も高かった。



[図3.18] 産業財産権出願などに先立つ予備評価の遂行現状

出願件数別にみると、年平均出願件数が多い機関ほど予備評価を遂行する機関の割合と、発明申告件数中の遂行割合の双方が全体的に増加していることが分かった。年平均61件以上出願している機関の場合、その79.9%が全体発明申告件数中の81.6%に対して予備評価を遂行しているという結果であった。

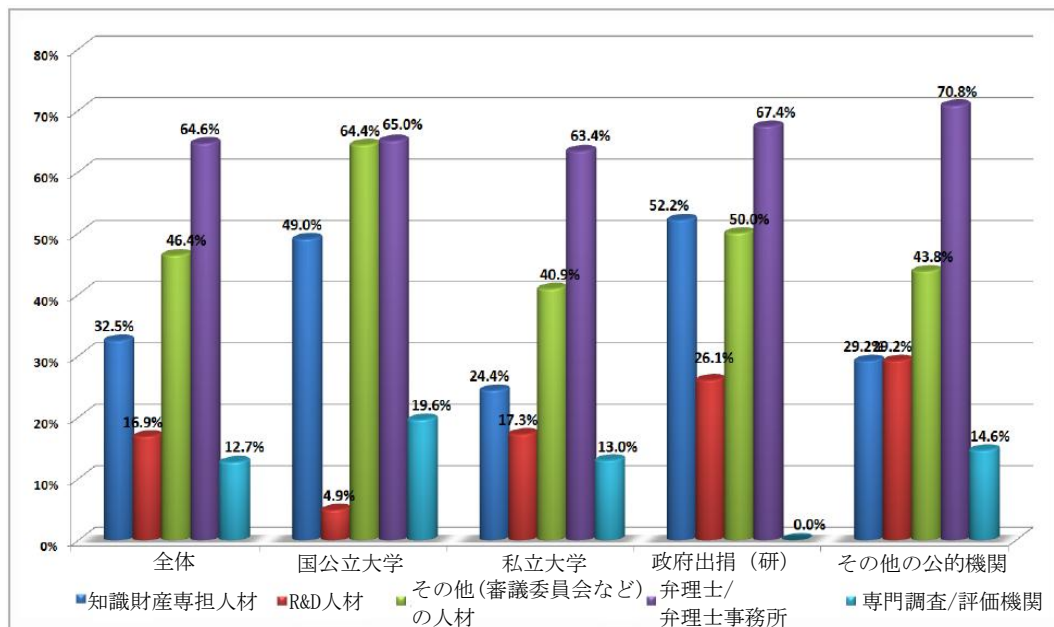


[図3.19] 予備評価の遂行必要性

産業財産権出願前の予備評価の必要性に対しては[図3.19]のように、全体の72.3% (72.3%) が「必要」又は「非常に必要」と答えた。これは現在の遂行割合が57.2%であるのに比べて高く、予備評価の必要性に対して認識はしているものの、諸事情のため実施できていない機関が相当数あることを意味する。

機関の類型別にみると、予備評価が必要であると答えた割合は政府出捐（研）が79.6% (78.6%) と最も高かった。特に、非常に必要であると答えた割合は37.0%に達した。出願件数別にみると、予備評価が非常に必要であると答えた機関の割合は、年10件未満出願機関の場合は9.6%、年61件以上出願機関の場合は39.0%と、出願件数が多いほど高かった。

一方、予備評価を遂行していると答えた機関の64.6% (66.2%) が弁理士に該当業務を依頼していると答えた（[図3.20]）。機関内の審議委員会、知識財産担当人材、研究開発人材が該当業務を遂行していると答えた割合はそれぞれ46.4% (42.7%)、32.5% (33.1%)、16.9% (17.5%) であった。専門調査/評価機関に依頼する場合は全体の12.7% (11.1%) に過ぎなかった。機関の類型別には、知識財産専任人材が予備評価を遂行する割合は国公立大学と政府出捐（研）がそれぞれ49.0%と52.2%で、その他の機関類型に比べて相対的に高かった。出願件数別にみると、出願件数が多い機関ほど、知識財産専任人材が遂行するか、専門調査/評価機関に依頼する割合が高かった。

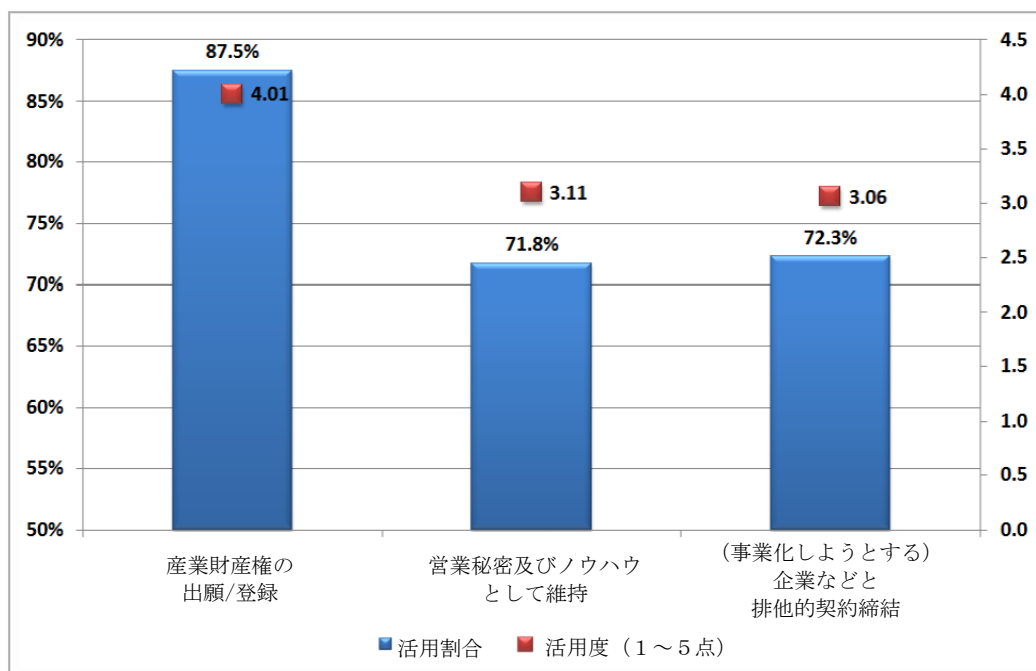


[図3.20] 予備評価を遂行している場合の遂行人材

注) 複数回答

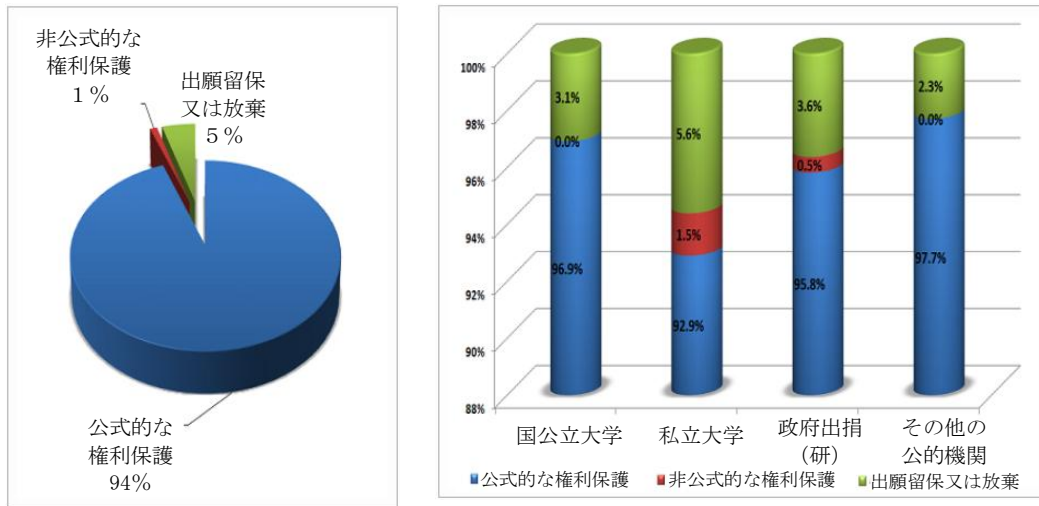
2. 研究開発成果物の保護戦略

研究開発活動の成果物を保護するために活用する戦略として、特許などの産業財産権の出願を活用していると答えた割合は全体の87.5% (86.8%) を占めた ([図3.21])。また、機関内の機密/ノウハウの維持戦略を取る割合は71.8% (70.7%) で、事業化をしようとする企業などとの排他的契約を締結する割合は72.3% (71.1%) に達した。



[図3.21] 研究開発成果物保護戦略の活用率及び活用度

2010年の1年間に発明申告された件数は平均97.1件 (93.4件) と調査された。機関の種類別にみると、政府出捐 (研) が平均413.1件 (398.6件) と最も多く、国公立大学が110.4件 (106.0件)、その他の公共 (研) が82.0件 (64.9件)、私立大学が55.4件 (57.4件) の順に多かった。

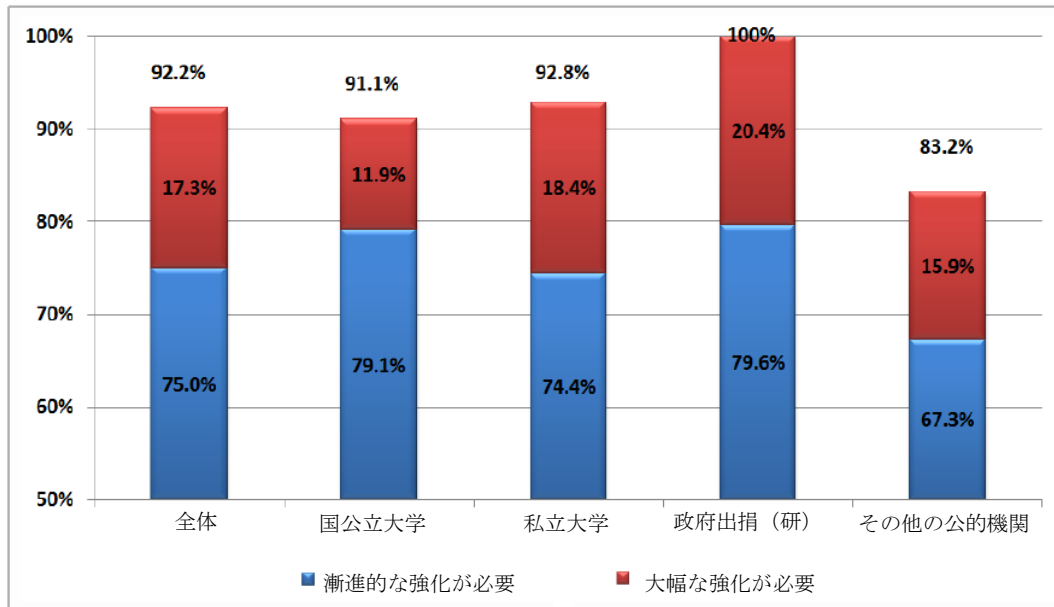


[図3.22] 発明件数比における出願及び非公式な権利保護の割合

このうち、産業財産権の出願など、公式的に権利保護手続きを行った割合は[図3.22]から分かるように、各機関の平均は94.4% (95.1%) であった。また、全体の4.6% (4.0%) が経済性や技術性の不足などの理由で出願を留保又は放棄していることが分かった。出願留保又は放棄の割合は私立大学の場合が5.6%と高かった。出願件数別にみると、年61件以上出願する機関は、全体発明件数のうち非公式に権利保護手続を行う割合が2.3%と最も高かった。

現在、韓国国内の知識財産保護水準⁷³⁾ に関し、今後更なる強化が必要と答えた割合は全体の92.2% (91.9%) であった ([図3.23])。特に、大幅な強化が必要という意見は全体の17.3%を占めた。機関を類型別にみると、韓国国内の知識財産保護水準が強化されるべきと答えた割合は政府出捐(研)の場合100%に達した。一方、その他の公共(研)の場合は83.2%で最も低かった。

⁷³⁾ 知的財産保護水準とは、特許制度のように創出された知的財産に権利を付与するシステムが効率的に運営されているか否か、それを通じて成立した知的財産権が他人によって侵害されたときに對抗することができる効率的な行政的及び司法的措置がどの程度整っているかを意味する。



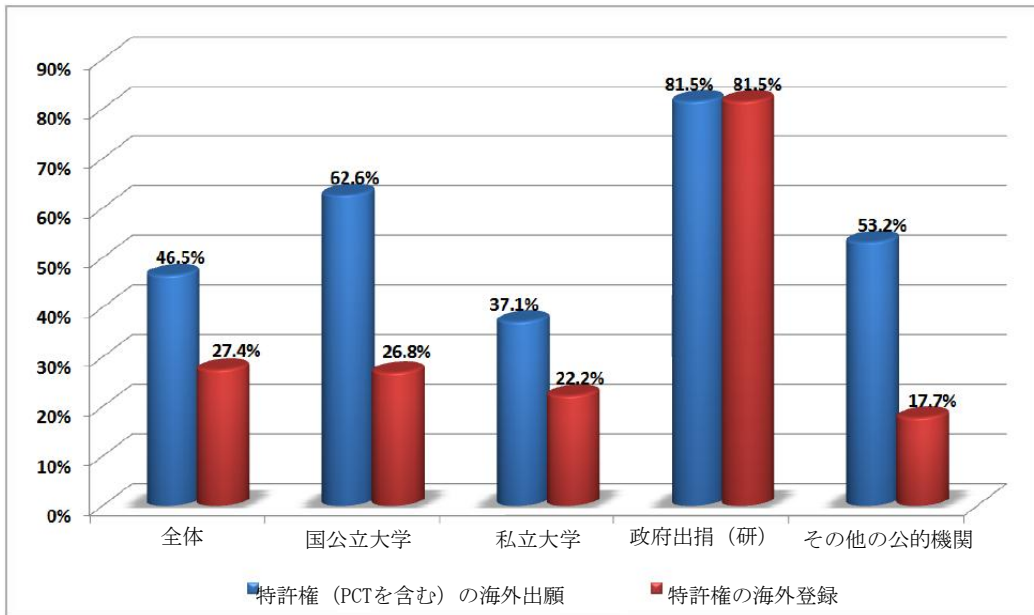
[図3.23] 現在の韓国国内の知識財産保護水準に対する認識

3. 産業財産権の海外出願/登録及び韓国国内出願計画

韓国国内の大学及び公共（研）機関のうち、2010年に1件以上の特許権（PCT出願を含む）を海外に出願した機関は46.5%（44.9%）であった（[図3.24]）。また、1件以上の特許権を各国に個別登録した機関は27.4%（24.4%）を占めることが分かった。特許権の他に、デザイン権と商標権を海外に出願した割合はそれぞれ0.6%（0.5%）と1.1%（1.1%）であった。政府出捐（研）の場合、PCTを含め特許権を海外に出願した割合が81.5%と最も高かった。

各国に個別出願された特許件数の全体機関の平均は17.0件（15.5件）⁷⁴⁾であり、平均登録件数は4.8件（6.7件）であった。機関の類型別にみると、国公立大学が8.6件、私立大学が4.0件、政府出捐（研）が154.2件、その他の公共（研）が3.6件という結果であった。また、平均PCT出願件数は4.8件（4.5件）であった。

⁷⁴⁾ 同一の産業財産権を複数国に対し個別に出願又は登録する場合には、それを全て合算した。例えば、Aという特許を米国、日本、ドイツに個別に出願又は登録した場合、出願又は登録件数は3件と計算した。ただし、PCT出願の場合には出願書に記載された指定国の数に関係なく、1件として計算した。



[図3.24] 特許権海外出願企業の割合

大学及び公共（研）の知識財産担当者が予想している2011年と2012年比較における知識財産権の韓国国内出願に関し、全体の71.6%が特許権の出願が増加すると予想していると答え、縮小すると予想していると答えた2.2%に比べ非常に高かった（[表3.6]）。機関の類型別にみると国公立大学が78.7%で最も高く、政府出捐（研）が44.4%で最も低かった。また、政府出捐（研）は特許出願が縮小すると予想していると答えた割合が14.8%で、その他の機関の類型に比べ非常に高かった。特許権の他に、実用新案、デザイン、商標の出願が増加すると予想していると答えた割合はそれぞれ27.9%、25.3%、25.7%という結果であった。

[表3.6] 2011年と2012年比における知識財産権出願計画

		全体	国公立大学	私立大学	政府出捐 (研)	その他の公共 (研)
特許	縮小	2.2%	0.0%	1.6%	14.8%	0.0%
	拡大	71.6%	78.7%	75.2%	44.4%	57.3%
実用新案	縮小	4.7%	11.9%	3.2%	7.4%	0.0%
	拡大	27.9%	36.6%	29.7%	0.0%	23.6%
デザイン	縮小	3.1%	8.9%	2.4%	0.0%	0.0%
	拡大	25.3%	30.6%	27.3%	0.0%	23.6%
商標	縮小	4.2%	8.9%	3.2%	0.0%	5.9%
	拡大	25.7%	30.6%	28.0%	0.0%	22.7%

韓国国内出願の増減に影響を与える要因として、大学及び公共（研）の全体の29.2%が「研究開発投資又は予算の増減による研究成果の変化」を1番に選んだ（[表3.7]）。また、「機関の産業財産権戦略の変化⁷⁵⁾」と「産業財産権に対する成果評価の割合変化又は評価方向の変化」を1番に選んだ割合はそれぞれ24.4%と18.9%であった。すなわち、外部環境的な要因より、機関の内部的な要因が機関の出願件数の変化に与える影響が大きいということが分かる。

[表3.7] 産業財産権韓国国内出願の増減に影響を与える要因

影響要因	国公立 大学	私立 大学	政府出捐 (研)	その他の 公共(研)
研究開発投資又は予算の増減による研究成果の変化	24.7%	24.8%	50.0%	50.5%
機関の産業財産権戦略の変化	33.2%	24.1%	13.0%	20.9%
産財権に対する成果評価の割合変化又は評価方向の変化 ⁷⁶⁾	23.9%	19.9%	14.8%	5.9%
市場及び技術競争環境の変化	3.0%	9.5%	7.4%	10.9%
韓国国内及び世界の景気の変動	6.4%	8.8%	7.4%	11.8%
産業財産権の出願環境の改善及び支援制度の強化	8.9%	12.8%	7.4%	0.0%

4. 産業財産権の出願/審査/維持費用及び関連規定の現状

韓国国内の大学及び公共（研）は2010年の1年間に、知識財産の出願/審査/維持に平均2億8,904万ウォンを支出した（[表3.8]）。機関の類型別には、政府出捐（研）が20億4,418万ウォンと最も多く、その他の機関は概ね1～2億ウォン程度を支払っている。政府出捐（研）の場合は、その他の機関とは異なり韓国国内の出願/審査費用に比べ、海外の出願/審査費用に多く支出している。

⁷⁵⁾ 量又は品質中心の知的財産出願戦略、維持費用比の収益性の変化など

⁷⁶⁾ 論文など、その他の成果に比べての産業財産権の評価割合の拡大又は縮小、量的成果評価止揚及び質的成果評価指向など

[表3. 8] 知識財産の出願・審査・維持費用

(単位：万ウォン)

	韓国国内		海外		出願・審査 ・維持費用 の合計
	出願・審査	維持	出願・審査	維持	
全体	19,865	4,118	10,846	1,075	28,904
国公立大学	9,295	3,694	4,053	363	17,405
私立大学	7,033	1,892	2,816	569	12,310
政府出捐（研）	77,453	25,765	94,281	6,919	204,418
その他の公共（ 研）	6,415	3,625	4,472	659	15,171

5. 効果的な知識財産保護のために必要な政策支援

韓国国内の大学及び公共（研）は効果的な知識財産の保護のため、「企業などとの共同/委託研究契約時の不平等な契約防止のためのガイドラインの整備及び広報」と「出願前又は出願後の知識財産の評価費用支援」が必要であると答えた割合がそれぞれ78.8%と77.9%と高かった（[表3. 5]）。

特に、「企業などとの共同/委託研究契約時の不平等な契約防止のためのガイドラインの整備及び広報」が必要であると答えた割合は私立大学とその他の公共（研）がそれぞれ77.6%と83.2%であり、これは私立大学とその他の公共（研）が企業との研究契約を締結するときに直面する問題が相対的に大きいということを意味する。「出願前又は出願後の知識財産の評価費用支援」が必要であると答えた割合は国公立大学と政府出捐（研）がそれぞれ91.1%と72.2%で、その他の機関の類型より高かった。

[表3. 9] 効果的な知識財産保護のための政策支援の必要性

	全体	国公立 大学	私立 大学	政府出捐 （研）	その他の 公共（研）
産業財産権の出願と登録に かかる費用の減免	75.1%	91.1%	75.0%	57.4%	62.3%
海外出願関連の情報提供	55.1%	60.8%	54.3%	44.4%	59.5%
企業などとの共同/委託研究契約 時の不平等な契約防止のためのガイ ドラインの整備及び広報	78.8%	88.1%	77.6%	64.8%	83.2%
出願前又は出願後の知識財産の 評価費用支援	77.9%	91.1%	76.6%	72.2%	68.2%

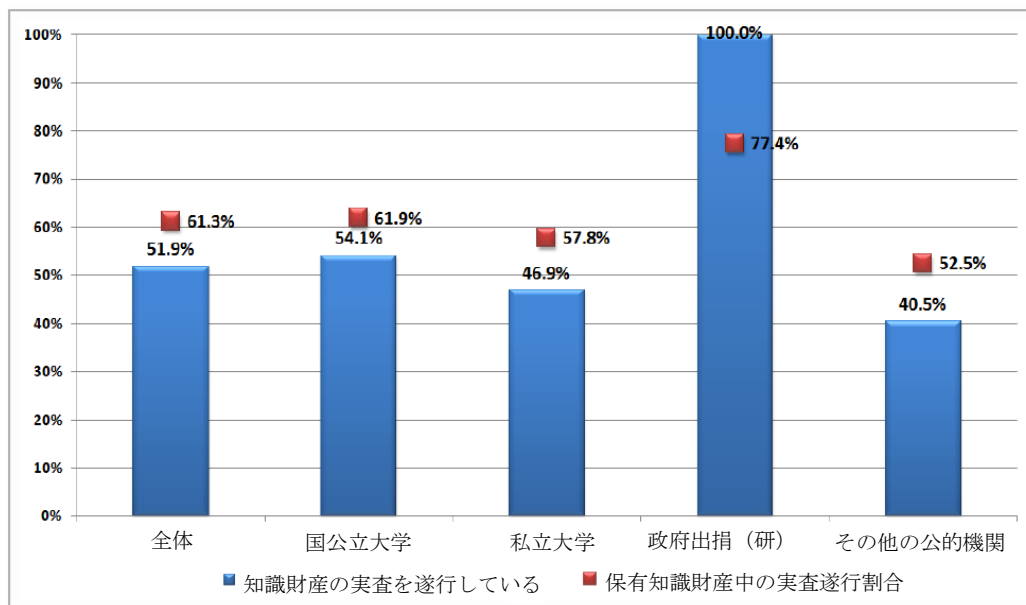
注）（%）は5点尺度（1：必要性が最も低い、5：必要性が最も高い）で[（4点又は5点と答えた企業数）/（総回答機関数）] x 100（%）

第4節

知識財産の活用

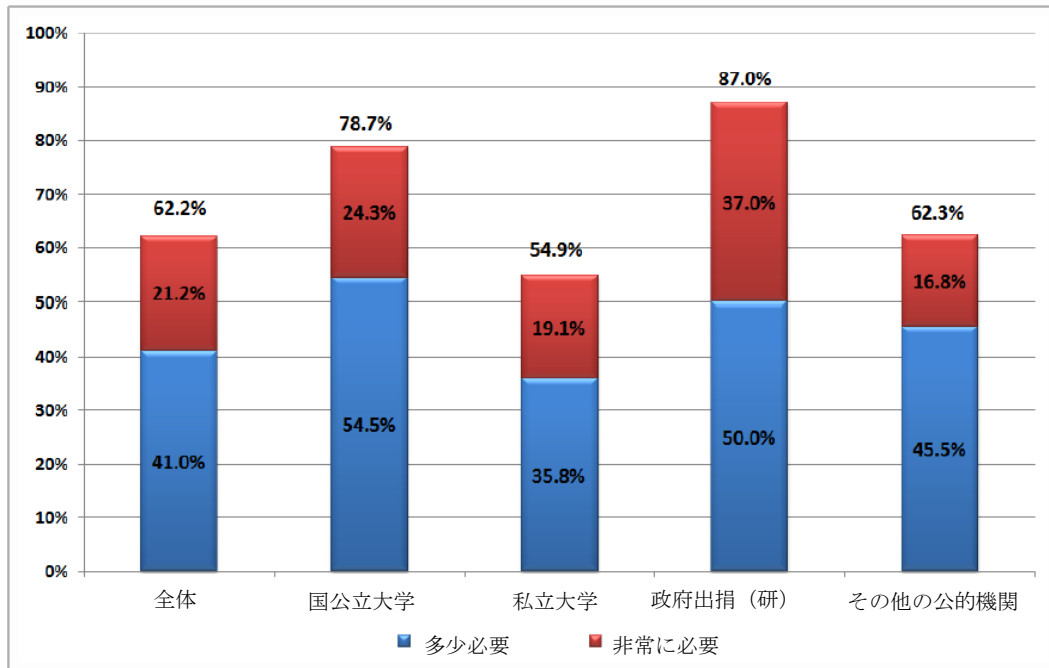
1. 知識財産の実査

保有知識財産に対する実査（評価）を遂行している大学及び公共（研）の割合は51.9%（52.8%）で、保有している知識財産の内61.3%（64.0%）に対して実査を遂行していることが分かった（[図3.25]）。機関の類型別にみると、政府出捐（研）の場合、知識財産の実査を遂行する割合（100%）と知識財産中の遂行割合（77.4%）が共に最も高いという結果であった。また、年平均出願件数が多い機関ほど、遂行の割合及び知識財産中の遂行割合が共に高くなることが分かった。



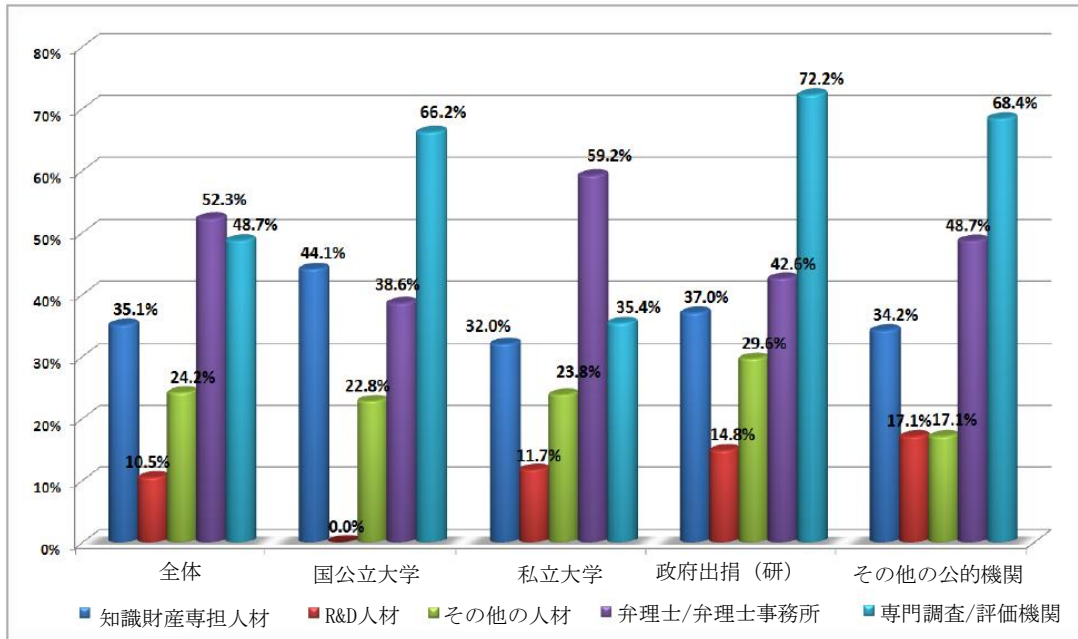
[図3.25] 知識財産実査の遂行現状

韓国国内の大学及び公共（研）の62.2%（63.1%）は、知識財産に対する実査が「必要」又は「非常に必要」と答えた（[図3.26]）。これは実際に遂行している割合である51.9%に比べ高い。知識財産実査の必要性に対して肯定的に答えた割合は、国公立大学と政府出捐（研）がそれぞれ78.7%と87.0%で高かった。特に、政府出捐（研）の37.0%が知識財産に対する実査が非常に必要と答えた。また、年間出願件数が多い機関ほど、知識財産の実査が重要と認識している割合が高かった。



[図3.26] 知識財産実査の必要性

一方、知識財産の実査を遂行している場合、弁理士/弁理士事務所又は専門調査/評価機関に依頼すると答えた割合はそれぞれ52.3% (50.3%)と48.7% (44.8%)と最も高かった ([図3.27])。これは先行特許調査及び予備評価とは異なり、知識財産の実査の場合においては主に外部人材が遂行するということを意味する。特に、専門調査/評価機関に依頼すると答えた割合は大学より研究機関の方が高かった。また、研究開発人材が直接実査を遂行すると答えた割合は10.5% (12.5%)に留まった。年平均出願件数が多い機関ほど、知識財産実査業務を知識財産専担人材や外部専門調査/評価機関が遂行すると答えた割合が高かった。

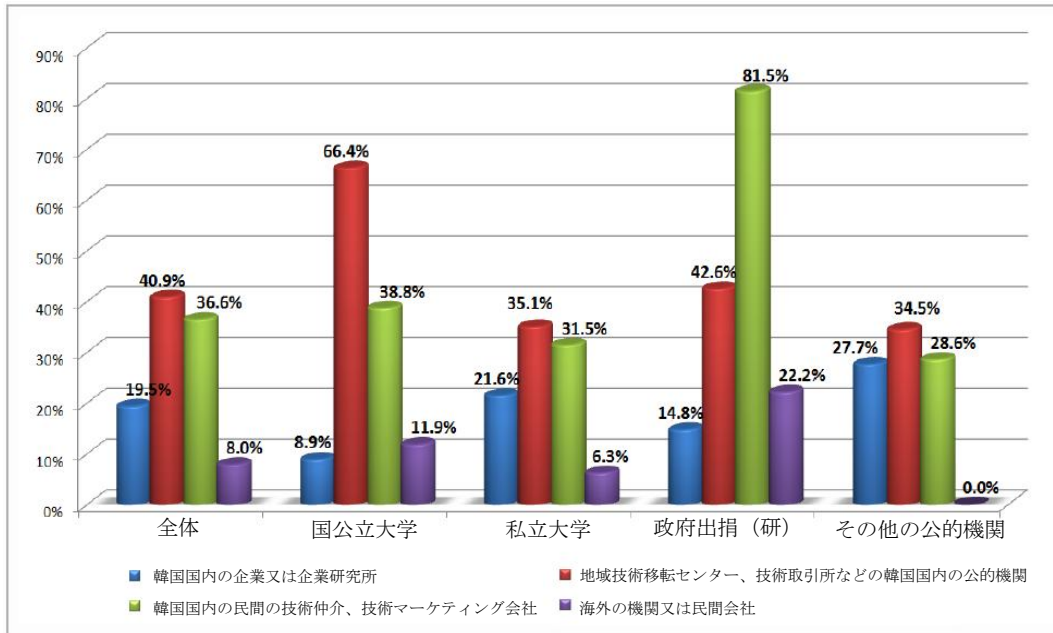


[図3.27]知識財産実査を遂行している場合の遂行人材

注) 複数回答

2. 知識財産の活用戦略

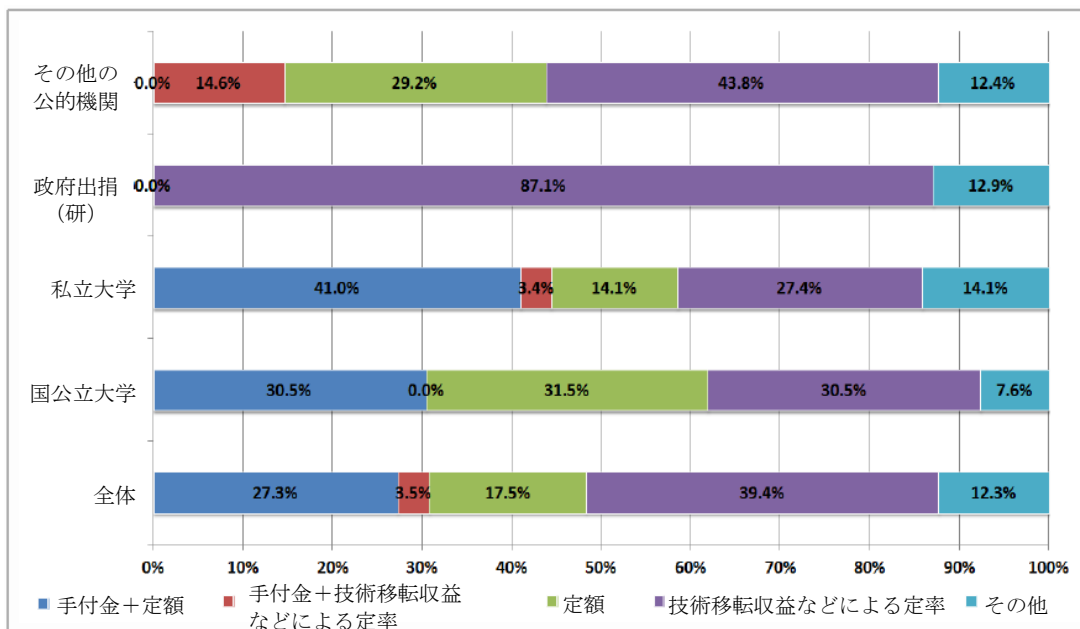
技術取引、技術マーケティングのため、最近3年間で地域技術移転センターや技術取引所など、韓国国内の公共機関に関連業務を依頼した大学及び公共(研)の割合は40.9%(37.2%)であった([図3.28])。また、韓国国内の民間の技術仲介、技術マーケティング会社に業務を依頼した割合も36.6%(35.2%)と2番目に高かった。このような割合は機関の類型により差があった。国公立大学の場合は地域技術移転センターなどの韓国国内の公的機関に依頼した割合が66.4%と最も高く、政府出捐(研)の場合は韓国国内の民間の技術仲介、技術マーケティング会社に依頼した割合が81.5%と最も高かった。



[図3. 28] 最近3年間における技術取引機関への業務依頼及び締結現状

技術取引機関などに業務を依頼した場合、主な費用の支払方法として全体の39.4%（39.5%）が技術移転収益などによる定率で計算した成功報酬を挙げた（[図3. 29]）。特に、政府出捐（研）の87.1%（87.5%）がこの費用支払方法を選択した。このような結果は、企業がこの方法を選択した割合が9.9%と低かった点を考慮すると、企業と大学及び公共（研）の間において、技術取引時に希望する費用支払方法が非常に異なっていることを意味する。

この他に、調査/マーケティング費用などの活動費（手付金）と成功報酬（定額）を組み合わせ形態を選択した割合は27.3%と2番目に高かった。このような費用支払方法は研究機関に比べて大学の方が相対的に好んでいることが分かった。



[図3.29] 技術取引機関などに業務を依頼した場合の主な費用支払方法

[表3.10]は、韓国国内の技術取引システムの活用現状を示している。技術の移転や取引のため、IP-martなどの韓国国内のオンライン技術取引システムを実際に活用している機関の割合は全体の55.2%（53.9%）であった。特に、技術移転件数が多い国公立大学及び政府出捐（研）のオンライン取引システムの活用率はそれぞれ69.8%と72.2%と高かった。しかし、実際に活用している機関のうち、該当システムの活用度が高いと認識している割合は25.2%（27.8%）に留まった。

また、技術の移転や取引のため、特許技術移転博覧会などの韓国国内のオフライン取引システムを活用している割合は56.0%であり、オンライン取引システムを活用する割合と大きな差はなかった。しかし、実際活用している機関のうち、該当システムの活用度が高いと答えた割合は32.4%で、オンラインシステムより多少高かった。

[表3.10] 韓国国内における技術取引システムの活用度

		全体	国公立 大学	私立 大学	政府出捐 (研)	その他の 公共(研)
オンライン 取引システム	活用機関	55.2%	69.8%	50.9%	72.2%	44.5%
	活用度が比 較的高い	25.2%	17.7%	23.1%	51.3%	26.5%
オフライン 取引システム	活用機関	56.0%	63.8%	53.3%	87.0%	33.6%
	活用度が比 較的高い	32.4%	38.0%	29.7%	51.1%	0.0%

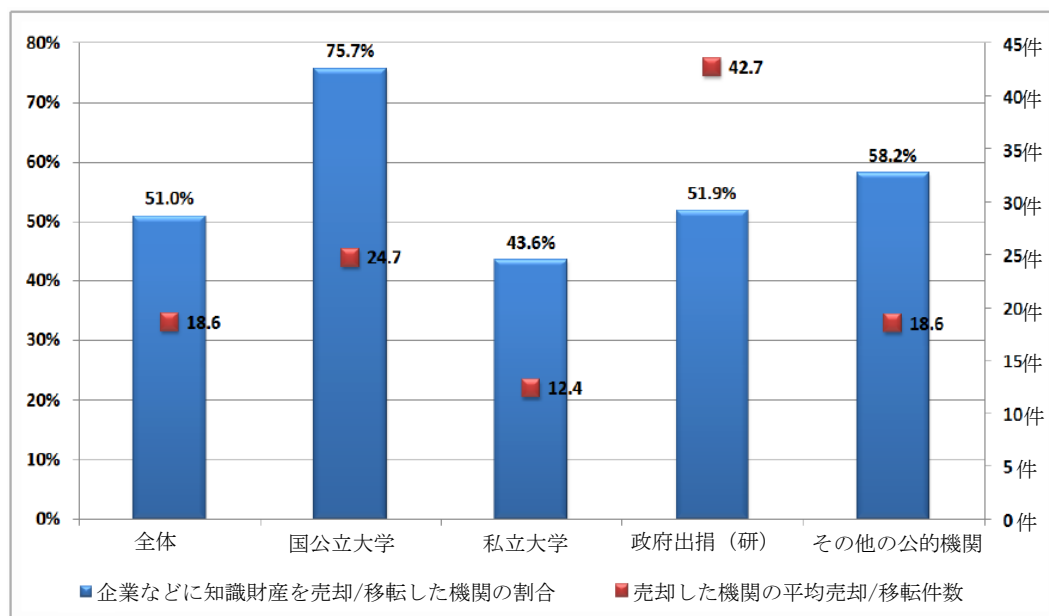
注) (%) は5点尺度(1:活用度が低い、5:活用度が高い)で[(4点又は5点と答えた企業数)/(活用経験のある企業数)]x100(%)、母集団推定値

3. 知識財産権の売却/移転及び活用現状

2010年の1年間に1件以上の知識財産を企業などに売却又は移転した大学及び公共(研)の割合は全体の51.0%(50.3%)であり、知識財産を売却又は移転した大学及び公共(研)の平均売却・移転件数は18.6件⁷⁷⁾という結果であった([図3.30])。

機関類型別にみると、国公立大学の75.7%が平均24.7件の知識財産を売却・移転し、政府出捐(研)の51.9%が平均42.7件を売却・移転したと調査された。一方、海外に1件以上の知識財産を売却・移転した機関の割合は全体の6.2%(6.0%)であった。

⁷⁷⁾ 全体機関の平均は9.6件

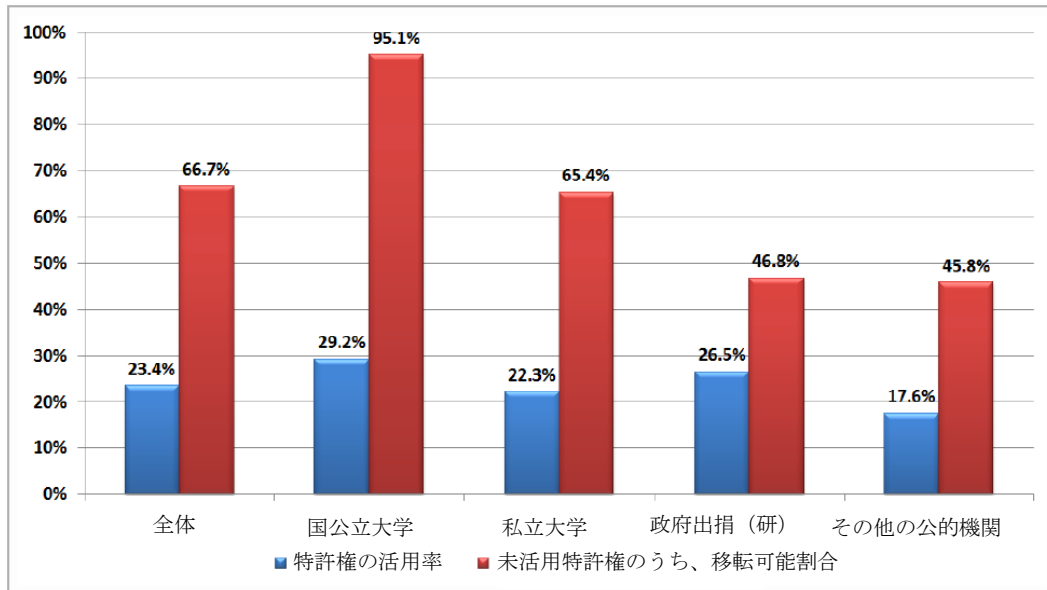


[図3.30] 知識財産を売却/移転した機関の割合及び件数

大学及び公共（研）が2010年に産業財産権を有償実施許与又は売却して得た金銭的成果は、平均2億2,026万ウォンであった。機関類型別にみると政府出捐（研）が平均17億6,652万ウォンで、その他の機関に比べ高かった。また、ノウハウのみを実施許与又は売却することで得た成果は平均1億4,875万ウォンであり、政府出捐（研）の平均は8億9,054万ウォンであった。

大学及び公共（研）が保有している特許権のうち、外部の他機関に移転されたか、実験室創業や研究院創業などに活用された割合である活用率⁷⁸⁾は、平均23.4%（25.3%）という結果であった（[図3.31]）。特に、活用率は国公立大学と政府出捐（研）がそれぞれ29.2%と26.5%で、その他の機関の類型に比べ多少高かった。また、未活用特許のうち、他機関に移転可能な割合は66.7%であった。

⁷⁸⁾ 企業の場合、生産活動又は技術移転などには直接活用していないものの戦略的目的（主要技術の防御、特許訴訟の防止、国家レベルの必要性など）で保有・活用している特許が存在するため、それを反映して活用率と事業化率を区分する。しかし、大学及び公共（研）の場合にはそのような差がほとんどないため、活用率と事業化率を同一な意味として使用することにする。



[図3.31]特許権の活用率

また、韓国国内の大学及び公共（研）が保有した全体特許権のうち、他機関に移転されたか、実験室や研究院の創業などに活用された全体件数の割合⁷⁹⁾は29.4%であった。細分化してみると、外部の他機関に移転された特許の割合は26.1%で、実験室や研究院の創業などに活用された割合は3.3%であった。

4. 効果的な知識財産活用のために必要な政策支援

韓国国内の大学及び公共（研）の効果的な知識財産活用のための政策支援として、保有特許技術に対する支援が必要と答えた割合は、全体の79.8%と最も高かった（[表3.11]）。技術移転関連マーケティング及びコンサルティング支援が必要と答えた割合も75.0%と2番目に高かった。

機関の類型別には、保有特許技術に対する価値評価の支援が必要と答えた国公立大学と私立大学はそれぞれ91.1%と79.9%で最も高く、技術移転関連マーケティング及びコンサルティング支援が必要であると答えた政府出捐（研）とその他の公共（研）はそれぞれ70.4%と73.2%で最も高かった。すなわち、大学の場合は特許価値評価支援を希望し、公共研究機関の場合は技術移転関連支援を好むと解釈することができる。

⁷⁹⁾ 回答した全ての機関が保有した特許を合算し、その中から活用されている割合を産出した。したがって、多出願機関の活用率が加重反映されたとと言える。

[表3.11] 効果的な知識財産活用のための政策支援の必要性

	全体	国公立 大学	私立 大学	政府出捐 (研)	その他の公 共(研)
保有特許技術に対する価値評価支援	79.8%	91.1%	79.9%	63.0%	73.2%
新技術の事業化のための研究所企業/実験室創業支援	52.8%	63.8%	56.6%	35.2%	20.9%
特許技術の取引・流通システムの改善	75.0%	87.7%	50.8%	48.1%	50.5%
技術移転関連マーケティング及びコンサルティング支援	75.0%	87.7%	72.6%	70.4%	73.2%
優秀技術の輸出支援	54.4%	72.8%	55.8%	35.2%	27.7%

注) (%)は5点尺度(1:必要性が最も低い、5:必要性が最も高い)で[(4点又は5点と答えた企業数)/(総回答機関数)]x100(%)

第5節

知識財産の侵害及び紛争

1. 知識財産権の侵害及び事後対応

母集団に属する220の大学及び公共(研)のうち、2.7%に該当する6機関⁸⁰⁾が2010年に知識財産権の侵害を受けたと答えた⁸¹⁾。全体侵害事例のうち、81.6%は特許権で、残りの18.4%は実用新案権の侵害であった。

6件の侵害事例のうち、侵害製品の製造者が海外企業の場合は33.3%であり、韓国企業の場合は66.7%であった。侵害製品製造地域及び流通地域は韓国国内が52.9%で海外が47.1%と調査された。また、侵害製品の流通類型は66.7%がインターネットホームショッピングなどを通じたオンライン流通であり、残りの33.3%はオフライン流通であった。6件の侵害事例のうち、民事訴訟を通じて損害賠償額を認定されたか、当事者間の和解が行われた場合は1件で、損害賠償額又は和解金が30億ウォン以上と答えた。

⁸⁰⁾ 国公立大学1校、私立大学4校、政府出捐(研)1カ所

⁸¹⁾ 大学及び公共(研)の知的財産権侵害調査は現在までほとんど行われていなかった。また、知的財産権侵害による営業上の被害がないため、実際に侵害を受けた割合より知的財産管理担当者が認識している割合は非常に低いということを考慮する必要がある。

知識財産権侵害を受けた5機関のうち、知識財産権侵害後の事後対応として韓国企業に警告状を発送した場合は全体の77.7%であった。また、行政機関に取締り又は調査を要請した場合は59.3%、侵害者との交渉を通じて解決を試みた場合は22.3%であった。知識財産権を侵害した韓国企業に対し司法的救済手続を申請した割合は77.7%であった。一方、警告状の発送から侵害訴訟完了時までの費用⁸²⁾が発生した割合は77.7%であった。

2. 知識財産権の紛争関連問題及び必要な政策支援

知識財産権侵害対応における問題点として、「対応時に過度な時間と費用がかかる」と答えた割合が最も高かった（[表3.12]）。また、「該当国における知財権の放棄などの関連知識の習得が難しい」という点と、「該当国の行政的及び司法的手続が不足している」という部分も問題点として挙げられた。

一方、他機関の知財権を侵害して紛争が発生したときに対応する際の問題点も、「対応時に過度な時間と費用がかかる」という答えの割合が最も高かった。また、「内部人材の専門性不足」、「該当企業及び国の知財権関連事項に対する情報不足により、対応が難しい」と答えた割合も高かった。

⁸²⁾ 損害賠償額又は和解金を除く。

[表3.12] 知識財産権侵害対応の問題点

		程度が 非常に高い
知財権侵害 被害対応時 の難しさ	言語/地理的距離などの環境により紛争相手との 交渉が難しい	9.4%
	該当国で知財権法規などの関連知識の習得が難しい	17.4%
	該当国の行政的・司法的救済手続が不足している	13.0%
	該当国政府の態度が非協力的である	4.7%
	対応時に過度な時間と費用がかかる	39.3%
他機関の知 財権侵害紛 争時の問題 点	法律代理人の選定が難しい	6.8%
	内部人材の専門性不足	33.9%
	対応関連政府支援政策に対する情報不足	22.4%
	該当企業及び国の知財権関連事項に対する情報不足	26.0%
	対応時に過度な時間と費用がかかる	46.5%

最後に、知識財産権侵害対応のために必要な政府政策として、韓国国内の大学及び公共（研）の39.2%が知識財産権侵害対応のための訴訟などの費用支援が非常に必要であると答え、最も高かった。また、行政機関の知識財産権侵害製品の取締り権限の強化と、知識財産権侵害製品などに対する通報褒賞金の増額が非常に必要であると答えた割合はともに31.6%であった。

[表3.13] 知識財産権侵害対応のために必要な政府政策

政府政策	非常に必要
実効性のある行政的・司法的処罰措置の強化	22.2%
通関保留対象の知識財産権範囲拡大、 侵害物品の韓国国内流入遮断	25.8%
知識財産権の保護及び対応活動のための情報提供	25.5%
行政機関の知識財産権侵害製品の取締り権限の強化	31.6%
知識財産権侵害製品などに対する通報褒賞金の増額	31.6%
知識財産権侵害対応のための訴訟などの費用支援	39.2%

The Survey on
Intellectual Property-Related
Activities in Korea 2011

第4章
2011年
韓国知識財産活動の診断

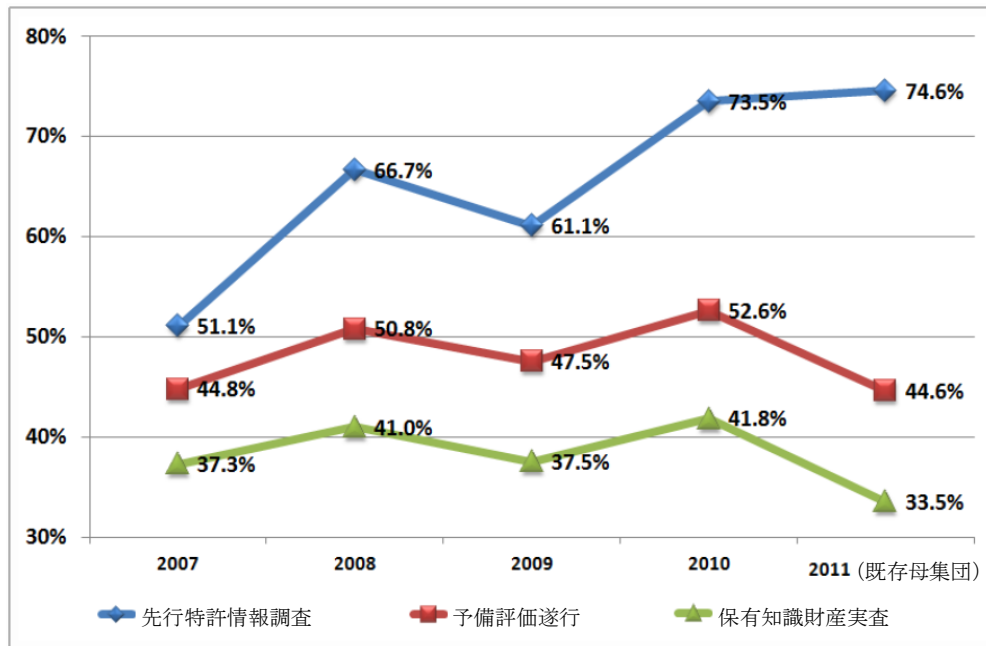
第4章 | 2011年韓国知識財産活動の診断

本章では、知識財産活動の主要項目別・年度別比較を通じて韓国国内の企業及び大学・公共（研）の知識財産創出、権利化及び保護、活用の段階別活動がどのような方向に変化しているかを調べた。また、2010年と2011年の調査両方に回答した420社の企業を分析⁸³⁾し、2010年と2011年を比較して知識財産活動の主要指標の変化が統計的に有意であるかを確認してみた。

1. 知識財産先行活動の変化

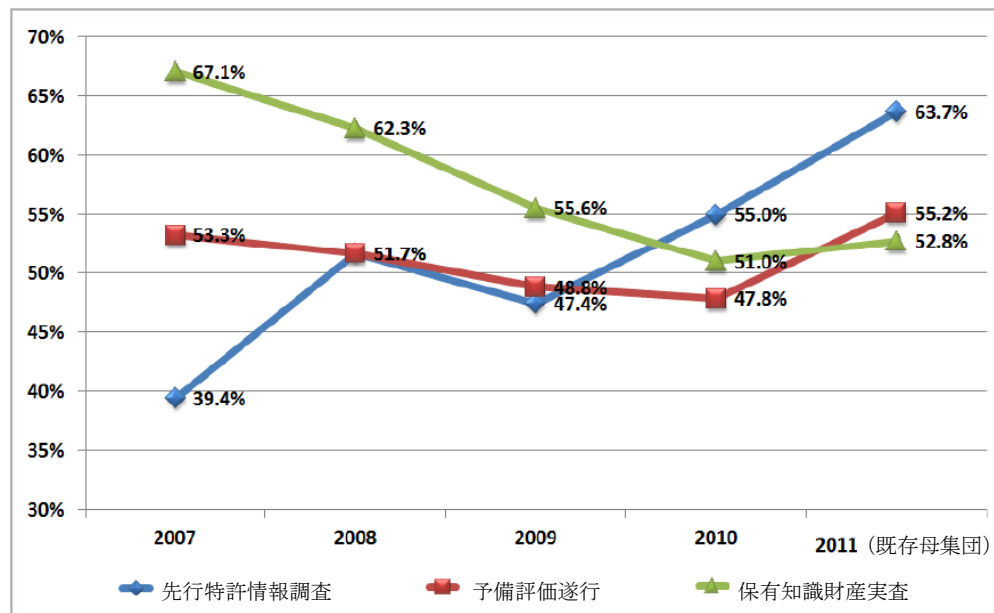
各特許先行活動（先行特許調査、出願前の予備評価、保有知識財産に対する実査）を遂行していると答えた企業の割合の年度別推移は[図4.1]の通りである。先行特許調査を遂行している割合は2010年の73.5%から2011年には74.6%に小幅増加したが、予備評価及び実査を遂行していると答えた割合は2010年の52.6%と41.8%から、2011年には44.6%と33.5%に減少した。

⁸³⁾ 知的財産活動実態調査の母集団は毎年母集団に含まれており、脱落する企業により母集団の特性（出願件数及び産業分布）が毎年変わる可能性があるため、重複回答企業を別途分析した。この際、ペアT検定（paired t-test）を活用したが、これは統一した標本に対し、時間による変化を検証する統計的な方法論である。



[図4.1] 企業における先行活動遂行率の推移

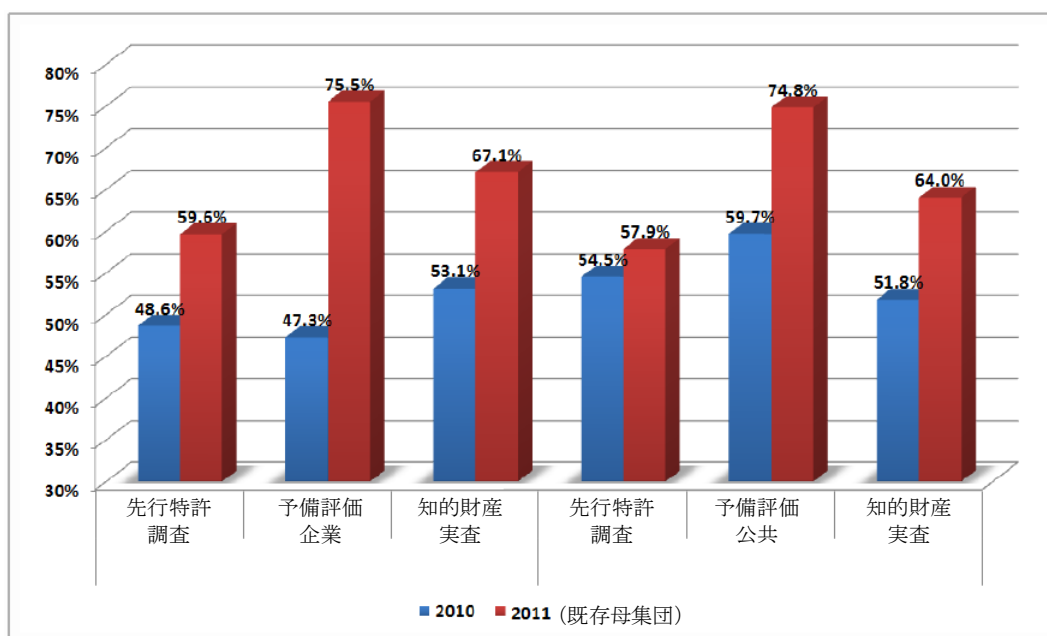
2010年と2011年の重複回答企業を対象に比較した結果も同様に、予備評価遂行割合が2010年の62%から2011年には53%に、実査遂行割合は52%から40%に減少した。ペアT検定の結果、このよおうな減少は有意水準1%以内であり、統計的に有意であると分析された。



[図4.2] 大学及び公共（研）の先行活動遂行割合の推移

しかし、大学及び公共（研）の場合は、先行特許調査、予備評価、知識財産実査を遂行している機関の割合が共に2010年に比べて増加している。特に、保有知識財産に対する実査を遂行する機関の割合は2010年までは継続して減少したが、2011年の調査では小幅上昇した。

次に、全体研究開発課題のうち、先行特許調査を遂行する割合、全体発明件数中の出願前予備評価を実施する割合、保有知識財産中の実査を遂行する割合の年度別推移は[図4.3]の通りである。この図から分かるように、2011年の調査では企業と大学・公共（研）の全てにおいて各遂行割合が2010年に比べて増加している。特に、2010年と2011年の両方に答えた企業の保有知識財産のうち、実査を遂行する割合が2010年の57%から2011年には68%で有意に増加した。

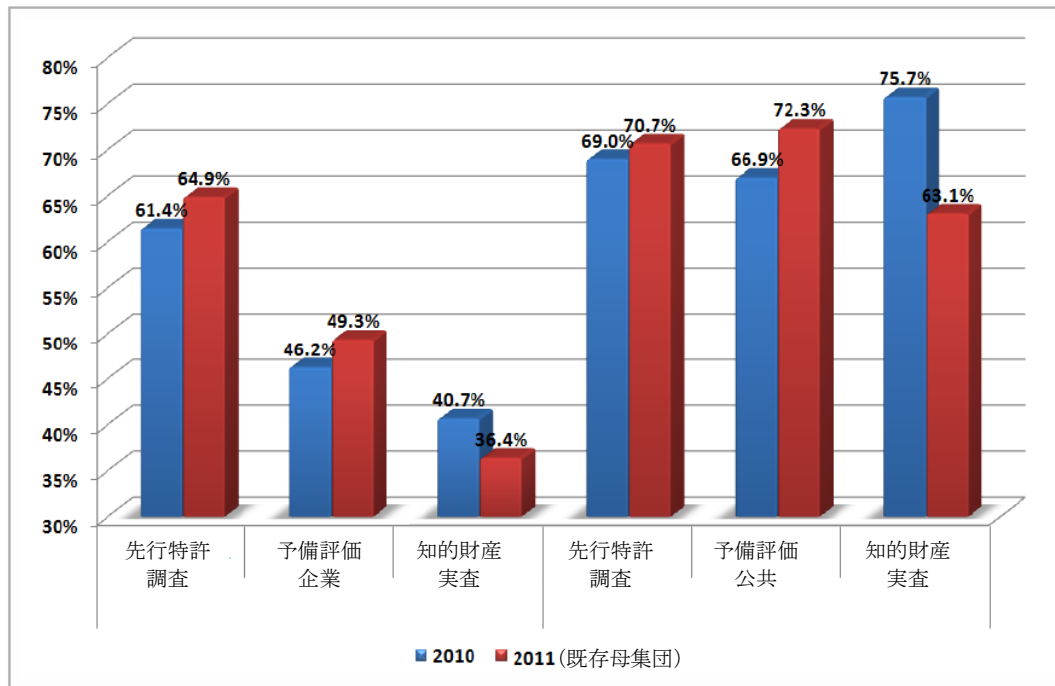


[図4.3] 全体研究開発課題、発明・保有知識財産における遂行割合の変化

各先行活動が必要と認識している韓国国内の企業、大学・公共（研）の割合は[図4.4]の通りである。先行特許調査と予備評価の場合は企業と公共（研）ともに、昨年と比べて増加したのに対し、知識財産に対する実査が必要と答えた割合は企業と公共（研）の両方が減少した。重複回答企業の分析においても先行特許調査の必要性⁸⁴⁾は2010年の3.8点から2011年には3.9点に、予備評価に対する必要性は2010年の3.5点から2011年には3.6点に小幅増加したが、知識財産実査の必要性は2010年の3.5点から2011年には3.4点で統計的に有意な水準で減少したと分析された。

⁸⁴⁾ 5点リッカート尺度で測定された。

特に、企業が認識している知識財産実査の必要性がその他の先行特許活動に比べて低いのは、現在遂行している企業の割合も知識財産実査が最も低い（2011年33.5%）ことと関連があると言える。したがって、これまで知識財産実査を全く遂行していなかった企業、大学及び公共（研）を対象に知識財産実査の重要性に対する教育及び広報が必要と考えられる。

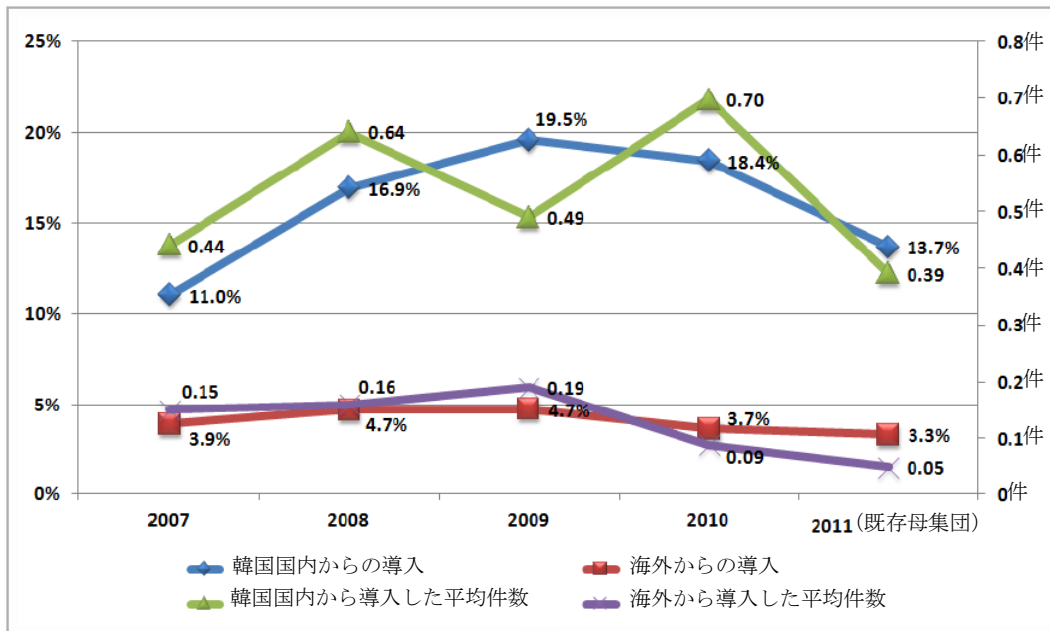


[図4. 4] 先行活動の必要性に対する認識変化

2. 外部からの知識財産導入の減少

1年間に企業の外部から知識財産を導入した企業の割合は[図4. 5]の通りである。図から分かるように、2009年から韓国国内と海外から知識財産を導入した企業の割合は継続して減少している。特に、韓国国内から知識財産を導入した企業の割合及び平均導入件数は2010年の18.4%、0.7件から、2011年には13.7%、0.39件に減少した。しかし、海外から知識財産を導入した大手企業の割合は2010年の5.3%から2011年の9.0%に大きく増加した。

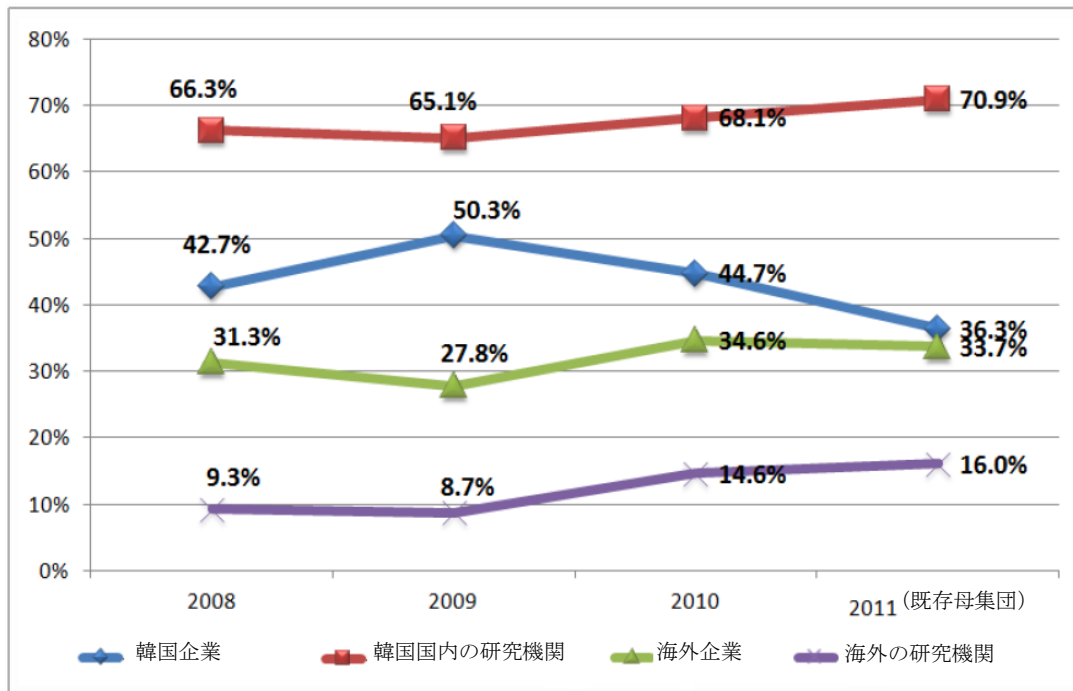
重複回答企業の分析結果では、韓国国内からの平均導入件数が2010年の0.88件から2011年には0.71件に、海外からの平均導入件数は2010年の0.13件から2011年には0.11年に減少したが、これは統計的には有意でないことが分かった。したがって、平均導入件数の減少は同一企業内での減少というよりは、調査母集団に新規に含まれた企業での変化と解釈できる。



[図4.5] 知識財産導入の推移

知識財産の導入を拡大すると答えた企業における、導入希望技術の出所に関する年度別推移は[図4.6]の通りである。このうち、韓国企業から知識財産を導入すると答えた割合は2009年の50.3%から減少を続け、2011年の調査では36.3%となった。一方、韓国国内の研究機関及び海外の研究機関から知識財産を導入すると答えた割合は2009年から小幅上昇を続けていることが分かった。

このような割合には企業類型別に差があった。大手企業の場合は韓国国内の研究機関から知識財産を導入すると答えた割合は2010年の83%から2011年には70%に減少したのに対し、韓国企業、海外企業、海外の研究機関から導入すると答えた割合はそれぞれ47%から53%、38%から57%、18%から33%と大きく増加した。一般中小企業とベンチャー企業の場合、韓国国内企業と海外企業から知識財産導入の拡大を望む割合は昨年と比べ減少したが、韓国国内の研究機関からの導入を望む割合は小幅上昇した。

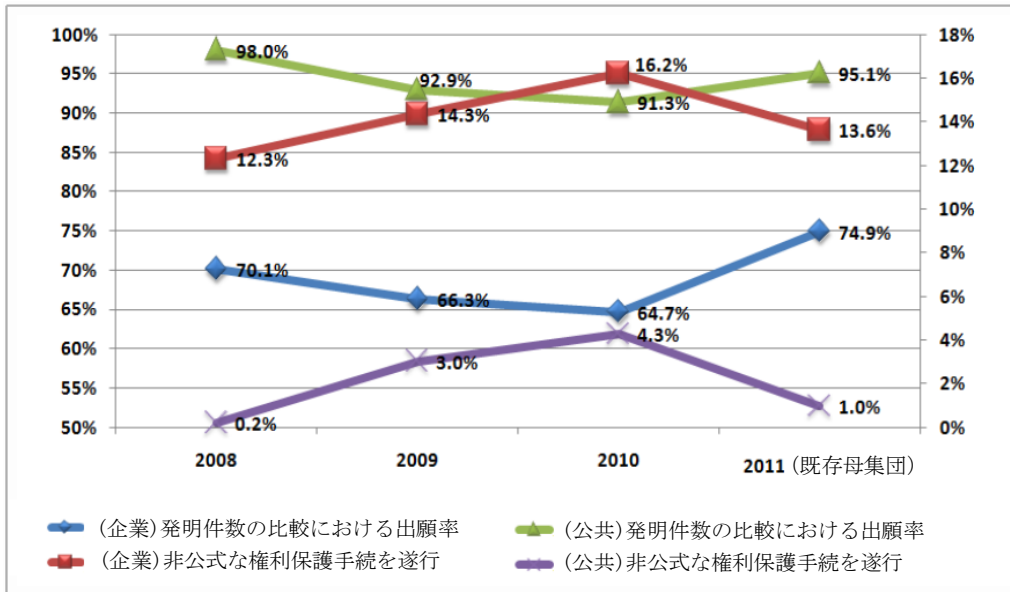


[図4.6] 知識財産導入における拡大方向の変化

3. 知識財産保護戦略としての出願割合の増加

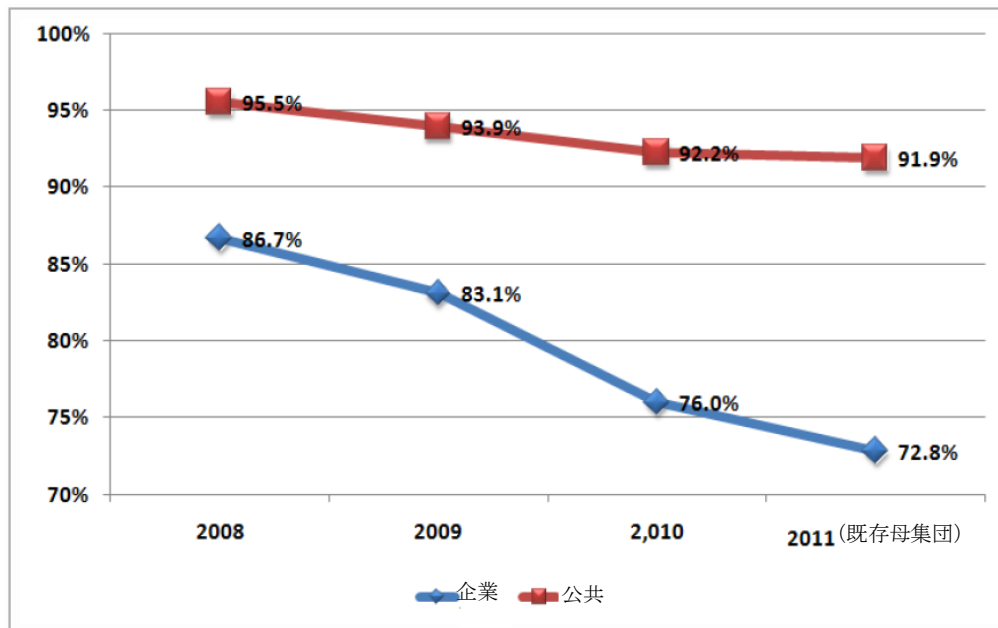
研究開発成果物を保護するための戦略として、全体発明件数における出願率と非公式な保護手続を遂行する割合の推移は[図4.7]の通りである。2010年までは、出願率は減少し、非公式な保護手続を遂行する割合が増加したものの、2011年の調査では企業と大学・公共（研）ともに出願率が増加し、非公式な保護割合は減少した。このような傾向は全ての企業類型において同様に表れた。

重複回答企業の分析結果でも同様に、全体発明件数における非公式な権利保護を遂行する割合が2010年の15.8%から2011年には13.1%になり、統計的に有意に減少した。



[図4.7] 発明件数比における出願率の推移

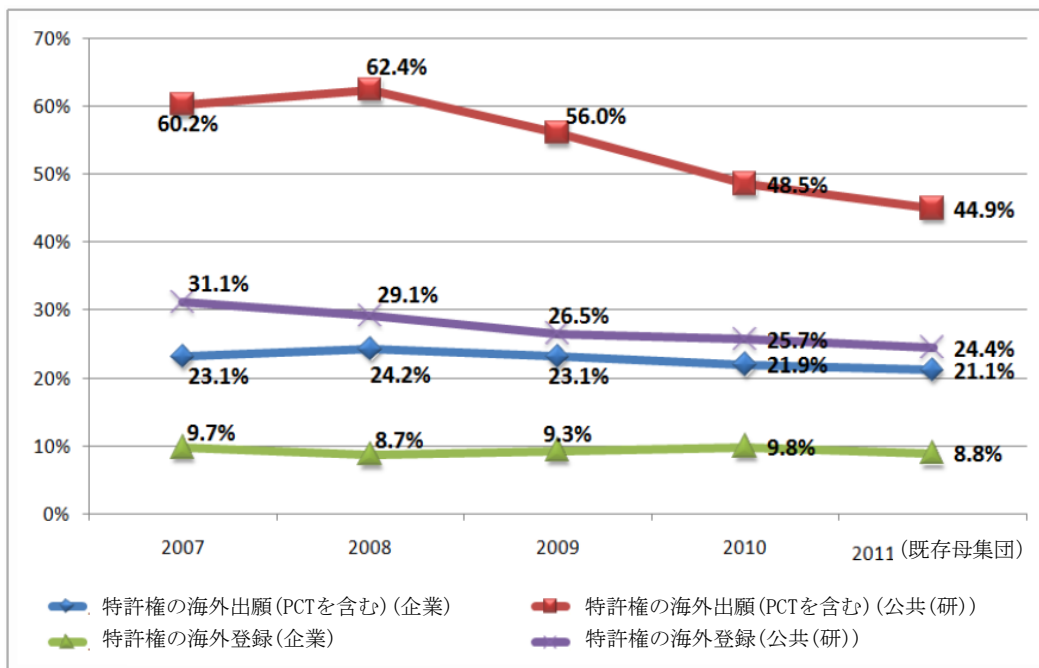
韓国国内の知識財産保護水準が強化されるべきと答えた企業と大学・公共（研）の割合は[図4.8]の通りである。この図から分かるように、企業と大学・公共（研）ともに、韓国国内の知識財産保護水準はさらに強化される必要があると認識している割合が減少し続けている。重複回答企業でも統計的に有意な水準で減少していた。



[図4.8] 韓国国内の知識財産保護水準強化の必要性

1年間に海外に特許出願（PCT出願を含む）及び登録をした企業、大学・公共（研）の割合の推移は[図4.9]の通りである。企業の海外出願及び登録、公共（研）の海外登録の割合は年度別に大きな差がなかったが、海外に特許を出願した大学及び公共（研）の割合は2008年から減少を続けていることが分かった。

重複回答企業の平均的な海外特許出願の件数は2007年の7.7件から2011年には10.3件に、PCT出願の平均件数は0.16件から0.71件であり、統計的に有意な水準で大きく増加した。海外特許の登録件数も平均5.6件から6.4件に増加したが、統計的に有意ではなかった。

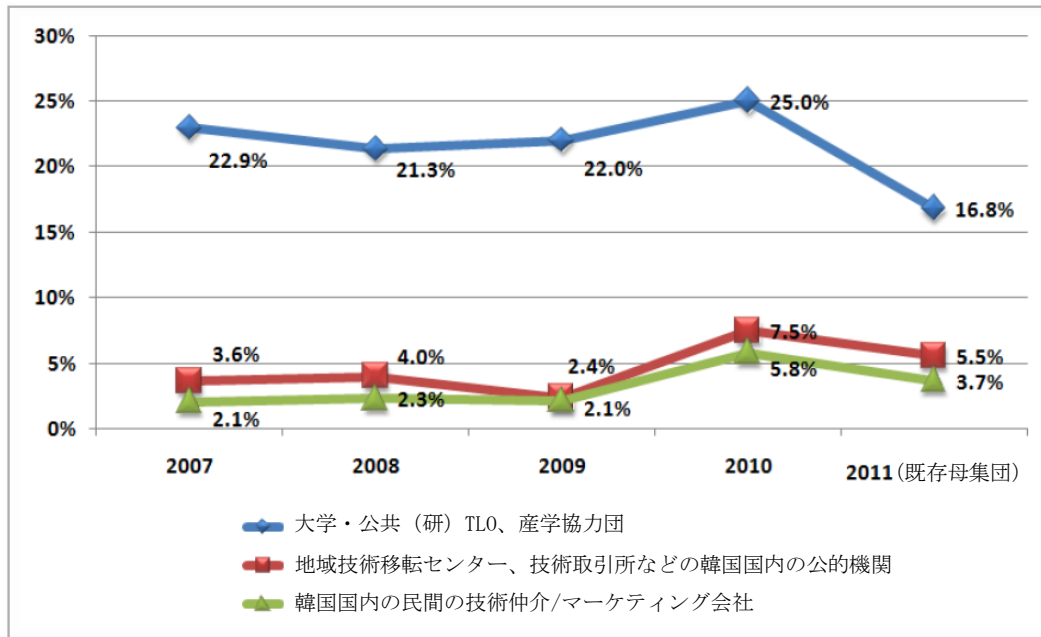


[図4.9] 海外出願及び登録の推移

4. 知識財産移転のための努力及び成果の減少

最近3年間に技術取引や技術マーケティングのため、大学・公共（研）TLOや民間の技術取引機関などに業務を依頼したか、又は業務協約を締結した企業の割合の推移は[図4.10]の通りである。この図から分かるように、各機関に業務を依頼した割合と各機関と業務契約を締結した割合は、2010年に比べて共に減少している。

重複回答企業も同様に技術取引及び技術マーケティングのために大学及び公共（研）TL0や産学協力団に業務を依頼したか、又は業務契約を締結した割合は2010年の25%から2011年には18%となり、統計的に有意な水準で減少した。

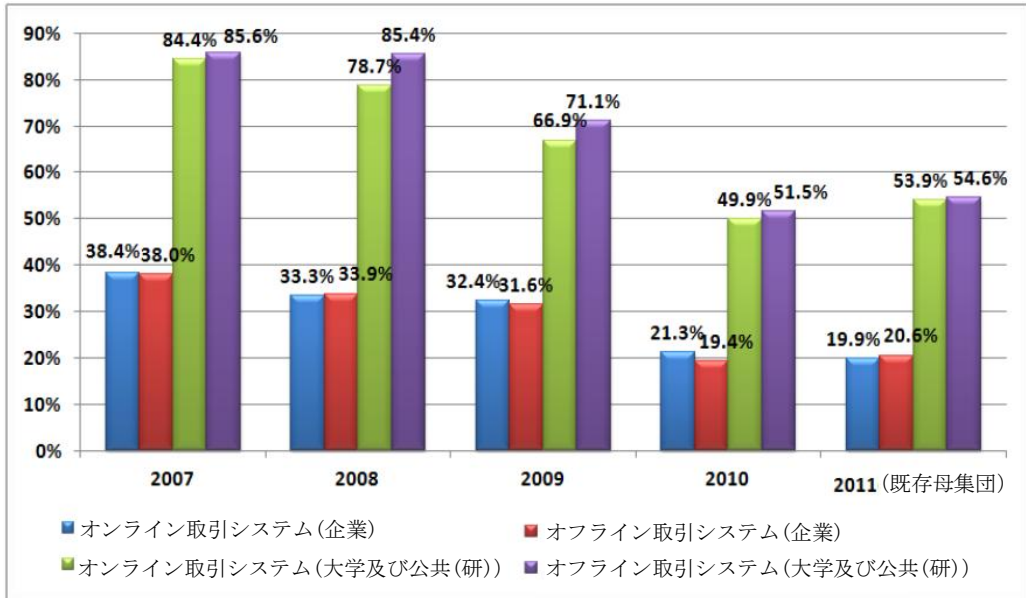


[図4.10]最近3年間における技術取引、技術マーケティングのための業務依頼の推移

技術取引及び技術マーケティングのため、韓国国内のオンライン及びオフライン技術取引システムを活用している企業の割合も減少していた（[図4.11]）。韓国国内のオンライン及びオフライン技術取引システムを活用する大学及び公共（研）の割合は2010年まで減少していたが、2011年の調査では多少増加した。

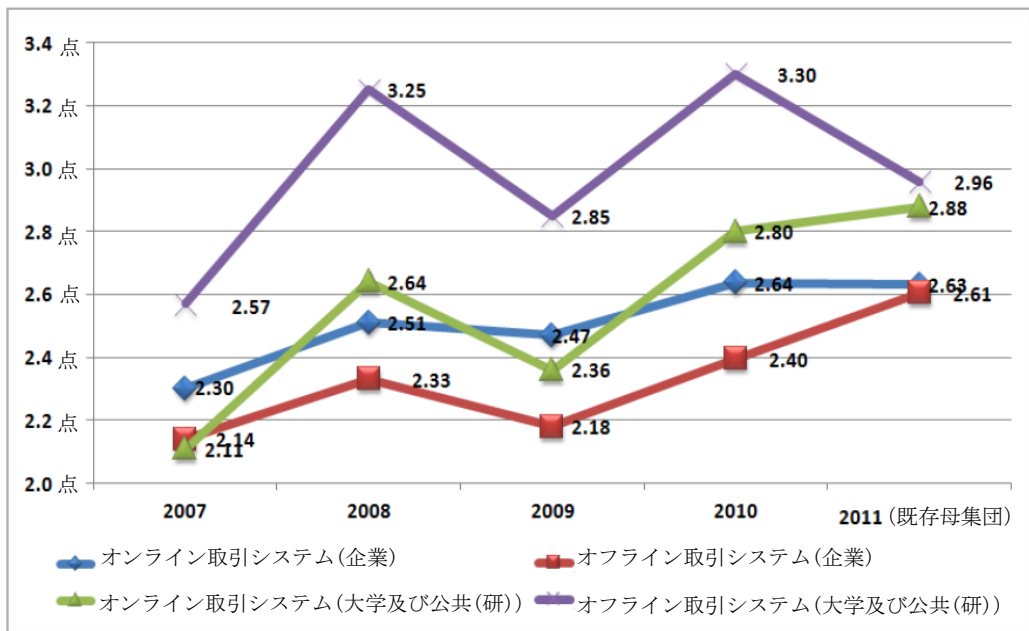
しかし、韓国国内のオンライン技術取引システムを実際に活用している企業、大学及び公共（研）が実感する活用度は全体的に増加しているという結果であった。⁸⁵⁾ また、実際に活用している企業及び機関のうち、オンライン技術取引システムが実際に活用度が高いと認識している割合も、企業の場合は17.2%から24.4%に、大学・公共（研）の場合には25.2%から27.8%に増加した。企業類型別にみると、大手企業が実感する活用度は減少したものの、一般中小企業及びベンチャー企業が実感する活用度は増加した。

⁸⁵⁾ 重複回答企業の分析では、オンライン、オフライン技術取引システムの活用割合及び活用度において統計的な差は発見されなかった。



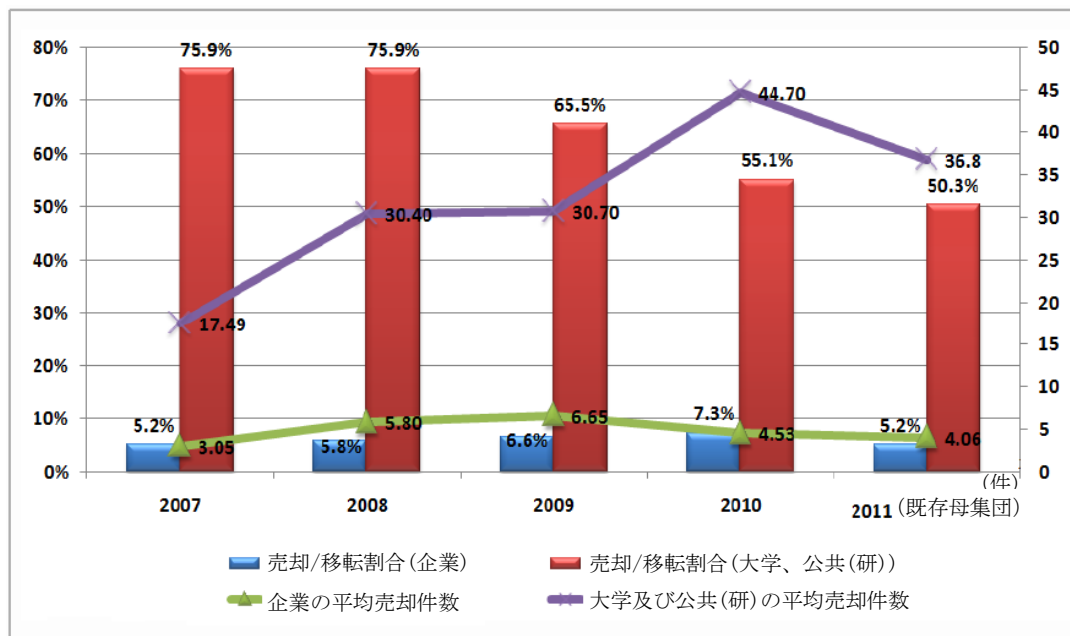
[図4.11] 韓国国内における技術取引システム活用割合の推移

実際にオフライン技術取引システムを活用している企業が実感する活用度も2009年から増加を続けている。オンライン技術取引システムと同様、実際に活用度が高いと感じる大手企業の割合は減少したものの、一般中小企業及びベンチャー企業の割合は増加した。



[図4.12] 韓国国内における技術取引システム活用度の推移

外部に知識財産を売却/移転した割合及び平均売却/移転件数の推移は、[図4.13]の通りである。大学及び公共（研）の場合は2008年から知識財産を売却/移転した割合が減少しており、企業の場合は2010年まで増加していたが、2011年調査では減少した。知識財産を売却/移転した企業及び機関の平均売却/移転件数も減少した。⁸⁶⁾ 重複回答企業の分析結果でも韓国国内外への売却/移転をした平均件数は2010年の0.49件から2011年には0.23件であり、統計的に有意な水準で減少したと分析された。



[図4.13] 知識財産の売却/移転の推移

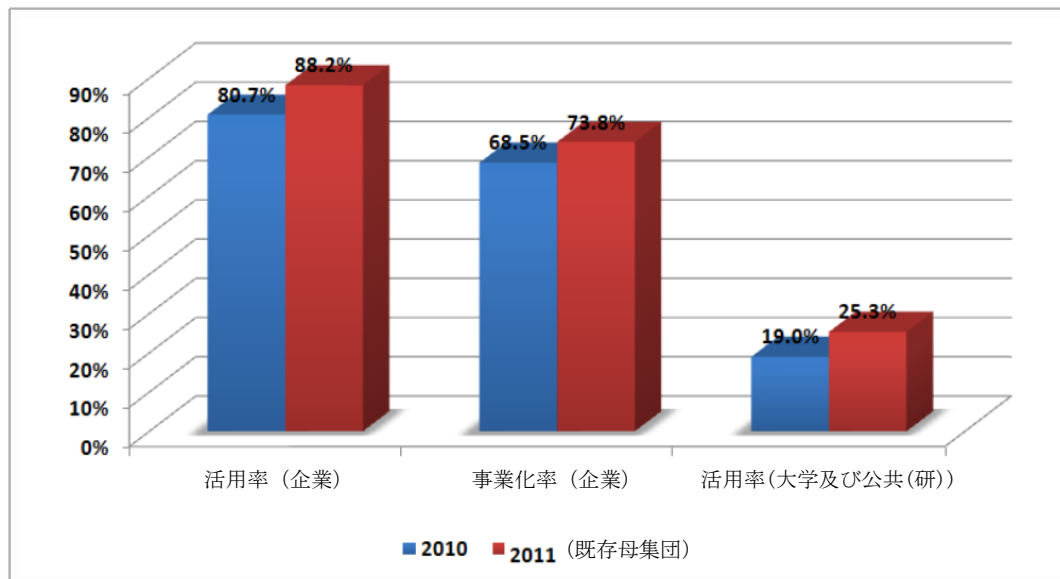
5. 知識財産の活用及び事業化割合の増加

企業、大学及び公共（研）が保有している特許の平均活用率（事業化又は防御的目的で保有している割合）を平均事業化割合はとも2010年に比べ増加した。企業の類型別には、活用率は大手企業、一般中小企業、ベンチャー企業の全てにおいて増加し、事業化率は一般中小企業とベンチャー企業では増加したが、大手企業は2010年の71.2%から64.4%に減少した。これは大手企業の場合は防御的目的で保有する割合が2010年の7.1

⁸⁶⁾ 平均売却/移転件数は多出願企業及び機関の回答によって年度別に大きく変わる傾向があるため、年度別比較の際には注意が必要である。

%から2011年には20.0%に大幅に増加したためである。大学及び公共（研）の場合、全ての機関類型において特許活用率が増加した。

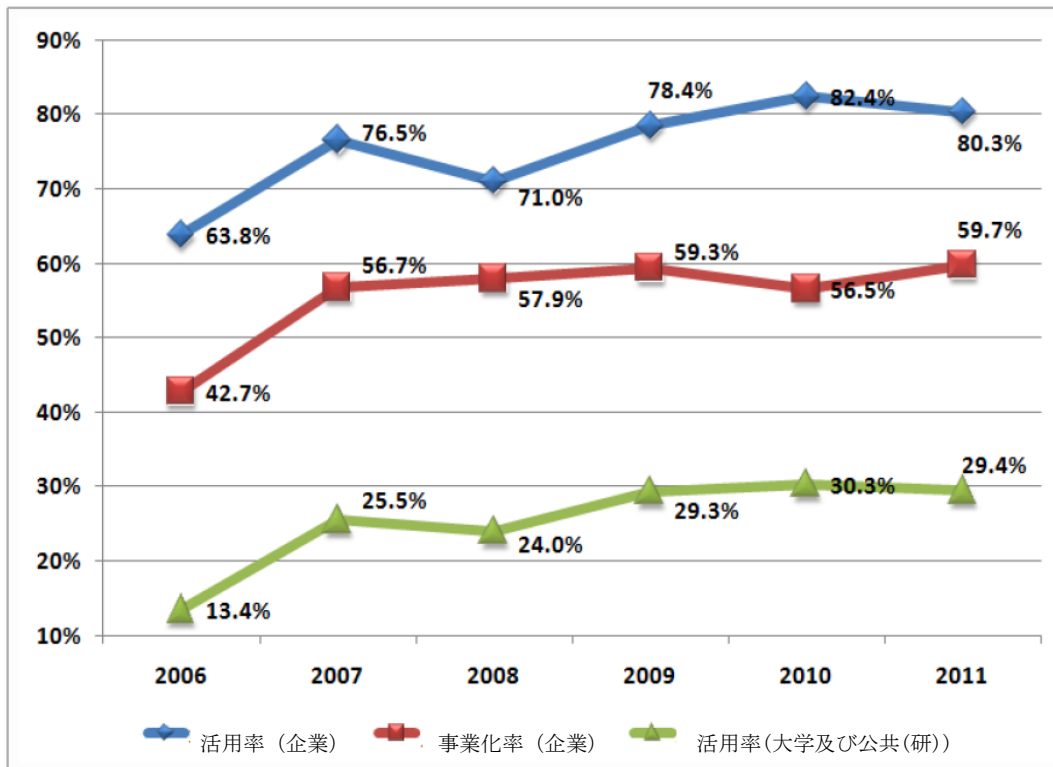
重複回答企業の分析結果でも同様に、特許活用率が2010年の82.5%から2011年には85.4%であり、統計的に有意な水準で増加した。しかし、特許事業化率の変化は統計的に有意でないことが分かった。



[図4.14]特許活用率及び事業化率の平均

各調査年度に答えた全ての企業と大学・公共（研）が保有した特許の合算における活用率と事業化割合は[図4.15]の通りである。⁸⁷⁾ この図から分かるように、企業と大学・公共（研）の活用率及び事業化率は全体的に増加していると言えるが、2011年の活用率は企業と公共（研）ともに前年に比べ小幅減少した。しかし、企業における実際の事業化率は2010年の56.5%から2011年には59.7%に増加した。

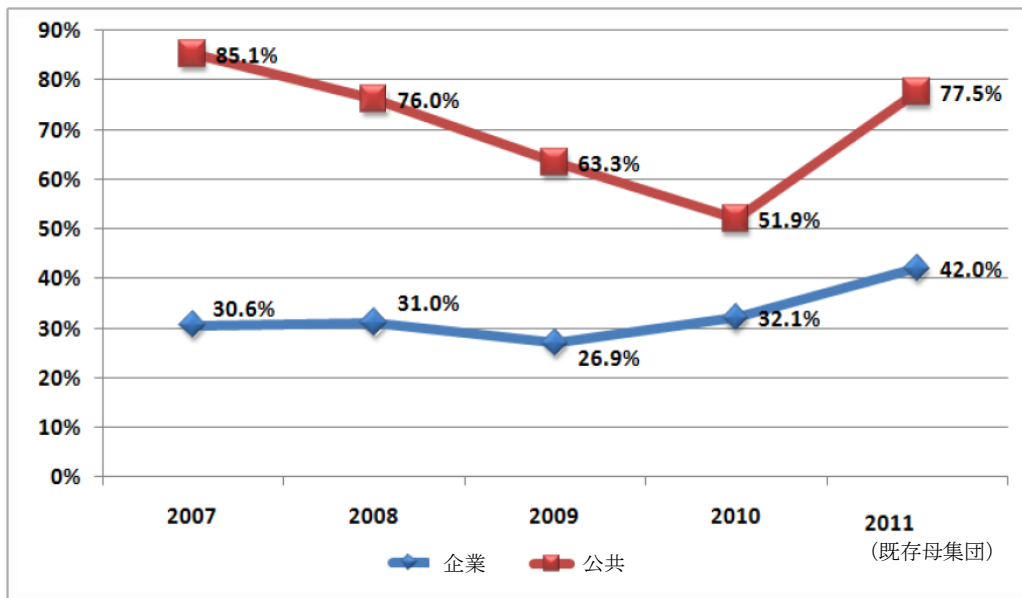
⁸⁷⁾ したがって、多出願企業又は機関の活用率が加重反映されていると言える。



[図4.15] 全体特許活用率及び事業化率

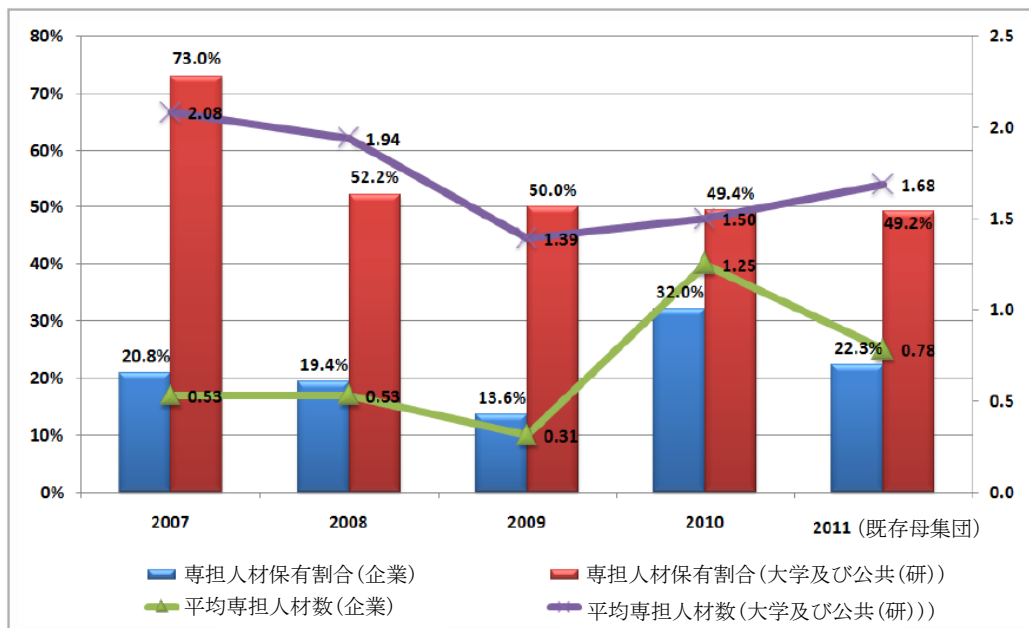
6. 知識財産担当組織保有率の改善

知識財産を担当する組織を保有している割合の推移は、[図4.16]の通りである。企業の場合、知識財産担当組織保有率が2009年から増加を続けている。大学及び公共(研)は2010年まで減少したが、2011年の調査では大きく増加した。重複回答企業の分析結果も同様に、知識財産担当組織保有率が2010年の40%から2011年には57%であり、統計的に有意な水準で増加した。



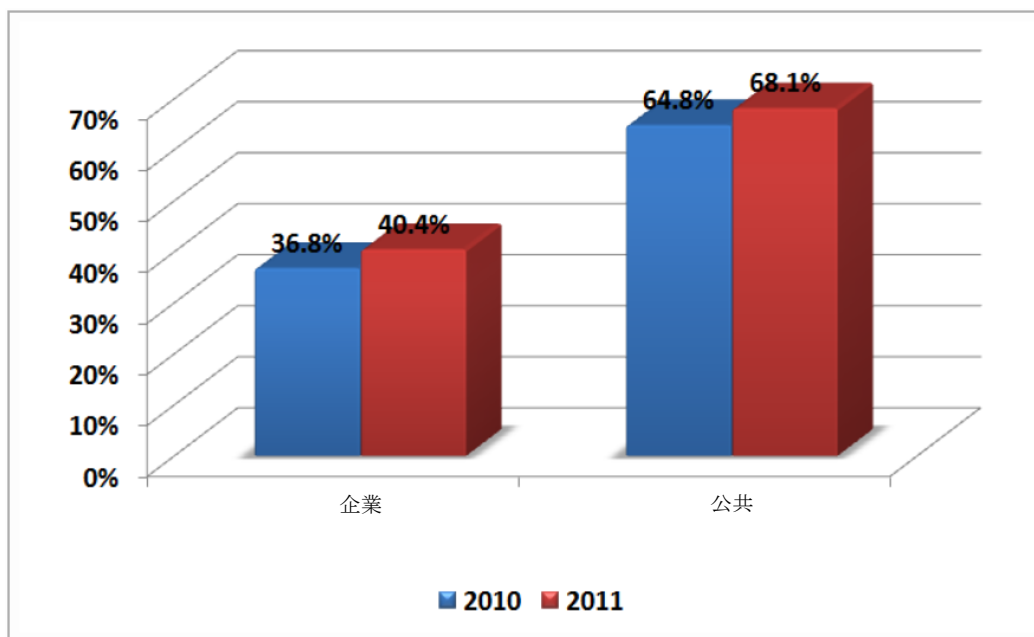
[図4.16] 知識財産担当組織保有割合の推移

知識財産関連業務のみを専門的に遂行する専担人材を保有している大学及び公共（研）の割合は年度別には大きな変化はなかった。しかし、平均専担人材の数は2009年から増加し、2011年には平均1.68名となった。



[図4.17] 専担人材保有割合及び専担人材数の推移

企業の場合は、知識財産専担人材の保有割合が2010年に大きく増加したが、2011年の調査では減少した。また、平均知識財産専担人材の数も2010年の1.25名から2011年には0.78名に減少した。重複回答の分析結果では2010年の2.14名から2.11名に小幅減少したが、統計的には有意でないと分析された。



[図4.18] 知識財産担当人材の職務教育遂行現状

知識財産担当人材を対職務教育を実施している割合は、企業の場合は2010年の36.8%から40.4%に、大学及び公共（研）の場合は64.8%から68.1%に増加した（[図4.18]）。重複回答企業での職務教育遂行割合は2010年の49%から2011年には52%に増加したが、統計的には有意でなかった。

希望する職務教育内容として、企業が特許紛争（訴訟）を挙げた35.7%から39.0%に増加し、大学及び公共（研）は特許情報の分析、特許ライセンス、海外特許出願及び訴訟がそれぞれ39.7%、63.3%、18.0%から50.5%、71.9%、25.0%に増加した。すなわち、特許の紛争と活用に関する専門性の向上を希望していると解釈できる。

7. 知識財産権侵害類型の特徴

権利類型別に侵害の特徴を調べてみると、特許権の侵害を受けた企業の割合は4.0%で、その他の権利類型に比べて高かったが、侵害を受けた企業の平均侵害件数は商標権が4.2件と最も多かった。産業財産権の他に新知識財産権として営業秘密が侵害された場合も全体侵害事例中の5.4%を占めた。

企業の類型別には、ベンチャー企業は特許権の侵害を受けた割合が6.5%であり、実用新案権の1.4%、商標権の0.5%、デザイン権の2.5%より高かった。一方、大手企業は商標権の侵害を受けた割合が1.7%でその他の権利類型に比べて高かった。特に、大手企業の全体侵害事例中の50.3%が商標権侵害で最も高い割合を占めるのに対し、ベンチャー企業の場合は全体侵害事例中の55.5%が特許権の侵害であった。

侵害製品の製造者が海外企業の場合は大手企業の侵害事例のうち22.2%を占め、その他の企業類型に比べ高かった。一方、侵害製品製造地域が中国の場合は一般中小企業の侵害事例のうち17.3%を占めでベンチャー企業の12.4%や大手企業の13.3%に比べ高かった。

侵害製品の流通地域で見ると、大手企業の侵害製品は韓国国内で製造され、海外、特に中国で流通される傾向がその他の企業類型に比べ相対的に高かった。侵害製品の流通地域が中国である割合は電気/電子産業に属する企業の侵害事例中の50.2%を占め、他業種に比べて高かった。日本で流通される割合が最も高い業種は化学産業であり、全体被害事例のうち23.6%を占めた。また、出願件数が多い機関ほど侵害製品の流通地域が中国である割合が増加した。

侵害製品の流通類型がオンライン流通の場合は、ベンチャー企業の製品が34.1%でその他の企業類型に比べ高く、オフライン流通の場合は一般中小企業の製品が84.0%で大手企業とベンチャー企業に比べ高かった。

用語整理

160

登録補償

登録がなされた職務発明を対象に支払う補償

産業財産権

産業上利用価値のある発明などに関する権利で、本調査での対象は特許権、実用新案権、デザイン権、商標権である。

先行特許（技術）調査

新技術開発などのための研究開発（R&D）活動に先立ち、開発しようとする技術に対する先行技術又は該当技術と同一又は類似している特許が存在するか否かなどを調査

実査

特許などの維持/放棄決定、事業化有望技術及び移転対象技術などを発掘するために保有している知識財産権の価値を把握すること

予備評価

提出された発明申告書に対し、職務発明委員会などを通じて発明の評価、承継の是非、出願の是非、審査請求の是非などを決定すること

自主実施補償

職務発明を発明者が属した会社で利用して収益が発生する場合に支払う補償

知識財産

人間の創造的活動の産物であり、産業財産権（特許、実用新案、商標、デザイン、サービスマーク）、著作権、新知識財産権（営業秘密、半導体の配置設計など）、ノウハウなどを全て含む

知識財産権

産業、科学、文化、芸術分野における知識財産活動の結果として得られる法的権利であり、産業財産権の他に、著作権、新知識財産権を総称

知識財産権の被・侵害

知識財産権を侵害した製品・サービスが外部で製造・販売されることにより、該当知識財産権を保有した企業の利益に直・間接的に被害を受けること

知識財産担当組織

知識財産戦略企画、韓国国内外の産業財産権の出願及び登録・維持管理、知識財産権の動向調査、特許侵害関連対応及び訴訟業務、知識財産権の販売又はライセンス交渉及び技術料管理などの業務を担当する組織

知識財産保護活動

保有している知識財産を権利化するか、社内機密及びノウハウとして維持するなど、創出された知識財産を私有化するための活動

知識財産サービス

知識財産の創出、管理、活用、保護、取引などを支援する専門サービスで、情報の調査・分析、技術の移転・取引、IP翻訳、コンサルティングなどの事業

処分補償

職務発明の売却などを通じて処分し、収入が発生した場合に支払う補償

出願補償

出願が完了した職務発明を対象に支払う補償

出願・審査費用

産業財産権の出願手数料、審査請求料、弁理士費用、査定系審判（特許出願に対する拒絶査定など、審査官の処分に対する不服申立て）にかかった費用などを含む金額

他社実施補償

職務発明をライセンス契約などを通じて他企業に移転し、技術料収入が発生した場合に支払う補償

特許維持費用

産業財産権の登録と権利維持にかかる金額であり、登録料と年次料を含む金額

The Survey on
Intellectual Property-Related
Activities in Korea 2011

付録

付録1. 業種分類と韓国標準産業分類表（KSIC）との対応表

KSIC		知識財産活動実態調査の分類
A	農業及び林業	
B	漁業	
C	鉱業	農林水産及び鉱業
D15	飲・食料品製造業	飲食料品及びタバコ製造業
D16	タバコ製造業	
E	電気、ガス及び水道事業	その他のサービス業
F	建設業	建設業
G	卸売及び小売業	卸売及び小売業
H	宿泊及び飲食店業	
I	運輸業	その他のサービス業
J	通信業	通信業
M	事業サービス業	事業サービス業
K	金融及び保険業	金融及び保険業
L	不動産及び賃貸業	
O	教育サービス業	
P	保健及び社会福祉事業	その他のサービス業
Q	娯楽、文化及び運動関連サービス業	
R	その他の公共、修理及び個人サービス業	
D17	繊維製品製造業；縫製衣服を除く	
D18	縫製衣服及び毛皮製品製造業	繊維製品、衣服、靴製造
D19	皮、カバン及び靴製造業	
D20	木材及び木製品製造業；家具を除く	その他の製造業
D21	パルプ、紙及び紙製品製造業	
D22	出版、印刷及び記録媒体複製業	紙及び印刷、出版
D23	コークス、石油精製品及び核燃料製造業	化学製品（精密化学）
D24	化合物及び化学製品製造業	
D25	ゴム及びプラスチック製品製造業	化学製品（一般化学）
D26	非金属鉱物製品製造業	
D27	第1次金属産業	鉄鋼及び金属産業
D28	組立金属製品製造業（機械及び装備を除く）	機械産業（金属製品）
D29	その他の機械及び装備製造業	機械産業（一般機械）
D30	コンピュータ及び事務用機器製造業	電気電子産業
D31	その他の電子機械及び電気変換装置製造業	機械産業（電気機械）
D32	電子部品、映像、音響及び通信装備製造業	電気電子産業
D33	医療、精密、光学機器及び時計製造業	機械産業（精密機械）
D34	自動車及びトレーラー製造業	
D35	その他の運送装備製造業	機械産業（輸送機械）
D36	家具及びその他の製品製造業	
D37	再生用加工燃料生産業	その他の製造業

付録2. 調査票 (企業)



承認 (協議) 番号
第 13802 号

実施機関：特許庁

承認番号：第 13802 号

知識財産活動調査票

—企業用—

2011

特許庁

貿易委員会

韓国知識財産研究院

知識財産活動調査表（企業用）

ID □□□□

<調査概要>

本調査は、韓国企業及び大学・公共（研）の知識財産活動の現状を把握することにより、競争力の強化に役立つ課題を発掘するとともに、それを知識財産政策樹立に反映して**企業及び大学・公共（研）の効果的な知識財産活動を支援**することを目的として**特許庁、貿易委員会と韓国知識財産研究院**が共同で遂行しています。

本調査は**統計庁の承認統計**であり、本調査票に記載された内容は**統計法第33条によって秘密が保護**され、統計分析以外の他の目的には使用されません。本調査の要約結果は、今後回答して下さった企業及び公共研究機関の担当者の方々にe-mailで送付致します。調査にご協力くださり、ありがとうございます。

<問合せ先>

韓国知識財産研究院（KIIP）電話：02-2189-2650

ナイス信用評価情報（株）電話：02-3771-1523

<発送方法>

調査票の発送は、電子メール・ファックス・郵便のどちらも可能です。文書様式は韓国知識財産研究院のホームページ（<http://www.kiip.re.kr/>）からダウンロードすることができます。

<送付先>

〒150-910ソウル市永登浦区汝矣島洞15-28情報事業室 高・ソングン代理

ファックス：02-3771-1534、E-mail：skko@nice.co.kr

業者名		業種分類* (下記の産業分類表を参照し、一つを選択)	
企業（本社）所在地		法人番号	
回答者の氏名		部署/職位	
回答者の連絡先		回答者のE-mail	

* 9次標準産業分類（新分類）

1. 農業、林業及び漁業	21. パルプ、紙及び紙製品製造業
2. 鉱業	22. 印刷及び記録媒体複製業
3. 電気、ガス、蒸気及び水道事業	23. コークス、練炭及び石油精製品製造業
4. 下水、廃棄物処理、原料再生及び環境復元業	24. 化学物質及び化学製品製造業
5. 建設業	25. 医療用物質及び医薬品製造業
6. 卸売及び小売業	26. ゴム及びプラスチック製品製造業
7. 運輸業	27. 非金属鉱物製品製造業
8. 宿泊及び飲食店業	28. 第1次金属産業
9. 出版、映像、放送通信及び情報サービス業	29. 金属加工製品製造業
10. 金融及び保険業	30. 電子部品、コンピュータ、映像、音響及び通信装備製造業
11. 不動産及び賃貸業	31. 医療、精密、光学機器及び時計製造業
12. 専門科学及び技術サービス業	32. 電気装備製造業
13. 事業施設管理及び事業支援サービス業	33. その他の機械及び装備製造業
14. 食料品製造業	34. 自動車及びトレーラー製造業
15. 飲料製造業	35. その他の運送装備製造業
16. タバコ製造業	36. 家具製造業
17. 繊維製品製造業	37. その他の製品製造業
18. 衣服、衣服アクセサリ及び毛皮製品製造業	38. その他
19. 皮、カバン及び靴製造業	公共行政、国防、教育、保健、福祉、芸術、スポーツ、協会、個人サービス、自己消費生産に属する業種
20. 木材及び木製品製造業	

0. 会社の一般事項及びインフラ

0.1. 会社の形態（該当欄にV表示。2010年12月基準）

企業類型 1		企業類型 2		企業類型 3	
・独立企業	①	・大手企業	①	・企業研究所 (又はR&D専担部署) 保有	①
・韓国国内グループ系列会社	②	・一般中小企業	②	・企業研究所を保有していない	②
・海外グループ系列会社	③	・ベンチャー/INNO-BIZ企業	③		

0.2. 勤労者数及び売上額（該当欄に数字記入。□2010年又は□会計年度基準）

勤労者数 (臨時・日雇いを除く)	名	総売上額	億ウォン	総輸出額	億ウォン
研究開発 (R&D)人材*	全体	名	男性 名 女性 名	研究開発 (R&D)費**	億ウォン

※**研究開発人材**とは研究所及び研究専担部署などに所属し、科学技術、産業技術などの研究開発活動に従事している人材と生産技術人材を意味し、機能職従事者、臨時職又は管理職従事者を除く。「**研究開発活動調査**」に回答する場合には「**科学技術研究技術活動調査票**」の「**研究開発人材**」項目中の「**研究員数**」を参照して研究開発人材数を記入

****研究開発費**とは、新しい技術や製品を開発するか、既存の知識を活用して新しい方法を見つけ出すために行われた調査・研究活動に支出した費用であり、間接費を除く。「**科学技術研究開発活動調査**」に回答した場合は「**科学技術研究開発活動調査票**」の「**研究開発費**」項目を参照して記入

0.3. 知識財産担当人材

※**知識財産**とは人間の創造的活動の産物を総称する用語であり、産業財産権（特許、実用新案など）、著作権、新知識財産権（営業秘密、半導体配置設計など）及び権利化されていないアイデアやノウハウなどを全て含む。

A. 知識財産担当組織の形態及び人材

A.1. 知識財産担当と式*の存在の有無（該当欄にV表示）

担当組織保有		担当組織無し
独立専担部署	法務組織/研究開発組織内	
①	②	③

A.2. 知識財産担当組織総括者の職位（1つのみV表示）

①社員 ②代理 ③課長 ④次長 ⑤部長 ⑥役員 ⑦その他（ ）

A.3. 知識財産担当人材*の数（該当欄に数字記入、いなければ0を記入）

知識財産専担人材※※	名	男性 名 女性 名
その他の部署の業務（例：総務、人事、R&D企画）との兼任人材	名	男性 名 女性 名

※知識財産担当組織又は人材は、知識財産戦略企画、韓国内外の産業財産権の出願及び登録・維持管理、知識財産権の動向調査、特許侵害関連対応及び訴訟業務、知識財産権の販売又はライセンス交渉及び技術管理などの業務を担当する組織及び人材を意味する。

※※知識財産専担人材：知識財産関連業務のみを専門的に行う人材

A. 4. 知識財産担当者（兼任人材を含む）の主要業務（知識財産担当人材を1名以上保有している場合、該当欄にV表示）

遂行業務	人材数	無し	1～3名 未満	3～5名 未満	5～10名 未満	10名 以上
	産業財産権の出願/登録/維持		1	2	3	4
知識財産関連紛争/訴訟		1	2	3	4	5
ライセンスなどの知識財産活用		1	2	3	4	5
知識財産の評価/分析/審査及び知識財産戦略樹立		1	2	3	4	5
知識財産関連教育		1	2	3	4	5

A. 5. 知識財産専任人材に対する今後の採用計画（該当欄にV表示）

現在保有していない場合		現在保有している場合	
新規採用計画有り	採用計画無し	追加採用計画有り	追加採用計画無し
1	2	3	4

B. 知識財産担当人材の職務教育

B. 1. 知識財産担当人材に対する職務教育の現状（該当欄にV表示）

職務教育を実施している		実施していない
機関が自主的に	外部機関を通じて	
1	2	3

B. 2. 知識財産担当人材対象職務教育の必要性（該当欄にV表示）

必要なし	←	普通	→	非常に必要
1	2	3	4	5

B. 3. 知識財産人材対象職務教育を望む場合、主に扱うべき教育内容（該当するものに全てV表示）

- | | | |
|--------------|-------------------------|----------------------|
| 1 特許制度 | 2 特許明細書作成法 | 3 特許情報検索 |
| 4 特許紛争（訴訟） | 5 特許情報分析方法
（パテントマップ） | 6 特許ライセンス
（技術事業化） |
| 7 海外特許出願及び訴訟 | 8 営業秘密の保護 | 9 その他（ ） |

B. 4. 知識財産人材の力量強化のため、政府が最優先に推進すべき課題（1つだけV表示）

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 1 大学に特許関連教育課程及び学科の開設 | 2 企業対象の実務中心の教育課程の構成及び教材開発 |
| 3 企業の特許教育を担当する専門講師の育成 | 4 新規知識財産人材の養成 |
| 5 既存人材のための再教育プログラムの提供 | 6 知識財産関連コンサルティング又は相談の提供 |
| 7 その他（ ） | |

C. 知識財産担当者に対する人件費と教育費（□2010年又は□会計年度基準）

知識財産担当者に対する人件費	(百万ウォン)
教育費（知識財産担当者対象）	(百万ウォン)
知識財産関連教育費（研究開発者及び従業員対象）※※	(百万ウォン)

※他業務との兼職の場合には、知識財産関連業務における割合を考慮して回答して下さい。
 ※※知識財産担当部署や知識財産担当者が教育プログラムの企画や運営などに参加した教育で、知識財産の創出、権利化、活用などに関連のある教育を意味する。

0.4. 知識財産サービスの活用現状

※知識財産（IP）サービスとは、知識財産の創出、管理、活用、保護、取引などを支援する専門サービスで、情報の調査・分析、技術の移転・取引、IP翻訳、コンサルティングなどの事業

A. 韓国国内知識財産サービス分野別の支出額及び今後の拡大予定分野（該当欄にV表示及び金額記入）

現在利用の有無 (2010年基準、 該当欄にV表示)	分野	説明	支出額 (2010年) (ない場合0)	今後利用及び 拡大予定 (複数選択)	
利用している	①	IP情報調査/分析	特許DB、調査分析、特許マップ作成、動向分析など	万ウォン	①
		技術の移転/取引	技術マーケティング、特許等級評価、技術評価など	万ウォン	②
		IP翻訳	明細書翻訳、仕様書翻訳、翻訳出版など	万ウォン	③
		IPコンサルティング/システム	IP経営コンサルティング、IPシステムの構築など	万ウォン	④
	分野	説明	今後の利用予定分野 (複数選択)		
利用していない	②	IP情報調査/分析	特許DB、調査分析、特許マップ作成、動向分析など		①
		技術の移転/取引	技術マーケティング、特許等級評価、技術評価など		②
		IP翻訳	明細書翻訳、仕様書翻訳、翻訳出版など		③
		IPコンサルティング/システム	IP経営コンサルティング、IPシステムの構築など		④

B. 知識財産サービス提供機関別の利用割合（該当欄に数値記入）

区分	利用割合
民間の知識財産サービス専門企業（弁理事務所を除く）	%
弁理事務所	%
特許情報院、韓国発明振興会、技術保証基金などの公的機関	%
合計	100%

1. 知識財産創出活動

1.1. 知識財産創出戦略

A. 先行特許調査※などの特許情報の活用

※先行特許（技術）調査とは、新技術開発などのための研究開発（R&D）活動に先立ち、開発しようとする技術に対する先行技術又は該当技術と同一又は類似した特許が存在するか否かなどを調査すること

A.1. 特許（技術）情報の調査現状及び必要性（該当欄に数字記入及びV表示）

遂行現状	必要性				
	している	していない	必要ない ←	中間 →	非常に必要
研究開発企画段階で全体研究開発課題中 %			①	②	③ ④ ⑤

A.2. （先行特許調査をしている場合）遂行人材（該当するものに全てV表示）

内部人材			外部人材	
知識財産専任人材	R&D人材	その他（企画など）の人材	弁理士/ 弁理士事務所	専門機関/ 評価機関
①	②	③	④	⑤

1.2. 外部からの知識財産の導入 (outsourcing) の方向と戦略

※外部から導入した知識財産は、産業財産権（特許、実用新案、商標、デザイン）、著作権、新知識財産権（営業秘密、半導体配置設計など）、ノウハウなどを全て含む。

A. 外部からの知識財産の導入 (outsourcing) のための投資と主な獲得源

A.1. 外部からの知識財産導入のための投資に対する今後の計画（該当欄にV表示）

1 現在の水準より縮小 2 現在の水準を維持 3 現在の水準より拡大

A.2. (A.1項目の③を選択した場合) 知識財産導入のための投資拡大方向（該当するものに全てV表示）

国内		海外	
企業	大学及び研究機関	企業	大学及び研究機関
1	2	3	4

A.3. 外部からの知識財産導入時の主な獲得源及び件数（該当欄にV表示）

		無し	件数				
			1件	1～3件	3～5件	5～10件	10件以上
韓国 国内	(1) グループ系列会社	0	1	2	3	4	5
	(2) 需要（納品）/供給（下請）企業	0	1	2	3	4	5
	(3) その他の企業	0	1	2	3	4	5
	(4) 大学	0	1	2	3	4	5
	(5) 出捐（研）などの公共研究機関	0	1	2	3	4	5
海外	(6) 企業	0	1	2	3	4	5
	(7) 大学及び研究所	0	1	2	3	4	5

B. 外部からの知識財産導入の実績（該当欄に数字記入）

※導入した回数ではなく、導入した産業財産権又はノウハウの総件数を記入して下さい。

□2010年又は□会計年度基準		韓国国内から	海外から
外部から導入した知識財産の件数*		件 (うち、特許件数 件)	件 (うち、特許件数 件)
→	実施許諾 (licensing-in) を通じて導入	件	件
	購買/譲受を通じて導入	件	件
	クロスライセンス、特許プール (patent pool) を通じて総合実施又は共有の形態により導入	件	件

1.3. 職務発明補償

A. 職務発明補償規定の保有・活用の有無（該当欄にV表示）

保有している（項目Cに）		保有していない（項目Bに）
機関が自主的に職務発明補償規定を作成・活用	特許庁などの関連機関が作成・普及した、標準化された職務発明補償規定を保有・活用	
1	2	3

B. (職務発明補償規定を保有していない場合) その主な理由 (該当欄にV表示)

- 1 職務発明補償金を支払う必要がない 2 他職員との平衡性
3 補償規定がなくても別途のインセンティブが与えられる 4 補償金を支払う場合、企業の負担が大きい
5 必要性は認識しているが、どう導入すればいいかわからない 6 使用者の導入意思が全くない

C. 職務発明補償の実施の有無と補償金の水準 (該当欄にV表示)

※出願補償：出願が完了された職務発明を対象に支払う補償
 ※※登録補償：登録された職務発明を対象に支払う補償
 ※※※自社実施補償：職務発明を発明者が属する会社で利用し、収益が発生した場合に支払う補償
 ※※※※他社実施補償：職務発明をライセンス契約などを通じて他社に移転し、技術料収入が発生した場合に支払う補償
 ※※※※※処分補償：職務発明を売却などを通じて処分し、収入が発生した場合に支払う補償

区分	実施の有無				金銭的保証を実施する場合、職務発明補償金の水準	
	金銭的補償	非金銭的補償 (昇進、成果反映など)	両方とも	実施しない		
発明提案 (発明申告) 補償	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	万ウォン	
出願留保補償	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	万ウォン	
韓国国内特許出願補償※	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	万ウォン	
韓国国内特許登録補償※※	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	万ウォン	
海外特許出願補償	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	万ウォン	
海外特許登録補償	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	万ウォン	
その他の産財権の韓国国内登録補償	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	万ウォン	
その他の産財権の海外登録補償	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	万ウォン	
					一定割合を支払う場合	固定金額を支払う場合
自社実施補償※※※	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	収入の平均 %	万ウォン
他社実施補償※※※※	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	収入の平均 %	万ウォン
処分補償※※※※※	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	収入の平均 %	万ウォン

D. 支払われた職務発明関連補償費用※ (□2010年又は□会計年度基準、該当欄に数字記入)

補償の種類	補償割合
(1) 発明申告の補償/出願/登録補償	(百万ウォン)
(2) 実施/処分補償	(百万ウォン)

※職務発明補償割合は貴社が定めた補償制度に基づいて、発明者や創作者などに支払った補償金です (実施補償、処分補償など)

E. 職務発明補償に関する様々な制度の効果（該当欄にV表示）

※企業又は国レベルで現在実施されているか否かに関係なく、回答して下さい。

関連制度		効果無し	←	→	非常に効果的	
従業員の職務発明に対する補償又は補償水準の拡大（企業→発明者）	発明の質及び件数の増加	1	2	3	4	5
	技術流出防止	1	2	3	4	5
職務発明補償制度実施企業に対する税金減免（政府→企業）	発明の質及び件数の増加	1	2	3	4	5
	技術流出防止	1	2	3	4	5
職務発明補償金に対する所得税の非課税（政府→発明者）	発明の質及び件数の増加	1	2	3	4	5
	技術流出防止	1	2	3	4	5

1.4. 韓国企業の効果的な知識財産創出のための政策支援

	政府政策の必要性				
	低い	←	中間	→	高い
(1) 職務発明補償制度実施企業に対する税制のメリット付与、関連規定の整備など を通じて企業が職務発明補償制度を導入するか、補償基準を拡大することができるよう支援	1	2	3	4	5
(2) 特許情報活用拡散事業の拡大など を通じ、詳細な先行特許調査と特許情報活用を支援	1	2	3	4	5
(3) 中小企業特許コンサルティング事業の拡大など を通じ、中小企業の知識財産創出活動を支援	1	2	3	4	5
(4) 様々な技術分野における パテントマップ構築を支援	1	2	3	4	5
(5) 研究者などを対象とした 知識財産権関連教育を支援 (例：教育プログラムの開発及び普及、教育関連費用の支援など)	1	2	3	4	5
(6) その他 ()	1	2	3	4	5

2. 知識財産保護活動

2.1. 知識財産保護の方向と戦略

A. 予備評価※

※「予備評価」とは、提出された発明申告書に対して職務発明委員会などを通じた発明の評価、承継の是非、出願の是非、審査請求の是非などを決定することを意味する。

A.1. 産業財産権（特許権、実用新案権、デザイン権、商標権）出願などに先立ち、社内予備評価の遂行現状及び必要性（該当欄に数字記入及びV表示）

遂行現状		必要性				
している	していない	必要無し	←	中間	→	非常に必要
全体申告された発明中の %		1	2	3	4	5

A.2. （予備評価を遂行している場合）遂行人材（該当するものに全てV表示）

内部人材			外部人材	
知識財産専任人材	R&D人材	その他（企画など）の人材	弁理士/ 弁理士事務所	専門機関/ 評価機関
1	2	3	4	5

B. (模倣者などからの) 研究開発活動の成果物を保護するために活用する戦略 (該当欄にV表示)

	活用しない	活用度				
		低い	←	中間	→	高い
(1) 特許などの産業財産権の出願/登録	0	1	2	3	4	5
(2) 営業秘密及びノウハウとして維持	0	1	2	3	4	5
(3) ライバル企業に先立った市場先占	0	1	2	3	4	5
(4) 複雑な設計方式を採択	0	1	2	3	4	5

C. 発明申告 (Invention disclosure) 件数比較のける特許などの産業財産権の出願割合

□2010年又は□会計年度基準		
発明申告 (Invention disclosure) 件数=100としたとき	100 ((1)+(2)+(3)+(4))	%
(1) 産業財産権の出願など、公式的な権利保護手続を遂行		%
(2) (営業秘密として維持など) 非公式な権利保護手続を遂行		%
(3) (経済性、技術性不足などの理由により) 出願を留保又は放棄		%
(4) その他		%

2.2. 知識財産保護に関する認識度

A. 現在の韓国国内知識財産保護水準※に対する意見 (該当欄にV表示)

大幅な緩和が必要	漸進的な緩和が必要	現水準が適正	漸進的な強化が必要	大幅な強化が必要
1	2	3	4	5

※知識財産保護水準とは、特許制度のように知識財産に権利を付与するシステムの効率と、知識財産権が他人によって侵害されたときに対抗できる行政的・司法的措置がどの程度整っているかを意味する。

2.3. 産業財産権の海外出願/登録の実績 (該当欄に数字記入)

※同一の産業財産権を複数国に個別に出願又は登録した場合には、それを全て合算して記入して下さい。例えば、Aという特許を米国、日本、ドイツに出願した場合、出願件数は1ではなく、3を記入して下さい。
 ※※ただし、PCT出願の場合には、出願書に記載された指定国数に関係なく、1と記入して下さい。

		特許権の 海外出願/登録	デザイン権の 海外出願/登録	商標権の 海外出願/登録	
2010年 実績	(個別国) 出願件数※	(件)	(件)	(件)	
	→	米国などの北米地域	(件)	(件)	(件)
		日本などのアジア地域	(件)	(件)	(件)
		ヨーロッパ (EU)	(件)	(件)	(件)
		その他の地域	(件)	(件)	(件)
PCT出願※※	(件)				
2010年 実績	登録件数※	(件)	(件)	(件)	
	→	米国などの北米地域	(件)	(件)	(件)
		日本などのアジア地域	(件)	(件)	(件)
		ヨーロッパ (EU)	(件)	(件)	(件)
		その他の地域	(件)	(件)	(件)

2.4. 産業財産権出願の今後の計画

A. 2011年の韓国国内での産業財産権の予想出願件数（該当欄に数字記入及びV表示）

		特許	実用新案	デザイン	商標
2011年	出願/予想出願件数	(件)	(件)	(件)	(件)
2012年 以降	縮小	1	1	1	1
	維持	2	2	2	2
	拡大	3	3	3	3

B. 貴社の産業財産権の韓国国内出願の増減に影響を与える要因（重要度を1～7で記入して下さい。）

主要産財権の韓国国内出願の増減に影響を与える要因		1. 重要度が最も高い 7. 重要度が最も低い
企業の 内部的要因	1 研究開発投資の増減による研究成果の変化	
	2 企業の事業戦略の変化（事業分野の多角化又は事業構造の調整など）	
	3 企業の産業財産権の戦略変化（量又は質中心の知識財産出願戦略、維持費用の比較における収益性戦略の変化など）	
外部の 環境的要因	4 市場及び技術の競争環境の変化（市場の拡大又は縮小、新技術又は新市場の出願など）	
	5 韓国国内及び世界の景気の変動（国内総生産の増減、物価及び為替の変化、世界金融危機など）	
	6 産業財産権の出願環境の改善及び支援制度の強化（出願手数料の減免、手続の簡素化、知財権創出支援制度など）	

2.5. 出願審査維持費用（□2010年又は□会計年度基準、弁理士費用を含む）

		韓国国内出願	海外出願（PCT出願を含む）
出願・審査費用※		(百万ウォン)	(百万ウォン)
→	特許/実用新案権の出願・審査費用	%	%
維持費用※※		(百万ウォン)	(百万ウォン)
→	特許/実用新案権の維持費用	%	%

※出願・審査費用は産業財産権の出願手数料、審査請求料、弁理士費用、査定系審判（特許出願に対する拒絶査定など、審査官の処分に対する不服申立て）にかかる費用などを含む金額である。

※※維持費用は産業財産権の登録と権利維持にかかる金額で、登録料と年次料を含む金額である。

2.6. 営業秘密の管理及び技術流出防止指針の保有及び遵守の是非

- 1 営業秘密管理指針及び技術流出防止指針の規定があり、それを遵守している。
- 2 営業秘密管理指針及び技術流出防止指針があるが、それに対する認識度が低い。
- 3 関連指針がない。

2.7. 韓国国内企業の効果的な知識財産保護のための政策支援

	政府政策の必要性				
	低い	←	中間	→	高い
(1) 産業財産権の出願と登録にかかる費用の減免	1	2	3	4	5
(2) 海外出願関連情報の提供	1	2	3	4	5
(3) 知識財産権侵害に対する強力な処罰基準の整備	1	2	3	4	5
(4) 知識財産権侵害に対するコンサルティング支援と共同取締り	1	2	3	4	5
(5) その他 ()	1	2	3	4	5

D. 特許技術を事業化する際の最大の問題点（該当欄にV表示）

	問題点
(1) 資金の不足	0
(2) マーケティングの不足	0
(3) 事業化専門人材の不足	0
(4) 模倣製品の登場	0
(5) その他：	0

3.2. 知識財産の売却又は移転の実績（該当欄に数字記入）

※知識財産は、産業財産権（特許、実用新案、商標、デザイン）、著作権、新知識財産権（営業秘密、半導体配置設計など）、ノウハウなどを全て含む。

□2010年又は□会計年度基準		韓国国内に売却又は移転	海外に売却又は移転
他企業などに売却又は移転した知識財産件数※		件 (うち、特許 件)	件 (うち、特許 件)
→	実施許諾を通じて移転 (licensing-out)	件 (うち、特許 件)	件 (うち、特許 件)
	売却/譲渡を通じて売却 (sale)	件 (うち、特許 件)	件 (うち、特許 件)
	クロスライセンス、特許プールを通じて相互実施又は共有の形態で移転	件 (うち、特許 件)	件 (うち、特許 件)

3.3. 保有している登録産業財産権の活用現状（回答時点を基準に該当欄に数字記入）

		特許権※	実用新案権	デザイン権※	商標権※
権利保有件数 (A+B)		件	件	件	件
活用件数 (A)		件	件	件	件
→	自社実施	件	件	件	件
	他社実施+自社実施	件	件	件	件
	他社実施	件	件	件	件
防御目的で保有/活用		件	件		
未活用件数 (B)		件	件	未活用の主な理由：	
→	他機関に移転可能※※	件	件		

※特許権、デザイン権、商標権は、登録された特許権、デザイン権、商標権を対象とする。
 ※※他機関に移転可能：ライセンス契約などを通じて移転するときに問題がない産業財産権であり、事業化の可能性や経済的価値が著しく劣るために他機関に移転が不可能と判断される産業財産権は除く。

3.4. 韓国企業の効果的な知識財産活用のための政策支援

	政府政策の必要性				
	低い	←	中間	→	高い
(1) 新技術製品販路の支援及びマーケティング活動の支援	1	2	3	4	5
(2) 偽造及び模倣商品の取締り強化	1	2	3	4	5
(3) 新技術事業化のための中小/ベンチャー企業の創業支援	1	2	3	4	5
(4) 特許技術の取引・流通システムの改善	1	2	3	4	5
(5) 優秀技術の輸出支援	1	2	3	4	5
(6) 地域知識財産センターなどを通じた出願から事業化への特許総合コンサルティングの支援 (one-stop service)	1	2	3	4	5
(7) その他 ()	1	2	3	4	5

4. 知識財産の侵害及び紛争

4.1. 知識財産の侵害及び被害規模 (2010年基準)

A. 知識財産権侵害の経験及び内容

※知識財産権の侵害被害：貴社の知識財産権を侵害した製品・サービスが、外部から製造・販売されたことにより該当知識財産を保有した貴社の利益に直接・間接的な被害を受けたことを意味する。

A.1. 知識財産権侵害製品による類型別被害件数 (2010年基準) (なければ「0」記入後4.3に)

権利類型		侵害製品の販売/流通地域					
		韓国	米国	中国	日本	欧州	その他
産業 財産権	(1)特許	件	件	件	件	件	件
	(2)実用新案	件	件	件	件	件	件
	(3)商標	件	件	件	件	件	件
	(4)デザイン(意匠)	件	件	件	件	件	件
新知的 財産権	(5)半導体配置設計	件	件	件	件	件	件
	(6)地理的表示	件	件	件	件	件	件
	(7)営業秘密	件	件	件	件	件	件
	(8)その他	件	件	件	件	件	件

A.2. (被害件数が1件以上の場合) 具体的な侵害内容及び発見経路 (複数回答)

連番	(1)権利類型 (下記参照)	(2)侵害製品 製造者 (下記参照)	(3)侵害製品 製造地域 (下記参照)	(4)侵害製品 流通地域 (下記参照)	(5)侵害製品 流通経路 (下記参照)	(6)侵害製品 発見経路 (下記参照)
例示	①特許権	②韓国企業	③韓国国内	①韓国国内 ②日本	①オンライン 流通	③市場調査を 通じて
1						
2						
3						
4						

4.2. 知識財産権侵害に対する事後対応

A. 知識財産権紛争の現状

A.1. 知識財産権の被害・侵害に対する対応現状（2010年基準）（なければ「無し」に表示）

貴社の知識財産が侵害されたことを認識した時期に関係なく、貴社が2010年に知識財産の侵害・被害を解決するために取った対応活動（警告状の送付、訴訟、ライセンス、仲裁など）の現状について記入して下さい。

発生地域	対応活動		警告状の発送		行政機関に取締り又は調査を要請		侵害者との交渉による解決の試み（ライセンス、補償など）		調整、仲裁の試み（調整委員会など）		司法的救済手続の申請		無し
	韓国企業	海外企業	韓国企業	海外企業	韓国企業	海外企業	韓国企業	海外企業	韓国企業	海外企業	韓国企業	海外企業	
(1) 韓国国内	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
(2) 米国	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
(3) 中国	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
(4) 日本	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
(5) ヨーロッパ	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
(6) その他の地域	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	

A.2. 他社などから知識財産権の権利侵害の警告を受けたか、訴訟が提起された現状（2010年基準、なければ「無し」に表示）

発生地域	相手企業の対応		警告状の受信		交渉要求（ライセンス、補償など）		調整、仲裁の試み（調整委員会など）		司法的救済手続の申請		無し
	韓国企業	海外企業	韓国企業	海外企業	韓国企業	海外企業	韓国企業	海外企業	韓国企業	海外企業	
(1) 韓国国内	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
(2) 米国	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
(3) 中国	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
(4) 日本	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
(5) ヨーロッパ	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
(6) その他の地域	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	

B. 知識財産権侵害による被害時に効果的に対処するために遂行する活動

（侵害類型別の該当する項目に**優先順位に沿って1から3までの番号を記載**）

侵害類型		行政機関に取締り及び調査を要請	民・刑事訴訟などの司法的救済手続を申請	警告状の発送などの自主処理	対応しない	該当経験無し
		(1) 韓国国内の製造・販売などの韓国国内の流通段階の被害時	順位	順位	順位	<input type="checkbox"/>
(2) 海外製造・韓国国内への輸入販売による被害時	順位	順位	順位	順位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 韓国国内製造・海外輸出販売による被害時	順位	順位	順位	順位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 海外製造・海外輸出販売による被害時	順位	順位	順位	順位	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※侵害類型（4）の回答には、行政機関及び司法的救済申請は該当地域（国）の行政機関及び司法機関を利用した場合が該当する。

C. (行政機関に取締り及び調査要請の経験があったと回答した場合) 依頼した行政機関 (複数回答可能)

- 1 貿易委員会 2 特許庁 3 関税庁 4 警察庁 5 その他 ()

D. (対応活動をしなかったと回答した場合) その理由

対応活動	対応しなかった理由
(1) 行政機関に知識財産権侵害製品に対する取締り及び侵害事実に対する調査要請	<input type="checkbox"/> 1 申請手続又は活用方法が分からない <input type="checkbox"/> 2 人材と予算が不足 <input type="checkbox"/> 3 知識財産侵害対応の効果が少ない <input type="checkbox"/> 4 必要性を感じない
(2) 告訴・告発、仮処分、民・刑事訴訟など、司法的救済手続の申請	<input type="checkbox"/> 1 申請手続又は活用方法が分からない <input type="checkbox"/> 2 人材と予算が不足 <input type="checkbox"/> 3 知識財産侵害対応の効果が少ない <input type="checkbox"/> 4 必要性を感じない
(3) 侵害業者に警告又は合意の試みなどの自主対応	<input type="checkbox"/> 1 自主対応方法が分からない <input type="checkbox"/> 2 人材と予算が不足 <input type="checkbox"/> 3 知識財産侵害対応の効果が少ない <input type="checkbox"/> 4 必要性を感じない

E. 知識財産権侵害被害の対応費用 (該当事項がない場合には、「0」を記入)

被害・侵害の対応費用 (紛争費用)	2010年	
	件数	費用合計 (百万ウォン)
知識財産権侵害被害の対応費用 →警告状の発送から侵害訴訟の完了時までにかかった費用 基準 (損害賠償額又は和解金を除く)		

4.3. 知識財産権紛争関連における問題点

A. 貴社の知財権が侵害されたときの対応における問題点

	問題の程度				
	低い	←	中間	→	高い
(1) 言語及び地理的距離などの環境により紛争相手との交渉が難しい	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5
(2) 該当国における該当知財権の法規などの関連知識の習得が難しい	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5
(3) 該当国には知財権保護のための行政的・司法的救済手続が不足	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5
(4) 該当国の行政部又は司法部などの意思が不足するか、態度が非協力的である	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5
(5) 対応時に過度な時間と費用がかかる	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5
(6) その他 ()	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5

B. 他社の知財権を侵害したことによる紛争発生時の対応における問題点

	問題の程度				
	低い	←	中間	→	高い
(1) 法律代理人を選定するのが難しい	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5
(2) 内部人材の専門性不足	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5
(3) 対応関連の政府支援政策に対する情報不足	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5
(4) 該当企業及び国の知財権関連事項に対する情報不足	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5
(5) 対応時に過度な時間と費用がかかる	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5
(6) その他 ()	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5

C. 知識財産権侵害対応のために必要な政府政策

	政府政策の必要性及び緊急性				
	低い	←	中間	→	高い
(1) 実効性のある行政的・司法的処罰措置の強化	1	2	3	4	5
(2) 迅速な権利救済のための通関保留対象知識財産権の範囲（特許、デザイン権）の拡大、侵害物品の韓国国内流入遮断	1	2	3	4	5
(3) 知識財産権及び対応活動のための情報提供活動の強化	1	2	3	4	5
(4) 行政機関の知識財産権侵害製品の取締り権限の強化	1	2	3	4	5
(5) 知識財産権侵害製品などに対する通報褒賞金額の増額	1	2	3	4	5
(6) 知識財産権侵害対応のための訴訟などの費用支援	1	2	3	4	5
(7) その他（ ）	1	2	3	4	5

アンケートに最後まで回答していただき、ありがとうございました。

付録3. 調査票 (大学・公共)



承認(協議)番号
第13802号

実施機関：特許庁

承認番号：第13802号

知識財産活動調査票

—大学、公共研究機関用—

2011

特許庁

貿易委員会

韓国知識財産研究院

知識財産活動調査表（大学及び公共研究機関用） ID □□□□

<調査概要>

本調査は、韓国企業及び大学・公共（研）の知識財産活動の現状を把握することにより、競争力の強化に役立つ課題を発掘するとともに、それを知識財産政策樹立に反映して**企業及び大学・公共（研）の効果的な知識財産活動を支援**することを目的として**特許庁、貿易委員会と韓国知識財産研究院**が共同で遂行しています。

本調査は**統計庁の承認統計**であり、本調査票に記載された内容は**統計法第33条によって秘密が保護**され、統計分析以外の他の目的には使用されません。本調査の要約結果は、今後回答してくださった企業及び公共研究機関の担当者の方々にe-mailで送付致します。調査にご協力くださり、ありがとうございます。

<問合せ先>

韓国知識財産研究院（KIIP）電話：02-2189-2650
 ナイス信用評価情報（株）電話：02-3771-1523

<発送方法>

調査票の発送は電子メール・ファックス・郵便のどちらも可能です。文書様式は韓国知識財産研究院のホームページ（<http://www.kiip.re.kr/>）からダウンロードできます。

<送付先>

〒150-910ソウル市永登浦区汝矣島洞15-28情報事業室 高・ソングン代理
 ファックス：02-3771-1534、E-mail：skko@nice.co.kr

機関名		機関所在地 (市/郡単位)	
回答者の氏名		部署/職位	
回答者の連絡先		回答者のE-mail	

0. 機関の一般事項及びインフラ

0.1. 研究開発人材※（該当欄に数字記入。2010年基準）

研究開発（R&D）人材		
全体	男性	女性
名	名	名

※**研究開発人材**とは研究所及び研究専担部署などに所属し、科学技術、産業技術などの研究開発活動に従事している人材と生産技術人材を意味し、機能職従事者、臨時職又は管理職従事者を除く。

※「**研究開発活動調査**」に回答する場合には、「**科学技術研究技術活動調査票**」の「**研究開発人材**」項目中の「**研究員数**」を参照して研究開発人材数を記入

0.2. 研究開発費※（該当欄に数字記入。2010年基準）

研究開発（R&D）費（共通）	政府から受けた研究開発費	億ウォン
	企業から受けた研究開発費	億ウォン
	自主負担研究開発費	億ウォン

※**研究開発費**とは、新しい技術や製品を開発するか、既存の知識を活用して新しい方法を見つけ出すために行われた調査・研究活動に支出された費用であり、間接費を除く。「**科学技術研究開発活動調査**」に回答した場合は「**科学技術研究開発活動調査票**」の「**研究開発費**」項目を参照して記入

0.3. 知識財産担当人材

※**知識財産**とは、人間の創造的活動の産物を総称する用語であり、産業財産権（特許、実用新案など）、著作権、新知識財産権（営業秘密、半導体配置設計など）及び権利化されていないアイデアやノウハウなどを全て含む。

A. 知識財産担当組織の形態及び人材

A.1. 知識財産担当と式*の存在の有無（該当欄にV表示）

担当組織保有		担当組織無し
一般行政組織内	R&D企画・管理組織又は 産学協力団内	
1	2	3

A.2. 知識財産担当人材*の数（該当欄に数字記入）

知識財産専任人材**	名	男性	名
			女性
その他の部署の業務（例：総務、人事、R&D企画）との兼任人材	名	男性	名
		女性	名

※知識財産担当組織又は人材は、知識財産戦略企画、韓国内外の産業財産権の出願及び登録・維持管理、知識財産権の動向調査、特許侵害関連対応及び訴訟業務、知識財産権の販売又はライセンス交渉及び技術管理などの業務を担当する組織及び人材を意味する。

**知識財産専任人材：知識財産関連業務のみを専門的に行う人材

A.3. 知識財産担当者（兼任人材を含む）の主要業務（知識財産担当人材を1名以上保有している場合、該当欄にV表示）

遂行業務	人材数				
	無し	1～3名 未満	3～5名 未満	5～10名 未満	10名 以上
産業財産権の出願/登録/維持	1	2	3	4	5
知識財産関連紛争/訴訟	1	2	3	4	5
ライセンスなどの知識財産活用	1	2	3	4	5
知識財産の評価/分析/審査及び知識財産戦略樹立	1	2	3	4	5
知識財産関連教育	1	2	3	4	5

A.4. 知識財産専任人材に対する今後の採用計画（該当欄にV表示）

現在保有していない場合		現在保有している場合	
新規採用計画有り	採用計画無し	追加採用計画有り	追加採用計画無し
1	2	3	4

B. 知識財産担当人材の職務教育

B.1. 知識財産担当人材に対する職務教育の現状（該当欄にV表示）

職務教育を実施している		実施していない
機関が自主的に	外部機関を通じて	
1	2	3

B.2. 知識財産担当人材対象職務教育の必要性（該当欄にV表示）

必要なし	←	普通	→	非常に必要
1	2	3	4	5

B.3. 知識財産人材対象職務教育を望む場合、主に扱うべき教育内容（該当するものに全てV表示）

- | | | |
|--------------|-------------------------|------------------------|
| 1 特許制度 | 2 特許明細書作成法 | 3 特許情報検索 |
| 4 特許紛争（訴訟） | 5 特許情報分析方法
（パテントマップ） | 6 特許ライセンスング
（技術事業化） |
| 7 海外特許出願及び訴訟 | 8 営業秘密の保護 | 9 その他（ ） |

B. 4. 知識財産人材の力量強化のため、政府が最優先に推進すべき課題（1つだけV表示）

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 1 大学に特許関連教育課程及び学科の開設 | <input type="checkbox"/> 2 企業対象の実務中心の教育課程の構成及び教材開発 |
| <input type="checkbox"/> 3 企業の特許教育を担当する専門講師の育成 | <input type="checkbox"/> 4 新規知識財産人材の養成 |
| <input type="checkbox"/> 5 既存人材のための再教育プログラムの提供 | <input type="checkbox"/> 6 知識財産関連コンサルティング又は相談の提供 |
| <input type="checkbox"/> 7 その他（ ） | |

C. 知識財産担当者に対する人件費と教育費（□2010年基準）

知識財産担当者に対する人件費	(百万ウォン)
教育費（知識財産担当者対象）	(百万ウォン)
知識財産関連教育費（研究開発者及び従業員対象）※※	(百万ウォン)

※他業務との兼職の場合には、知識財産関連業務における割合を考慮して回答して下さい。
 ※※知識財産担当部署や知識財産担当者が教育プログラムの企画や運営などに参加した教育で、知識財産の創出、権利化、活用などに関連のある教育を意味する。

0. 4. 知識財産サービスの活用現状

※知識財産（IP）サービスとは、知識財産の創出、管理、活用、保護、取引などを支援する専門サービスで、情報の調査・分析、技術の移転・取引、IP翻訳、コンサルティングなどの事業

A. 韓国国内知識財産サービス分野別の支出額及び今後の拡大予定分野（該当欄にV表示及び金額記入）

現在利用の有無 (2010年基準)	分野	説明	支出額 (2010年) (ない場合0)	今後利用及び 拡大予定 (複数選択)
利用している	1	IP情報調査/分析	特許DB、調査分析、パテントマップ作成、動向分析など	1
		技術の移転/取引	技術マーケティング、特許等級評価、技術評価など	2
		IP翻訳	明細書翻訳、仕様書翻訳、翻訳出版など	3
		IPコンサルティング/システム	IP経営コンサルティング、IPシステムの構築など	4
	分野	説明	今後の利用予定分野 (複数選択)	
利用していない	2	IP情報調査/分析	特許DB、調査分析、パテントマップ作成、動向分析など	1
		技術の移転/取引	技術マーケティング、特許等級評価、技術評価など	2
		IP翻訳	明細書翻訳、仕様書翻訳、翻訳出版など	3
		IPコンサルティング/システム	IP経営コンサルティング、IPシステムの構築など	4

B. 知識財産サービス提供機関別の利用割合（該当欄に数値記入）

区分	利用割合
民間の知識財産サービス専門企業（弁理事務所を除く）	%
弁理事務所	%
特許情報院、韓国発明振興会、技術保証基金などの公的機関	%
合計	100%

0.5. 総合的知識財産管理システム

A. 総合的な知識財産管理システムの構築又は活用の有無（該当欄にV表示）

- 1 特許などの出願/登録過程とリストなどが管理されている（発明申告から出願、中間事件、登録、維持、放棄などに関する行政的手続と特許費用、関連情報などの管理システムを保有）
- 2 特許などの出願/登録過程とリストなどが業績評価などの人事管理、研究課題管理システム、技術移転システムと連動して総合的に管理されている。
- 3 知識財産管理システムが構築されていない。

B. （知識財産管理システムを構築又は活用している場合）構築方式とかかった費用（2010年基準）

構築方式	構築費用又はレンタル費用（年間維持費用を含む）					
	500万ウオン未満	1,000万ウオン未満	3,000万ウオン未満	5,000万ウオン未満	1億ウオン未満	1億ウオン以上
1 機関固有の管理システムを構築	1	2	3	4	5	6
2 外部の管理システムをレンタルして活用	1	2	3	4	5	6

0.6. （大学の場合）知識財産関連科目の総開設数：_____講座

1. 知識財産創出活動

1.1. 知識財産創出戦略

A. 先行特許調査※などの特許情報の活用

※先行特許（技術）調査とは、新技術開発などのための研究開発（R&D）活動に先立ち、開発しようとする技術に対する先行技術又は該当技術と同一又は類似した特許が存在するか否かなどを調査すること

A.1. 特許（技術）情報の調査現状及び必要性（該当欄に数字記入及びV表示）

遂行現状	必要性						
	している	していない	必要ない	← 中間	→ 非常に必要		
研究開発企画段階で全体研究開発課題中 %			1	2	3	4	5

A.2. 機関レベルの特許（技術）情報調査支援の有無（該当するものに全てV表示）

- 1 機関の主要研究分野における各国の特許情報、技術動向などを調査してパテントマップに構築し、研究者に提供
- 2 （研究者の要請がある場合に）開発しようとする技術の動向や、類似した特許が存在するか否かを調査し、研究者に提供
- 3 研究者に技術動向や先行特許（技術）調査のための費用を支援
- 4 特別な支援をしていない

A.3. （先行特許調査をしている場合）遂行人材（該当するものに全てV表示）

内部人材			外部人材	
知識財産専任人材	R&D人材	その他（企画など）の人	弁理士/弁理士事務所	専門機関/評価機関
1	2	3	4	5

B. 知識財産創出のための研究開発（R&D）活動及び今後の戦略

B.1. 優秀な知識財産創出のため、現在期間で遂行している活動（該当するものに全てV表示）

- 1 機関の特性に合った研究開発課題の発掘及び機関の自主研究開発の拡大
- 2 産学研協力を通じた共同/委託研究開発の拡大
- 3 研究開発企画時に市場需要を反映できるような制度的体系の構築
- 4 中・大型、重要研究開発課題における優秀特許創出のための研究開発企画の強化

B.2. (現在遂行しているいないに関係なく) 優秀な知識財産創出のために必要と考える活動又は戦略

(重要度の高い順に2つ以内にV表示)

- 1 機関の特性に合った研究開発課題の発掘及び機関の自主研究開発の拡大
- 2 産学研協力を通じた共同/委託研究開発の拡大
- 3 研究開発企画時に市場需要を反映できるような制度的体系の構築
- 4 中・大型、重要研究開発課題における優秀特許創出のための研究開発企画の強化

1.2. 職務発明補償

A. 職務発明補償規定の保有・活用の有無 (該当欄にV表示)

保有している (項目Cに)		保有していない (項目Bに)
機関が自主的に職務発明補償規定を作成・活用	特許庁などの関連機関が作成・普及した標準化された職務発明補償規定を保有・活用	
1	2	3

B. (職務発明補償規定を保有していない場合) その主な理由 (該当欄にV表示)

- 1 職務発明補償金を支払う必要がない
- 2 他職員との平衡性
- 3 補償規定がなくても別途のインセンティブが与えられる
- 4 補償金を支払う場合、企業の負担が大きい
- 5 必要性は認識しているが、どう導入すればいいかわからない
- 6 使用者の導入意思が全くない

C. 職務発明補償の実施の有無と補償金の水準 (該当欄にV表示)

※出願補償：出願が完了された職務発明を対象に支払う補償
 ※※登録補償：登録された職務発明を対象に支払う補償
 ※※※自社実施補償：職務発明を発明者が属する会社で利用して収益が発生した場合に支払う補償
 ※※※※他社実施補償：職務発明をライセンス契約などを通じて他社に移転し、技術料収入が発生する場合に支払う補償
 ※※※※※処分補償：職務発明を売却などを通じて処分して収入が発生した場合に支払う補償

区分	実施の有無				金銭的保証を実施する場合、職務発明補償金の水準	
	金銭的補償	非金銭的補償 (昇進、成果反映など)	両方とも	実施しない		
発明提案 (発明申告) 補償	1	2	3	4	万ウォン	
出願留保補償	1	2	3	4	万ウォン	
韓国国内特許出願補償※	1	2	3	4	万ウォン	
韓国国内特許登録補償※※	1	2	3	4	万ウォン	
海外特許出願補償	1	2	3	4	万ウォン	
海外特許登録補償	1	2	3	4	万ウォン	
その他の産財産の韓国国内登録補償	1	2	3	4	万ウォン	
その他の産財産の海外登録補償	1	2	3	4	万ウォン	
					一定割合 支払う場合	固定金額 支払う場合
自社実施補償※※※	1	2	3	4	収入の平均 %	万ウォン
他社実施補償※※※※	1	2	3	4	収入の平均 %	万ウォン
処分補償※※※※※	1	2	3	4	収入の平均 %	万ウォン

D. 職務発明に対する非金銭的補償（業績評価など）（該当欄にV表示）

	業務評価などに 反映しない	(SCI級) 論文提出時の業績評価への反映 =100としたとき				
		30以下	50以下	70以下	100以下	100超過
特許などの産業財産権の韓国国内出願	0	1	2	3	4	5
特許などの産業財産権の海外出願	0	1	2	3	4	5
特許などの産業財産権の韓国国内登録	0	1	2	3	4	5
特許などの産業財産権の海外登録	0	1	2	3	4	5
産業財産権の移転又は売却を通じた技術料収入の発生	0	1	2	3	4	5

E. 支払われた職務発明関連補償費用※（□2010年基準、該当欄に数字記入）

補償の種類	補償割合
(1) 発明申告の補償/出願/登録補償	(百万ウォン)
(2) 実施/処分補償	(百万ウォン)

※職務発明補償割合は貴社が定めた補償制度に基づいて、発明者や創作者などに支払った補償金です（実施補償、処分補償など）

F. 職務発明補償に関する様々な制度の効果（該当欄にV表示）

※機関又は国レベルで現在実施されているか否かに関係なく、回答して下さい。

関連制度		効果無し	←	→	非常に効果的	
従業員の職務発明に対する補償 又は補償水準の拡大 (機関レベル)	発明の質及び件数の増加	1	2	3	4	5
	技術流出防止	1	2	3	4	5
職務発明補償金に対する 所得税の非課税 (政府レベル)	発明の質及び件数の増加	1	2	3	4	5
	技術流出防止	1	2	3	4	5

1.3. 韓国企業の効果的な知識財産創出のための政策支援

	政府政策の必要性				
	低い	←	中間	→	高い
(1) 個別機関が職務発明補償制度を導入するか、又は補償水準を拡大することができるように支援（例：特許などの出願/登録による金銭的、非金銭的補償に関する規定の整備及び広報など）	1	2	3	4	5
(2) 特許情報活用拡散事業の拡大などを通じて詳細な先行特許（技術）調査と特許情報活用を支援	1	2	3	4	5
(3) 専門家の派遣、知財権コンサルティング事業の拡大などを通じて大学と公共研究機関の知識財産創出活動を支援	1	2	3	4	5
(4) 様々な技術分野におけるパテントマップ構築を支援	1	2	3	4	5
(5) 研究者などを対象とした知識財産権関連教育を支援（例：教育プログラムの開発及び普及、教育関連費用の支援など）	1	2	3	4	5

2. 知識財産保護活動

2.1. 知識財産保護の方向と戦略

A. 予備評価※

※「予備評価」とは、提出された発明申告書に対して職務発明委員会などを通じた発明の評価、承継の是非、出願の是非、審査請求の是非などを決定することを意味する。

A.1. 産業財産権（特許権、実用新案権、デザイン権、商標権）出願などに先立ち、社内予備評価の遂行現状及び必要性（該当欄に数字記入及びV表示）

遂行現状		必要性				
している	していない	必要無し ← 中間 → 非常に必要				
全体申告された発明中の	%	1	2	3	4	5

A.2. （予備評価を遂行している場合）遂行人材（該当するものに全てV表示）

内部人材			外部人材	
知識財産専任人材	R&D人材	その他（企画など）の人	弁理士/ 弁理士事務所	専門機関/ 評価機関
1	2	3	4	5

B. 研究開発活動の成果物の専有（専有：模倣者などからの保護又は独占的な活用）のために活用する戦略（該当欄にV表示）

	活用しない	活用度				
		低い	← 中間 →	高い		
(1) 特許などの産業財産権の出願/登録	0	1	2	3	4	5
(2) 営業秘密及びノウハウとして維持	0	1	2	3	4	5
(3) （事業化しようとする）企業などとの排他的契約の締結	0	1	2	3	4	5

C. 発明申告（Invention disclosure）件数比較における特許などの産業財産権の出願割合（2010年基準）

発明申告（Invention disclosure）件数	件
（経済性、技術性不足などの理由により）出願を留保又は放棄	件
（営業秘密として維持など）非公式な権利保護手続を遂行	件
産業財産権の出願など、公式的な権利保護手続を遂行	件

2.2. 知識財産保護に関する認識度

A. 現在の韓国国内知識財産保護水準※に対する意見（該当欄にV表示）

大幅緩和が必要	漸進的な緩和が必要	現水準が適正	漸進的な強化が必要	大幅な強化が必要
1	2	3	4	5

※知識財産保護水準とは、特許制度のように知識財産に権利を付与するシステムの効率と、知識財産権が他人によって侵害されたときに対抗できる行政的・司法的措置がどの程度整っているかを意味する。

2.3. 産業財産権の海外出願/登録の実績（該当欄に数字記入）

※同一の産業財産権を複数国に個別に出願又は登録した場合には、それを全て合算して記入して下さい。
例えば、Aという特許を米国、日本、ドイツに出願した場合、出願件数は1ではなく、3を記入して下さい。
※※ただし、PCT出願の場合には、出願書に記載された指定国数に関係なく、1と記入して下さい。

		特許権の 海外出願/登録	デザイン権の 海外出願/登録	商標権の 海外出願/登録	
2010年 実績	(個別国) 出願件数※	(件)	(件)	(件)	
	→	米国などの北米地域	(件)	(件)	(件)
		日本などのアジア地域	(件)	(件)	(件)
		ヨーロッパ (EU)	(件)	(件)	(件)
		その他の地域	(件)	(件)	(件)
PCT出願※※	(件)				
2010年 実績	登録件数※	(件)	(件)	(件)	
	→	米国などの北米地域	(件)	(件)	(件)
		日本などのアジア地域	(件)	(件)	(件)
		ヨーロッパ (EU)	(件)	(件)	(件)
		その他の地域	(件)	(件)	(件)

2.4. 産業財産権出願の今後の計画

A. 2011年の韓国国内での産業財産権の予想出願件数（該当欄に数字記入及びV表示）

2011年	出願/予想出願件数	特許 (件)	実用新案 (件)	デザイン (件)	商標 (件)
2012年 以降	縮小	1	1	1	1
	維持	2	2	2	2
	拡大	3	3	3	3

B. 産業財産権の韓国国内出願の増減に影響を与える要因（重要度を1～7で記入して下さい。）

主要産業財産権の韓国国内出願の増減に影響を与える要因		1. 重要度が最も高い 7. 重要度が最も低い
機関の 内部的要因	1 研究開発投資の増減による研究成果の変化	
	2 企業の事業戦略の変化（事業分野の多角化又は事業構造の調整など）	
	3 企業の産業財産権の戦略変化（量又は質中心の知識財産出願戦略、維持費用の比較における収益性戦略の変化など）	
外部の 環境的要因	4 市場及び技術の競争環境の変化（市場の拡大又は縮小、新技術又は新市場の出願など）	
	5 韓国国内及び世界の景気の変動（国内総生産の増減、物価及び為替の変化、世界金融危機など）	
	6 産業財産権の出願環境の改善及び支援制度の強化（出願手数料の減免、手続の簡素化、知財権創出支援制度など）	

2.5. 出願審査維持費用（□2010年又は□会計年度基準）

		韓国国内出願	海外出願（PCT出願を含む）
出願・審査費用※		(百万ウォン)	(百万ウォン)
→	特許/実用新案権の出願・審査費用	%	%
維持費用※※		(百万ウォン)	(百万ウォン)
→	特許/実用新案権の維持費用	%	%

※出願・審査費用は産業財産権の出願手数料、審査請求料、弁理士費用、査定系審判（特許出願に対する拒絶査定など、審査官の処分に対する不服申立て）にかかる費用などを含む金額である。

※※維持費用は産業財産権の登録と権利維持にかかる金額で、登録料と年次料を含む金額である。

C. 技術取引システムの活用度（該当欄にV表示）

	活用し ない	活用度				
		低い	←	中間	→	高い
(1) IP-mart（インターネット特許技術広場）、NTBなどの韓国国内のオンライン取引システム/DB	0	1	2	3	4	5
(2) 特許技術移転説明会などの韓国国内のオフライン取引システム	0	1	2	3	4	5
(3) yet2.comなどの海外のオンライン取引システム/DB	0	1	2	3	4	5
(4) 海外のオフライン取引システム	0	1	2	3	4	5

3.2. 知識財産の売却又は移転の実績（該当欄に数字記入、2010年基準）

※**知識財産**は、産業財産権（特許、実用新案、商標、デザイン）、著作権、新知識財産権（営業秘密、半導体配置設計など）、ノウハウなどを全て含む。

		韓国国内に売却又は移転	海外に売却又は移転
企業などに売却又は移転した知識財産件数		件 (うち、特許 件)	件 (うち、特許 件)
→	(共同又は委託研究開発契約など) 研究開発契約に 技術移転義務条項（強制実施） が含まれており、移転又は売却された知識財産件数	件 (うち、特許 件)	件 (うち、特許 件)
	権利行使に 制約のない 自主保有知識財産の	移転 (licensing-out) 件数	件 (うち、特許 件)
		売却 (sale) 件数	件 (うち、特許 件)

3.3. 知識財産の有償実施許与又は売買契約の成果（該当欄に数字記入、2010年基準）

		収入	
		産業財産権の実施許与/売却	(百万ウォン)
		ノウハウのみの実施許与/売却	(百万ウォン)
→	韓国国内	企業から	%
		その他の法人から	%
	海外	企業から	%
		その他の法人から	%

3.4. 保有している登録産業財産権の活用現状（回答時点を基準に該当欄に数字記入）

		特許権※	実用新案権	デザイン権※	商標権※
権利保有件数 (A+B)		A+B件	A+B件	件	件
活用件数 (A)		A件	A件	件	件
→	外部の他機関に移転	件	件	件	件
	実験室創業、研究院創業などに活用	件	件	件	件
未活用件数 (B)		B件	B件	未活用の主な理由：	
→	他機関に移転可能※※	件	件		

※**特許権、デザイン権、商標権**は、登録された特許権、デザイン権、商標権を対象とする。
 ※※**他機関に移転可能**：ライセンス契約などを通じて移転するときに問題がない産業財産権であり、事業化の可能性や経済的価値が著しく劣るために他機関に移転が不可能と判断される産業財産権は除く。

3.5. 企業などに移転されたか、実験室創業、研究院創業などに活用している産業財産権のうち、これを通じて売上（技術料収入）が発生した権利の割合（回答時点を基準に該当欄に数字記入）

	特許権	実用新案権	デザイン権	商標権
外部の他機関に移転又は実験室創業、研究院創業などに活用されている権利の数 (3.4項目の活用件数(A)と同一)	件	件	件	件
→ 売上（技術料収入）が発生した権利の数	件	件	件	件

3.6. 韓国国内の大学及び公共研究機関の効果的な知識財産活用を支援するための政策支援

	政府政策の必要性				
	低い	←	中間	→	高い
(1) 保有特許技術に対する価値評価の支援	1	2	3	4	5
(2) 新技術事業化のための中小/ベンチャー企業の創業支援	1	2	3	4	5
(3) 特許技術の取引・流通システムの改善	1	2	3	4	5
(4) 技術移転関連マーケティング及びコンサルティングの支援	1	2	3	4	5
(5) 優秀技術の輸出支援	1	2	3	4	5
(6) その他 ()	1	2	3	4	5

4. 知識財産の侵害及び紛争

4.1. 知識財産の侵害及び被害規模（2010年基準）

A. 知識財産権侵害の経験及び内容

※知識財産権の侵害被害：貴社の知識財産権を侵害した製品・サービスが、外部から製造・販売されたことにより該当知識財産を保有した貴社の利益に直接・間接的な被害を受けたことを意味する。

A.1. 知識財産権侵害製品による類型別被害件数（2010年基準）（なければ「0」記入後4.3に）

権利類型	侵害製品の販売/流通地域						
	韓国	米国	中国	日本	欧州	その他	
産業 財産権	(1) 特許	件	件	件	件	件	件
	(2) 実用新案	件	件	件	件	件	件
	(3) 商標	件	件	件	件	件	件
	(4) デザイン(意匠)	件	件	件	件	件	件
新知的 財産権	(5) 半導体配置設計	件	件	件	件	件	件
	(6) 地理的表示	件	件	件	件	件	件
	(7) 営業秘密	件	件	件	件	件	件
	(8) その他	件	件	件	件	件	件

A. 2. (被害件数が1件以上の場合) 具体的な侵害内容及び発見経路 (複数回答)

連番	(1) 権利類型 (下記参照)	(2) 侵害製品製 造者 (下記参照)	(3) 侵害製品製 造地域 (下記参照)	(4) 侵害製品流 通地域 (下記参照)	(5) 侵害製品流 通経路 (下記参照)	(6) 侵害製品発 見経路 (下記参照)
例示	①特許権	②韓国企業	③韓国国内	①韓国国内 ②日本	①オンライン流 通	③市場調査を通 じて
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

- (1) 権利別類型：①特許権、②実用新案権、③商標権、④デザイン（意匠）権、⑤半導体配置設計権、⑥地理的表示権、⑦営業秘密、⑧その他
- (2) 侵害製品製造者：①海外企業（又は海外企業の韓国国内法人）、②韓国企業（又は韓国企業の海外法人）、③個人、④その他
- (3) 侵害製品製造地域：①韓国国内、②米国、③中国、④日本、⑤ヨーロッパ、⑥その他
- (4) 侵害製品販売/流通地域：①韓国国内、②米国、③中国、④日本、⑤ヨーロッパ、⑥その他
- (5) 侵害製品流通類型：①オンライン流通（インターネット/ホームショッピングなど）、②オフライン流通（代理店/市場など）
- (6) 侵害製品発見経路：①韓国内外の営業店を通じて、②博覧会/展示会を通じて、③市場調査又はインターネットを通じて、④税関や警察の摘発などを通じて、⑤その他

A. 3. 貴社の場合、知識財産権侵害被害が発生した主な原因は何だと思えますか。（複数回答）

- 1 ノウハウを持った人材の移動などによる主要技術の流出
 2 協力業者の契約違反による技術流出
- 3 業者製品の認知度向上による模造品の流通
 4 保護を受けられる法・制度の未整備
- 5 DRMなどの技術的保護措置などの普及支援の不足及び経済的負担
 6 偏頗的な法制度の適用
- 7 侵害に対する消極的な対応及び知識財産権保護・管理の怠慢
 8 現在の法制度に対する情報不足
- 9 その他（ ）

B. (行政機関に取組み及び調査要請の経験があったと回答した場合) 依頼した行政機関 (複数回答可能)

1 貿易委員会 2 特許庁 3 関税庁 4 警察庁 5 その他 ()

C. (対応活動をしなかったと回答した場合) その理由

対応活動	対応しなかった理由
(1) 行政機関に知識財産権侵害製品に対する取組み及び侵害事実に対する調査要請	<input type="checkbox"/> 1 申請手続又は活用方法が分からない <input type="checkbox"/> 2 人材と予算が不足 <input type="checkbox"/> 3 知識財産権侵害対応の効果が少ない <input type="checkbox"/> 4 必要性を感じない
(2) 告訴・告発、仮処分、民・刑事訴訟など、司法的救済手続の申請	<input type="checkbox"/> 1 申請手続又は活用方法が分からない <input type="checkbox"/> 2 人材と予算が不足 <input type="checkbox"/> 3 知識財産権侵害対応の効果が少ない <input type="checkbox"/> 4 必要性を感じない
(3) 侵害業者に警告又は合意の試みなどの自主対応	<input type="checkbox"/> 1 自主対応方法が分からない <input type="checkbox"/> 2 人材と予算が不足 <input type="checkbox"/> 3 知識財産権侵害対応の効果が少ない <input type="checkbox"/> 4 必要性を感じない

D. 知識財産権侵害被害の対応費用

(該当事項がない場合には、「0」を記入)

被害・侵害の対応費用 (紛争費用)	2010年	
	件数	費用合計 (百万ウォン)
知識財産権侵害被害の対応費用 →警告状の発送から侵害訴訟の完了時までにかかった費用基準 (損害賠償額又は和解金を除く)		

4.3. 知識財産権紛争関連の問題点

A. 貴機関の知財権が侵害されたときの対応における問題点

	問題の程度				
	低い	←	中間	→	高い
(1) 言語及び地理的距離などの環境により紛争相手との交渉が難しい	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5
(2) 該当国における該当知財権の法規などの関連知識の習得が難しい	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5
(3) 該当国には知財権保護のための行政的・司法的救済手続が不足	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5
(4) 該当国の行政部又は司法部などの意思が不足するか、態度が非協力的である	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5
(5) 対応時に過度な時間と費用がかかる	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5
(6) その他 ()	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 5

B. 他社の知財権を侵害したことによる紛争発生時の対応における問題点

	問題の程度				
	低い	←	中間	→	高い
(1) 法律代理人を選定するのが難しい	1	2	3	4	5
(2) 内部人材の専門性不足	1	2	3	4	5
(3) 対応関連の政府支援政策に対する情報不足	1	2	3	4	5
(4) 該当企業及び国の知財権関連事項に対する情報不足	1	2	3	4	5
(5) 対応時に過度な時間と費用がかかる	1	2	3	4	5
(6) その他 ()	1	2	3	4	5

C. 知識財産権侵害対応のために必要な政府政策

	政府政策の必要性及び緊急性				
	低い	←	中間	→	高い
(1) 実効性のある行政的・司法的処罰措置の強化	1	2	3	4	5
(2) 迅速な権利救済のための通関保留対象知識財産権の範囲（特許、デザイン権）の拡大、侵害物品の韓国国内流入遮断	1	2	3	4	5
(3) 知識財産権及び対応活動のための情報提供活動の強化	1	2	3	4	5
(4) 行政機関の知識財産権侵害製品の取締り権限の強化	1	2	3	4	5
(5) 知識財産権侵害製品などに対する通報褒賞金額の増額	1	2	3	4	5
(6) 知識財産権侵害対応のための訴訟などの費用支援	1	2	3	4	5
(7) その他 ()	1	2	3	4	5

アンケートに最後まで回答してください、ありがとうございました。

2011 年度

知識財産活動実態調査

発行 : 特許庁・貿易委員会

調査機関 : 韓国知識財産研究院

発効日 : 2012 年 2 月

住所 : 大田市西区庁舎路 189

Tel. (042) 481-5128

(02) 2189-2650

印刷 : 京城文化社

Tel. (02) 786-2999